

令和 5 年 12 月

# 四万十市議会定例会会議録

自令和 5 年 12 月 4 日

至令和 5 年 12 月 19 日

四 万 十 市 議 会

令和5年12月四万十市議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	要 旨
第1日	12月4日	月	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 諸般の報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 各委員長報告
第2日	12月5日	火	休 会
第3日	12月6日	水	休 会（質問通告午前11時締切り）
第4日	12月7日	木	休 会
第5日	12月8日	金	休 会
第6日	12月9日	土	休 会
第7日	12月10日	日	休 会
第8日	12月11日	月	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位1番～5番）
第9日	12月12日	火	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位6番～10番）
第10日	12月13日	水	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位11番～14番）
第11日	12月14日	木	1 開 議 2 上程議案等に対する質疑 3 委員会付託 (予算決算常任委員会)
第12日	12月15日	金	休 会（産業建設・総務・教育民生常任委員会）
第13日	12月16日	土	休 会
第14日	12月17日	日	休 会
第15日	12月18日	月	休 会

日 次	月 日	曜日	要 旨
第 16 日	12 月 19 日	火	1 開 議 2 各委員長報告 3 委員長報告に対する質疑 4 全員協議会 5 討論、採決 6 閉 会

## 令和5年12月四万十市議会定例会会議録 目次

### 第1日 12月4日 月曜日

開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	
議会運営委員長（上岡真一）	5
諸般の報告	7
議案の上程（第1号議案から第53号議案まで）	7
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	7
副市長（田能浩二）	13
上下水道課長（池田哲也）	20
市民病院事務局長（原 憲一）	21
各委員長報告	
総務常任委員長（西尾祐佐）	22
産業建設常任委員長（寺尾真吾）	26
教育民生常任委員長（川淵誠司）	30
議会改革特別委員長（西尾祐佐）	33
議員提出議案の上程（第1号及び第2号）	35
提案理由の説明	
8番（上岡真一）	36
発言の訂正	
議長（平野 正）	36
散 会	36

### 第2日 12月5日 火曜日   ～  第7日 12月10日 日曜日 休 会

### 第8日 12月11日 月曜日

開 議	38
発言の訂正	
総務常任委員長（西尾祐佐）	38
一般質問	

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	谷田 道子	市長、 所管課長	<p>1 高齢になっても住み慣れた地域で、安心して住み続けるために</p> <p>(1) 国のめざす介護制度改定（2024年）の方向と本市の状況について</p> <p>(2) 障がい者控除対象者の認定について</p> <p>2 子どもの放課後の学びを保障する学童保育について</p> <p>(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状と課題について問う</p> <p>(2) 子ども達にとって最善の環境を提供するために</p> <p>3 年末に向けて暮らしを支える取組を</p> <p>(1) 地方創生臨時交付金について</p> <p>(2) 予想される重点支援地方交付金の活用について</p>	38 } 52
2	鳥谷 恵生	市長、 教育長、 所管課長	<p>1 総合文化センター「しまんとぴあ」について</p> <p>(1) 「しまんとぴあ」の運営について</p> <p>2 新食肉センター整備事業について</p> <p>(1) 課題と今後のスケジュール</p> <p>3 市から排出される全ての汚泥の堆肥化について</p> <p>(1) 目標とする堆肥の品質とスケジュール</p>	52 } 67
3	寺尾 真吾	市長、 教育長、 所管課長	<p>1 市長施政方針について</p> <p>(1) スタートアップ支援に対する姿勢</p> <p>2 放課後児童クラブの運営について</p> <p>(1) 西土佐地域の現状と課題</p> <p>(2) 中村地域の現状と課題</p> <p>3 放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館の運營業務委託について</p> <p>(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども</p>	67 } 85

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
3	寺尾 真吾		教室の在り方 (2) 児童館の現状と課題 4 学校再編について (1) 再編プロセスの検証 5 防災について (1) 宿泊体験訓練の成果 (2) 避難タワーの現状と課題 6 “川とともに生きるまち”への取組 (1) 四万十川の河川環境改善と漁業資源 の回復 7 四万十市雇用対策について (1) 外国人材の確保と安心して生活でき る環境づくり	67 } 85
4	松浦 伸	市長、 教育長、 所管課長	1 農業施策について (1) みどりの食料システム法に基づく 「高知県基本計画」について (2) 本市産業振興計画について 2 奨学金制度について (1) 奨学金返還支援制度について	85 } 97
5	川渕 誠司	市長、 所管課長	1 市長の政治姿勢 (1) 平和首長会議に加盟し、「非核平和 都市宣言」をした市のリーダーとして (2) 「星空の街」の市長として 2 大学誘致の検証について (1) 学校法人への補助金 3 旧下田中学校・旧中医学研究所有効活 用について (1) 検討会 (2) 市民の要望に対する市長の見解 4 地域おこし協力隊について (1) 過去・現在・未来	97 } 114

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
6	上岡 正	市長、 教育長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 職員採用試験に伴う諸課題について (2) 下田三地区区長会及び下田地域こども代表の要望について (3) 公私連携幼保連携型認定こども園について (4) 四万十市総合文化センター「しまんとぴあ」の建設に伴う諸課題について (5) 大学誘致に伴う諸課題について	116 〃 129
7	山下 幸子	市長、 教育長、 所管課長	1 教育について (1) 学校教育について (2) 不登校支援について (3) 部活動の地域移行について 2 2024年問題について (1) 働き方改革関連法が施行されるにあたって 3 SDGsにおける食品ロスについて (1) 食品ロス削減への取組 4 プレミアム付商品券事業について (1) プレミアム付商品券について	129 〃 141
8	西尾 祐佐	市長、 教育長、 所管課長	1 農業振興について (1) 地域に合った作物について 2 産業振興について (1) 空飛ぶクルマについて 3 市内事業者の維持・発展について (1) 市の契約締結について 4 教員の働き方改革について (1) 標準授業時数を超える時数について	141 〃 158

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
9	川村 真生	市長、 教育長、 所管課長	1 独居世帯の高齢者について (1) 独居世帯の高齢者への本市の対応 2 市役所での手続きについて (1) 市民が分かりやすい窓口の設置について 3 公立保育所での生活習慣の指導について (1) 幼児への生活習慣の指導について 4 学校給食について (1) 給食単価の見直しと今後の給食費について	159 } 174
10	上岡 真一	市長、 教育長、 所管課長	1 市長の政治姿勢について (1) 2040年問題について 2 観光農園について (1) 荒廃した農地を整備して貸すことについて 3 四万十市の魅力について (1) 移住したい四国の市町村ベスト3について 4 新型コロナウイルス感染症について (1) 新型コロナウイルス感染症の後遺症について 5 市役所の職場環境について (1) ストレスチェックについて	174 } 188

延 会..... 189

第10日 12月13日 水曜日

開 議..... 193

発言の訂正

2 番 (川村真生) ..... 193

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
11	前田 和哉	市長、 教育長、 所管課長	1 防災力の向上 (1) 消防団員の欠員解消について (2) ヘリポートの整備について 2 健康対策支援について (1) インフルエンザ等の予防接種について 3 職員の人材育成について (1) 人材育成の取組について	193 } 208
12	川村 一郎	市長、 教育長、 所管課長	1 山と川を守るために (1) 森林経営管理制度について (2) 四万十川の環境整備 2 市民の日常生活への支援について (1) 市道の整備 (2) ヤングケアラーについて (3) 集落の維持について	208 } 219
13	澤良宜由美	市長、 所管課長	1 物価高騰対策のための重点支援地方交付金について (1) 低所得世帯支援枠 7 万円の支給について (2) 推奨事業（メニュー）について 2 市民サービスの向上について (1) デジタル地域通貨の取組について (2) 既存のキャッシュレス決済サービスについて 3 道路整備について (1) 市道馬場川線の整備について 4 安全対策について (1) 本市の防犯対策（盗難・棄損等）について	219 } 233
14	廣瀬 正明	市長、 教育長、 所管課長	1 地球温暖化対策について (1) ゼロカーボンシティへの取組 2 人口減少対策について	234 } 249

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
14	廣瀬 正明		(1) 生活インフラの整備	234 } 249
			3 市民への周知方法と日程について	
			(1) 市内で開催される行事	
			4 快適で安心して暮らせる四万十市	
			(1) 道路・景観・観光などの環境整備	
5 空き公共施設の利活用について				
			(1) 市民の要望に沿った利活用	

日程追加

追加議案の上程（第54号議案から第57号議案まで）	249
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	250
散 会	251

---

**第11日 12月14日 木曜日**

開 議	257
上程議案に対する質疑	257
委員会付託	257
散 会	257

---

**第12日 12月15日 金曜日 ～ 第15日 12月18日 月曜日 休 会**

---

**第16日 12月19日 火曜日**

開 議	263
各委員長報告	
予算決算常任委員長（山崎 司）	263
総務常任委員長（西尾祐佐）	264
産業建設常任委員長（寺尾真吾）	267
教育民生常任委員長（川淵誠司）	270
各委員長報告に対する質疑	274
討論・採決	
決議案第1号（提案理由の説明 9番 川淵誠司）	282

閉会挨拶

市長（中平正宏） .....	283
閉 会 .....	284

令和5年12月4日（月） 第1日

本 会 議

12月5日（火）第2日

12月6日（水）第3日

12月7日（木）第4日

12月8日（金）第5日

12月9日（土）第6日

12月10日（日）第7日

} 休 会

# 令和5年12月四万十市議会定例会会議録

四万十市告示第126号

令和5年12月四万十市議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月27日

四万十市長 中 平 正 宏

記

- 1 期 日 令和5年12月4日
- 2 場 所 四万十市議会議事堂

## 令和5年12月四万十市議会定例会会議録（第1日）

令和5年12月4日（月）

### ■議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告

日程第3 第1号議案から第53号議案まで

第1号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第5号）について

第2号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について

第3号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について

第4号議案 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について

第5号議案 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について

第6号議案 令和5年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について

第7号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）について

第8号議案 令和5年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について

第9号議案 令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について

- 第10号議案 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第11号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第12号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第13号議案 四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15号議案 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第16号議案 四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 第17号議案 四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第18号議案 四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて
- 第19号議案 工事請負契約について
- 第20号議案 農業委員会委員の任命について（岡崎 誠）
- 第21号議案 農業委員会委員の任命について（清水優志）
- 第22号議案 農業委員会委員の任命について（桑原宏文）
- 第23号議案 農業委員会委員の任命について（山本美加）
- 第24号議案 農業委員会委員の任命について（井上靖好）
- 第25号議案 農業委員会委員の任命について（谷崎容子）
- 第26号議案 農業委員会委員の任命について（伊与田真哉）
- 第27号議案 農業委員会委員の任命について（安藤久徳）
- 第28号議案 農業委員会委員の任命について（芝 順子）
- 第29号議案 農業委員会委員の任命について（遠地美千代）
- 第30号議案 農業委員会委員の任命について（山本 官）
- 第31号議案 農業委員会委員の任命について（伊勢脇精藏）
- 第32号議案 農業委員会委員の任命について（徳留佳代）
- 第33号議案 農業委員会委員の任命について（土居忠栄）
- 第34号議案 農業委員会委員の任命について（池田三郎）
- 第35号議案 農業委員会委員の任命について（加用雅啓）
- 第36号議案 農業委員会委員の任命について（篠田新生）
- 第37号議案 農業委員会委員の任命について（山崎秀和）
- 第38号議案 農業委員会委員の任命について（坂本 一）
- 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市防災コミュニ

- ティセンター)
- 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市多目的デイ・ケアセンター）
- 第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市デイ・サービスセンター）
- 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について（幡多公設地方卸売市場）
- 第43号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十いやしの里）
- 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十川学遊館及びトロボ自然公園）
- 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ）
- 第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について（宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家）
- 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立四万十農園あぐりっこ）
- 第48号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合福祉センター）
- 第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について（安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート）
- 第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立図書館〔西土佐分館を含む。〕）
- 第51号議案 公の施設の指定管理者の指定について（玉姫さくら会館〔中村小学校学童保育施設を除く。〕）
- 第52号議案 公の施設の指定管理者の指定について（歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館）
- 第53号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合営農指導拠点施設）

（議案の上程、提案理由の説明）

日程第4 所管事項の調査（令和5年9月定例会より継続調査）

（各委員長報告）

日程追加 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

(議案の上程、提案理由の説明)

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員 (なし)

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長補佐 濱町 一幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 金子 雅紀	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 原 憲一
福祉事務局長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 山崎 寿幸	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼 地域企画課長 村上 正彦	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 朝比奈 雅人	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤 和史	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開会

■議長（平野 正） おはようございます。これより令和5年12月四万十市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届出が参っております。宮崎 努議員、病氣療養のため欠席、以上のとおり報告いたします。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において廣瀬正明議員、鳥谷恵生議員を指名いたします。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期日程について、議会運営委員会でご協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

上岡真一議会運営委員長。

■議会運営委員長（上岡真一） おはようございます。

議会運営委員長報告を行います。

まず、今期定例会の会期日程については、11月30日委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期は、質問者が14名であり、一般質問期間を3日間として、本日から12月19日までの16日間といたしております。

日程等の詳細については、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照賜りたいと思います。

続いて、所管事項の調査について報告いたします。

四万十市議会会議規則の一部を改正する規則について協議を行いました。

これは、本市議会において議会タブレット及びペーパーレス会議システムが導入されたことに伴い、重大な感染症の蔓延や大規模災害などの発生により、委員の参集が困難な場合に、協議の場である全員協議会・会派代表者会・広報広聴委員会をオンライン開催できるという規定を追加するとともに、議場システム改修に伴い、起立表決の際に、電子表決システムによる表決を可能とする規定を追加するもので、全会一致で改正するものと決し、今期定例会に議員提出議案として提出することとしております。

次に、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例について協議を行いました。

常任委員及び議会運営委員の任期や起算日などについて変更するとともに、改組時の委員改選の時期や正副委員長の互選の時期などの運用に合わせた内容とするため規定を改正し、併せ

て本市議会において議会タブレット及びペーパーレス会議システムが導入されたことに伴い、重大な感染症の蔓延や大規模災害などの発生により、委員が参集することが困難な場合に、オンライン開催できるという規定を追加するもので、全会一致で改正するものと決し、今期定例会に議員提出議案として提出することとしております。

次に、四万十市議会情報通信機器運用規程の制定について協議を行いました。

議会タブレットが導入されたことに伴い、情報通信機器の適正な運用に関し、貸与・管理・会議システムの使用について定め、紙資料との併用期間については、令和7年3月31日までとすることなどを規定するもので、全会一致で制定するものと決しました。

次に、議員政治倫理条例に基づく事例について協議を行いました。

議員政治倫理条例第3条の政治倫理基準第9号にある「議員の地位を利用し圧力をかける行為やハラスメント等」に該当する事例について、執行部で調査した結果、報告書の提出があったものでございます。議員政治倫理条例第3条第9号に該当するのではないかという事案が1件ありましたので、本日開会日の終了後に全員協議会を開催し、事案について確認の上、議会としての今後の対応について、政治倫理に反する事実などがあるときは、その責任を明らかにした内容の報告など、協議を行うこととしております。

次に、その他の案件として、産業建設常任委員会の本年度2回目の管外視察について、委員外議員に案内することについて協議した結果、公費負担とするのか、政務活動とするのか、そもそも案内することがよいのかなど、様々な意見があり、一旦会派に持ち帰って検討することに決しました。

次に、議会基本条例第6条第3項の規定に基づき、請願者本人の意見陳述の機会を定める必要があるのではないかということについて協議いたしました。

請願書についての紹介議員をなくそうという動きがあるとの意見や、まずは紹介議員としての説明責任を果たすべきではないか、必要であれば現行法規で規定されている参考人として招致したらいいのではないかという意見など、様々な意見があり、全国的な事例なども研究し、引き続き検討することに決しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降における議長の事務報告及び議長が決定した議員派遣については、印刷としてお手元に配付しております。これによりご了承願いたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第3、「第1号議案」から「第53号議案」までを一括議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） おはようございます。

本日、議会の皆様のご出席をいただき、12月の市議会定例会が開会できますことお礼申し上げます。

まず、一昨日フィリピン・ミンダナオ島付近を震源とする地震によりまして、一昨日23時56分、高知県に津波注意報が発令をされました。それを受けまして市では、震災第1配備、沿岸部に避難指示を出したところでございます。ただ幸いなことに、高知県では土佐清水市で20cm津波観測があったくらいで、大きな被害はありませんでした。

また、昨日9時に津波注意報が解除されましたので、よって、震災第1配備も解除することとなりました。この間、地震防災課をはじめとする関係各課、また消防署団員の皆様には、大変ご苦労さまでございました。改めてお礼を申し上げます。

また同時に、中村河川国道事務所あるいは高知県等とも常時いろんな情報をいただいておりますので、大変ありがたく思うところでございます。

また、その後も地震の頻発化であるとか、あるいは火山が爆発したというようなお話もございますので、より一層今後注意をしながら進めていかなくてはいけないのではないかと、改めて思うところでございます。

さて、今期定例会にお願いいたします議案は、予算議案として「令和5年度四万十市一般会計補正予算」など10件、条例議案として「四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」など7件、その他の議案として「四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて」など36件で、合計53件となっています。このほかに報告事項が4件あります。

なお、後日追加で1件の議案を提案させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

提出議案の詳細につきましては、後ほど副市長並びに所管のほうからご説明いたしますので、私からは、来年度の予算編成の考え方並びに9月定例会以降における主要課題等への取組についてご報告いたします。

初めに、令和6年度の予算編成方針について申し上げます。

国は、経済財政運営と改革の基本方針2023において、国内外の環境変化に対応したマクロ経

済運営の基本的考え方を示すとともに、新しい資本主義の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組やグリーントランスフォーメーションやデジタルトランスフォーメーションやスタートアップ推進や新たな産業構造の転換など、官と民が連携をした投資の拡大と経済社会変革の実行に向けた基本方針を示しています。

また、少子化のトレンドを反転させるべくこども未来戦略方針に沿ったこども・子育て政策の抜本的強化に向け、国民に実質的な追加負担を求めることなく安定的な財源の確保とともに、政府を挙げて取り組むとしています。

本市の財政状況に目を向けますと、令和4年度普通会計決算では、財政調整を行うため、減債基金3億円の取崩しを行いました。

歳入では、市税は約36億7,000万円で、前年度に比べ約8,000万円の増、ふるさと応援寄附金が約5億8,000万円で、前年度に比べ約1億3,000万円の増となっており、自主財源の割合は27.4%で、前年度に比べ4.1%増加しているものの、国庫支出金は約45億7,000万円で、前年度に比べ約9億6,000万円の減など、歳入全体が減少しており、地方交付税などの財源に依存する構造に変わりはなく、依然として自主財源に乏しい状況であります。

歳出では、義務的経費が約101億9,000万円で、住民税非課税世帯給付金給付約4億1,000万円の減や子育て世帯への臨時特別給付金給付約4億6,000万円の減などにより、前年度に比べ約6億5,000万円の減となっており、投資的経費が約44億8,000万円で、前年度に比べ約4億円の減、その他の経費が約95億円で、前年度に比べ約6,000万円の増となっています。

今後の財政収支見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の回復が期待される一方、社会情勢や物価高騰を背景に、燃料費・光熱費などの経常経費の増加が続くと予想され、引き続き社会保障関係経費の負担は大きく、公共施設の老朽化対策費用の増加や計画される大型事業など相まって、令和6年度の財政収支見通しでは、前年度を超える収支不足が見込まれ、市財政の環境は一層厳しさを増していく状況にあります。

このような状況下ですが、安全・安心な市民生活の実現、市民サービスの質の確保を最優先としつつ、働き方改革やデジタル化を積極的に推進をし、急速に変化する社会経済状況への対応を図るとともに、コロナ禍からの回復を加速させ、活力ある地域づくりを実現するため、迅速かつ着実に施策を展開していく必要があります。

令和6年度の予算編成においては、総合計画に掲げる市の将来像である「人が輝き 夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」を実現するため、次の5点の基本方針に沿って取り組みます。

まず、基本方針の1点目は、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った施策の推進です。

総合計画に掲げる市の将来像の実現に向けて、次の6つの基本目標、1、自然と共生した安心で快適なまちづくり、2、にぎわいと住みやすさのあるまちづくり、3、地域資源を生かし

た産業の力みなぎるまちづくり、4、豊かな心と学びを育むまちづくり、5、健やかで笑顔のある支え合いのまちづくり、6、協働で築く地域力のあるまちづくりを意識した予算編成に取り組めます。

この基本目標に基づき策定しました後期基本計画に沿って施策の構築を図るとともに、総合計画のリーディング施策として位置づけた第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる施策・事業について、急速に変化する社会経済状況や複雑・多様化する市民ニーズを見据えた効率的な推進に取り組めます。

2点目は、施策の厳選と重点化です。

厳しい財政状況下ですが、市民の生活を守り抜くことを最優先としつつ、活力ある地域づくりの実現に向けた施策をはじめ、緊急性と事業効果の高い施策へ優先的・積極的に財源を配分します。そのため、事業の緊急性・事業効果を見据えた上で優先順位を厳格に定め、不急の新規事業については、実施時期を見送るとともに、既存の事務事業の廃止・見直し・合理化・効率化に努めます。

3点目は、デジタル化の推進です。

慣例等にとらわれることなく、業務プロセスを含む事務事業の見直しに取り組むとともに、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向け策定をした四万十市行政手続オンライン化計画に基づき、デジタル技術やデータを活用して、業務の合理化・効率化と市民の利便性向上に取り組めます。

4点目は、公共施設の適正な管理です。

令和3年度に改定をした四万十市公共施設等総合管理計画の基本方針並びに施設ごとにより具体的管理方針を示した個別施設計画に基づき、適切な維持管理及び長寿命化に努めるとともに、施設の改修費用、維持管理コスト、利用状況等を考慮し、施設の統合・廃止を含めた見直しに取り組めます。

5点目は、持続可能な行財政基盤の確立です。

少子高齢化・人口減少に伴う市税の減収や社会保障費増加だけでなく、物価高騰等による経常経費の増加も重なり、今後の財政状況は一層厳しくなると予想されます。

そうした中、健全で持続可能な財政基盤を確立するためには、不断の行財政改革が必要です。第3次四万十市行政改革大綱及び推進計画に掲げる基本理念及び3つの基本方針を常に意識し、歳入の確保と歳出の抑制に積極的に取り組めます。

続きまして、9月定例会以降における主要課題等への取組についてご報告いたします。

まず、四万十市総合文化センターについてです。

施設の建設工事については、令和3年6月の着工から約2年4か月の工期を経て、10月6日に竣工いたしました。今月からは、駐車場等の外構や隣接の五月公園の整備を行う予定としており、関連する工事も終盤に差しかかっていますが、周辺住民の皆様におかれましては、引き

続きご理解・ご協力をお願いいたします。

また、年度内をめどとした施設内の附属設備や備品の整備も順調に進めており、指定管理者による習熟訓練も行われるなど、円滑な運営に向けた準備業務を着実に実施しています。

総合文化センターの開館日につきましては、令和6年4月29日とし、記念式典の開催とともに、関係者の皆様に披露させていただく予定としており、ゴールデンウィーク期間中は、開館記念公演の開催や市民の皆様を対象とした施設見学等を計画しています。一般の方への貸出しは、令和6年5月7日からとなりますが、本年10月から予約受付を開始しており、また開館までに施設を広く知っていただくため、多彩なイベントを数多く実施しているところであります。

今後におきましても、市民の皆様に愛着を持っていただき、にぎわいあふれる施設となるよう効果的な取組を進めてまいります。

次に、放課後児童クラブ・子ども教室事業についてです。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、放課後に適切な遊びや学びの場を提供し、児童の健全な育成や豊かな人間性の涵養を図ることを目的として実施しています。

現在、中村地域では、小学校区単位で、保護者を中心に組織された運営委員会に事業を委託していますが、将来にわたってより円滑に運営していくため、令和6年度からは、中村地域の全ての児童クラブ及び子ども教室の運営を一括して事業者へ委託する方針としています。

この事業者については、現在の運営組織と業務の引継ぎを行った上で、新年度当初からの円滑な事業実施を行うため、年度内に業者を選定したいと考えており、本議会に関連する議案を提出していますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

今後も放課後の児童を安全に見守ることのできる環境の維持に努め、保護者の皆様の子育てに関する負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

次に、具同保育所の移転改築についてであります。

具同保育所については、施設の老朽化に伴い、現在の園舎の北側に移転改築することとしており、11月9日に建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事の入札を行い、落札事業者が決定いたしました。このうち、建築主体工事の契約につきましては、本議会に議案として提出していますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

新園舎の特徴としましては、壁や柱などの主要構造部の一部に、断熱性・遮音性・耐震性に優れると言われる直交集成材のCLTを活用することとしています。

また、太陽光パネル及び蓄電池を設置することにより、温室効果ガスの削減及び災害発生時の地域防災に寄与することができると考えています。

今後のスケジュールにつきましては、建築工事は本年12月から令和6年10月にかけて行い、建築工事完了後は、現園舎の解体工事、園庭及び送迎用駐車場等の外構工事等に取りかかる予定としています。

なお、新園舎の運営につきましては、令和6年12月から令和7年1月頃の開始を目指しています。

今後の事業の進捗状況に合わせ、保護者や地域の皆様に情報提供を行いながら、地域に愛され、子供たちが健やかに過ごすことができる施設となるよう取組を進めてまいります。

次に、プレミアム付商品券事業についてです。

プレミアム付商品券の販売は、当初は10月末までとじていましたが、残数が生じたので、広報等で周知の上、11月13日から再販売を行い、同日完売いたしました。額面総額として約3億8,000万円の商品券を市民の皆様よりご購入いただいています。

また、商品券が利用できる店舗は、357件の登録をいただいております。11月末の換金状況は約2億3,000万円、換金率は61%となっています。商品券の使用期間は、12月31日までとじていますが、こうした利用状況からも、この事業の目的とする物価高騰の影響を受けた生活者の家計負担の軽減並びに地域における消費の喚起・下支えにおいて、十二分に効果があったのではないかと考えています。

次に、旧下田中学校及び旧中医学研究所の有効活用についてです。

8月に開催をした第1回目の旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会での意見を踏まえ、8月28日から9月29日までの期間で有効活用案についての民間公募を行いました。その結果、11件の応募があり、カフェ併設の屋内イチゴ農園、産前産後ケアセンター、行政・教育・労働・福祉分野の支援機関が集う総合施設など、様々なご意見が寄せられたところでもあります。

また、10月5日には、2回目の検討会を開催いたしました。この検討会では、民間公募の結果を報告したほか、民間公募とは別に寄せられた活用案のうち、病院食等を1か所で集中的に調理するセントラルキッチンの整備や子育て支援として屋内遊具や産前産後ケアセンター等を備える複合施設の整備など、事業内容がある程度具体化されている5件につきまして、提案者からの説明とそれを踏まえた意見交換を行いました。

委員からは、防災対策としても活用が見込まれる提案に賛同する声や具体的な活用内容についてもっと詳しい資料が欲しい、小中一貫校等への活用についても検討すべきといったご意見をいただいたところでもあります。

今後も引き続き検討会や有効活用プロジェクトチームを開催をしながら、当該施設の有効な活用策について検討を進めてまいります。

次に、新食肉センターの整備についてです。

四万十市新食肉センター整備推進協議会において、令和4年7月から行ってきました施設の基本設計が10月に完了をし、74億9,342万円の概算事業費が示されましたが、近年の資材高騰や円安の長期化などの影響もあり、当初の計画事業費を大きく上回るものとなりました。このため、当協議会としましては、整備を進めるためにはさらなる経費の縮減が必要との認識の下、施工レベルでは、どのくらいの事業費になるのかを精査を行うため、複数の施工業者に対しサ

ウンディング調査を実施しています。調査結果は、令和6年1月に出る予定で、その結果も今後の事業の方向性を見極める上で大変重要な判断材料となることから、施設整備費の来年度当初予算への計上は、見送ることといたしました。

しかしながら、整備が遅れるほどインフレをはじめ資材や労務費等の上昇により事業費が膨らむとの専門家の指摘もあることから、できるだけ早期に事業実施の可否を判断していく必要があります。

また、県や幡多地域の5市町村・四万十町との間で、整備費用の負担に係る協議も並行して行っていますが、事業の必要性を踏まえた相応の負担についてご理解をいただければ前に進むことができませんので、丁寧な説明とともに、早期に結論を出せるよう協議を加速してまいります。

施設整備は、令和10年度からの本格稼働を目指して取り組んできましたが、こうした状況からも、スケジュールがさらに遅れることが想定をされ、関係事業者の皆様にはご心配をおかけしますが、市民の皆様への整備へのご理解をいただくことが重要であり、事業を慎重に進めていく必要があることから、ご理解を賜りたいと考えております。

食肉センターは、高知県のみならず、四国内の食肉産業の拠点であり、地域においても約150人の雇用の場として大変重要な施設でもあります。今後におきましても、財源確保をはじめとする必要な措置を講じていく上では、県や関係市町村及び事業者の皆様からのご支援・ご協力が不可欠でありますので、引き続き施設整備の実現に向け協議を重ねてまいります。

次に、具同・楠島地区の相ノ沢川総合内水対策についてです。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に備え、本市としましても、国・県と連携をして流域治水を強力に推進しており、市民の安全・安心な生活環境の確保に資するべく、治水安全度の向上に努めているところであります。

こうした中、本年6月から相ノ沢川総合内水対策の柱となる国土交通省の樋門、高知県の放水路並びに本市の排水機場を運用開始させたことにより、浸水被害の大幅な軽減・解消が図られています。残るハード対策としては、楠島川・相ノ沢川の堤防整備がありますので、一日も早い完成を目指して、引き続き関係機関への働きかけを行ってまいります。

一方、ソフト対策としては、施設整備効果を将来にわたって維持させるため、楠島川・相ノ沢川流域の一部を対象とした土地利用条例の規制に向けて取組を進めており、10月に条例案に対するパブリックコメント、11月には市民説明会を開催をし、広く住民の皆様のご意見をお聞きしたところであります。このうち説明会では、近年の予想を大きく超える豪雨を考えると、土地利用の規制は必要、開発に伴い遊水地は減少し続けており、地域発展のためにはある程度の規制が必要など、条例による一定の規制が必要といった趣旨のご意見をいただきました。

今後、このような住民の思いを踏まえ、水害に強い地域づくりにつながる条例となるよう、関係機関や学識者のご意見も参考にしながら、早期の制定に向け取組を進めてまいります。

次に、第35回龍馬ワールドイン四万十についてです。

この大会は、国内のみならず、海外からも龍馬ファンが集う歴史ある大会であり、10月27日から29日までの期間、本市で初めて開催されました。文化センターで行われた本大会は、412名の参加があり、「龍馬伝」の脚本家福田 靖さんの基調講演や「地方あつてのニッポン」をテーマとしたパネルディスカッション、そしてよさこい演舞の披露など、多彩な企画もあり、参加された皆様からは、大変高い評価をいただきました。このほか前夜祭に112名、交流会に347名、そして観光資源など、地域を巡るエクスカッションは、3コースに40名の参加があったとお聞きをしており、四万十川や本市自慢の食などを十二分に楽しんでいただけたのではないかと思います。

この龍馬ワールドイン四万十の開催を通じて、川とともに生きるまち四万十市の多様な価値や魅力を国内外に発信することができるさらなる観光誘客の促進につながったものと考えています。実行委員会をはじめ、関係者の皆様のおかげをもちまして、本市での大会を成功裏に終えることができました。この場をお借りいたしまして深く感謝申し上げます。

以上で来年度の予算編成及び主要課題等への取組についてのご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

以上で来年度の予算編成及び主要課題等への取組についてのご報告を終わります。よろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 続いて田能副市長。

■副市長（田能浩二） それでは、私からは議案を順次ご説明させていただきます。

なお、「第8号議案」、「第9号議案」及び「第10号議案」につきましては、後ほど上下水道課長と市民病院事務局長からご説明申し上げますので、ご了承ください。

まず、「第1号議案」以下の補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正予算では、令和5年の人事院勧告の趣旨に沿って、一般職及び特別職等の給与費を補正するとともに、エネルギー価格高騰の影響により、公共施設に係る光熱費の見直しを行っております。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。「第1号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第5号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、2億9,744万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を281億1,306万7,000円とするものでございます。

次の繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正につきましては、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございますが、変更が1件、追加が6件でございます。

8款土木費の文化複合施設周辺道路整備は、施設整備に伴う工事車両等により、周辺道路が混雑している状況で、住民等への安全確保対策が必要であり、県公安委員会等との協議に時間

を要しており、適正工期が確保できないためでございます。

そのほか、今回の補正予算で計上している事業など、年度内の完了が見込めない事業の繰越しをお願いしております。

7ページから8ページにかけての第3表債務負担行為補正でございますが、変更が1件、追加が20件でございます。

追加の放課後児童クラブ・放課後子ども教室・児童館運営業務に要する経費は、経験や専門性を有する事業者に一括して委託し、運営体制を一元化することで、保護者の負担軽減、利便性の向上を図るとともに、事務の適正化・効率化を図るもので、東山小学校改築に要する経費は、校舎建築工事等について、令和7年度の新校舎での開校に向け、工期を確保するためのものがございます。

そのほか、令和6年度からの円滑な実施に向け、業務委託契約を締結しようとするものなど、それぞれ記載しております事項について期間を定め、限度額の範囲内で債務負担行為を設定するものがございます。

次の第4表地方債補正でございますが、借入額の見直しによりまして限度額を補正するものがございます。

起債の目的・限度額・起債の方法・利率・償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

17ページをお開きください。2款総務費、1項7目企画費の路線運行バス運営費補助金435万7,000円の補正は、年間見直しによるもの、中山間地域生活支援484万1,000円の補正は、三里島の宮地区が実施する水道施設整備に対する補助ですが、当初既設設備の活用を予定していたところ、実施に当たり老朽化により設備の更新などが必要と判明したため、事業内容及び事業費の見直しを行うものがございます。

18ページをお開きください。3項1目戸籍住民基本台帳費の戸籍電算システム改修456万5,000円、住民基本台帳システム改修633万6,000円の補正は、本年6月交付の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正に伴う戸籍や住民票等への氏名の振り仮名法制化に対応するため、システム改修を行うものがございます。

20ページをお開きください。3款民生費、1項3目障害者総合支援費の障害者自立支援システム改修179万1,000円の補正は、令和6年度から報酬改定や制度改正に伴いシステム改修を行うものがございます。

22ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費の放課後児童健全育成155万円、乳幼児・児童医療費1,668万9,000円、未熟児養育医療費90万2,000円、障害児通所給付費1,663万1,000円、審査支払手数料30万1,000円の補正は、年間見直しによるものがございます。

23ページの3目保育所費の児童・職員給食材料費218万8,000円の補正は、物価高騰に伴い年間所要額を見直したものでございます。

また、3項2目扶助費の生活保護費の補正につきましても、年間見直しによるものでございます。

25ページをお開きください。4款衛生費、3項1目病院費の病院事業会計負担金1,871万2,000円の補正は、市民病院の患者情報の他院との連携及び患者画像データの共有化など地域連携事業に係る経費について、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定に伴い、病院事業会計へ繰り出すものでございます。

26ページをお開きください。6款農林水産業費、1項3目農業振興費の地域計画策定推進緊急対策104万円の補正は、本年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の改正により、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定及び公告が義務づけられ、令和7年3月末までの策定が必要となっていることから、県補助金を活用し、対応を図るものでございます。

28ページをお開きください。7款商工費、1項2目商工業振興費の商店街等省エネルギー化推進201万6,000円の補正は、商店街振興組合等が所有し、管理する街路灯のLED化など照明の更新に係る経費を補助するものでございます。

30ページをお開きください。8款土木費、5項1目下水道費の下水道事業会計負担金2,582万8,000円の補正は、職員給与費や電気料の見直しのほか、八反原排水ポンプ場の耐震診断を実施するものでございます。

31ページをお願いします。9款消防費、1項1目常備消防費の幡多中央消防組合負担金67万円の補正は、職員給与費や光熱水費の見直しのほか、西土佐分署の救急車両に備付けの半自動除細動器の更新を行うものでございます。

33ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費及び3項中学校費、2目教育振興費の補正は、就学援助費の年間見直しによるもの、また2項4目学校建設費の減額は、竹島小学校屋内運動場改修事業の完了によるものでございます。

36ページをお開きください。11款災害復旧費4,760万円は、6月の台風、8月の大雨による災害復旧費の補正でございます。

14ページにお戻りください。歳入でございます。21款諸収入、5項1目雑入の令和4年度後期高齢者医療広域連合負担金返還金1,287万4,000円は、前年度事業の精算に伴う返還金でございます。

そのほか12ページからの15款国庫支出金以下のその他の歳入につきましては、それぞれ歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

続きまして、特別会計補正予算書をお願いします。

1ページをお開きください。「第2号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定

補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、3億1,255万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億5,267万4,000円とするものでございます。

10ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費で職員給与費等の見直しのほか、2款保険給付費は、年間見直しによるもの、10款諸支出金では、前年度事業等の精算に伴う国県支出金の返還金を計上しております。

8ページからの歳入は、歳出に見合うものとして、県補助金や一般会計繰入金等を計上しておりますので、ご参照ください。

17ページをお開きください。「第3号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、1,447万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,241万4,000円とするものでございます。

25ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費では、職員給与費や会計年度任用職員給与費のほか、常勤医師1名が現在病気休暇中のため、診療体制が維持できない状況で、早急に体制を整える必要があることから、人材紹介業者に医師の紹介を委託し、雇用を図る経費として医師確保537万7,000円、また医師雇用までの対応として他医療機関からの支援に係る経費として派遣医師報償費、市民病院医師応援負担金などを計上しております。

26ページの2款医業費、1項3目医療用衛生材料費96万4,000円の補正は、物価高騰の影響や患者数の年間見込みにより医療材料費の見直しによるものでございます。

24ページの歳入につきましては、歳出に見合うものとして県補助金や一般会計繰入金等を計上しておりますので、ご参照ください。

33ページをお開きください。「第4号議案、令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、170万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を353万3,000円とするものでございます。

42ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費は、職員及び会計年度任用職員の給与費の見直しを行っております。

40ページの歳入につきましては、歳出に見合うものとして診療収入、県補助金及び一般会計繰入金を計上しております。

47ページをお開きください。「第5号議案、令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の補正で補正でございますが、387万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億925万8,000円とするものでございます。

54ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料1,003万3,000円の減額は、決算見込みにより見直しを行ったものでございます。

3 款繰入金、1 項 2 目保険基盤安定繰入金115万9,000円の減額は、保険料軽減額の確定に伴い減額するもので、55ページの4 款繰越金は、前年度決算に伴う繰越金を計上するものでございます。

56ページをお開きください。歳出でございしますが、1 款総務費では、職員給与費の見直しを行っており、2 款後期高齢者医療広域連合納付金376万4,000円は、先ほどご説明した歳入を納付するものでございます。

次に、61ページをお開きください。「第6号議案、令和5年度四万十市と畜場会計補正予算(第2号)」でございます。

歳入歳出予算の補正でございしますが、414万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億6,139万5,000円とするものでございます。

70ページをお開きください。歳出でございします。1 款総務費の414万8,000円の減額は、職員及び会計年度任用職員の給与費や燃料単価高騰に伴う燃料費、電気料の見直しを行ったものでございます。

68ページからの1 款事業収入の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上しておりますので、ご参照ください。

75ページをお開きください。「第7号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第3号)」でございます。

歳入歳出予算の補正ですが、3,198万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億5,605万2,000円とするものでございます。

次の繰越明許費につきましては、78ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございしますが、認知症高齢者グループホームを運営する介護事業者に対し、増床等施設改修に要する経費の補助を行うものですが、改修工事の年度内完了が見込めないことから繰越しをお願いするものでございます。

85ページをお開きください。歳出でございします。1 款総務費では、令和6年4月施行の介護保険法改正及び介護報酬改正等に対応するための介護保険業務システム改修160万6,000円のほか、職員及び会計年度任用職員の給与費の見直しを行うものでございます。

86ページをお開きください。4 款地域支援事業費の補正は、職員給与費の見直しによるもので、6 款諸支出金では、平成25年度に県補助金を活用し整備した介護事業所につきまして、事業所廃止に伴う財産処分申請を受けたことから、当該事業に係る県補助金の返還を行うものでございます。

なお、84ページの9 款諸収入に事業所からの返還金を計上しております。

そのほか82ページの3 款国庫支出金以下の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上して

おりますので、ご参照ください。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきますが、各会計の末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、議案書の13ページをお開きください。「第11号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、国において令和5年度中に生活保護受給者に対する医療扶助に関して、マイナンバーを利用したオンライン資格確認が導入される予定となっております。生活保護法に準じて実施している外国人の保護については、いわゆるマイナンバー法に定められた事務に該当しないことから、各自治体においてマイナンバーの利用が可能な独自利用事務として条例で定める必要があるもので、併せて他の事務についても見直しを行い、所要の改正を行うものでございます。

次に、16ページをお開きください。「第12号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和5年の人事院勧告の趣旨に沿って、職員の期末勤勉手当及び給料表について所要の改正を行うものでございます。

次に、29ページをお開きください。「第13号議案、四万十市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、令和5年の人事院勧告の趣旨に沿った一般職員の期末勤勉手当等の改正に伴い、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当について所要の改正を行うものでございます。

次に、「第14号議案、四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、子育て支援拡充の観点から、産前産後期間における妊産婦の国保税を免除することが地方税法及び地方税法施行令に新たに規定され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、32ページをお開きください。「第15号議案、四万十市印鑑条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を搭載した移動端末整備、いわゆるスマートフォンを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第16号議案、四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、休校中の学校施設の利活用と生涯学習活動の場の提供を図るため、現在の学校体

育施設の開放事業において、開放施設に校舎を加えるとともに、利用目的についても文化・芸術を含めた生涯学習活動に拡大し、また利用条件の緩和を行うなど、生涯学習活動のしやすい制度に見直すなど、来年4月より運用を開始するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第17号議案、四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部改正に併せて、その利用目的をスポーツ利用だけでなく、生涯学習の振興を目的とした利用に改めるとともに、学校移転等による施設名称の変更について所要の改正を行うものでございます。

次に、「第18号議案、四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて」でございます。

平成27年3月に策定された四万十市総合計画は、平成27年度から令和6年度までの10年間の計画としております。市の最上位計画である総合計画は、全ての政策・施策の指針となるもので、一般的に首長の政策方針を反映して策定されるべきものであることから、令和7年4月に控える市長選挙を考慮し、現総合計画基本構想の計画期間を1年延長するものでございます。

次に、「第19号議案、工事請負契約について」でございます。

これは、築48年を迎え、経年による機能・性能の劣化が著しい具同保育所の移転改築事業建築主体工事について、予定価格1億5,000万円以上の工事請負となるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案関係参考資料に契約の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、「第20号議案」から「第38号議案」までの「農業委員会委員の任命について」は、一括してご説明させていただきます。

これら19件の議案につきましては、現在の農業委員会委員の任期が来年4月9日に満了することから、次期委員19名を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

委員の任期は、令和6年4月10日から令和9年4月9日までの3年間でございます。

なお、議案関係参考資料として任命する委員の経歴等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、56ページをお開きください。「第39号議案」から「第53号議案」までの「公の施設の指定管理者の指定について」は、一括してご説明させていただきます。

以前より指定管理者による管理を行っているこれらの施設につきましては、本年度末をもって指定期間が満了することから、指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案関係参考資料にそれぞれ指定団体の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

■議長（平野 正） 続いて、池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） それでは、私のほうから、「第8号議案」及び「第9号議案」についてご説明をさせていただきます。

まず、「第8号議案、令和5年度四万十市水道事業会計補正予算について」ご説明させていただきます。

お手元の令和5年度四万十市水道事業会計補正予算書をお願ひいたします。

1ページをお開き願ひます。第1条、令和5年度四万十市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出のうち、支出の補正でございますが、令和5年人事院勧告の趣旨に沿っての職員給与費の見直しにより、第1款第1項営業費用を95万円増額し、補正後の事業費用を7億3,844万3,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出のうち、支出の補正でございますが、これも令和5年人事院勧告の趣旨に沿っての職員給与費の見直しにより、第1款第1項建設改良費を49万円増額し、補正後の資本的支出を11億1,660万4,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することできない経費でございますが、職員給与費に係る経費を記載のとおり補正するものでございます。

2ページをお開き願ひます。第5条、利益剰余金の処分でございますが、繰越利益剰余金の処分の金額を記載のとおり補正するものでございます。

3ページ以降に実施計画・説明書等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思ひます。

以上で「第8号議案」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、「第9号議案」、令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算書をお願ひします。

1ページをお開き願ひます。第1条、令和5年度四万十市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量でございますが、主要な建設改良事業費を記載のとおり補正するものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。まず、収入につきましては、第1款第1項営業収益を79万1,000円、第1款第2項営業外収益を71万6,000円、第1款第3項特別利益を200万円とそれぞれ増額し、補正後の事業収益を6億2,019万6,000円とするものでございます。特別利益の増額の理由といたしましては、大方四万十道路の整備に伴う構築物等移転補償によ

るものでございます。

次に、支出の補正でございますが、第1款第1項営業費用を350万7,000円、第1款第3項特別損失を36万1,000円とそれぞれ増額し、補正後の事業費用を6億2,055万7,000円とするものでございます。事業費用の増額の理由といたしましては、電気料金及び令和5年人事院勧告の趣旨に沿っての職員給与費の見直し、そして大方四万十道路の整備に伴い、四万十市中央下水道管理センターの未供用地の一部にある構築物等の撤去が必要となっておりますので、撤去業務を委託するものでございます。

2ページをお開き願います。第4条、資本的収入及び支出の補正でございます。

まず、収入につきましては、国より割当てのあった八反原排水ポンプ場の耐震診断業務及び大方四万十道路の整備に伴う土地売却代金等として、第1款第1項補助金を2,432万1,000円、第1款第3項他会計出資金を22万9,000円、第1款第4項他会計負担金を2,432万1,000円、第1款第7項固定資産売却代金を230万8,000円とそれぞれ増額し、補正後の資本的収入を5億3,826万8,000円とするものでございます。

次に、支出につきましては、国より割当てのあった八反原排水ポンプ場の耐震診断業務及び令和5年人事院勧告の趣旨に沿っての職員給与費の見直し、そして大方四万十道路の整備に伴う土地売却代金に係る国庫補助金返還により、第1款第1項建設改良費を4,887万1,000円、第1款第4項返還金を138万5,000円とそれぞれ増額し、補正後の資本的支出を6億9,750万円とするものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費に係る経費を記載のとおり補正するものでございます。

3ページ以降に実施計画・説明書等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第9号議案」の説明を終わらせていただきます。

■議長（平野 正） 続いて、原市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（原 憲一） それでは、私のほうから、「第10号議案、令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第1号）」についてご説明させていただきます。

令和5年度四万十市病院事業会計補正予算の1ページをお願いいたします。

第1条、令和5年度四万十市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、令和5年度四万十市病院事業会計予算第3条に定める収益的支出の補正です。

まず、3ページをご覧ください。

支出を1,323万1,000円増額し、16億4,707万1,000円とするものです。これは、職員給与費の見直しによる増額分223万1,000円と薬品費の見直しに伴い材料費を1,100万円増額するものです。

1 ページにお戻りください。第3条、予算第4条に定めた資本的収入の補正です。

これは、はたまるネット接続システム構築経費に対するデジタル田園都市国家構想交付金1,871万2,000円について、一般会計から繰入れを受けることに伴い、他会計補助金を増額し、1億4,325万円とするものでございます。

第4条、予算第7条に定めた職員給与費の金額と、2ページに移りまして、第5条、予算第8条に定めた他会計補助金の金額と第6条、予算第9条に定めた棚卸し購入限度額については、それぞれ予算第3条及び第4条の補正額に応じた金額を補正しております。

4ページ以降に説明書を添付しておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

以上で「第10号議案」の説明を終わります。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第4、令和5年9月定例会より継続調査の所管事項調査を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

先に、西尾祐佐総務常任委員長。

■総務常任委員長（西尾祐佐） 総務常任委員長報告を行います。

令和5年9月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、11月14日から11月16日の日程で行政視察を行い、11月21日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、行政視察についてご報告いたします。

11月14日には、大阪府枚方市において、公民連携プラットフォームに関する取組として、逆プロポを活用した事業提案について調査を行いました。

枚方市においては、市が抱える課題を民間事業者や大学・研究機関のアイデア・ノウハウを活用して解決を図るための仕組みとして、枚方市公民連携プラットフォームを構築しており、市役所内における公民連携の窓口を当該プラットフォームに一元化し、市が積極的に取り組む課題をホームページ上に公表した上で、公民連携の提案を公募しているとのことでした。

民間事業者からの提案を受けて事業を行う逆プロポについては、市内における公民連携の浸透を促進するためのきっかけとして活用が始まったものであり、主な実績として、子ども食堂における食材確保に係る手続をシステム化し、食材の運搬をタクシー業者が担うことで、事務処理の簡易化と職員による対応の縮減につながったとのことでした。

次に、11月15日には、兵庫県西宮市において、公共施設マネジメントについて調査を行いました。

西宮市においては、現在約48万人の人口が、令和42年頃には約41万人に減少するとの推計結果に基づき、財務・品質・供給の3つの視点から、将来の人口規模で必要な公共施設の総量を

定め、令和44年までに20%以上の縮減を目標としているとのことでした。

また、施設総量の見直しを行政サービスの質の低下を抑えながら実施するため、建築系公共施設については維持管理・施設性能・施設機能・施設総量の4つの最適化方針を柱としてマネジメントを推進するとともに、インフラ系公共施設については、安全性を優先した計画的な維持管理に取り組んでいるとのことでした。

また、同じく11月15日には、兵庫県尼崎市において、電子地域通貨あま咲コインについて調査を行いました。

電子地域通貨あま咲コインは、庁内で運営されていた複数のポイント付与制度の統合とコロナ禍により疲弊した地域経済の消費喚起を目的に開始されたとのことでした。あま咲コインは、多くの電子地域通貨と同様に、アプリ型とカード型の2つの方法で利用可能となっており、令和5年度のプレミアム率は、アプリ型で10%、カード型で5%となっております。特徴としては、SDGsにつながる行動に対するポイント付与メニューが、100種類以上用意されており、市民のSDGs活動を後押しするものとなっております。

また、市外に在住する方も使用可能な地域通貨であることから、観光キャンペーンの一環として、市内の宿泊券のプレゼントにあま咲コインを付帯させることで、尼崎市市内での消費喚起策として活用していることも説明がありました。

11月16日には、大阪府池田市において、人材育成制度について調査を行いました。

池田市では、多様化する市民ニーズに対応し、民間企業からオファーが来るような能力の高い職員を育成するため、独自の人材育成制度を実施しており、よい人材を採用し、育成された職員が組織を活性化し、安心して勤務できる職場環境を整備することで、いい人材の確保につながるという好循環を目指しているものでした。

また、若い世代は、就職先を探す際にウェブサイトから情報を入手しており、市の公式ウェブサイトにおいて、インパクトの大きさや将来へのビジョン、職場の雰囲気や仕事内容等を発信できていることが重要であるとの説明がありました。

続いて、11月21日の委員会について報告します。

まず、旧下田中学校及び旧中医学研究所の利活用の進捗について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

第1回旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会における意見を踏まえ、令和5年8月28日から9月29日の期間において、民間からの事業提案を公募した結果、法人を含む10名から計11件の提案があったとのことでした。

10月5日に開催した第2回旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会においては、公募結果の報告とこれまでの事業提案の中で具体的な提案資料の提出があった5名から直接提案内容の説明を受けたとのことでした。

また、検討会事務局より、下田中学校の令和5年度末の休校は決定事項であり、中学校の高

台移転はないが、保育所及び小学校の高台移転については、今後の検討の中で必要性を判断していくこと、小中一貫校等の必要性や教育方針等に関する議論については、教育委員会部局において時間をかけて議論すべきものであり、当該検討会において取り扱うことは適当でないとの説明を行ったとのことでした。

今後は、次回11月30日を含めてあと3回の検討会を予定されており、令和6年3月に開催予定の第5回検討会において最終方針を決定する予定であるとのことでした。

委員からは、「下田中学校校舎の避難所利用について。」質問があり、執行部からは、「現在地域住民と協議を行っており、2階と3階を主な避難用スペースとして利用すること、避難生活に使用可能なマットの購入や仮設トイレの設置等の環境整備を進めることとしたい。」との答弁がございました。

また、委員からは、「中学校校舎に残存する浄化槽の使用について。」質問があり、執行部からは、「現在、排管と接続されていない浄化槽が残っているが、施設利活用の方針が決定し、現在とは異なる大きさの浄化槽が必要となる可能性があるため、浄化槽の再整備については、利活用方針決定後に改めて検討する。」との答弁がございました。

次に、大学誘致に係る補助金返還に関する現況について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

補助金の返還に当たっては、大学誘致に係る補助事業の全過程を総合的に判断する必要性があるため、現在も弁護士との間で協議を進めているとの説明がありました。

委員からは、「補助金返還に関する今後の見通しと市としての方針の決定について。」質問があり、執行部からは、「できるだけ早期に整理を行い、今後の方針を含めてお示ししたい。」との答弁がありました。

次に、四万十市への移住促進に係る現状と課題、今後の取組について企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

移住支援事業については、NPO法人四万十市への移住を支援する会へ業務委託を行っており、同NPO法人が、移住相談窓口・移住支援面談・移住相談会への参加などの業務を担っているとのことでした。

また、移住促進に欠かすことのできない移住者用の住宅が不足しており、引き続き空き家の掘り起こしに取り組むとともに、民間不動産の活用も検討していきたいとのことでした。

委員からは、「NPO法人の体制について。」質問があり、執行部からは、「四万十市への移住者1名を含む計3名の事務局体制である。」との答弁がございました。

また、四万十市内に不足している人材の確保のため、ターゲットを絞った情報発信と移住者と地区とのミスマッチを防ぐための取組の必要性のほか、移住希望者に紹介できる仕事と住宅の確保に力を入れるべきではないかとの意見がございました。

次に、防災訓練実施に係る現状と課題、今後の取組について地震防災課から説明を受け、調

査を行いました。

防災訓練に関する課題として、参加者の固定化、高齢化等が上げられ、防災訓練プラスアルファによる取組で、防災参観日や学習列車を実施することで、忙しい子育て世代の訓練への参加を促しているとのことでした。

委員からは、防災訓練への参加促進について、地域と連携する形での取組を推進していただきたい。訓練時に耐震性貯水槽から水を取ることができなかった地区があると聞いており、改善を図ってほしいとの意見がございました。

また、地区の防災組織が中心となり実施している訓練については、地震防災課が開催を把握していないものもあることから、情報の収集と適切な支援をお願いしたいとの意見もございました。

次に、令和5年10月22日執行参議院議員補欠選挙について、選挙管理委員会事務局より報告を受けました。

まず、入田下地区投票所において、隣接する投票区の選挙人2名に対する投票用紙を交付し、投票させる事案が発生したことについて、今回の選挙より投票区の変更があった選挙人が、当該投票所へ来た際に、名簿照合を行わないまま投票用紙を交付してしまったことが最大の原因であるとの説明がありました。今後の再発防止策として、名簿照合が完了するまでは、投票用紙を交付しないことの徹底と投票区変更等があった際には、選挙人本人だけでなく、当該投票所を担当する投票管理者に対しても通知を行うとのことでした。

委員からは、「当該投票所における従事者の体制について。」質問がありました。

続いて、市内2か所において行われた高等学校期日前投票所の設置について、2か所合計での生徒の投票者数は27人であったものの、県内初の取組として、報道各社の取材もあったことで、当該選挙への啓発につながったものと思われるとの説明がありました。

委員からは、当該期日前投票所における投票率が低くなっており、さらなる取組が必要ではないかとの意見がありました。

また、当日受付システムの導入より事務従事者を23人削減し、古尾・竹屋敷地区の統合により合計12人の従事者削減につながったとの報告がありました。

次に、四万十市総合計画基本構想の計画期間延長について、企画広報課より報告を受けました。

現在の四万十市総合計画について、令和6年度をもって計画期間が終了となるが、次期計画は、令和7年度に選出される市長の政策方針を反映して策定されることが望ましいことから、計画期間を1年間延長するとのことでした。

次に、工作物の建築等の不許可処分取消し請求事件について、総務課より報告を受けました。

9月5日に争点整理が、10月31日に第1回口頭弁論が行われ、同日結審となったことから、令和6年1月23日に判決予定であるとのことでした。

次に、慰謝料請求事件について、総務課より報告を受けました。

8月25日に第7回口頭弁論が行われ、同日結審となったことから、10月27日に原告の虐待を認定した市の判断に誤りはなく、原告の妻に対する市の入所措置等の決定に違法性は認められないとして、原告の請求を棄却する内容の判決が下されました。この判決は、控訴申立て期限までに原告から控訴の申立てがなかったことから確定したとのことでございました。

次に、公用車による交通事故に係る示談について、総務課より報告を受けました。

令和5年1月30日に、四万十市川登地区の塩塚トンネル入り口付近で発生した総務課所属の会計年度任用職員が運転する公用車と対向車線を走行してきた準中型自動車との交通事故について、過失割合、市100%、相手方0%として、現在補償に関する示談交渉中であるとの報告がございました。

なお、その他の所管事項調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で総務常任委員長の報告を終わります。

続いて、寺尾真吾産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（寺尾真吾） 産業建設常任委員長報告を行います。

令和5年9月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、10月16日から17日の日程で行政視察を行い、11月22日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、行政視察についてご報告いたします。

10月16日は、日高村における流域治水対策について視察を行いました。

日高村では、平成26年8月豪雨の甚大な浸水被害を受け、今後同規模の洪水からの床上浸水を防止する目的として、国土交通省が3本目となる新日下川放水路のハード整備を実施。さらにこの整備効果を持続させるため、土地利用を規制する水害に強いまちづくり条例を制定し、水害の村から水・自然と共存する村となる取組の説明を受けました。

加えて、現地視察も行い、新日下川放水路の堤内に入らせていただきました。ここでは、堤内の壁に洪水の経緯や治水事業の沿革を映像として紹介していただいたほか、放水路を歩きながら施設の機能や能力に係る説明を受けました。さらには、本来の目的以外にもインフラツーリズムとして位置づけ、使用していないときの活用方法を検討中であるとのことでございました。

次に、いの町における波川地区のかわまちづくり計画について視察を行いました。

波川地区においては、駐車場不足、トイレ不足、木漏れ日公園内に樹木が密生し暗い、という3点の課題が明確であったことから、これらを解決することを盛り込んだ計画として進められており、駐車場を拡張し、トイレを新たに整備することで、安心して訪れていただける環境を整えることにしている。また、現状樹木が密生している木漏れ日公園は、整備の上、パーベ

キューやマルシェの開催など、多目的利用を促進する計画としているとのことをございました。

しかしながら、令和4年度に整備区域内でヒメボタルが確認され、専門家によるその生育調査等に時間を要し、1年以上計画が遅れているとのことをございました。

次に、高知県における四万十市に関連する観光施策について視察を行いました。

県としては、今年度は牧野博士関連の様々な観光施策を展開し、多くの観光客にお越しいただいているが、次期観光戦略についても協議を重ねており、戦略のコンセプトを「極上の田舎、高知」として、「どっぷり高知旅キャンペーン」を展開する。これまで磨き上げてきた歴史・食・自然体験などをベースに、高知ならではの一生物の魅力や体験などにより、高知県全体の観光、地域の活性化につなげていくとのことをございました。

また、四万十川など、観光自然を有する本市と今後も一体となって幡多地域や高知県観光を盛り上げていきたいとのことをございました。

なお、2025年の大阪・関西万博や台湾からのチャーター便運航などを受け、インバウンド誘客の強化も図っていききたいと考えているとの説明がございました。

10月17日には、愛媛県大洲市において視察を行い、午前中は、東大洲地区における流域治水対策について視察を行いました。

都谷川流域の東大洲地区では、これまで大規模な浸水被害に見舞われ、特に平成30年7月豪雨では、多くの家屋浸水被害が発生する大規模災害となった。これと同規模の洪水に対し被害を防止・軽減することを目的に、肱川水系流域治水プロジェクトを推進している。この中で都谷川は、河川管理者と流域住民等が一体となって内水被害の防止対策を推進できる特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定され、流域水害対策協議会を設置し、流域水害対策計画を策定するなど、様々な対策を講じているとの説明がございました。

午後からは、肱川かわまちづくり計画について視察を行いました。

歴史あるまち空間に訪れる方々やまちに住む方々を河川空間へいざなうかわまちづくりを計画しており、平成30年7月豪雨災害からの復興を後押しすることも一つの目的としている。肱川と大洲が持つ魅力を最大限に生かした安全・安心なかわまちづくりを目指し、プレーヤーである地域住民や事業者と行政が一体となって進めている。流域全体をゾーンとし、第1期から第3期までに分けて整備を進めていることとしており、特に環境整備主要拠点では、清流体験ゾーン・文化歴史ふれあいゾーン・自然交流ゾーンの3ゾーンに分けた整備を行う。整備に当たっては、歴史・マルシェ系イベント・スポーツ系イベント等を開催し、各イベントとの相性を確認する社会実験や10回を超える利用者等のワークショップを開催する等、利用者からの意見を踏まえ、整備内容や利用方法について検討し、進めているとのことをございました。

続いて、11月22日に開催した委員会についてご報告いたします。

まず、所管事項調査して、商品券事業の現状について観光商工課から説明を受け、調査を行いました。

今回実施した四万十市プレミアム付商品券は、家庭の負担軽減、物価高騰に対する支援を目的として、令和5年4月より、庁内プロジェクトチームでの協議、関係方面との調整などの準備を進め、9月1日から販売を開始した。10月31日までを販売期間として、販売数は4万2,901冊で、76.2%であった。11月13日から残数の再販売を行い、同日完売となった。11月16日現在での換金状況は50.7%で、使用された業種は、小売業が86.9%、飲食業が10%等となっているとの説明がございました。

委員から、「プレミアム付商品券を購入する元手がないという声を複数聞いたが、今後仮に同じ事業を行う場合の考えは。」との質疑に対し、「より多くの方に購入していただけるよう1冊5,000円とし、低所得者向けの給付金があったこと、また年金が偶数月に給付されることから、その給付前から周知するなど、周知の時期も工夫しながら取り組んだが、様々なご意見があると思うので、今後同じような事業がある際には参考にしていきたい。」との答弁がございました。

委員から、今後の事業実施に当たり、かなりの事務作業が発生していることから、給付という形にすることで、元手がなく買えなかったというご意見も含め、一定課題解決できるのではないかという意見や再販売の際、大きな混乱があったと聞いており、今後検証が必要であるとの意見、また実態調査や検証するときには、机上のみでなく、じかに話を聞くなど、そういった視点を持っていただきたいとの意見が出されました。

次に、新食肉センター整備に係る概算事業費について農林水産課から説明を受け、調査を行いました。

新食肉センター整備に係る基本設計の概算事業費について事業者より、成果品を受領した結果、約75億円とのことであった。基本設計との大幅な乖離の要因は、資材高騰と基本設計時に見込み切れなかった整備の追加に係るものと考えている。約75億円の整備費では、整備の実施は困難と考えているが、県内畜産振興及び雇用創出に関わる重大な判断となるので、早急に判断せず、本体工事における施工レベルでの概算工事費を算出するサウンディング調査の結果をもって方向性を決定したいと考えており、その調査の最終報告は、令和6年1月中に提出される予定であるとのことでした。

委員から、「実施の判断を先延ばしすることにより、これ以上の増額はないのか。」との質疑に対し、「先延ばしすれば、事業費が増額する可能性が高いため、実施するという判断になれば、速やかに予算要求等に向け進めていく。」との答弁がございました。

次に、所管事項の報告として、まちづくり課から、(仮称)四万十市水害に強い土地利用条例案の検討について取組と内容の報告を受けました。

平成26年6月豪雨により楠島川・相ノ沢流域では、床上浸水被害が多数発生した。これを受け、国・県・市が協議会を立ち上げ、総合内水対策計画を策定し、それぞれ役割分担の下、施設整備を進め、今年6月、計画の柱である国の樋門、県の放水路、市の排水機場の運用を開始

した。この整備効果を今後維持するためには、現状の土地にさらに盛土をしたり、無秩序な開発が進むと、これまでつからなかったところが見つかり、被害が及ぶことになるため、雨水の貯留や浸透を阻害する一定の行為を規制する一定のルールづくりが必要という市民からのご意見をいただく中、条例の早期制定に向け取り組んでいるとの説明がございました。

委員から、「視察先でも同様の条例を制定していたが、違いはあるか。」との質疑に対し、「視察先の日高村では、対象区域が広く、住宅が多いこともあり、建築物に対して床高規制を設けているのに対し、本市対象予定区域内は、ほぼ農地で、住宅が少ないことから、建築物に対してまで厳しい規制は行わない。この部分が大きな違いである。」との答弁がございました。

最後に、四万十川学遊館及びトンボ自然公園の指定管理の現状について調査を行いました。

この調査は、9月20日の本委員会において、指定管理者を参考人招致することに決したもので、公益社団法人トンボと自然を考える会より3名お越しいただき、質疑を行いました。

まず、令和4年度の実績について、入館料収入は503万8,490円、市委託料は2,076万5,646円で、修学旅行等の学校の利用は28回で、学校での利用者数は延べ754人であった。従業者数は多いときには7人いたが、現在は4人であり、従業者削減の要因は資金難である。人手が減ったことで公園整備が遅れ、標本の入替え間隔も長くならざるを得ない。人手不足の中でも、学校の受入れは、子供たちに自然があったらこんなに楽しいということを伝えるのが我々の使命であると考え、継続している。文化施設は、驚きと感動が売り物で、その驚きと感動は、そのジャンルに関する経験・知識の量に関わるもの。採算は度外視して、子供たちに自然体験をとというのは、小さなときに生き物と触れ合い、楽しかった思い出が、大きくなって博物館を楽しめることにつながり、驚きと感動に満ちた人生を送れるよう体験学習として伝えようと考えている。

また、さかな館に係る維持費や職員の労力は、全体の7割程度で、展示している魚種は、四万十川流域のものが約100種、その他が約200種で、合計300種であるとの説明がございました。

委員から、「観光施設としての位置づけについてどのように捉えているか。」との質疑に対し、「あくまでも自然保護区を守る取組を行っているが、観光にも利用できるというスタンスでやっている。」との説明があり、委員より、四万十市の自然を将来に対して守っていくという考えの下、市が支援し、市民の皆さんの税金を使いながらも自然活動をしていくということなら納得できるが、観光施設として四万十市の観光の一翼を担うような施設にしていくということなら、観光商工課も指定管理者としても努力不足である。四万十川学遊館及びトンボ自然公園とは何なのかということ为基础に立ち戻って協議し、早急に結論づける必要があるとの意見がございました。

この参考人招致でのやり取りを踏まえ、委員長から執行部に対し、「観光施設とは言い難いという意見が多いが、今後庁内で現状を是正するために調整することは可能か。」との質疑に対し、所管課として「観光商工課のみで判断できるものではないため、庁内で協議していかな

なければならない。」との答弁がございました。

これを受け、委員長から、委員会としては再調整を求めるとの意見があり、執行部から、「観光商工課と関係課で検討する場を設けるなどして進めるよう努める。」との答弁がございました。

また、その他の案件といたしまして、管外視察について協議した結果、1月中旬から2月中旬頃に、香川県にある肥育農場を中心とした視察を行うことに決しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、川淵誠司教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（川淵誠司） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和5年9月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、11月7日から11月8日の日程で行政視察を行い、11月20日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、行政視察についてご報告いたします。

11月7日は、須崎市で、脱炭素の取組について、徳島県立木のおもちゃ美術館で、施設での木育の取組や木の魅力あふれ全世代が楽しめる館の運営等について調査を行いました。

須崎市は、脱炭素先行地域に選定され、本年度より脱炭素先行地域指定事業を開始した。基幹産業である農業の脱炭素化を進めていくという目標が同じであったことから、日高村と共同で事業に取り組んでいる。オンサイトPPA事業による民間住宅、JA土佐くろしお、公共施設への太陽光発電設備と蓄電池の設置や地下水熱を利用した空調設備の設置等により、電気消費に由来する二酸化炭素を実質ゼロとすることを目標としているとのことでございました。

徳島県立木のおもちゃ美術館は、徳島の木のよさを再認識し、森林や木がもたらす恩恵を学び・遊び・体感し、にぎわいを創出する新たな木育活動の中核拠点として、令和3年10月24日にグランドオープンした施設で、指定管理者制度により運営している。令和4年7月21日には、来館者が10万人を突破し、来館者の98%が再来館を希望する施設となっており、担い手を含めた林業の発展や活性化につながるような取組を今後も指定管理者と協力し検討していきたいとのことでございました。

次に、11月8日には、徳島県吉野川市で、高齢者等外出支援タクシー料金助成事業、高齢者生活支援ハウス、未来へつなぐ修学応援給付金及び人口減少社会に対応した小中一貫教育推進事業 徳島モデルについて調査を行いました。

高齢者等外出支援タクシー料金助成事業は、高齢者等の移動手段を確保し、日常生活の利便性を向上させることを目的に、令和4年度より3年間を試行期間として開始した事業で、利用

者の意見や要望を基に、既存の類似した事業との調整を行いながら、よりよい制度となるよう進めていきたいと考えているとのことでございました。

平成13年4月に設立した高齢者生活支援ハウスは、社会福祉法人に委託し、運営している。入所定数は10床であるが、近年は1ないし2人の利用で推移している。利用期間が原則6か月であることや所在地が市の中心部から離れていることで利用が少ないものではあるが、緊急的に利用が必要とされる事例もあるため、今後も事業は継続していく見通しであるとのことでございました。

本年度開始した未来へつなぐ修学応援給付金は、1億円の寄附を基に設立した制度で、経済的な理由で大学などへの修学が困難な方を対象に5人程度募集し、1人100万円の給付を行うもの、寄附金の財源がある間は、継続していく制度であり、今年度は5人に給付することが決定しているとのことでございました。

人口減少社会に対応した小中一貫教育推進事業 徳島モデルは、徳島県教育委員会より指定を受けて令和元年度より開始した事業で、年度ごとに重点目標を定め、成果と課題を分析しながら取り組んでいる。小中一貫教育の方法としては、地理的に分散した小中学校が、人的・物的に連携するチェーンスクール方式を採用しており、教育課程には手を加えず、合同行事や教科書にないものについては、連携して取り組んでいるとのことでございました。

次に、11月20日に開催した委員会についてご報告いたします。

初めに、所管事項調査として、一時預かり事業について及び子どもの権利について子育て支援課から説明を受け、調査を行いました。

一時預かり事業については、職員体制や令和4年9月開始からの利用状況等について説明がございました。

委員から、「利用料金について。」質疑があり、執行部から、「4時間以内で1,000円、4時間を超えるものについては2,000円としている。」との答弁がございました。

また、子どもの権利については、令和6年度の四万十市子ども計画策定に向けて、本年度子育て世帯や若者のニーズ調査を予定しているとのことでございました。

委員から、「若者のニーズ調査の対象は高校生になると思うが、どのようなことを聞かれるのか。」との質疑があり、執行部から、「本市の取組で不足している部分や本市に望むことが見つかるような内容の質問を準備している。」との答弁がございました。

次に、所管事項の報告として、子育て支援課から、具同保育所の改築について及び放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営体制の見直しについて並びに結婚支援センターの設置について報告を受けました。

具同保育所の改築については、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて報告がございました。

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、中村地域の運営を一括して委託できる

事業者をプロポーザル方式により選定し、保護者の負担軽減や利用者の利便性の向上等を図るよう見直しを行うとのことをございました。

結婚支援センターの設置については、平成23年度より市の直営で取り組んできた結婚支援事業を民間活力を活用してさらなる利用者増を目指すため、令和6年度より民間事業者に委託するものとのことをございました。

次に、高齢者免許返納サポート制度について環境生活課より説明を受け、調査を行いました。

運転経歴証明書の交付状況については、補助制度を開始した平成26年度から緩やかに増加をし、令和元年には200件交付されているが、この年を境に近年は減少傾向にある。同証明書の交付件数に対する補助申請の割合は、60%程度で推移してきたが、令和4年度の実績は55%となっている。この制度に関して高齢者の方から意見等をいただいた経過はないが、免許保有者が運転能力に限界を感じた段階で、自らの意思でスムーズに返納できる環境整備を進めることは重要であると考えているとのことをございました。

次に、認知症カフェの利用状況について高齢者支援課より説明を受け、調査を行いました。

本市には、認知症カフェが2か所あり、いずれも参加料は無料である。令和4年度は、両カフェ合わせて延べ約290人の利用があったとのことをございました。

委員からは、「認知症カフェを利用することの効果や課題は整理しているか。」との質疑があり、執行部から、「介護の悩みを話すことでストレス解消につながった。また、今後の介護の参考になったなど、多くの参加者から参加してよかったとの意見をいただいている。」との答弁がございました。

次に、しまんとぴあについて及び第29回四万十川ウルトラマラソンについて生涯学習課より説明を受け、調査を行いました。

しまんとぴあの施設利用に関して、附属設備の使用料については、現在購入備品リストの整理と並行して額を検討している。イベントは11月から行うよう計画しており、開館記念式典は、令和6年4月29日に行う予定であるとのことをございました。

また、第29回四万十川ウルトラマラソンについて、参加選手及びボランティアの数と特徴や成果や課題等について説明がございました。

委員から、「ボランティアに対して支給してるものはあるか。」との質疑があり、執行部から、「ジャンパーと時間によってはお弁当を支給している。」との答弁がございました。

「また、ボランティアの募集に関して、他の事例等で研究等はしているか。」との質疑があり、「ボランティアの募集に関しては、事前にしっかりと調査をして、より幅広い分野の皆様に応募いただけるよう様々研究しながら進めていきたいと考えている。」との答弁がございました。

次に、所管事項の報告として、福祉事務所から、生活保護法に基づく返還金の不納欠損について報告を受けました。

督促状の発行や本人からの分納誓約・支払い等が5年間行われない場合は時効が成立するため、今回時効が成立し、債権の回収が不可能なものについて不納欠損の処理を行ったもので、現在は令和3年に作成した債権管理マニュアルに基づき、督促・分納誓約等を取るようになっている。今後は、債権の回収が不能となった年度に、速やかに不納欠損処理を行っていくとのことでございました。

次に、西土佐診療所事務局から、奥屋内へき地出張診療所の休診について報告を受けました。

西土佐診療所の医師1名が、10月30日から3か月の病気休暇に入ったため、奥屋内へき地出張診療所を休診するもの、住民への周知は、西土佐地域内IP放送や全戸回覧文書等により行い、奥屋内地域の患者には、口屋内出張診療所にて受診いただいている。

なお、11月からは、毎週水曜日の午後に市民病院から医師を派遣いただいております、これまでトラブルなく診察が行われているとのことでございました。

次に、生涯学習課から、四万十市立文化センターの閉館等について及び生涯学習課事務所の移転について報告を受けました。

四万十市立文化センターの閉館に際しては、令和6年3月30日及び31日に、文化センターを利用していただいた団体の演目披露及び展示の機会を設け、閉館記念式典を行うよう予定しているとのことでございました。

また、中央公民館の解体に伴い、令和2年4月1日から古津賀に移転していた生涯学習課の事務所について、本庁舎6階の学校教育課内に置くことで現在調整しているとのことでございました。

次に、学校教育課から、学校給食における1食当たり単価の見直しについて報告を受けました。

昨今の世界情勢の影響を受け、本市の学校給食においてもあらゆる食材価格が高騰している。献立や食材の工夫で栄養価を保ちながら給食を提供してきたが、現在の単価では、望ましい給食の提供に限界が来ているため、令和6年4月に向けて1食当たり単価の見直しの検討を始めたとのことでございました。

なお、その他の所管事項調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これにて各常任委員長の報告を終わります。

次に、議会改革特別委員長の報告を求めます。

西尾祐佐議会改革特別委員長。

■議会改革特別委員長（西尾祐佐） 議会改革特別委員長報告を行います。

当委員会に付議された事件の調査のため、9月26日及び10月13日に委員会を開催しましたの

で、その結果について報告いたします。

まず、9月26日の委員会では、同日に開催された第2回四万十市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務公募型プロポーザル審査委員会について協議しました。

審査委員会では、プロポーザルに参加を表明した3事業者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査の結果、キッセイコムテック株式会社を第1順位の提案者として決定し、委員会として全会一致で契約候補者として決し、今後事務手続を進めていくことを確認して、第2回四万十市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務公募型プロポーザル審査委員会を終えたことについて、本特別委員会で情報共有いたしました。

また、タブレット端末やWi-Fi環境整備等、委員会開催時点での議会ICT化に関する進捗状況について情報共有いたしました。

次に、10月13日の委員会では、まず議会ICT化に係る部分として、操作研修を含めた今後のスケジュールについて、例規の制定について、紙資料との併用期間について協議しました。

ペーパーレス会議システムを含むタブレットの操作研修会は、11月27日に利用者を対象とした研修を行い、その際に、タブレット端末を貸与することに決しました。

また、12月定例会では、操作研修会より日が浅いことを踏まえ、まずは触ってみること、イメージをつかむこととして、試行的に導入することとし、定例会中に感じた意見など、気づいた点は取りまとめの上、定例会後に開催する本委員会で振り返りを行うとともに、事業者や執行部等と随時協議調整を行い、令和6年3月定例会より、紙資料を併用した形で導入することを確認いたしました。

次に、例規の制定について協議しました。

タブレット端末の貸与に当たり、適正な運用に関し、機器の管理や遵守事項、ペーパーレス会議システムの使用に関する事項等の項目について規定するもので、その内容について丁寧に確認を行いました。

委員より、仮に違反行為に対する措置が講じられ、貸与された情報通信機器を返却した場合、議案書等が確認できなくなるのではないかとの意見がございましたが、議長が認める場合には、一時的に当該議員へ貸与すること、また返却措置を講じる前段で注意することを規定していること、さらには、第5条に遵守事項として、議会の品位を重んじた良識ある使用をすることと規定しており、返却措置が講じられることはあまり想定されないが、万が一返却措置が講じられても、議案書は執行部が議員へ配付するものであるため、何らかの方法で確認できる状況になるとの説明がございました。

例規の内容について慎重に協議した結果、四万十市議会情報通信機器運用規程を制定することに決し、議会運営委員会で改めて審査をお願いすることといたしました。

次に、紙資料との併用期間について協議しました。

一定の財源を使って進めていく中で、完全ペーパーレス化ということに意義があると考えら

れ、そのことについては、以前から本委員会として理解を深めてきたところでございます。令和6年3月から紙資料と併用し、本格的に導入していきますが、完全ペーパーレス化に移行する時期としては、定例会が一巡する1年が適当ではないかと考えられるものの、令和7年3月定例会から完全ペーパーレス化することを考えると、例年3月定例会では、当初予算の審議等ボリュームがあり、移行する時期として適切ではないとの考えから、本委員会では、併用期間の終了日を1年後の3月定例会の月末日である令和7年3月31日とし、令和7年4月から完全ペーパーレス化することに決しました。

なお、この併用期間終了日は、さきに制定することに決した四万十市議会情報通信機器運用規程にも明記し、この目標に向かい、個々の習熟を高めていくとともに、市議会全体として取り組んでいくことを確認いたしました。

次に、議会BCPの策定方法及びスケジュールについて協議しました。

まず、議会BCPは、災害発生時に取り組むべき行動や手順を定めるもので、全議員に浸透しやすく、読みやすいものである必要があるという制定に当たっての基本的な考え方を改めて共有しました。

また、基礎とする議会BCPを決め、規定する項目の抽出を行い、本市議会に沿った内容の議会BCP第1案の作成について、正副委員長に一任することに決しました。

今後のスケジュールとしては、次回第8回委員会において、第1案をたたき台として協議することとし、協議内容を反映させた第2案を作成の上、第9回委員会において改めて内容の確認、協議をし、策定に向けて進めていくことといたしました。

最後に、次回の委員会は、12月定例会閉会後に開催することとし、定例会におけるタブレットの試行導入についての振り返り及び議会BCP第1案について協議することに決しました。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

■議長（平野 正） 以上で議会改革特別委員長報告を終わります。

小休にいたします。

午前11時56分 小休

午前11時58分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

ただいま「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第2号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」が提出されました。

お諮りいたします。

「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第1号」及び「議員提

出議案第2号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（平野 正） 直ちに提案理由の説明を求めます。

上岡真一議員。

■8番（上岡真一） それでは、「議員提出議案第1号」及び「議員提出議案第2号」につきまして提案理由の説明を行います。

「議員提出議案第1号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」については、常任委員及び議会運営委員の任期や起算日などについて、改組時の委員改選の時期や正副委員長の互選の時期などの運用に併せた内容とするため改めるもので、併せて議会タブレット及びペーパーレス会議システムが導入されたことに伴い、重大な感染症の蔓延や大規模災害などの発生により委員が参集することが困難な場合に、委員会をオンライン開催できるように規定を追加するものでございます。

次に、「議員提出議案第2号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」については、委員会条例と同様に、議会タブレット及びペーパーレス会議システムが導入されたことに伴い、重大な感染症の蔓延や大規模災害等の発生により委員の参集が困難な場合に、協議の場合である全員協議会・会派代表者会議・広報広聴委員会をオンライン開催できるという規定を追加するもので、併せて本年度改修する議場システム改修に伴い、起立表決の際に電子表決システムによる表決を可能とする規定を追加するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月5日から10日まで休会、12月11日午前10時会議を開きます。

12月11日の日程は、一般質問であります。質問者は12月6日水曜日、午前11時までに質問内容を文書により通告をお願いいたします。

念のため質問順位を申し上げます。

1番谷田道子議員、2番鳥谷恵生議員、3番寺尾真吾議員、4番松浦 伸議員、5番川渕誠司議員、6番上岡 正議員、7番山下幸子議員、8番西尾祐佐議員、9番川村真生議員、10番上岡真一議員、11番前田和哉議員、12番川村一朗議員、13番澤良宜由美議員、14番廣瀬正明議員、以上質問者は14名でございます。

なお、本日の会議冒頭で宮崎 努議員欠席と申し上げましたが、開会に間に合いましたので遅刻と訂正させていただきます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後0時2分 散会

令和5年12月11日（月） 第8日

本 会 議

令和5年12月四万十市議会定例会会議録（第8日）

令和5年12月11日（月）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 市長 中平 正宏           | 副市長 田能 浩二       |
| 総務課長 岡本 寿明         | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁       | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也      | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡        | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳       | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 金子 雅紀       | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和      | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子   | 市民病院事務局長 原 憲一   |
| 福祉事務所長 渡辺 和博       | 教育長 久保 良高       |
| 学校教育課長 山崎 寿幸       | 生涯学習課長 戸田 裕介    |
| 総合支所長兼地域企画課長 村上 正彦 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 朝比奈 雅人      | 農林水産課副参事 桑原 克能  |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 西澤 和史 | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

まず初めに、西尾祐佐総務常任委員長から、去る12月4日の総務常任委員長報告の発言に関し、訂正の申出がありますので、お聞き取りをお願いいたします。

西尾祐佐総務常任委員長。

■総務常任委員長（西尾祐佐） おはようございます。

発言の訂正をさせていただきます。

開会日の総務常任委員長報告の中で、「現在補償に関する示談交渉中であるとの報告がございました。以上のおりご報告いたします」と報告しておりましたが、所管事項の継続調査について報告が抜かっておりましたので、「現在補償に関する示談交渉中であるとの報告がございました。なお、その他の所管事項調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。以上のおりご報告いたします」と訂正をお願いいたします。

以上で発言訂正の説明を終わります。よろしくお願ひします。

■議長（平野 正） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程に従い、一般質問を行います。

谷田道子議員。

■13番（谷田道子） おはようございます。日本共産党の谷田道子です。

令和5年12月議会、くじ運に恵まれましてトップバッターで質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

最初に、高齢になっても住み慣れた地域で元気に暮らせるために、介護保険制度についてお聞きをします。

1990年、家族介護の負担が社会問題となって、そして社会全体で介護を見ていく、公的な責任で取り組んでいくということで、2000年から介護保険制度が始まり、今年23年目を迎えています。この介護保険制度は、高齢者の暮らしを支える大切な制度として、今ではなくてはならないものになってきています。この制度を利用した多くの方は、介護料を納めるときは本当に大変だったが、自分が介護でお世話になって利用料が1割の負担で利用でき、本当に助かった、よかったとの声をよく地域でも聞きます。しかし、この間、保険料や利用料も負担が増え続けてきました。また、介護労働者の賃金は上がらず、介護現場の人手不足は解消されていません。

このような状況の中で、事業者や介護労働者、利用者の家族、自治体の職員のそれぞれの支え合い、使命感によって今支えられている状況ではないかと思ひます。この第8期四万十市介護保険計画も最終年度を迎えて、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年を第9期中に迎えることとなります。今の社会保障審議会等介護部会などで3年に一度の見直し制度の改正に向

けて審議をされています。まだ結論には至っておりません。この結論が出ると、介護の利用者やその家族、サービスを提供する事業所などにも影響があると思います。

そこで、お聞きをします。

本市でも第9期の介護保険事業計画、今作成に取り組んでいます。この第9期介護保険事業計画が、介護保険改正によって影響が出ているのかどうか、影響している点についてお答えください。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和5年5月19日に公布され、介護保険法が改正されました。

この改正に基づき、国におきましては、第9期介護保険事業支援計画の基本指針案を作成し、また社会保障審議会介護保険部会におきましては、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、介護保険制度の持続可能性を確保するため、給付と負担に係る議論などを行っているところでございます。

谷田議員のご質問の中にもありましたが、いまだ結論は出ていないことから、また介護報酬等も示されていないことから、現在策定中の四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画、これは令和6年度から令和8年度の3か年の計画となりますが、国の基本指針案に即した内容で、またさきに実施しましたニーズ調査の結果を踏まえた上で、介護サービスの供給体制や市が実施する事業を中心に計画案を策定しているところでございます。

なお、社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の持続可能性を確保するための給付と負担に係る議論におきましては、負担能力に応じた給付と負担の見直しの観点から、低所得者に配慮した議論が行われているものと理解しております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 本市の第9期事業計画には、まだ影響が出てないということをお聞きをしました。今検討されている国の見直しの内容が大変心配される点がたくさんありますので、その点についてお聞きをしていきます。

まだ決まってはもちろんです、この介護保険料、利用者への影響が大きいと思います。国は、介護保険料利用料、2割負担の対象を広げようと今課長も言われましたが、給付と介護の利用のバランスを考えていくということで、2割負担の対象を広げようとしています。現在、単身で280万円以上、夫婦で340万円以上の方が今2割負担だと思いますが、今四万十市のこの対象に当てはまる人数についてお聞かせください。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 本年7月14日に発行しました8月1日から1年間の介護保険

負担割合証によりますと、2割負担の方は75名となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 75名ということでした。そして、今現在、75名です。政府の見直しの内容でいくと、2割負担の対象を拡大させるために、社会保障審議会の介護部会において、様々なパターンを今想定して試算をしているようですが、主に今心配される点は、単身で200万円以上、夫婦の場合320万円以上に引き下げようとしていますので、ぐっと対象者が広がってくるわけですね。予想される引下げがあって、対象が広がる人数を教えてください。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 先ほどと同じ基準日の人数ですが、新たに4名の方が影響を受けることとなります。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 単身200万円以上、夫婦で320万円に拡大された場合、4名ということですね。分かりました。もう少し多いのかなというふうに思ったんですけど、4名ということでした。全国的にはかなり大きく広がってくるというふうに思います。政府は、給付の削減のために、これまで2014年には要支援の人の訪問介護とデイサービスを保険から外して、地域の総合事業に移行してきました。今後、要介護1、2、今介護保険で運営されていますが、要介護1、2の生活支援を保険給付から外そうということで今政府はその方向で検討されています。それが、本市の場合、要介護1、2がもし介護から外れて地域の支援事業に移った場合、外れる対象者の人数についてお聞きをします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） ご答弁させていただきます。

本年4月の人数ですが、要介護1、要介護2、合計で759名となっております。

なお、当該見直しについては、昨年までは国において議論しておりましたが、既に2024年の改定においては見送られているものと理解しております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 2024年においては見送られているということでお聞きをしましたが、やはりこの759名の介護の支援事業に移った場合の対象者ですね、国はそういうことをこの間ずっと示してそういう方向で導こうというふうになっていますので、やはりこの点については注意深く見ていく必要があるんじゃないかというふうに思います。介護保険の要介護1、2の人が要支援の地域事業に移っていく場合だったら影響が大きいというふうに思います。

社会保障審議会では、例えば2割の対象者の拡大によって、給付費が最大800億円削減でき

るというふうに見積もっています。介護保険というのは、所得の低い人ほど介護の必要性が高くなってきます。利用料の引上げがされれば、逆に介護保険から遠ざかってしまう、むしろ利用料を引き下げながら必要な介護を保障していくべきだというふうに思います。

次の質問に移ります。

少しでも負担の軽減につながっていくために、介護保険給付準備基金についてお伺いをします。

この介護保険給付準備基金については、介護保険料の積立ての分です。令和4年度の基金への繰入金額と基金残高についてお伺いをします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 令和4年度の繰入金額は7,129万2,625円で、基金残高は5億163万5,963円となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 7,129万円繰り入れて5億円ということでした。それで、令和4年度の介護保険料の収入はどれくらいありますか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 令和4年度の介護保険収入は7億4,071万6,521円となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 1年間の介護保険収入が7億4,500万円強、これまで介護保険の保険料から積み立ててきた金額5億円ですよ。この金額は、全体としてはやはり大きい金額ではないかというふうに思います。基金の活用でサービスの利用料とか一部助成や保険料の引下げなど、広く加入者に還元して、市民の負担軽減を図っていく、こういったことが必要ではないかというふうに思うんですが、この介護保険の保険料で積み立てられた合計、これについてどういうふうな考え方でやられているのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 今年度は、四万十市高齢者福祉計画・介護保険事業計画運営協議会を計3回開催し、四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向け、委員による積極的な議論を行っているところでございます。その議論の中でも、基金の活用については議論されております。

今後、国より介護報酬等が示され次第、直ちに令和6年度から3年間の四万十市の介護保険料の基準額を算定することとなりますが、約5億円の基金の一部を取り崩すことにより、介護保険料の上昇を抑制したいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 介護保険料を崩して上昇の分は抑えたいということだったと思います。それで、この介護保険料の積立て、基金は、やはり不測の事態、想定外の事態に備えてくるものだというふうに思います。毎年保険料でその年に必要な経費は徴収していくわけですね。その上で余ったのをずっとこの間積み立ててきて5億円あるということです。そういったことを考えていった場合に、やはりこの基金を活用して、保険料を抑えるだけじゃなくて、利用料の一部負担とかということもぜひ審議会の中で検討していただきたいというふうに思います。その点について。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 基金の活用につきましては、給付費の補填財源ということになっております、介護保険料分の補填財源となっておりますので、5億円の基金の一部を取り崩すことによりまして、高齢者全体の保険料の抑制に充てたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 5億円というのがどうなのかというのがよく分かりませんが、ため過ぎではないんですか、その辺お願いします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） こちらにつきましては、当初はこれほどの金額がたまるものとは想定しておりませんでした。第8期の事業計画の最終段階では約3億円基金がありましたけれども、それを一部取り崩すももとは計画でございましたが、この3年間のコロナ禍での介護保険の利用控えと当初予定していた施設整備が進まなかったというのが大きな要因で、介護給付費が結果的に抑制されたということで、介護保険料が余った形になっております。この分につきましては、次期計画の介護保険料、皆様から納めていただく保険料を少なくする形に充てて、まだ幾ら取り崩すということはここでは申し上げられませんが、取り崩すことによって市民の負担を少しでも軽くしたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。

次に、障害者控除対象認定についてお聞きをします。

公的な介護保険や医療保険は、保険料や自己負担の値上がりが続いて、物価も高騰が続いています。少しでも経済的な負担を抑えたい状況にあります。65歳以上で介護が必要な場合、障害者控除を受けることで負担を減らせる可能性もあります。

そこで、65歳以上で介護保険の要介護認定を受けている場合には、本人や家族の税の負担を軽くしていく制度が障害者控除です。自治体からこの障害者控除認定書の発行を受ければ、減税される可能性があります。

本市の場合、要介護認定書の取扱いの状況についてお聞きをします。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 税法上の障害者控除は、前年の12月31日に要介護認定を受けられている方も対象となりますが、所得税等の申告時に障害者控除を受けるために必要な障害者控除対象者認定書は福祉事務所が発行しておりますので、令和4年度に発行した件数につきましてご答弁させていただきます。

まず、要介護1、2の方が対象となる普通障害の認定書は13件、要介護3、4、5の方が対象となる特別障害は19件となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） この障害者控除対象認定書というのは、これを持って税の申告に行けば控除されるというものですね。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 税法上の障害者控除の対象となるものを証明するために、この障害者控除対象者認定書がございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 介護認定をされている人は、介護1、2、3、4、5、それぞれ控除対象になると思うんですけど、実際に申請をされた人が13件、19人ということで、この対象者に対しては、あなたはそういう対象者になるんじゃないですかということで、介護認定と同時に送られているんじゃないかというふうに思うんですけど、その点については。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 障害者認定を受けられた方に対しましては、要介護の認定結果等を記載した介護保険被保険者証等の送付に合わせまして、障害者控除対象者認定者の交付についてとの表題の文書を同封し、障害者控除が受けられることを周知する文書を全員に送付しております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。障害者控除対象認定書というのが、介護保険の認定を受けた方に皆さんに送っていると。あなたは控除を受けられる可能性がありますので、必要な方は申請に来てくださいということだと思います。それで、申請された人が13人、19人

ということだったと思うんですけど、やはり介護保険の認定によって、これを控除はされるわけですので、介護保険の認定を受けた方に全てにやはりもうそのまま使うか使わないかは別にして、本人が申請に来なくてもいいように障害者控除対象認定書というこれを持って市役所や税務署に行けばできますよという、その分を一斉に通知をしていただきたいというふうに思うんです。調べてみたら、要介護認定者の人数がざっくり2,000人強いるんじゃないかと思いますが、この介護認定時にそういう資料を送って、そして家族が申告をする、扶養家族で申告をする、本人が確定申告をするというふうに利用できるんじゃないかというふうに思いますが、その点についてどうでしょうか。検討していただきたいというふうに思いますが。

■議長（平野 正） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 現在、この障害者控除対象者認定書の対象になる方には、先ほどご答弁させていただいたとおり、対象になりますので、必要な方はお手続きをお願いしますという文書を送付しております。全員が課税世帯というわけではございませんので、必要な方はこの手続きを取るといって従前より行っておりました、この制度の周知につきましては、引き続き行っていきたいと考えておりますが、認定書を全員に送付するといった形にはならないものと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ぜひこの2,000人の対象者がいて、申請をした人がこの件数ということだったら、やはり周知が十分ではないのではないかと、そして一度また申請に、申請に来ないとこれはもらえないので、もう市役所の課の段階で介護認定を受けた人は皆さんそういう対象ということで、それを使えるか使えんかは個別の事情があると思いますが、サービスとしてやはり全員に送れるような体制を今後検討していただきたいというふうに思いますので、そのことを述べて、介護保険制度については終わります。

次の項目です。

子供たちの健やかな成長を保障する放課後児童クラブ、放課後子ども教室についての質問に移ります。

本市は、これまで各教室ごとに保護者会に委託をしてきました。放課後児童クラブ14教室、放課後子ども教室8教室、児童館も合わせて今回一括委託の見直し案が提案をされています。放課後児童クラブ運営指針に沿った子供たちにとって最善の環境になるような体制に整えていくことが求められていると思います。子供たちにとって最善の環境、これ放課後児童クラブの運営指針の中で述べられています。安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境や安全面に考慮しながら自らが危険を回避できるようにしていく、そして子供たちの発達段階に応じた主体的な学びや生活が可能になるようにする、自主性や社会性・創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等、子供の健全な育成を図ることを目的としていると厚労省が作成したものです。

それで、このたび見直しの内容ですが、会計業務、教室の運営に苦慮されているということで、指導員の雇用環境の整備、課題も多いことから、一括委託することで保護者や指導員の負担軽減、利用者の利便性の向上を図るということで提案をされていました。

それで、放課後児童クラブ、教室における保護者や支援員さん、行政、それぞれの課題・問題点についてどのような問題があるのか、どのように考えられているのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午前10時31分 小休

午前10時31分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それではまず、市と放課後児童クラブの現状の組織体制について一つご説明をさせていただきます。

現在、西土佐地域の放課後児童クラブ等は、市による直接運営である一方、中村地域は市が保護者から成る運営委員会に委託をし、各放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施しています。

各児童クラブ等に勤務する支援員は、この運営委員会に雇用されている状況でございます。

この現運営体制における課題及び問題点でございますが、まず市から委託を受けていただいている運営委員会は、サービスを利用する保護者の皆さんがつくった組織であるために、本来児童クラブ等の利用者である保護者のうち、役員となる一部の保護者は、運営責任を担わなければならないという状況が生じており、同じ利用者である保護者の間で責任負担の不平等が生じています。例えば、あってはならない話でございますが、事故等があった場合、現体制では責任を負う対象が運営委員である保護者ということになってまいります。

また、各児童クラブ等の運営委員長は、年度ごとに交代する現状であることから、クラブ等の管理運営に関する労務の大半を本来子供たちの保育等を主務として雇用されている支援員が担っていることも課題として考えられます。

また、別に運営面では、各児童クラブ等の運営に関する基本事項や各放課後児童クラブの支援員の賃金単価等についてこれまで統一を図ってまいりましたが、いまだに各組織で運営手法に相違がある状況でございます。

これらの課題を解決するため、すなわち本来責任を負うべき立場の者に適切な責任を当て、保護者は利用者として利用しやすく、支援員等は労働者として働きやすい環境を構築するために、市は来年度から中村地域の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営を公募型プロポーザル方式で選定した民間事業者に委託する方針でございます。これにより、保護者の皆さんは、受託者から純粋な利用者、受益者となり、支援員は子供の放課後の保育等を担う指導業務に専念できることになると考えております。

現在、保護者の皆さんから成る運営委員会から雇用されて勤務している支援員は、プロポーザルで選定された事業者の一員となることにより、福利厚生の実も図られるものというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 様々な責任を負う立場ですよね。今現在保護者会に委託をしているので、保護者会が責任を負っているということですが、様々な各教室の中で苦勞しながら運営をされている実態というのをよく聞きます。支援員さんが確保できないとか、そういった様々な苦勞をされながら今やられているんですが、私は各教室に委託をして、保護者に委託をしていて、責任は行政が一緒になって取り組んでいるのかというふうに思ってたんですが、その点についてもう一度すみません、確認をお願いします。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 放課後児童クラブ等の事業につきましては、あくまで市の事業でございますので、事業の責任というか、大本の責任というのは、当然市のほうにあるというふうに考えております。ただ、運営を委託するというところでございますので、委託している業務については、委託先のほうに、受託された元のほうに責任が生じていると。その責任をいかに果たすかというところで、現在各児童クラブ等が苦勞されながら実施運営されているというところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。様々に出てきている課題・問題点について、これまで行政としてはどのように取組されてきたのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 例えば、子供同士のトラブル等個別の事案が発生した場合等は、これまで運営委員会の会長がトラブルの解決や双方の調整に当たってまいりました。この会長は、運営責任を担ってはいますが、利用者でもあるため、この負担には不平等感を感じることもあったかと思えます。また、こういったときには、先ほど行政からということでしたが、こういったときには各児童クラブから子育て支援課のほうに相談が来ることも当然ございまして、その際に我々のほうが考え得る対応の方法とかというところを助言をするような形で対応していたようなところでございます。

また、運営上の課題でありました各学童ごとの運営条件の差、例えば開設時間の大きな差や支援員の賃金単価の差、これらに伴い、結果的に生じる保護者負担額の差につきましては、市として委託基準を示しまして、統一できるものはこれまでしてきたという経過がございました。大きい時間の差というのは埋まってまいりましたが、細かなところでほかにも差が縮まってな

いところもございまして、これらが委託によって調整していく事項になろうかというふうを考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。県下の放課後児童クラブの中でも、やはり個別に保護者に委託をして運営をされて、本市のような現状もあるということでお聞きをしたこともあります。そういった中で、課題の解決のためにばらばらで運営したことを連絡協議会みたいな形で運営を変えて、そして全体で課題を解決していく、そういう方向で取り組んでいる地域も、事業所もあります。そういう取組はされてこなかったのでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） これまでも四万十市におきましても、連絡協議会という形ではございませんが、委託をしております市のほうが主催をしまして、コロナの前であれば年に2回ほど、コロナの最中は年に1回とかできないときもありましたが、運営の皆さんに集まっていたかきまして、それぞれ話し合いをするという機会のほうは設けておりました。連絡協議会的な形で調整を取ってきたという経過はございます。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 委託することで、現場での問題が見えにくくなったり、問題によっては緊急性がある場合もあると思います。一括委託後の行政の関わりと責任についてどのように考えられているのか、お聞きをします。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、答弁します。

委託に当たりまして、今後公募型プロポーザルを行いますが、まずは事業者の適切な選定、それから委託を行ってまいりたいと思います。

その委託後の関わりにつきましてでございますが、委託後は受託先が運営に関する保護者の皆さんからの要望や苦情等にも対応できるよう、市として受託先への指導・育成・助言等を行い、引き続き児童にとって安全・安心な居場所を確保し、責任を持った運営に取り組んでまいりたいというふうを考えているところでございます。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 運営を委託するにふさわしい事業所をどう選定をしていくのか、また委託後の運営をどう評価するのか、やはり行政の役割が決定的だというふうに思います。それで、委託先、例えば全国的にもNPO法人や社会福祉協議会から運営委員会などで委託をしているところもあります。放課後のこの居場所が、子供にとって本当に最善の環境になるように、支援員さんや保護者と連携して協力ができる、そういった地元の事業所でぜひ委託できないかというふうに思います。NPO法人、社会福祉協議会などその点についてのお考えをお聞きをし

ます。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） まず、業者選定につきましては、今後の公募型プロポーザルにより決定する予定ですが、全国展開をする事業者なのか、また地域に根差した事業なのかは問わず、広く募集をかける方針です。その中で、ご質問にありましたような社会福祉法人やNPO、こういった法人格についてもそれぞれ想定をしているというところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 広く募集をかけるということですけど、やはり今後、子供たちの放課後の在り方が決まってくるので、十分に全国展開をしている事業所については、やはり調査もして、そしてどういう課題があるのかということについても検討していただきたいと思っています。

この項の最後に、市長にお聞きをしたいと思います。

現在、放課後児童クラブ、教室で起こる様々な問題は、教室で支援員さんや子育て支援課の人たちが話し合いながら解決してずっと来ていると思うんですね。この間、そういうことがとても大事なことだというふうに思いますが、民間委託することによって、行政の関わりが遠くなっていく、民間の事業所任せになってしまうのではないかという心配が私にはすごくあるんです。また、そういう声もたくさん聞きます。そういったことについて子供の成長に関わる本当に大切な部分です。学校教育の延長線上で放課後教室があり、しっかりと行政が関わっていく、関わってほしいというふうに思いますが、市長は子育て支援に力も入れる、子供は大事というのをいつも言っています。この点について市長の考えをお聞きします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 民間委託にするとなかなか行政の範囲が及ばなくなるので、そこでいろいろ課題解決に問題が出てくるのではないかという趣旨であろうとは思いますが。

このことにつきましては、例えば今回図書館等々民間委託しておりますけれども、その課題課題につきましてはしっかり行政の担当課と話をした中で課題解決をしておりますので、特にこれ子育て支援につきましては、何か問題があれば、当然子育て支援課として対応するような形になろうと思いますし、行政とどこが受けるか分かりませんが、地元に着したNPOあるいはそっちが受けるのか、もしくは全国展開をしている業者が受けるのかはこれからプロポーザルで決定するわけでありまして、いずれにいたしましても、市が全く丸投げということではなしに、しっかりとそこらあたりにつきましては一緒に連携をした中で、よりよい環境整備をしていかなくてはいけないのじゃないかなと思っておりますし、特にまた議員のほうからも何か心配事等々がありましたら、ぜひ行政のほうに声をかけていただきましたら、行政のほうとしてはしっかりと対応して、民間委託をして悪くなったということでは身も蓋もあ

りませんので、必ずよくなったというような形の評価をいただけるように進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ぜひよろしく願いいたします。

そしたら、最後の質問の項目に移ります。

年末に向けて、暮らしの支援をしていただきたいということで、この間、コロナ禍に続いて物価高騰が市民に大きな影響を与えています。自治体も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、ワクチン接種の促進とか介護サービス事業所への支援補助金、それから飲食店支援、農家への支援など様々行ってきました。政府も今年になって2022年の予備費の中から物価対策への支出、地方創生交付金重点交付金を決定しました。

そこで、お聞きをします。

本市における交付金、3年、4年の地方創生臨時交付金について総額をお聞きしたいと思います。ホームページで令和2年から4年までの交付額限度総額は13億円強というふうになっていたと思うんですが、3年度、4年度、それぞれ教えてください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の本市への配分額ベースということでお答えさせていただきたいと思いますが、令和3年度が3億2,242万3,000円、それから令和4年度が6億1,120万2,000円となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。交付金は様々な事業に使われ、市民生活を支える一助になったと思います。

一方、マイナンバーカードにも多額の地方創生交付金が充てられているんじゃないかと思いますが、この地方創生交付金は、主には国の施策でカバーし切れない地域の実情に合った取組に活用するためのものだというふうに思いますが、このマイナンバーカード普及事業の活用金額についてお聞きをします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） マイナンバーカード普及促進事業、これへの活用金額でございますけれども、交付金充当額としましては9,672万3,695円となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） その地方創生臨時交付金で充てられた金額がこの金額だというふうに思います。分かりました。

次に、国は令和5年11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策として、住民税非課税世帯を対象に1世帯7万円を給付する方針を決めて、今実際事務がされているわけですが、この低所得者の支援としての7万円の給付、該当世帯だけ教えてください。内容もそしたらお願いします。構いません。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） すみません、そしたら現在、国から示されております低所得世帯支援枠での非課税世帯の7万円給付について、現時点での情報に基づきまして四万十市の見直しについて答弁をさせていただきます。

令和5年11月29日に住民税非課税世帯を対象とする1世帯当たり7万円の給付金に係る令和5年度補正予算が参議院本会議で可決され成立をしました。これを受けて、四万十市では、本議会において、追加議案として住民税非課税世帯を対象とする1世帯当たり7万円の給付金の補正予算を計上させていただき予定としております。対象とする世帯数は5,600世帯を計上させていただき予定でございます。これは、さきに非課税世帯に対して3万円の給付を行っておりますので、この実数を基に不足が生じない数字として計上させていただき予定でございます。以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。春に3万円、そして今回の分で7万円、合わせて10万円の支給となるので、5,600世帯ということでした。早く困っている世帯に届く必要があると思います。県内でも土佐町では住民税非課税世帯7万円給付と子育て世帯、18歳以下の子供がいる世帯に1人当たり2万円、また大学や専門学校学生を扶養している世帯には、学生1人10万円ということで、国の地方創生交付金の活用の報道もされていました。本市でもできるだけ速やかに給付をできるようにしていただきたいというふうに思います。岡山市の事例では、1月4日にコールセンターを設置して、問合せに応じて事前に3万円を給付した世帯で、異動がない世帯については1月31日に振り込むような設定でやられているという報道もありましたが、この点について担当課としてめど等があればお願いします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 今後のスケジュールについて整理をしておりますのでご答弁させていただきます。

議会で承認をいただければ、今後直ちに要綱の整備と執務室の体制整備のほか、各種契約を年内に行った上で、年明け早々にはその執務室と併せて相談窓口を開設をする予定でございます。

また、今回の非課税世帯給付金の対象となる世帯をリストアップするために、現行のシステムの改修を年明け早々に行う予定としております。

給付の方法ですが、先ほど議員からの話もありましたが、年度初めに非課税世帯に対して3

万円給付を実施をしておりますので、その後、世帯要件等について変更のない方につきましては、今回の7万円給付についても対象となりますので、これらのデータを活用し、より早い時期に支給のご案内ができるよう、尽力をいたします。

また、支給方法についても、対象となる方のお手元に早急にお届けできるよう、あらかじめ支給の通知を送付の上、3万円の支払い口座と同様の口座にプッシュ方式で支払いを行うことを予定しております。

この給付の時期でございますが、国から示された情報に基づき準備は進めておりますが、国から支給に係るスキームにまだ未確定な部分も多く、これに連動するシステムの改修時期も見通せないため、年内の支給は不可能という見通しでございます。

なお、国のスキームが固まり、1月中旬にシステム改修が終わった場合であって、令和5年度の3万円の非課税世帯給付金を既に受けられている方で、その後世帯の状況等に変動がない方に限っては、2月の初め頃の支給が現在見通せる状況でございます。全体の支給者のうち、9割程度がこれに該当するのではないかと考えております。

また、残り1割程度の方につきましては、システムにより対象者を抽出の上、それぞれに確認書の送付を行うこととなりますので、それらの方からの返送をもって順次支払いを行うこととなりますので、2月下旬頃になるのではないかと現在の見通しでございます。

国からの情報も日々更新されておりますので、これらの情報に基づき、前段の見通しに限らず、可能な限り、早い段階での支給を行いたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） あと5分です、時間は。もう少しあります。8分、そうだ、こっちを見よった、ありがとうございます。

この間、国の施策の多くが、住民税非課税世帯や児童扶養手当受給者に限定をされてきました。市民の中からは、非課税世帯でなくても生活に困っている世帯、独身や子供のいない世帯の中に私たちを置き去りにしているとの声をよく聞きます。本当に切実な声だと思います。市民の暮らしを守る行政として、この声に応えていく必要があると思います。ですから、国の給付金の枠を超えて、困窮世帯に地方創生交付金の推奨メニューを活用して、こぼれた方にどんな内容の支援をしていくかというのが大事だと思います。この点について担当課の見解をお聞きします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 重点支援地方交付金の低所得世帯への給付金以外ということになりますと、推奨事業メニューということになるかと思いますが、その活用方法についてでございますが、現在、庁内各課に活用事業の照会を行っているところでございまして、現時点では具体的な活用方法というものは決まっておりません。今後、交付金の趣旨を踏まえ

ながら、物価高騰の影響を受ける生活者や事業者への効果的な支援、幅広い支援というものを念頭に置きながら、各課の交付金の活用意向でありますとか、本市への配分額、そういったものを基に年内をめどに総合的に判断していきたいと考えているところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

■議長（平野 正） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） やはり、全ての要望に応えることはもちろんできません。コロナ禍を経て物価高騰で生活はやはり大変になってきています。特に、この住民税均等割のみ課税世帯とか国の低所得者子育て世帯給付金、非課税世帯給付金の対象からもれた人への支援を強く要望していきたいというふうに思いますので、そのことをお願いをして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で谷田道子議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、一般質問を開始させていただきたいと思います。

まず、総合文化センターしまんとぴあについてです。

令和6年4月29日オープンに向け、しまんとぴあが着々と出来上がっており、市民の期待も高まっていることと思います。先日内覧をさせていただきましたが、会場のデザインや機材もすばらしく、利用者の方々も大変喜ばれる施設となっているように感じました。完成が目前となっている今、大変市にとって大きな事業でありますので、改めて事業の全体像と今後について理解と整理をしていくため今回一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目です。

しまんとぴあに係る総事業費と本市の実質負担額、年間返済額とその完済年度はいつでしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

しまんとぴあに係ります総事業費につきましては、約86億円の見込みでございます。平成30年度の基本計画段階から大きく増減はありません。

その財源内訳としましては、国費及び県費が11億円、起債が約61億円、各種基金が約4億円、

一般財源が約10億円となります。このうち、実質的な市の負担につきましては、起債のうち50%が交付税措置となりますので、その額を除いた約31億円と一般財源約10億円、一般財源を充てて積み立てました基金が約1億円の合計約42億円ということになります。

起債につきましては、令和元年度から借入れをしております、30年償還でございます。令和5年度も借入れがありますので、完済年は35年度となる見込みでございます。

年間の返済額につきましては、年度ごとに借り入れた額に対しての返済となりますので、これまででは比較的少額ではございましたけれども、本年度から35年度までは、年平均で2億5,000万円程度、最高で2億9,000万円程度の返済額となる見込みでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。年間2億5,000万円から2億9,000万円までであるということで、大変大きな事業だなと感じております。

続きまして、2番目の質問でございます。

指定管理料の5か年平均と指定管理料に含まれる項目は何でしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

債務負担行為を設定しております令和6年度から5年間の指定管理料の総額は7億2,803万3,000円で、平均で1年当たり1億4,560万7,000円となっております。

その経費の内訳としましては、人件費が約4,000万円、事業費が1,000万円、維持管理としまして清掃等の経費が1,900万円、舞台スタッフに係る委託料が約2,100万円、舞台機構や音響照明等舞台の点検に係る経費が1,500万円、建物の保守管理や衛生管理、舞台以外の機械や電気設備の点検等もろもろの保守・管理に係る経費が1,900万円、事務費や機械警備等その他の経費が2,100万円となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

では続きまして、指定管理料に含まれないしまんとぴあに係る1年間の経費想定額とその財源は何でしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

指定管理料に含まれていないしまんとぴあの運営に係る経費ですが、電気料等の施設の光熱水費につきましては、開館当初はその額の想定がしづらいということから、市が直接負担する一般財源ということでしております。

また、引き続き近隣の商業施設の駐車場の一部を借り上げる予定でございます。

その他予約システムのクラウド利用料も市が直接負担することとしておりまして、これらの経費を合わせますと約3,100万円の額を見込んでおるところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

経費についてお伺いをさせていただきましたが、続きましてしまんとぴあの1年間の収入は市の歳入となるのか、またその収入見込みは大体どれくらいを想定されていますか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

しまんとぴあの施設使用料収入は、市の歳入となります。

その収入につきましては、建築前に策定しました管理運営実施計画では、稼働率や維持管理費とのバランスなどを勘案しまして、1,400万円程度を見込んだものとしております。これは、あくまでも当初の見込みでございます。現在、開館前の現時点では、実質見込みにつきましては非常に立てづらい状況でございますので、現在もその計画の額を1,400万円ということで確認をしておいていただきたいと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 収入見込みは分かりました。また、一年一年運営の状況を聞きながら、詳細お伺いしたいと思います。

続きまして、このしまんとぴあの駐車場の質問に移らせていただきたいと思います。

現在、しまんとぴあが専用とまでいかないまでもメインにできる駐車場の台数は何台でしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

しまんとぴあの敷地内に70台、近隣の商業施設駐車場の一部を借り上げる予定で、その台数が52台で、計122台の予定です。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 122台、ちょっと規模で見ると少ないようには思いますが、続きまして近隣施設で借りられる駐車場はどこの施設で、それぞれ何台でしょうか。

また、どのような条件でそれを借りれるのか、金額・時間・曜日等教えていただけたらと思います。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

これまでもプレイベントにおきまして、J Aからは無償で駐車場をお借りしております、土日・祝祭日のJ Aの休業日において、職員駐車場で約90台、本館の駐車場で約20台を利用できる見込みでございます。

また、J Aグリーンにつきましては、基本的に年末年始以外は毎日営業しておりますが、お客さんが少なくなります夕方からは駐車場を借りれる見込みで、最大で約100台程度利用できると見込んでおります。

さらに、隣接の中村地方合同庁舎駐車場につきましても、これまで無償でお借りしており、開館後もお借りすることができれば、日曜・祝祭日の休業日には、27台が利用できる見込みでございます。

これらの駐車場につきまして、開館後もイベント等の駐車場等として、臨時駐車場として無償で貸していただきたいと考えておまして、条件面等を改めて現在確認をしているところでございます。

このほか、公設卸売市場の駐車場につきましても、今後はイベント等の臨時駐車場として考えておまして、現在、調整を行っているところです。

以上が現時点で想定している駐車場ですが、これら条件面も含め、市の主催事業での利用の場合でございまして、今後の交渉の中で、これらの駐車場について、一般の方、主催者の方への貸出し等も可能となるように一定のルールを設けた上で利用者の方々に周知していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） すみません、公設卸売市場のほうは、最大何台止めれますか。100台、100台ですね、分かりました。まだ民間のほうにはきっちりとした貸出基準というものができてないということで理解はしました。非常にこの駐車場問題は、今後しまんとぴあを運営するに当たって大きな課題となってくるように感じております。市民からも、駐車場が少ないんじゃないかという声も上がっております。また、私個人としても、この規模でなかなか厳しいなど思っております。それは、私の実体験からも言えるんですけども、昨年、私のほうは令和4年7月31日に私と川村真生議員で土佐市の文化複合施設つな一で約600人できる大ホールがあるんですけども、当日参加者約500人のイベントをさせていただきました。資料1枚目にありますように、つな一では専用の駐車場が約283台ございます。283台の中でもほかの複合施設の要件もありますので、大ホール600人プラス大会議室が約200人程度収容できる、また図書館も同時に中に入っているんで、様々な市民が常時利用している状況です。この中で、私のほうは、昨年、京都大学教授、元内閣官房参与の藤井 聡氏と現経済安全保障担当大臣の高市早苗氏の対談イベントで、内容としては、資料2枚目の財務省のホームページに記載されているように、日本円建てで国債発行する限り、日本は財政破綻、デフォルトをしないという

認識を広め、政府の国債発行という行為は、国民への貨幣供給であるという正しい貨幣知識を共有し、堂々と地方から地方交付税の増額や給付、補助金などを要望して、地方に豊かな財源をもたらそうというもので開催をさせていただきました。当日、500人ほど来られたんですが、これぐらいのイベントになりますと283台あっても参加者の方々には再々乗り合わせのご連絡、また公共交通機関のご利用の推奨等、本当にイベントとしては駐車場に苦勞したという経験がございます。なので、ある程度自由に使える駐車場をもっと増やす必要があるというふうに認識をしております。

そこで、お伺いします。

今後、しまんとびあ駐車場の増設予定などありますでしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

現在のところ、駐車場増設予定計画等については明確なものはありません。ただし、今後開館までにプレイベントを実施していく中で、その検証結果として駐車場が明らかに不足しているということになれば、その対策として何かしら検討はしていく必要があるとは考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 分かりました。幡多公設市場のほうも徒歩で言うと約900m離れています。また、例えば中村小学校を借りるにしても1.3km、南小を借りるとしても約1kmほど離れており、なかなか臨時の駐車場としても遠いなというふうなイメージを持っております。

そこで、私のほうでいろいろ地図を見ながら調べていると、八反原の排水ポンプ場、これはしまんとびあから約300mの位置にある排水機能を、言ったら重要拠点なんですけれども、これは昭和60年に排水開始されて、毎分980m<sup>3</sup>排水できるという、非常に重要な施設なんですけれども、ここを排水機能を維持しつつ立体駐車場を建設できないか、そういうふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

八反原排水ポンプ場の所管課であります上下水道課からは、公共下水道施設としての機能の確保が図られた上で、駐車場整備に係る各種の手続が整えば、建設することは可能というふうには聞いております。

しかしながら、八反原排水ポンプ場への立体駐車場の建設につきまして、先ほど申しましたとおり、駐車場の必要性を十分に検討した上で、仮に現状以上の駐車場の確保が必要となった場合でも建設にかかります経費、財源やポンプ場に与える影響等の精査を十分にすることが必要と考えております。

そういったことも含め、費用対効果を勘案した上で、借り上げ等他の方法と比較して検討していく必要があるとは考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。そうですね、1年間運営をしてみて、本当に必要かどうか、またこの八反原排水機場に駐車場を造るということは、不可能ではないと。財源等々必要だと思いますが、前向きに検討していただけたらと思います。

これでしまんとぴあの質問は終わらせていただきます。

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。

新食肉センターの整備事業についてでございます。

食肉センターの基本設計の概算事業費は約75億円と示されました。基本計画で約51億円から24億円の増額となりますが、その要因についてお伺いしたいと思っております。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

基本計画時から概算事業費が増額した要因ですけれども、1点目の大きな要因として、資材高騰による影響です。基本計画は、令和4年に策定しておりますが、その概算事業費は、それより以前の資材価格等で算出されており、建築指数で見ますと当時の数値から約33%指数が上昇しております。また、建築資材以外でも、半導体等海外製品部品を多く使用する電気・機械・空調設備も定価が1.5倍から2倍になっていると伺っており、資材高騰の影響が出たものと考えています。

2点目は、設計が具体化する中で、基本計画では見込めなかった設備の増加や建屋も平米単価ではなく、一定数量を積み上げた結果、金額が大きく上がってきたものとなります。

これらが全てではないと思っておりますが、基本計画での見通しが不十分であったことも基本設計と基本計画の乖離があった要因と考えており、反省しているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 私のほうもこのような大型プロジェクトの傾向として、基本計画、基本設計、さらに実施設計と詳細が決まっていくことで事業費が上がってことは近年特に顕著だと感じております。例えば、大阪万博の事業費の高騰による公共事業の入札不調などが多くある中で、四万十市の事業だけが影響なくできるはずもなく、今回の設計も資材高騰の影響を大きく受けているものかなと感じております。

そのような中、途中で設計を中止し、事業費削減に向けて取り組んだと聞いているが、どのような削減検討を行ったのか、また削減により運営に支障を来す設計にはなっていないのか、お伺いをさせていただきます。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） 詳細についてはいろいろございますので、主な点についてお答えをいたします。

1点目は、建築面積の削減です。

設計を一時中止した時点の設計から約500㎡を削減しました。

また、設備面でも、エレベーター、非常用電源設備の取りやめを行いました。

ほかには、くい工法の変更による事業費削減や建築資材の見直しなど、可能な限り削減に取り組んでまいりました。

確かに、事業費削減をしなければなりません、運営ができない施設は造ることができませんので、エネルギー設備や空調方式など運営を踏まえた費用対効果の高いシステム構築を行い、ランニングコストの削減を図るものとしております。

今回は、事業費を削減しながらかつ運営に支障を来さないようにすることが求められています。このため、コンストラクションマネジメント会社にも設計にお願いいただき、設計の妥当性などしっかりと検証をした上で設計を作成しております。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。削減できるところは削減して、今回はコンストラクションマネジメント会社を含めた中で、第三者としてのチェック機能を行い、作成した設計であれば、一定の妥当性はあるものだと感じております。

それを踏まえて、次の質問でございます。

事業を進めるに当たって現時点の課題についてでございます。

執行部からは、来年度当初予算への計上を見送るとの説明がありました。先ほど資材高騰の影響を受けていることも高騰した要因と答弁ありました。私も事業が遅れることで、政府が今後推進する賃上げや2024年問題などもあり、事業費が膨らんでいくことと思います。また、現センターも老朽化などの問題から運営も厳しくなると思いますので、早期に補正予算計上をすることも必要だと思いますが、そのための課題などどのように考えておりますでしょうか。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

ほかにも整備に向け解決すべき課題はあると思いますが、主な点といたしましては、1点目は、さらなる概算事業費の削減です。

2点目は、高知県及び幡多市町村等との整備費の負担の割合の決定です。

3点目は、工事の発注方式です。

4点目は、今後事業実施主体となる公社の設立についてです。

現時点では、このような点が課題であると考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。様々難しい課題を解決していかなければならないと思いますが、それらの課題解決について、市の方向性や考え方を構わない範囲でお伺いさせてもらいたいと思います。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

先ほどお答えした課題についてでございますが、1点目のさらなる概算事業費の縮減については、現在サウンディング調査を行い、施工レベルでの概算費用の算出を行い、設計金額より概算事業費が縮減となるかを調査中でございます。

2点目の高知県及び幡多市町村等との負担協議についてです。

9月議会でも答弁したとおり、生産地である四万十町にも協議参加いただき、早期に負担割合の結論を行う必要があります。現在は、担当部署との負担の考え方や負担率について提示させていただいております。そういう状況であります。

3点目の工事などの発注についてです。

基本計画では、実施設計以降を設計と施工を一体化した一括発注も含め検討することとしておりました。

一括発注のメリットとして、本工事は、現施設を稼働しながらの居ながら工事となりますので、施工のノウハウや専門技術を反映した合理的な設計が期待でき、また全体工期の短縮もできるのではないかと考えています。工期短縮は、事業費にも影響します。また、早期に施工者が決まりますので、早めの資材調達が可能で、現在の資材高騰、資材不足の状況下では、請負契約後の事業費の増額の抑制や資材の計画的な調達が期待できる手法であると考えております。

一方、デメリットとしては、発注者となる新会社に建築や設備などに関する専門的なノウハウがないため、要求を満たした性能であるかどうかについて客観的なチェックを行う体制が必要となります。

また、工種別に発注する従来方式に比べ、競争が働きにくい環境になるかもしれません。

一方、従来発注の場合、実施設計が完了し、詳細が明らかになった後に発注を行いますので、事業費の透明性が確保できます。

デメリットとして、本工事は、実施設計後に排水処理施設を整備し、その後、設備を含めた建築主体工事となりますので、設計時と入札時期のタイムラグが大きく、その時点の物価高騰などの影響を受けた場合には、入札が不調となり、完成が遅れるリスクがございます。

また、今回のように、他の自治体から負担をいただく方式の場合、事業費を再設計するには再度の説明や調整、各議会の承認などが必要となり、次の入札までに時間を要することも想定

され、結果的に事業費が膨らむことも想定されます。

各発注方式には、メリット・デメリットがありますが、本市の考えといたしましては、この事業を取り巻く環境を総合的に勘案すると、現時点では実施設計以降、設計と施工を一体とする一括発注を基本に考え、高知県と協議を重ねております。

4点目の公社の設立についてです。

サウンディング調査の結果が、一定理解を得られる金額になれば、議会に説明をさせていただいた上で、早期に発注主体となる公社設立に向け準備が必要であると考えております。

また、現センターは、老朽化により故障対応に追われています。本市職員も含め、関係事業者も建て替えへの期待が大きく、事業の遅れは市としての信用はもちろん、職員のモチベーションにも影響してくるものと考えております。

このような課題や状況を整理し、説明させていただき、早期の補正予算計上に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。分かりました。

負担協議のほうですが、四万十町が高知市の枠組みにも負担している中、本市の負担協議に参加いただけることになったのは非常にありがたいことだと思いますし、それだけ重要な施設という認識を持っていただいているのだと思います。

発注方法については、私も現地を視察させていただきましたが、本事業は、と畜場という特殊施設であるということと、また先ほど答弁でもあったように、更地に新たに施設を建設するのは大きく違い、現施設を稼働させながらの工事となります。よって、と畜業者やと畜関係事業者の営業にも影響があると思いましたので、設計に対して施工者の施工技術を反映し、設計と施工方式の相互調整並びに維持管理など考慮した設計・施工が可能となるやり方が一番よいのではないかと感じました。その結果、工期を少しでも短縮し、事業費削減が期待できるのであれば、基本計画に掲載されている実施設計以降の一括発注、いわゆるデザインビルド方式を前向きに検討いただきたいと思います。

新たに設立予定の公社についても、事業が遅れると事業費に影響が出る可能性が高いので、先ほど答弁していただいた課題に対応、決定していかなければならないと考えますので、早めに準備を進めておき、決定したら直ちに設立するよう、スピード感を持って進めていただきたいと思います。

また、サウンディング調査結果がより厳しい結果になることも想定して、民間ノウハウを活用しながら整備を目指すなど、できる限り取組は行っていかなければならないと考えますので、その点でも公社の早期設立は必要だと思っております。

それを踏まえ、次の質問でございます。

今後のスケジュールについて、サウンディング調査が来年1月に提出されるということですが、先ほどの課題も踏まえ、今後どのようなスケジュールで進めていくのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 桑原農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（桑原克能） お答えいたします。

来年1月にサウンディング調査の結果が提出される予定で、これらの金額を踏まえた上、高知県や幡多市町村等との負担額を決定、確定する必要があります。それと同時に、公社設立の準備を行うこととなります。これらを整理した上で、できる限り早期に予算計上を行いたいと考えておりますが、現在検討中であり、具体的なスケジュールにつきましては、閉会中の産業建設常任委員会を通してお示しをさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

また、産業建設常任委員会のお伺いをさせてもらおうと思いますが、ただ資材高騰の中、サウンディング結果が思うようにならないことも想定した場合に、確かに75億円というものは非常にこの市にとって大きな金額だと思っております。市の財政負担が多くなることも理解しています。それによって整備費が低く、安いほうがいいのはそのとおりでございます。しかし、この事業は、庁舎や学校などと違い、生産工場であります。衛生面・設備面からも削減には限界があると感じております。約150名の雇用と高知県の養豚を守るためには、一定必要な予算措置は判断すべきだと思います。それに、先ほど税込み金額でお話をされておりますが、消費税もこの規模になると数億円は還付されてくると思います。さらに、地域活性化事業債という3割返ってくる有利な起債もございます。そして、物価高騰による影響緩和を国・県・市が一般市民や事業者向けに対策を取っている状況で、今後もこの物価高の先行きは不透明な中、タイミングを逸すれば本当にこの事業が頓挫してしまう可能性があります。先日の産業常任委員会でも物価指数の高騰が示されましたが、大きく事業費がまた上がる見込みもございます。食肉センターは、と畜場だけではなく、関連事業者を含め、県内からなくすことができないと思っております。関連事業者も合わせると経済効果は年間88億円、非常に大きな経済効果が常に出続けています。本当にこの食肉センター関連には、約150名の雇用があつて、何十年とかけてと畜技術や部分カット技術を習得した職人さんの集まりでございます。このすばらしい技術を後世に残して継承していくのが大切だと思い、日々プライドを持って仕事に励まれていると思っております。この職人さんにもそれぞれ家族がいて、関連事業者がいます。150人だけの生活ではないことを執行部をはじめ、私たち議員も認識し、この事業を何としても前に進めていかないといけないと思っております。また、市長としても、高知県がどの程度負担してくれるの

か、幡多市町村や四万十町が相応の負担に応じてくれるのかを確認しなければ判断も難しいと思います。協議会で負担協議を進めていると思いますが、補正予算を考えるのであれば、遅くとも年度内に決着をつける必要があるのではないかと思います。関係市町村が負担に応じるにも、政治的な判断をする重要な事項だと思います。宿毛市の陸上競技場の負担については、市長が先頭に立ってご尽力されたと伺っておりますので、この食肉センター整備事業についても、市長には先頭に立って知事や各市町村長と協議を進め、事業の方向性をぜひ決断していただきたいと考えております。

最後に、本整備事業に向け、市長の強いご決意をお聞かせいただけたらと思います。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） このと場の整備につきましては、私は選択肢は2つであると思います。

1点目は、今の老朽化した施設をそのまま継続をし、そしていつの日か閉めるというのがその一つの選択肢でございます。

そして、もう一つは、今やっております新しいと場を建築をするというのがその選択肢の一つでありますので、いずれにいたしましても、その2つの選択肢の中のどちらかを選択しなくてはいけないのではないかなと思います。ただ、そこの中で、現在150名の雇用、特に四万十市から約100名、そして近隣の黒潮町あるいは宿毛市を含めまして約3分の1ぐらいの雇用の方が来ていただいておりますので、そういう形から考えますと、幡多地区の職場としては結構大きな職場であろうと考えております。そして、何より自分が思いますのは、例えば四万十市がと場を閉めたと仮定をした場合、高知県の畜産、特に豚の畜産はほぼ壊滅になるのではないかなと。特に現在でも四万十市に養豚場ありませんけれども、宿毛市そして大月町、そして土佐清水市、それから四万十町・奈半利町は豚の養豚をしておりますので、その豚が恐らく県外へ、愛媛県か香川県あるいは徳島県へ行くようになるのではないかなという思いがありますので、どうにかしてこの事業につきましては、県、そして近隣の市町村とも協議をした中で進めていきたいと思いますが、ただ金額が無尽蔵に出せるわけではありませんので、今サウンディング調査をしております。そこの中でも、例えば500㎡の削減という形の中で削減できるものがまだかなりあるのではないかなと、そういう形もありますので、できるだけ新しい食肉センターを建築するという方向で進めてまいりたいとは思いますが、ただ、現在の食肉センターを稼働しながら整備をしなくてはなりません。と申しますのは、本来であれば、全く新しいところへ建てるのであれば、その設計も含めて、物すごい効率的な施設ができるとは思いますが、ご存じのように、あの食肉センターで、多くが県外、愛媛県、そして香川県の業者の豚がほぼ大多数でございますので、となりますと、もし移動する場合には、その方々の今の施設もそっくり移動しなくてはなりません。ここ数年でも何億円もかけてその業者の方々が出来島の食肉センターで整備をしていただいておりますので、なかなかそういう形から考えますと、現実的には今の食肉センターを稼働しながら、そして整備をするというのが現実的

あろうと思います。

その中で、先ほど副参事のほうも話がありましたように、稼働をしながら整備をするということでございますので、何かあったときに、例えば一括発注であれば、その中で協議をし、その中で方向性ができるわけですが、分離発注ということであれば、そのたびに問題が上がれば新たに設計をし、それをやらなくてはなりませんので、まだこれは決定ではありませんけれども、いかによりよい方法で発注ができればよいと思うが私の考え方でございます。ただ、その前段といたしましては、議会の皆様にもいつも話しておりますように、もう70億円、80億円というような金額になると、到底やれる金額ではありませんし、県のほうも当然、同じような考え方であろうと思いますので、一定が理解ができるような、以前よりお示しをしている60億円、それが私は一つのめどではないかなと思います。それが一定出ますと、高知県、そして近隣の市町村には、私の責任を持って協議をしたいと思っておりますけれども、これが60億円の後半であるとか、あるいは70億円を超すということであれば、先ほど言いましたような最悪の選択肢、今の老朽化した設備を使いながら使い、そして最後にはもう閉めるという、その選択肢もひとつ入ってくるのではないかなと思います。何が何でも、幾ら金がかかってもやっても構んというのであれば簡単なことなわけですけれども、なかなかそういうわけにはいきませんので、大変苦慮しておりますし、また近隣の市町村のほうも、一定の負担割合につきましてはお願いはしないといけませんので、これにつきましても大変苦慮した中で、恐らく応援をしていただけると期待はしておりますけれども、まだ金額等々につきましては最終的にお示しをしておりますので、特に養豚を生産している市町村につきましては、大変大きな金額になりますので、これを理解をこれから求めていかななくてはなりません。その前に、まずは1月にサウンディング調査の結果が出ますので、それを私としては、一定前に進められる、転ばせる、その方向性が出ることを心より期待しているところでございます。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 中平市長、ありがとうございます。やはり、一定事業費、サウンディング調査後、前向きにご検討・ご決断をいただきたいと思っておりますし、何とか実現ができるように、あらゆる角度で我々も動いていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

食肉に関してはこれで終わらせていただきますが、続きまして汚泥の堆肥化についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

現在、国のほうでは、みどりの食料システム戦略において、100%近くを海外産に頼っている化学肥料を減らし、国内産の有機肥料、堆肥への転換の取組を進めております。

その中で、国内未利用資源の活用として、汚泥の堆肥化も有力な方法であると言われております。

前回9月議会において、西尾議員の質問による答弁では、本市では年間汚泥が1,765 t 排出

され、その焼却費には4,590万円がかかっているとお聞きしました。9月議会では、山本課長にすがすがしい答弁をいただきましたが、ここで改めて本市の取組の方向性をお聞きしたいと思っております。

まず、1つ目に、汚泥堆肥化のメリットは何でしょうか。

■議長（平野 正） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 汚泥の堆肥化のメリットと申しますか、意義として我々が考えておりますことは、循環型社会の構築でございます。これにつきましては、本市の環境基本計画におきましても取り組むべき主要課題といたしまして位置づけをしておりますけれども、そういったことへ向けた一助となるということが第一でございます。汚泥をごみとしてではなく、資源として有効活用すると、こういったことについては、まさに循環型社会の形成、環境と経済の両立ということでございます。

2つ目といたしまして、ごみ処理経費の削減がございます。具体的に申しますと、汚泥の焼却処分に関わります運搬経費、それから幡多広域市町村圏事務組合への負担金と、そういったものと汚泥の堆肥化に関わります委託経費、そういったこととの相殺になりますけれども、将来にわたりまして経費の削減が見込まれるというふうに私考えております。

そのほかにおきましては、将来的に良質で安価な堆肥が製造可能と、そういったことになるのであれば、市内の生産者の方々にとっても様々メリット、そういったものが生まれてくるのではないかと、そう期待をしているところでございます。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。様々メリットがございますし、意義もございまして、現在の進捗状況と今後の課題を教えてくださいと思います。

■議長（平野 正） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 9月議会でもご答弁させていただきましたけれども、汚泥の堆肥化につきましては、本年度調査研究を始めたばかりでございます。引き続き情報収集、そういった具体の取組に向けました足固めをしているというのが現状でございます。

それらの中で、9月議会以降の動きについて若干申しますと、まず9月26日には、衛生センター中村、それから中央下水道管理センター・食肉センターのそれぞれの施設におきまして、汚泥の搬出状況、そういったことの視察を行いました。そして、10月5日には、下水道関係の事業者の営業活動のほうにも顔を出させていただきました。提案等をお伺いをいたしましたし、10月27日には、堆肥の力と農業IT技術セミナー、こちらのほうにも参加をさせていただきました。専門家の方のお話も聞かせていただきました。11月29日には、近隣市町村におきまして、し尿汚泥の受入れ実績がございまして業者のほうから搬出体制、そういったものの実例を基にした説明も受けまして、この前後には関連する予算につきまして来年度の当初予算のほうへ要求をさせていただいたところでございます。

また、上下水道課におきましても、国土交通省の事業を活用いたしまして、下水汚泥の成分分析等今まさに実施中ということをお聞きしております。

以上が主な動きでございますけれども、課題ということで申しますと、まだ具体的なものが見えてないと、そういったことが正直なところでございます。今後、より具体的な取組を進める中で、まだ見えていない課題等浮き彫りになってこようかというふうに考えているところでございます。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。様々今情報収集等々動いていただきまして、ありがとうございます。

続きまして、堆肥の品質についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

まだ走り始めですので、いろいろ不確定要素はあろうかと思いますが、今後で構いませんので、生産者が堆肥を使うのに注目するポイントといいますと、価格も当然大事なんですけれども、質のほうに注目をいたします。なぜなら、一度土の中に投入したものは、再び回収ができないからでございます。病害虫を呼ぶ原因となる品質の悪い堆肥を投入すると、経済的、また労力的なダメージが非常に大きく、生産者にとってはもう堆肥の品質が一番でございます。

そこで、今の状況で構いませんので、こういった堆肥の品質を目指していくのか、お答えいただけたらと思っております。

■議長（平野 正） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 課題ということで申しましたように、同じように、現在のところ、目指すべき堆肥の品質と、そういったところまでの具体の考えはまだ持ち合わせてございません。ただ、今議員も申しましたように、当然ですけれども、利用していただく生産者の方、そういった方のご意見が重要でございますので、汚泥堆肥化の進捗状況、そちらに併せまして、関係機関等と協力させていただく中でいろいろ調整していきたいなというふうに考えております。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。堆肥というと、ついつい処理というほうが優先されがちなんですけれども、品質を上げることによって、農家が使いたくなる、結果堆肥が処理される、こういった順序で、物づくりの視点を持って堆肥製造に向けての歩みを進めていただけたらと思っております。

ちょっと重複するところもあるかもしれませんが、4番の今後の取組とざっくりとしたスケジュールについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

■議長（平野 正） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 本年度中につきましては、具体の取組に向けました諸準備、こういったことがメインとなってまいります。そして、来年度の当初予算、承認いただきました

ら、まず汚泥の成分分析調査、こちらのほうに取りかかりをさせていただきます。その後は、その分析調査の結果にもよりますけれども、来年度の下半期にはし尿汚泥の搬出、それから堆肥化につきまして一定の方向性を見いだしてまいりたいというふうに考えております。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。山本課長の前向きな答弁いただきました。ありがとうございます。

最後に、農業ご出身の中平市長からもこの汚泥堆肥化についてお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） この今ほどし尿の堆肥化等々につきましては、環境生活課長が積極的に、精力的に進めておりますので、期待をしていただけたらと思えます。

私といたしましては、後ほど松浦議員のほうでもみどりの食料システムの質問がございますけれども、国のほうが有機農法を広めるといふ明確な方針が出ておりますので、その基本となるのは、やはり一つは堆肥であろうと思えます。そして、同時に、昨今のロシアによるウクライナの方向から始まりました中で、窒素・リン酸・カリ、肥料の3大要素が物すごい来ることが少なくなり、肥料が高騰しておりますし、これが下がる見通しは恐らく私としてはまずないのではないかなと思っておりますので、どうしてもその代替の物を見つけなくては、農業そのものがかかなり厳しい方向に行くのではないかなと思っております。その一つの選択肢として、堆肥でございますし、特に堆肥の中で特に自分としてよいなと思ったのが、鳥谷議員も一緒に視察に行きました愛媛県の堆肥、あの堆肥につきましては、臭いもありませんし、愛媛県じゃない、香川県ですかね、業者の、物すごいええ堆肥を作っているなという思いがありましたので、あれは養豚場からそのまま堆肥にしたわけでありまして、この汚泥とかし尿の汚泥とは違いますけれども、そういう形の中でいろいろ今後工夫をしながら進めていく必要があるのではないかなという思いがありますし、ただ下水道汚泥につきましては、一定重金属であるとか、そういう物が含まれるという心配がございますので、そこらあたりにつきましては、しっかりこれから調べた中で進める必要があるのではないかなと思えます。

いずれにいたしましたも、今、燃やしている物を堆肥化して、それを有効活用するということにつきましては、今の国の流れとも沿った取組でございますので、やはり積極的に前に進めるべきであろうと思えますし、今課長が精力的に進めておりますので、ぜひ期待をしていただきたいと思えます。

■議長（平野 正） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 中平市長の前向きな答弁をいただき、さらに山本課長よろしくお願いたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で鳥谷恵生議員の質問を終わります。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後0時0分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 市民クラブの寺尾です。

それでは、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

初めに、1つ目、市長施政方針についてです。

スタートアップ、創業支援についてなんですけども、本市の数少ない若者の起業者から、スタートアップの支援を公でできないかという問いをもらっています。事例として、静岡市や名古屋市、徳島県のスタートアップ支援等を示されました。今回の市長施政方針説明では、国の経済財政運営と改革の基本方針2023の中身として、スタートアップ推進に触れられました。調べてみますと、国は第2の創業ブームを起こそうと制度設計をしているように感じます。この制度をしっかりと活用できればと思う一方で、本市は歳入が減少している中、事業の見直しや選択と集中も迫られてきたのではないのでしょうか。ほかの大きな自治体と違い、創業者への支援事業にどれほどの力を入れるかという私個人としては不安はありますが、やはり創業者の意見を大切にしていきたいと考えています。まずは、創業者が協議をしたいとなれば、市には支援の仕方があるかなど前向きに意見交換を行い、官民連携による本市に合った事業構築ができるのではと考えてもらいたいと思います。そのために、どのような姿勢でこのスタートアップ推進、また支援に対して捉えているかをお聞かせください。

■議長（平野 正） 金子観光商工課長。

■観光商工課長（金子雅紀） お答えいたします。

私からは、全般的な創業支援、創業の推進についてお答えをさせていただきます。

本市では、創業に関する地域連携体制の整備、関連情報の一元化による創業の実現を目指すため、平成27年度に創業支援等事業計画を策定し、計画期間の延長や内容の修正を行いながら、創業支援に取り組んでいるところでございます。この創業支援計画とは、地方における創業を促進するため、創業者にとって身近な存在である市町村が、民間事業者との連携により、創業に関する支援を行う体制や実施事業についての計画を作成し、国の認定を受けるようなものでございます。

そこで、中村商工会議所や四万十市西土佐商工会などと連携し、またビジネスモデルの構築や資金調達など創業に必要な要素に対して金融機関や高知県信用保証協会といった関係機関の協力も得ながら、適切な創業支援の提供を行っていくものでございます。

内容といたしましては、ワンストップ相談窓口の設置、こちらにつきましては、四万十市観光工商課のほうが担うこととなっております。そのほか、四万十市空き店舗補助事業、創業支援に係る個別指導、創業の機運醸成や支援期間、創業希望者同士の交流の場につながるセミナーなどをそれぞれの機関が実施をしております。令和4年度の実績につきましては、各機関の対応集計で重複はありますけれども、創業支援者件数が延べ36名、創業者数は延べ10名でございました。

本市の産業振興、活性化のため、創業支援は大変重要な取組でありますので、引き続き関係機関と連携・協働の下、推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。中身について分かりました。創業といっても様々な事業者の方がいらっしゃると思います。まず、どういうことを支援してもらいたいのかというのはそれぞれだと思いますので、ぜひ前向きに窓口に来た際に胸襟開いて、その話を聞いていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは続きます。

すみません、先にお伝えすればよかったんですけど、今回の質問の大項目ですけども、2と3を入れ替えて3から質問をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そういうことで、次として3、放課後児童クラブ、放課後子ども教室及び児童館の運営業務委託についてを質問させていただきます。

今回、谷田議員も質問もされていましたが、業務の委託をするということです。その中で、教育民生常任委員会でも報告がありましたけども、西土佐地域については今回委託対象外であるというふうにお聞きしました。これがなぜそのような形なのかというのをまずお聞かせください。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、ご答弁申し上げます。

谷田議員のご質問にご答弁したとおり、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室事業には、多くの課題がございますが、いずれの課題も委託をしております中村地域のものであり、これは西土佐地域では直営で運営していることに対し、中村地域では小学校区ごとに保護者を中心とした運営委員会に業務委託をしていることに起因しております。特に、懸念材料でありますのは、運営を担っている保護者の皆様に大変ご苦勞をおかけしているところでございます。まずは、運営体制を一元化し、運営主体を保護者組織から法人等の事業者に変更することで、より効果的に事業を運営することを目指しております。そういった経過から、運営体制がほかと異なり、かつ現時点で大きな課題のない西土佐小学校の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、今回の委託の対象外としたところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。この是正については最後のほうでまた質問させていただきたいと思うんですけども、1つ今回課題を抱えているのが中村地域だというふうな話ですけども、なぜ西土佐はないのか、西土佐は直営だから、公営だからということです。これ確認したいと思うんですけども、西土佐と中村地域とでこのように公営と保護者会への委託というもので形が違うということに関して、1市2制度という形というふうにも言えるのじゃないかなと思うんですけど、その点についてはどうお考えでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 中村地域におきましても、西土佐地域におきましても、運営を委託しているか、直営であるかの差はありますが、どちらも放課後児童クラブ、放課後子ども教室の制度に沿った運営をしているところであります。開設内容・事業内容、また活動内容、こういったところに合わせたもろもろの設定というところに細かな差はございますけれども、これをもって直ちに1市2制度、別の制度を運用している、また何か西土佐のほうにだけ特段の手をかけているということではないということから、直ちに1市2制度に当たるものではないというふうに考えているところでございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。つまりは、制度は同じですので、運用の違いがある、それは1市の中で2つの制度を利用しているわけではないですよという答弁だと思います。ありがとうございます。

それでは続いて、支援員の処遇についてお聞きしたいと思います。

今回、私幾つかの放課後児童クラブ等を回らせていただきました。支援員から話を聞かせていただいた中、話、説明を聞いてますので大丈夫との意見もありましたが、多くは不安の声のほうが大きかったと考えています。変化のときにそれに関わる人たちは、不安があるのは当然です。市はその不安の声に対してどのように対応しているのでしょうか。12月3日の読売新聞、学童職員足りない、給与低く人材流出、このようなタイトルで記事もありました。成り手の不足というのは、本市において単純に働く人口層が少なくなっていることでもありますので、ほかの自治体と同じ理由での支援員確保の心配ではないかもしれません。しかし、いずれにせよ、安定的な放課後児童クラブ等などの運営をするために、支援員の処遇については丁寧な対応を求められます。委託になったとしても、今の処遇が下がることはないと言えますでしょうか、お聞かせください。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 新たに委託先となる事業者につきましては、公募型プロポーザル方式で選定する予定としていますが、どのような法人が選定されたとしても、現在各クラ

ブ等で勤務していただいている支援員の皆さんには、可能な限り引き続いて勤務していただきたいと思っております。そのためにも、現在の給与単価や休暇に関する規定などは保証していただくよう委託業務の仕様書には明記をする予定でございます。

さらに、これまで事務的な課題により保護者による運営委員会では十分にできていなかった支援員の福利厚生については、対応に必要な予算化をした上で、しっかりと実施していただくよう、こちら仕様書に明記していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。議会という場の答弁で、そのように言ってくださって、支援員の方々もほっとしているのではないかなというふうに思います。

ただ、幾つか具体的な質問、私いただいておりますので、それぞれにちょっと、既に支援員にお答えしているかもしれません。しかしながら、私に届くということは、まだまだ不安を抱えているというふうにも感じますので、ちょっと幾つか質問させてください。

一番多かった不安というのは、本人が望まない放課後児童クラブ等の異動です。ほかの学校区域内のほうに異動させられるのではないかということに対して心配をされています。これについて市は丁寧なお答えというのはされてますでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 実は、9月の段階で、各支援員の代表を集めてこの業務委託に関するお話し合いのほうをさせていただきました。その後、何か業務委託に進めていくに当たって不安な点がないかといったところは、一問一答の形で皆さんから上げていただいて、それに答えていただくというプロセスを今までに経ております。今、ご質問にありました異動に関する部分についても、その中で質問としてございまして、我々としましては、まずは異動というのが基本的には今働かれているところから替わるということは、よっぽどほかのところでは人員に不足が出ない限り、そういったことはなかなかないということと、想定していないということと、その際にも必ず本人に何かしら打診とか同意を求めるようなプロセス、こういったものを踏むような仕組みにしたいというようなところを説明をしているところでございます。そういった形で回答を行っております。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。本人の同意なくしてそれはかなわない、異動しないというふうに私受け取りましたので、その点、しっかりとご説明していただきたいと思っております。

次に、60歳以上の支援員も多くいるというふうに聞きました。年配層の支援員から、退職するような年齢層は、事業者委託に替わると給与を下げられるのではないかという心配をしてい

ます。先ほどそういう処遇に対して下げることはないよというお答えありましたが、こういうご質問もありましたが、それについてお答えされてますでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 答弁いたします。

今ご質問のありました60歳になったときに、直ちに給料が下がるといったところに関しての不安の質問というのは、我々が徴した質問の中にはなかったところではございます。ただ、給与の部分につきまして、一定契約当初は今の水準を下回らないようお願いをしたいということは皆さんにお伝えをしているところでございます。また、新しいルールが委託者側で定年ルールがどのように設けられるかといったところが気になるころではあるんですけども、今の段階ではまだ不透明なところはございますが、今の定年の社会的な流れからいって、また実態として支援員さんが今現場で働いてくれている人の年齢構成として65歳を超えている人も一部いることを考えれば、定年のようなラインを引くということについては、現場としてなじむかどうかということは今後考えていかないといけないなというふうに思っております。具体的には、そのラインを引くことは慎重にしなければならないという認識があるというところで答弁とさせていただきますと思います。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。明確な答えじゃなかったなと思いますけども、今後これに関しては民間事業者の方々の取組次第ということもあると思いますので、引き続き確認をしていきたいと思えます。

次に、福利厚生の話もしましたんで、ただ言っておきましょうか。社会保険加入したいという方々もいらっしゃるということですけども、ここはいかがでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） そこの支援員の皆さんからの質問にあったところではございますが、その部分につきましては、所得を幾らまで自分で稼いで、どこまでが家族の扶養に入りたいかといったようなところのラインというのは、家庭のそれぞれ選択になろうかと思えます。その選択の中で、皆さんのほうで考えていただきたいというお話はQ&Aのほうでは答えをさせていただいているところでございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。了とします。

それでは続いて、児童館の現状と課題というところに移りたいと思えます。

今回の委託の中に、児童館の業務委託というのも入っています。令和4年度からの児童館の予算を見させていただいたんですけど、運営については一財、一般財源のみで、予算上でも大きな変化というのは見られないです。そんな中、業務委託でどのような効果を期待をしているのかというのをお聞きしたいと思います。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、答弁申し上げます。

現在、児童館事業については、市直営で運営をしており、厚生労働省子ども家庭局発出の児童館ガイドラインに従い、保育士等の資格を持つ児童厚生員が2名常駐し、子供たちが安心・安全に過ごすことができる場を提供しているところでございます。児童厚生員は、限られた勤務時間の中で工夫をしながら子供たちが楽しく児童館で過ごすことができるよう取り組んでおりますが、物理的に2名ということで、外に出たりといった活動の際には、マンパワー不足であることは否めず、改善が求められてきました。限られた予算で人員増が難しい状況の中、今回放課後児童クラブと一体の委託としたことで、同一事業所に雇用された職員同士で協力し合いながら様々な催しを企画し、取り組むことができるようになるというふうに考えているところでございます。

あわせて、この取組により、児童館の認知度が上がり、これまで児童館を利用していなかった子供たちの利用が今以上に進むようになるなど、児童館自体が活性化するという効果も期待しているところでございます。

また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営業務を委託した事業者には、業務の適正な管理を行うために、業務管理職員及び運営コーディネーターを配置することを義務づける予定としておりますが、児童館運営業務も一体としたことで、児童クラブ等の管理職員の活動拠点を児童館に配置することができ、専用の事務所を設置し、維持していく経費を削減することもできるというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。児童館の中に事務所機能を持たすのかなという最後のほう答弁だったと思うんですけど、そうなったときに児童館を利用するのに対して行政財産として利用料を求めていくということにはならないでしょうかね。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 今のところは委託する業務の範囲をその館の目的の範囲内で行えるかどうか、できるような形に調整して行って、その問題は解決したいというふうに考えているところでございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。再度の質問のようにもなるんですけども、もともと児童館は、利用の仕方というのは定めていると思います。それに対して人員を配置しているという現状の中で、今回一緒にすることで同一の雇用の中で、その方々がほかの、例えば放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の何かにお仕事も一緒にやられるという話だと思いますけど、そうなった場合、そもそももともと児童館のために雇用された方が、別の制度として利

用されるように聞こえるんですけども、その点については大丈夫ですか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 様々な委託事業の中で、雇用した労働者に対して、複数の仕事を、任務を与えるということは、あることやと思います。今回の児童館業務につきましても、委託する業務の中身として、しっかり児童館のこういった調整を行う、また放課後児童クラブについては、管理部門のこの部分だけを行うといったようなところを整理して、委託に当たっては条件として示していきたいというふうに考えているところでございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。引き続きそちらのほうは確認していきたいと思えます。

続いて、この児童館なんですけど、先ほど言ったとおり、一般財源しか使っていないという中では、財政的な負担があるのかなというふうに思います。この負担の軽減をするためには、やはり利用可能な国・県の事業を見つけて活用し、財政の負担軽減に努めてほしいというふうにも考えてますが、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） ご質問されたとおり、児童館につきましては、運営に活用できる国・県の補助金はございません。そのため、現在、児童館運営費は全額が市の負担となっているところでございます。

なお、今回、放課後児童クラブ等と一体での業務委託を行った際には、児童クラブ等の運営管理に関わる職員数名が児童館を拠点として業務を行う予定でございます。運営コーディネーターを担う者は、児童厚生員の資格も有する者になることから、来館者の少ない平日の午前などは、業務を兼ねることで児童館運営に係る費用を削減することができ、市の負担軽減につながるというふうに考えているところでございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。

それでは続きまして、放課後児童クラブの運営についてというところに行きたいと思えます。

西土佐地域の現状と課題というところで、先ほどから西土佐地域は直営ということでお聞きはしていますが、この西土佐地域の放課後児童クラブの保護者利用料はお幾らでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 西土佐地域で実施している放課後児童クラブにおける利用料につきましては、開始当初から徴収しておりません。

なお、おやつ代に関しましては、保護者会が実費分を徴収し、購入していた時期もありましたが、令和元年度以降は、おやつ提供も取りやめておりますので、現在は保護者の皆さんには負担はいただいていない状況でございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。そうすると、中村地域の放課後児童クラブは、利用料金、例えば1人5,000円払っているんですね。何か違うなというふうに感じているところです。その中で、中村地域の例えば放課後児童クラブの利用料金に沿った場合、西土佐地域の保護者負担は、市が負担しているのかなというふうに考えてしまうんですけども、例えばそうであった場合、その負担の総額というのわかりますでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 中村地域の児童クラブは、市が定めている委託基準、運営基準に従って運営されておりまして、中村地域では保護者利用料は基本月5,000円、兄弟姉妹が同時利用の場合は月4,000円となっております。この基準につきましては、開設時間、それから内容等が中村地域共通のものに対して設定されているため、この金額をそのまま今の西土佐の実態に合わせて適用することがどうかというところはございますが、仮に直営である西土佐の地域の児童クラブにこの基準を人数的に当てはめた場合は、令和4年度の利用実績で試算しますと、年間の総額で約330万円程度になってくるところでございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。基準が違うので、今そこの負担はないのかなというふうにも聞き取ったというところですけども、この状況、いつ始まったんですかね。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 西土佐小学校放課後児童クラブは、平成24年4月に西土佐地域の6小学校が再編されて西土佐小学校が開校した際に合わせて開所したものでございます。その当時から保護者利用料はいただいているというふうに聞いております。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。今の時期からいいますと、これは中平市長の前の市長のときから始まって、今10年以上がたっているという状況です。私次の質問としては是正というところなんですけども、最初に質問させていただいたことも含めて、大きく制度は一緒ですけど運用が違うよねというふうに確認していきたいと思います。

例えば、1つ目というのは、運営の仕方が違います。西土佐地域は公営です。中村地域は保護者会による民営です。

2つ目、公営と民営の違いのため、これ西土佐の支援員は会計年度任用職員で雇われてます。中村はその保護者会によって雇われて、これによって処遇が違います。

3つ目、西土佐は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の2つの制度を使っています。中村は、学校規模により、放課後児童クラブと放課後子ども教室の制度利用が分かれて、各学校1つの制度の利用です。

4つ目、先ほどの中でずっとお話もありますけど、利用料金が違います。0円と5,000円で

す。

最後に、中村は今回民間委託事業者へ一括業務委託をしますが、西土佐はその一括の業務委託の中に入れていません。説明もしていないという状況で私お聞きをしています。

これさすがに1市2制度じゃないとしても、運用の仕方が大きく違い過ぎるということに私自身は問題がないのかなというふうに考えています。やはり、市としては、今回の民間事業者への業務委託というこの変化のときに合わせて、直すべきところは直すということで、ぜひ是正というものについて取り組んでいただきたいと思います。この点についていかがでしょうか。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、答弁申し上げます。

西土佐地域における放課後児童クラブは、先ほどご質問にありました内容がどのように違うかというところについてお答えさせていただきますと、バス通学児童が多いこともあり、多くの児童が早い時間に降所するため、おやつを提供がまず行われておりません。また、児童の下校が早い水曜日には、校舎内で放課後子ども教室事業を実施しておりますが、水曜日の開所時間もそういった形で短い、それからほかの日も早い時間で子供たちが降所するため、一定の時間からは支援員を配置する人数が少ないなどの状態がございます。かかる経費がそもそも少ないというところがあります。開所日数及び開所時間が短いことから、西土佐児童クラブの年間運営費は国基準を下回っており、補助対象外経費であるおやつを提供もないため、保護者負担を求めずとも運営が可能な状況でございます。この点については、この運営方法を見直す必要はない、必要とされるサービスが少ないので、それに見合った金額を定めているもので、ここを見直す必要はないというふうには考えております。

しかしながら、中村地域を今回委託としていくことにしておりますが、全市的に同じような運営方法に改めていかなければいけないのではないかという課題意識は我々のほうも持っておりまして、将来的には西土佐地域のこの放課後子ども教室等を内容も整理しながら、一つの委託のほうにまとめていくということも考えていかなければならないというふうには考えているところでございます。ただ、先ほど一番最初の質問でもご答弁させていただきました当面の課題は、中村地域が保護者組織に委託していることによって、保護者の皆さんが利用者ではなく管理責任も持たされているというところを解決したいというところであって、西土佐地域については、この課題というのは今のところ生じてないので、今回の委託は運営体制の統一を図るというよりも先に現場で起こっている保護者の皆さんに大変なご苦勞をおかけしているというところを解消したいというところから発しておりますことはご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 分かりました。その点は理解いたします。ただ、きちんと西土佐、関係

ないの、関係ないよみたいな感じじゃないと僕は思うんですね。やはり、きちんとそれは今後中村地域がこうなって、今後今言ったとおり、一つの委託にしていくということはできる限り早く説明をしていっていただきたいと思いますので、その点はまた考えていただきたいと思います。西土佐の状況が中村地域と違うということで、利用料金が違うということは一定理解はしましたけども、0円と5,000円、大きな違いはいいのかどうか、もう少し私も勉強しながらこの話進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは続いて、中村地域の現状と課題として、今度は中村地域の保護者負担の軽減についてお聞きしたいと思います。

厚生労働省の令和4年放課後児童健全育成事業の実施状況から、放課後児童クラブにおける月額利用料金を見ますと、本市の中村地域利用料金は、全国の中でも料金が高くはない部分に入ります。しかしながら、保護者の負担をできるだけ軽減してほしいというのは昨今の流れだと思います。今回の変化に併せて、望ましい制度内容は残しつつ、利用料金の減額できるように努めてほしいと考えておりますが、その点いかがでしょうか、お聞かせください。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 現在、保護者利用料は、委託先である運営委員会が保護者から徴収し、市から支払われる委託費と合わせて児童クラブの運営を行っているところでございます。令和4年度の実績として、保護者利用料は年間合計で約1,950万円でした。利用料収入が減額となれば、運営費が不足するということとなりますので、不足する分を委託費に上乗せしなければなりません。現在の委託費は、国・県の補助基準額のほぼ上限の額でございまして、上乗せした額は全て市の持ち出しとなってまいります。仮に利用料を現在の半額の2,500円とした場合は、年間約1,000万円の持ち出しが必要となり、利用料を無料とした場合は、年間約2,000万円の持ち出しが必要となってまいります。財源が限られた中で事業を実施している現状では、追加の持ち出しが必要となる利用料の減額は実施が難しい状況でございます。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。現状なかなか厳しいという話を聞かせていただきました。もう少し社会の変化を見ながら、また確認していきたいと思っております。

もう一つ、この中で質問なんですけど、逆に保護者から今回業務委託することによって、利用料金が高くなるんじゃないかという心配の声もあるんですね。おやつ代が例えば別でまた取られるんじゃないのとか、そういうお声もあるんですが、その点については大丈夫でしょうかね。

■議長（平野 正） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） その点の危惧する声は、先ほども申しあげました9月に実施されました支援員等との皆さんの会の中でも危惧する声がありました。我々としては、当面利

用料に関するところは委託契約の中で初年度等は今の金額を据え置くことを特記仕様のほうに書いていきたいということを申し上げましたが、やはり経済事情の変化による単価の改正等というのは出てくることはやむを得ないのかなというふうには考えております。例えば、おやつ代だけではなくて、支援員の報酬額、こういったものもやはり一定社会の情勢に併せて上げなければいけないところも出てまいりますので、そうやってきた場合には、先ほども申し上げたとおり、今国の基準額を超えて運営している以上、単価のところに反映されてくることは後年出てくることはあるのかなというふうには考えているところでございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） そうですね、全然期待した答弁とは違いまして、歯切れがこのままどうしようかなというところですけども、また現場確認しながら、担当課とこの話していきたいと思っておりますので、これも引き続きよろしくをお願いします。

それでは次に、学校再編についてお聞きしたいと思います。

来年度より中学校の再編計画が計画で定められたとおりになると考えています。保護者・住民にとって様々な気持ちがあったと推察する中で、一定の落ち着きがあるのではないかと考えます。しかしながら、これまで中学校の再編計画を見てくる中で、それぞれの子供に対する思いが相反し、地域内や住民同士の不和につながった事象がありました。その現場に居合わせた者の中には、無用な争いになったことに悲しみを覚えた人もいるのではないかと思います。

このような状況はなぜ生まれたのでしょうか。私は、あのようなことにならないためにどうすればよかったのかと考えたとき、学校再編の決定を保護者に委ね過ぎたことが一つの原因であったのではないかと考えます。学校再編に賛成の保護者と反対の保護者、両者の意見を聞きながら、保護者同士で決めることは望ましいです。ですが、両者の意見が平行線をたどり、決して気持ちが交わらないとき、誰がどのように決めるべきなのか、当時私も保護者に委ねての決定が望ましいと考えていましたので、そのため住民不和を生み出したことに一人の議員として責任を感じています。

本日は、将来のために質問をします。小学校の再編は、まだ決まっていません。しかしながら、今後起こり得ないとは思いません。香南市では、少子化や南海トラフ地震による津波浸水予測を踏まえ、学校再編へとかじを切ろうとしています。教育委員会には、今回の再編の課題を糧にしてほしいです。将来再編が行われるとき、住民同士の無用な争いが起きないように、再編のプロセスを検証すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁させていただきます。

学校再編については、平成31年3月に第2次小中学校再編計画を策定し、それに基づき再編の取組を進めてまいりました。また、再編に当たっては、市として一方的に行うのではなく、保護者や地域のご理解をいただきながら進めてきたと考えております。

再編のプロセスとしては、再編計画策定前に13地区で3回ずつの説明会や各校区での保護者への計画案の説明、それらを踏まえたアンケートの実施等を経て、各校区において保護者の間で協議を行っていただき、結論を出していただけてきました。また、その結果報告を受けて、地域にも報告させていただけてきました。

ご質問いただいた多分下田小学校区についてお話しされているんだと思います、ご質問されていると思うのですが、下田小学校区についても同様の対応を行う中で、最終的に保護者より、再編についての判断を市長に委ねるといこととなり、当時の中学校在校生が卒業するまで、すなわち令和5年度末まで再編時期を延ばすという措置を行い、再編を決定しました。再編については、どの地区においても当然賛否があり、関係者全てが賛成ということはないと認識しており、教育委員会からの説明や意見交換等を行っていく中で、少しずつ理解をいただき、子供たちの教育環境を考える中では、再編することが望ましいとの判断をいただくことが多かったように思っています。これまで教育委員会として行ってきた再編に関するプロセスについては、いろいろなご意見があることも承知しておりますが、その時点その時点において適切と考えられる方法で丁寧に対応させていただけてきたものと考えております。しかしながら、地域の中に不和が生じたという現実を踏まえ、これまでのプロセスを振り返ってみたときに、もう少し早く行政が責任を持って判断することも選択肢の一つとしてはあったのではないかと考えることもあります。今後、このような事態が発生しないように検証が必要ではないかとのことですが、今年度末で中学校の再編が完了した段階で、計画実施に伴う振り返りや検証、課題整理、またそれを一定必要と考えております。

小学校の再編については、現段階では実施時期は定めておらず、必要性が認められた場合に検討することとしていますが、その際には、保護者や地域にご理解をいただきながら進めるという基本的なプロセスは変わらないものですが、中学校再編に係る検証の結果を生かしつつ進めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。ぜひ振り返り検証していただいて、今後の小学校の再編等はまだ決まっているものではありませんけども、何かそのようなことがあったときに、丁寧に説明しつつ、住民、また保護者の理解が得られる形できちんと前に本市として学校再編等が進むようにやっていっていただきたいというふうに願ひまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続いて、5つ目、防災についてです。

1つ目が、宿泊体験訓練の成果ということですね。

先日私もこの宿泊体験訓練へ参加させていただきました。なかなか私も車、自転車の中、車の中で宿泊をするっていうことで、マット、そして寝袋等をお借りしながら体験をしたんですけ

ども、正直、快適だというふうには言えない現状があるなと思います。これをどういかにして自分自身が自車、車の中に寝るときにすればよかったかなというふうな本当に体験というふうになりました。

今回気づいた点においては幾つもあるんですけども、例えばテント、本当に日本の高級ブランドスノーピークを使われています。恐らくこれ寒さに耐えられる仕様として、この物を選んだなというふうに思っておるところでもありますが、以前、住民から質問がありまして、真冬にテント生活、災害時に本当にできるかっていうことを心配をしている声がありました。私自身も本当にできるのかな、寒い日というふうな疑問を抱いているところですけども、本市防災のほうは、かなり訓練等されているというふうな中で、宿泊体験訓練というものを2月に職員含め9名、12名中9名参加をしたということです。ちょっとまず、そのぜひ成果を聞かせていただいて、住民の方々の安心につながるようなことをお聞かせ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

寺尾議員がご質問の宿泊体験につきましては、市全体のハード面の充実をいま一度確認しまして、防災意識の向上と各地区での防災対策の参考としていただくために、避難所に整備されている各種備品を使用し、実際の避難所生活を体験していただこうと今年度は議員が申されましたとおり11月3日、昨年度は2月16日に開催しております。今年度の訓練には、寺尾議員もご参加いただきありがとうございました。

ご質問の2月16日の訓練につきましては、日中、防災施設の見学では、防災士や自主防災会の方など12名が参加していただきまして、夜の宿泊体験には、そのうち5名が参加され、職員4名と合わせまして9名が宿泊体験を実施しております。

この日は、この冬一番と言われる寒波が到来した日でございます。朝方には気温が氷点下となっております。宿泊は、八束の防災拠点で行いまして、屋内としては八束消防屯所内に3名、備蓄倉庫に3名、それから屋外として防災広場にテント泊3名の3組に分けて実施しております。屋外では、テントにクッション性のあるアルミ防寒シートを敷きまして、その上で寝袋に入って過ごしております。屋内の宿泊につきましては、特段寒さ等について問題はございませんでしたが、屋外についてはやはり寒いと感じた方が多く、寒さ対策が課題となっております。

配備しているテントは、寺尾議員からのお話もありましたように、国内有数メーカー製で、冬の寒気や夏の蒸し暑さに対応するバランスを考慮した生地を使用しまして、雨の吹き込みも防止するよう二重構造となった比較的高性能なものとなっております。また、寝袋につきましても、マイナス15度から28度まで対応するほぼオールシーズンの使用が可能となったものであります。

このように、一定性能の高いものを配備はしておりますけども、スペックだけではなくやはり実際に体験することで判明することもあるんだと気づかされたところでした。

体験者によりますと、寒さ対策としては、やはり寝袋に入るときには、通常より厚着をしておく。また、クッションマットを二重に敷くことで寒さがほぼなくなるとの意見が出ております。

このように、一定対策を行うことで、テント生活にも対応は可能であると考えておりますが、やはり長期間のテント生活は、心身ともに大きな負担となりますので、お年寄りなど要配慮者につきましては、通常の建物である避難スペースを優先して活用するようにしたいと考えております。

この宿泊体験訓練につきましても、今後引き続き続けていきまして、気温や天気など様々な場を体験し、課題を洗い出していければと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。やはり、課題があるということで、宿泊体験訓練をやったださることによって、課題というのがしっかり見えてくるんですね。そういう中で、今後またそれに対して対応ができるということですので、まあ正直今回11月ですかね、私も参加させていただきましたけども、住民の方併せ職員の人たちと本当に訓練して、その成果を次につなげようという意欲を感じておりますので、ぜひ今後もいろんな時期、それは例えば雨の日とかもあると思いますけども、ぜひ体験しながら、何が今後その災害に役立つかというのを考えていただきたいと思います。

本当に職員は、そう意味では頑張ってくださっているなというふうに今回私も参加させていただきました理解しました。ぜひ今後も引き続きご努力、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、避難タワーの現状と課題というところに移ります。

今回の宿泊体験訓練以外には避難タワーを歩いたり、避難タワーを確認するような訓練もありました。そういう中で私、住民から手すりがあったほうが助かるというふうな声をいただいています。そのために、ほかの、まあ今回見たところが初崎の避難タワーでしたので、ほかの山路、そして水戸の2つにある避難タワーの確認もしようと思って行ったところ、水戸の海沿いの側の避難タワーが少し腐食があるというふうに考えています。担当課に問い合わせたところ、今年それを補修しますよということでお聞きをしているんですけど、なかなか私の中では腐食が大きかったもので、保守点検というものはどのようにされているのかなという心配を持ちました。やっぱり本当に命を助けるための施設として、万が一のときにそれがきちんと機能するということは大切なことだというふうに理解しています。ですので、この点について保守点検等どのようにされているのかというのをお聞かせください。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

現在、市内には下田地区の水戸東、それから水戸西、八東地区の初崎、それから山路の4か所に津波避難タワーがございます。

保守点検でございますが、通常の避難タワーであります水戸西・水戸東・初崎につきましては、業者による保守点検というのは行っておらず、地区による日常点検や市職員による不定期での状況確認を行っている状況でございます。地区からはソーラー照明がつかなくなったとか、屋根の損傷などのご連絡をいただき次第、その都度対応しているところでございます。

それから、山路につきましてはゴンドラ式になっておりまして、機械的な動作確認が必要となりますので、専門業者と保守契約を結びまして、年に6回程度定期点検を行っているところでございます。

先ほど寺尾議員もお話いただいたとおり、腐食のある水戸西のタワーだと思いますけども、そちらにつきましては、本年度塗装修繕の予算措置を行っておりまして、ただいま実施に向けて発注作業を準備中でございます。また、舗装業者のほうからは、さびの部分は大丈夫だというふうなお話は聞いているところではございます。

また、来年度、水戸東タワーの塗装修繕の予算要求も行っておりますので、順次メンテナンスを行いながら対応していく予定としているところです。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。ぜひそういう不具合を住民の方、そして職員の方が見つけたときに、すぐに対応できる体制の中でやっていっていただきたいというふうに思います。

それで、次なんですけども、手すりの話、先ほどさせていただきましたが、避難タワーで今手すりがついているのが、今の話ですと水戸東に設置がされてますけども、あと3か所の避難タワーについては手すりがついてないというふうな状況だというふうに私見て取ってます。

そういう中、手すりが設置されていない避難タワーへの設置の要望というものは今までなかったのかなというふうに思うところでして、その点いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答え申します。

先ほど申し上げました市内4か所の全ての避難タワーにおきまして、階段及び避難スペース部分には、一応手すりは備わっておりますけれども、転落防止も兼ねた物となっておりますので、頑丈で高さも高めになってます、大人向けの高さになっておりますので、今回寺尾議員が申されているのは、お年寄りとか子供様に使いやすい高さで歩行の補助になる手すりのことだと思います。そのような手すりにつきましては、寺尾議員が申されますように、水戸東のみ設置されておりまして、その他の3か所の避難タワーには設置はされておられません。毎年津波避

難タワーでは防災訓練やその他イベントを行っておりますけども、これまでそのような低い手すりはご要望いただいた経過はございません。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

そしたら、今回私も参加する中で、住民からそのような設置の要望をいただいたのでお聞きもしたいと思いますけども、今答弁であったように、転落防止も含めて高めの物があるということで、自分自身159cmの身長で、これぐらいなのかなというなんですよ。測ってみますと、115cmから120cmとかぐらいの高さに位置するところに手すりがあるんですね。他方、水戸東にあるお年寄りとか子供たちのための手すりというのは90cmか95cmぐらいの高さにあって、つかみやすい物だというふうな認識をしています。やはり、改めて水戸・初崎・山路、それぞれ住まわれている方というのが、やはり高齢化をされているというふうに私思っています。ぜひその方々が上りやすい環境を整えるために、ぜひ手すりの設置というのを考えていただきたいと思いますが、この点、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

子供や高齢者・障害者のある方などへの要配慮者への配慮を考えました手すりの設置につきましては、大変重要であるとは考えております。先ほども申しましたとおり、市内の4つのタワーのうち、設置されているのは水戸東タワーのみとなります。これまで手すりの設置につきましては、地区等からはご要望はありませんでしたけども、このたび住民からの要望というご指摘もいただいておりますので、設置については自主防災組織の方などと意見交換なども行いながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、設置に当たっては、現在避難路の復旧、それから避難タワーの修繕、それから耐震改修事業などその他の事業もありますので、例えば1階部分から整備をしていくなど、優先順位や予算等を考慮しながら、可能なところから進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。可能なところからぜひ地域の方であったり、防災士の方々と一緒になって、話して、その中でまた必要性を感じていただけるようになれば進めていっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、6番目、川とともに生きるまちへの取組に移ります。

四万十川の河川環境改善と漁業資源の回復に関する質問は、令和4年3月に質問して以来です。先日は、本市職員の努力も実りまして、四万十川漁業振興協議会、そして四万十川総合保全機構の両会長によって、浜田知事へ四万十川の河川環境改善と漁業資源の回復についての要望書を提出されました。また、その場にて知事より前向きな返答があったと私は記憶しており

ます。今後に対してより一層の期待をしているところですが、四万十市にとってもこれからが私は本番だと考えます。今後も積極的に旗振り役として各関係機関と協力・連携をして関わってほしいというものです。これに対して今後についての考えをお聞かせください。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、四万十川の河川環境改善と漁業資源の回復について、水産振興、特に内水面漁業対策の観点からお答えいたします。

繰り返しになりますが、先日、12月5日、県庁にて寺尾議員にもご同行いただきましたが、本市と四万十町及び四万十川の上流から下流までの5つの漁協で構成される四万十川漁業振興協議会と四万十川流域5市町で構成される四万十川総合保全機構の連名で高知県知事宛てに要望書を提出いたしました。

この要望書の内容についてですが、四万十川の河川環境改善と漁業資源回復に向け、1つ目としまして、河床低下対策、砂利供給策を講じること、2つ目として、総合的かつ戦略的に検討するため、国・県・流域市町・漁業関係者・沿岸住民などで構成する新組織の設立を目指し、県も積極的に参画することとなっております。

これに対しまして、知事からは、先ほど議員からもありましたが、今後対策に向けた予算措置を検討するとともに、状況把握に努め、流域の関係者と連携しながら、総合的に取り組んでいく。また、組織設立については、県が設置している高知県四万十川流域保全振興委員会の中に専門部会を立ち上げる方向性を軸に、流域の皆様の協力もいただきながら、積極的に参画していくとの回答をいただきました。

本市といたしましても、組織設立においては、県の提案を軸としまして、実効性のある協議の場となるよう、流域関係者と共に組織づくりに参画し、組織設立後には、その協議の場で意見交換や議論をされた内容等に対し、河川や環境等を所管する関係課と横断的に連携し、河川環境改善と漁業資源回復に向け、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。それでは引き続き積極的な関わりというところでどうぞよろしく願いいたします。

それでは続いて、四万十市雇用対策についてというところで質問させていただきます。

本市は、本年度に高知労働局と共に四万十市雇用対策協定に基づく事業計画を策定をされました。この中でもありますが、外国人材に対する本市の取組は、外国人が安心して生活できる日本語の習得や生活に関する学習の機会とし日本語サロンを実施し、外国人労働者等の受入れ促進と定着を図るということにしています。日本語サロンの実施も大切なことですが、それだけではなく、生活現場に入っている困り事など、外国人の困り事の実態を把握して、この外国人材の確保につなげていくということも大切なのではないのでしょうか。今後、日本語サロンも含

め、どのようにして外国人材に対するフォローができるかということ考えたとき、最近では地域おこし協力隊の制度を利用して外国人材のフォローなどしている例があります。地域おこし協力隊は、地域の力になる取組、課題を解決する取組を行う制度です。このような制度を使うことで、かゆいところに手が届くような外国人材に関することができないのではないかなというふうに思います。ぜひこちらについては活用のまず検討をしていただきたいというふうに思います。その点、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 金子観光商工課長。

■観光商工課長（金子雅紀） お答えいたします。

まず、外国人労働者の現状をご説明させていただきますが、直近では高知労働局、ハローワーク四万十管内の情報で101事業者、378名の外国人の方が雇用されているということになっております。

また、本市の外国人住民数ですけれども、こちら令和5年10月末現在で137名となっており、本市の人口規模の割には外国人住民や技能実習生の数は多くないというような状況ではございます。

そこで、議員ご提案の外国人材の地域の定着に向けた地域おこし協力隊の活用ということでございますけれども、先ほど議員がおっしゃられたように、全国でも外国人との共生社会の基盤づくりとして、外国人の地域への定着を促進する目的で、地域活性化施策の一つである地域おこし協力隊制度の活用や募集を行っている自治体もございます。そういった状況も把握しているところではございますが、現状本市におきまして外国人材の確保や生活サポートをミッションとする地域おこし協力隊の配置に向けた検討や予定は現在しておりません。本市の取組といたしましては、外国人労働者をはじめ、本市で生活される外国人の方々に対しまして、仕事をする上で不自由のない日本語の習得、地域で安心して生活していただくための、そして共生社会の実現を目指した取組といたしまして、令和4年度から日本語教室を運営しており、毎月2回の日本語サロンの開催や年2回程度交流会も実施しているところでございます。交流会では、外国人の方々からの声から、地震や津波などの災害に関する防災学習やボランティアスタッフからの提案でスポーツ大会なども行っているところでございます。

なお、地域おこし協力隊制度の活用につきましては、今後少子高齢化や人口減少が進み、さらなる労働力不足が想定される中、外国人材の確保や活躍に向けた取組も必要であると考えておりますので、他市町村の状況を把握し、また事業者の方々や日本語サロンにおける外国人労働者の声をお聞きしながら、必要に応じて検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。西土佐地域の外国人材少しずつ増えているよう

です。寂しくないようにしてほしいななんていう住民のご意見もいただいたところです。ぜひ今後も前向きに進めてください。

ありがとうございます。以上です。

■議長（平野 正） 以上で寺尾真吾議員の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩いたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 議員番号10番政新会の松浦です。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

先ほどの寺尾議員の質問を聞いておまして、小学生の保護者としては非常に不安の面もありましたが、一議員としては、さすが寺尾議員、視点、切り込み口に尊敬をしたところでもあります。少し切り替えて自分の質問に移らせていただきます。

まず、今回は2点でございます。

1つ大きなところとして、農業施策についてお伺いをいたします。

まず、みどりの食料システム法に基づく高知県基本計画についてということで、令和3年5月、みどりの食料システム戦略というのが国のほうで策定されております。これは、2050年までに農林水産業のCO<sub>2</sub>、ゼロエコミッション化の実現、また化学農薬の使用量を50%低減、そして輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減、そして有機農業の取組面積の割合を25%、約100万haに拡大するなど、目指す姿として上げられているものでございます。そして、令和4年7月に関係する法案が施行、同法に基づく国の基本方針が公表されておりますが、そのような中、この国の基本方針に基づき、本年2月、高知県でも県と県内34市町村が共同で農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する高知県基本計画を策定いたしております。

まず、お伺いいたしますが、本市のこの計画に対する取組状況、どのようなことに取り組んでいくのか、非常に多岐にわたって書かれておりますが、まずは本市の取組、どのようなことをしていくのかということについてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、お答えいたします。

まず、先ほど松浦議員のほうからもありましたみどりの食料システム法に基づく高知県基本計画、これは正式名称、農林漁業における環境負荷低減事業活動の推進に関する高知県基本計画というものでございますが、令和5年2月に高知県が県内34市町村と共同で作成しておりま

して、本市においてもこれに沿って取組を進めているところでございます。

まず、環境負荷への低減活動の主なものとしまして、天敵製剤や防虫ネットの導入など、化学合成農薬の使用低減を目指した高知県みどりの食料システム推進事業の活用や国の補助事業である環境保全型農業直接支払交付金を活用したカバークロップ、有機農業の推進、また園芸ハウス整備事業といったハウスの省エネ対策に要する経費の補助や市内で生産された堆肥の活用に関する経費の補助などの取組を現在行っているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。非常に多岐にわたる取組があろうかと思われませんが、この計画自体を見ますと、ちょっと大ざっぱなのかなというふうに感じます。例えば、地域地域、本市独特の農業というのがあったり、地域地域によって様々な課題というのがあると思われるんですが、この市独自の計画策定ということは考えておられないでしょうか。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 議員の言われるとおり、この高知県の計画は、かなり多岐にわたっているものでありまして、また内容も複雑なものであります。今のところ、県の計画に沿った取組を実施していくということで、特段市だけで計画を策定するという予定は現在のところはございません。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。ただ、私もこれ国から発表された段階で、このみどりの食料システムの関係で質問させていただきましたが、その当時は、この目標、非常に達成困難な目標だなというふうに私も思っておりましたし、市長にお伺いしたときも、市長も少し難しいのではないかなというようなご答弁があったと思います。ただ、それからロシアのウクライナ侵攻等々あって、世の中の流れというのがやはりそういった環境負荷を低減していこうというような流れになってきている中で、決して今現在は実現不可能ではない、目標にさらに近づけていけるものだというふうに私の認識は変わっております。

そんな中で、本市としても、やはり独自の先ほど言いましたように、それぞれ地域地域によって課題、また農業の仕方とか違いますので、今後必要になってくる、また取り組まなければならないのかなというふうに感じておりますので、ぜひそういう必要性を感じた場合、市としての独自の政策・計画というのを掲げていていただきたいなというふうに思います。

それでは、目標達成に向けてということでお伺いをいたします。

非常に先ほど申しましたように、この計画、多岐にわたっておりますが、その目標達成に向けて課題、または今後考えている取組等々があれば教えていただきたいと思っております。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

当該計画は、令和4年度から令和8年度までの計画となっております、目指すべき方向性を示したものでありまして、繰り返しになりますが、内容も多岐にわたっております。

そこで、本市の主な取組であり、当該計画の柱となっている環境保全型農業直接支払交付金制度についての実績及び計画でございますが、令和4年度の実績面積は3,538 a となっております、令和6年度の計画では4,628 a というような計画となっております。

なお、今後は目標達成に向けまして、環境負荷の少ない資材の活用や環境保全型農業直接支払交付金を活用した有機農業の取組など、これまでの継続的な取組に加えまして、ドローン防除をはじめとしたスマート農業技術の導入など持続可能な農業を目指して高知県の農業振興センターをはじめ、各関係機関と連携し、情報共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。確かに、課長答弁でおっしゃいましたように、関係機関と連携して取り組んでいくというのが非常に大事なというふうに感じておりますが、先ほど私市独自の計画を策定したらどうかということをおっしゃいましたが、現在鳥谷議員が、これ鳥谷議員の応援になるんですが、米粉の製粉工場というのをこの四万十市に造ろうとご尽力されております。先日も県庁のほうに、私も一生産者としてお伺いをいたしまして、いろいろなお話を聞かせていただいたんですが、その中で生産というのはやはり環境に優しい栽培方法であったり、環境負荷低減の農法というようなところがありまして、そういったものを計画等にも入れてほしいなという思いがあったんですが、そこは意見として次の産業振興計画のほうで言わせていただきたいと思います。

ごめんなさい、次に、2番の本市産業振興計画についてということでお伺いをいたします。

まず、現在、本市の産業振興計画バージョン2ということで、令和2年から令和6年の5か年計画ということなんですが、まず農業に特化した部分で、現在の目標と現状についてということで、課題となっているところがあれば教えていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、農林水産課のほうからは、産振計画のほうで戦略品目に位置づけられておりますぶしゅかんの目標と現状についてお答えをいたします。

まず、令和6年度の目標値は、新規定植面積25ha、生産量81 t に設定をしておりますが、令和4年度末の新規定植面積が14.9ha、生産量が19.7 t となっております。

なお、今年度現状の直近値といたしましては、令和5年度が年度途中ではありますが、定植面積はまだ実績は出ておりませんが、生産量につきましては40.5 t ということになっております。

なお、この数値でございますが、新規定植面積については、ぶしゅかん産地化推進事業費補助金の活用があった面積を、また生産量については搾汁工場への集荷量を生産量としております。

それで、課題といたしましては、県内におきましても認知度は一定高まってきているところではございますが、まだ販路の確保、売り先ですね、あとそういったそこが一番にはなると思うんですけど、そういう課題を捉えておりますので、そこもその点についてまたこれまで以上の取組に努めてまいりたいと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。すみません、大変失礼いたしました。通告のときにこの計画の中で戦略品目でありますぶしゅかん・ユズ・栗・米ナスについてそれぞれお伺いするというをおっしゃっておりまして、先ほどぶしゅかんのお話をされたわけなんですけど、これ全体的な計画の段階で、その品目にこだわらずに、農業分野でというところで何か大きく目標に届かないというようなことはないですか。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

すみません、ちょっと戦略品目に限ってというようなこちらの把握だったもので、取りあえず農林水産課からはぶしゅかんということでご答弁申し上げたところですが、ぶしゅかんのほうは、面積のほうは一定伸びてきておりますので、また生産量も今後増えてくると思われますので、昨年度の実績に対しまして、昨年度19.7tということですが、今年度は40.5tということではほぼ倍増しているというような形になります。農作物なので、裏年であったりとか、そういうような気象条件の絡み、そういったこともあってこういう生産量に出てくるところもありますが、令和6年度の生産量81tに向けては、ぶしゅかんの生産者組合等も支援をしながら、それに近づけていきたいというふうに所管課のほうでは考えております。

また、その他戦略品目、ユズ・米ナス、あと栗ですね、そういったものも西土佐地域にはなりますが、そういった諸課題を踏まえて、何とか目標に近づけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） ぶしゅかんについては分かりました。確かに課長おっしゃられましたように、今年はユズについても非常に表年ということで、例えば去年の収穫量の倍あったというような方もおられました、なり年についてはやはり表年ということもあったのかなということで、去年の19.7tから約倍以上の40.5t程度の生産量があったということで、本年からですかね、苗木の購入補助の比率が上がりまして、まだ結果が出るのはもう少し先になるかとは思

んですが、例えば面積・収穫量等々については、一定目標に向かって進んでいるのかなということでも分かりました。

すみません、個別にすることをおっしゃってましたが、課長、先ほどほかの3品目も少しご紹介があったんですが、次にユズということについて、これも戦略品目の生産拡大ということに本計画では上がっていると思われるんですが、こちらについてはどうですか。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） それでは、産業建設課から。

ユズは中村地域にもありますけれども、西土佐のほうが植栽面積が大きいということもあります。また、栗と米ナスについても併せてご答弁差し上げますのでよろしくお願いします。

ユズでございますが、令和6年度の目標値の新植面積が45ha、生産量が445 tに対しまして、直近の実績で令和4年度の栽培面積が44.1ha、生産量が476.4 tとなっております。これ令和4年度。議員さっきおっしゃいましたように、今年度はかなりな量で増えているんじゃないかというふうに推測をしているところでございます。

次に、栗でございますが、令和6年度、目標値の栽培面積60ha、生産量60 tに対しまして、直近の実績でいきますと、令和4年度の栽培面積が58.6ha、生産量が17.2 tとなっております。

米ナスでございますが、令和6年度、目標値の栽培面積が490 a に対して生産量359 t に対し直近、令和4年度が栽培面積が406 a、生産量が233 t となっております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） すみません、まずユズについてなんですが、個別にやっていきたいと思いますが、令和4年が44haちょっと、令和6年の目標が約45haということで、面積もほぼクリアできている、また出荷量については目標を既に上回っている状況ということなんですが、これもともとのユズの園地、広さ・面積というのが、上がってきているんですかね、下がってきているんですかね。そこらについて把握してますか。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） ユズの園地面積でございますが、こちらで産振計画上押さえている面積は、平成30年度が44.0、令和4年度が44.1でございますので、ほぼ横ばいというふうに押さえております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。計画の段階でそれでは現状維持というような計画だったという認識でよろしいですかね。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） そうでございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。少しがっかりです。戦略品目として生産拡大ということで本計画において上げているわけなんです。ぜひ生産拡大振興についてご尽力いただきたいなというふうに思っております。ただ、ユズというのが、やはり高齢化の中で、例えば剪定ですとか収穫時のユズの重さが非常にしんどいというようなことで高齢者がもうこの園地を放置園にしているところもあると思います。また、そういったこともカバーしつつ、このユズの振興というのも図っていただきたいと思います。私も本年は11月、結構ユズ取り忙しかったんですが、ユズ酢なんですけど、結構ユズ酢って利益率が高いと思うんですよ。ぜひこれから新規就農される方等の間の収入となるような作物にもなるのではないかと思いますので、やはり戦略品目として上げている以上は、しっかり振興していただきたいというのが私の思いです。

次に、栗についてお伺いをいたします。

面積的には計画にもう少しというところなんですけど、生産量というところで、目標約60 tに対して現在は17.2 tということだったと思いますが、この要因についてはどうお考えでしょうか。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） 令和4年度の17.2 t、これは様々な要因がございます。まずは令和4年度に大きな台風が来たということが1点。あと当然獣害対策もございます。ただ、17.2 tという中の積み上げ方法でございますが、こちらで押さえている数字が、JAでの取扱量プラス1業者の取扱量の合算値でございます。ここで抜けている部分が多々ございまして、このところの栗の引き合いが大手の加工業者、大手のメーカーなんかからもかなり引き合いがございまして、そこと農家さんの直接のやり取りがこの数値には若干反映されていないということがございます。こちらとしてもその把握に努めているところでございますが、ここで言う17.2 tというのは、先ほど申しあげましたJAでの取扱量プラス1業者の取扱量の合算値というところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。把握状況としてはそういったことで、確かに四万十産の栗というのが非常に今人気があるようでして、需要に対して供給が追いついていないというような状況下だと思います。単価も3、4年前と比べると約キロ200円ぐらい値上がりしているような状況だというふうに聞いております。西土佐地域でも何人かの個人事業者さんがそれぞれ加工品業を始めたいということで、この計画の生産量には上がってないですが、そこは喜ばしいことかなというふうに感じております。

すみません、米ナスのところ、もう一回お聞きしていいですか。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） ミナスでございますが、産振計画の令和6年度目標値が、栽培面積が490 a、生産量359 t に対しまして、直近令和4年度が、栽培面積が406 a、生産量が233 t でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。これは、施設簡易雨よけ栽培、施設栽培、そして露地栽培合算したものであるということによろしいですか。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） 露地と雨よけとの合わせたもんでございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。これ計画ではないのかもしれませんが、人数等については把握はされておられますか。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） 申し訳ございません。今ちょっと人数は持ってきておりません。また後でご報告いたします。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。このミナスということで、西土佐地域では新規就農者の方たちがほぼほぼこのミナスに簡易雨よけハウスで取り組まれているという状況にありまして、ただなかなか皆さん苦戦しているというのが私も先輩農家の一人として思っているところなんです、やはり高単価で売れるというのがミナスだけに限らず農産物の狙いとするところなんです、そういった付加価値をつけていくために、本市さらに振興させるために付加価値をつけていく必要があると思うんですが、そういったことに本市としてどのような取組をされているのか、されているようでしたら伺いをいたしたいと思います。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） 今議員おっしゃいました付加価値でございますが、基本的にミナスというものは、JAを通じての系統出荷が主だと思います。実際、西土佐地域でもほぼほぼ系統出荷でございます。一部規格外の物が道の駅なんかには出ますけれども、ほぼほぼ100%近い物が系統出荷でないかなと。やっぱり産地的に信頼されるのは、そういった系統出荷できちんとした産地の取組が一番の付加価値なんじゃないかなというふうに把握をしております。具体的には、議員もご存じのように、JAの生産部会、ミナス部会しっかりしておりますので、毎月1回現地検討会も行いながら、露地の圃場、雨よけの圃場を回って、先輩農家が後輩の農家にいろいろレクチャーをしていくというところがきちんとできておりますので、そういった産地の取組が一番の付加価値につながっていくと、安心につながっていくというふうに把握しております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。確かに朝比奈課長おっしゃられましたように、この米ナスというのは、ほぼほぼ約99%が農協を通じた系統出荷ということになっております。そこで、付加価値を上げるというのは、やはり品質をしっかりとした物を出荷していく等々ということになってくるんですが、11月に農家として京都の卸売市場のほうへ視察に行かせていただきました。その場に京都青果さん、大阪青果さん、2社仲卸というんですかね、青果の会社さんが来られておりましたが、この米ナスの先行きということで、また本年の反省と先行きということで意見交換をさせていただきました。やはり、この米ナスというのは、主に高知県産がメインで、京都には水ナスとか丸ナスとかそういったナスもあるそうなんです、ある一定差別化されておまして、米ナスというのは、ちょっとした高級品、高級な野菜だという認識だそうですね。全国の産地を見ますと、茨城ですとか新潟とか北海道とかも少しあるようですが、やはり高知県がメインだと。冬は秋の施設の米ナス、夏秋は西土佐地域の露地米ナス、簡易雨よけ米ナス等々がメインだということで、京都のほうでもかなり人気度が上がってきておまして、今後非常に楽しみな、さらに増産してほしい品目の一つであるというような非常に前向きな将来性のあるお話をいただきました。そんな中で、本市としても、商工会の後援ということで、地元の商店街で一緒になって米ナスフェア等々をやっていただいておりますが、そこは非常に評価をいたしておまして、産業建設課としても非常に頑張ってもらっているというふうに感謝してきました。引き続き、この生産拡大振興についてご尽力いただきたいというふうに、意見になりますが思います。

次に、次期計画についてということでお伺いいたします。

冒頭申しましたように、本計画、令和7年からバージョン3になるのか、新しい計画になるのかということで、来年度、令和6年度が次期計画に向けて取組をされていることと思いますが、この戦略品目の中に、先ほど個別にお聞きしました4品目、そして最後に5番目として有望品目の産地強化ということで、例えばワサビですとかハウスのピーマンですとかトマトとか、多分含まれるんだろうというふうに思いますが、こちらについて何か新たに考えていること、また次期計画で新しく取り組んでいこうと考えているようなことがあれば教えていただきたいなと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

現時点では戦略品目ということで先ほど言った品目を中心に振興している段階ですので、今現時点ではまだ次の作物をとということはまだ検討はしていないのが実情です。ただ、来年度見直しということで、これまでの検証も踏まえまして、またいろんな今度地域の実情に合ったそういったよりよい品目があればまた今後検討していきたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。その中で、先ほど少し言わせていただきましたが、鳥谷議員の米粉の製粉工場の話の中で、私も本年から鳥谷議員に唆されたと言ったらちょっと言葉が悪いんですけど、うまく誘導されまして、米粉の原材料となるお米を、少し変わった品種を作らせていただきまして、鳥谷議員の考えに私も賛同して動き出したわけでありまして、また今後も続けていきたいな、またその輪を広げていきたいなというふうに考えておられるんですが、そこら辺も本計画にぜひ取り入れるべきだと、取り組んでほしいというふうに考えますが、そこら辺についてはまだ来年のことですので、そこら辺について今言えることがあればお聞きをしたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えします。

米粉の話は、それこそ鳥谷議員を通じてとかいろいろお話も伺っているところで、所管課としましても情報収集というか、勉強している最中でございます。ただ、一応米価の低迷も含めて、そういった米粉に転換というような全国的なニーズもあろうかと思いますが、ただ生産者のためになるような、そういうような物であれば、またそれこそ振興のほうも検討はしていきたいとは思いますが、具体的な計画だとか、整備における具体的な計画、しいてはその下にぶら下がる生産者のニーズ、そういったところも総合的に判断しながら考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。ぜひ私もずっとだまされているつもりはなくて、しっかりと自分の考えの下でこの計画については賛同できるということで協力いたしておりますので、またそういう全体的な流れになった場合には、対応をさせていただきたいなと思います。

先ほど一番最初の質問に、みどりの食料システム法に基づく高知県基本計画ということで質問させていただきましたが、この重要な部分に非常に大きく関わってくる政策・取組だということも課長十分ご存じだと思いますので、ぜひ今後とも積極的な関わり合いを持って見守っていただきたいなというふうに思います。

最後の有望品目の産地強化ということで、様々なところがあるんですが、これも昨年、西尾議員のお誘いを受けまして、サツマイモをこの幡多地域で、高知県西部で作って一大産地にしたいというようなことがありまして、またそちらも私もだまされたのかどうなのか、同意いたしまして、またサツマイモも新たに少し植えてみたんですが、今年のニュースの中で、北海道が実は温暖化の影響で非常にサツマイモ、今まで作れなかったものが作れるようになったということで、2年ほど前からサツマイモの栽培が始まったというようなニュースもありまして、

これも北海道の農家がやり始めるといって、やはりうち、高知県のレベルとは違って、何十ha、何百ha一気に増えるというようなことがあって、今までの産地である鹿児島、もしくは鳴門・茨城、そこら辺と競合して価格破壊が起こる可能性が出てきておるといって、ちょっと今サツマイモどうしようかなというふうな思いもあるんですが、何か新しい品目に取り組みたいという場合に、市の支援というのがなかなか後回しになって、例えばやり始めて2年後、3年後に市の側面的な支援というのが出てくるんだと思います。ちょっとそれではスピード感が足りないなというふうなことも思っておりまして、もう少し5番の有望品目の産地強化というところでゆとりを持った品目選定などもできるような形に、迅速な支援ができるような形にしていただきたいなというふうに思います。これは意見ですが、よろしく願いいたします。

次に、最後の質問に移ります。

今年の9月議会、直近の9月ですが、このときにも奨学金返還支援制度についてということでも質問をいたしまして、それから3か月もたっていない中、多分進展がないだろうと思いつながら非常に申し訳ないんですが、やはり早急に取り組む課題だというふうに私は考えておりますので、あえて引き続き質問をさせていただきます。

まず、本市奨学金貸付制度の実績ということで、9月議会のご答弁では、四万十市全体に広がった令和4年が1名、そして本年令和5年についてはゼロ名という実績でございましたが、令和5年についてはゼロ名ということで間違いはないでしょうか、まずは確認させてください。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えさせていただきます。

令和5年度につきましては、議員おっしゃるとおりゼロ名でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） これも9月議会の答弁の中で、どれぐらいの方の利用見込みをしているのかということで、大体西土佐地域でやっていたときに毎年2名程度だったので、中村地域で約20名、西土佐地域で2名ということなんでしょうかね、年間1,000万円程度を基金に積み立てていくということだったと思うんですが、現状令和5年はゼロ人ということで、実際の基金に積み立てられた金額というのは幾らになるんでしょうか。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えいたします。

今年度につきましては、利用見込みがなかったということで基金への積立てはしておりません。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。利用実績がなかったということで、基金積立てはしてないということでした。四万十市全体に拡充されてから約2年。これ四万十市全体に拡充ということは、私も1期目、平成29年のときから自分の公約として上げさせていただいてお

ります。そして、市長も2年8か月前ですかね、3期目の公約としてこの四万十市全体への奨学金の拡充ということを掲げられていたというふうに私は記憶しております。この実際の利用実績を踏まえて、今後どのようにこの制度を変えていくのか、もしくはどうしていくのかということについて9月でも聞きましたが、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 本制度につきましては、経済的理由により修学困難な方に対して奨学資金を貸し付けることで、高等教育への進学支援、人材育成の確保につながる制度と考えており、令和6年度に向けた募集も間もなく開始となりますので、引き続き学校等を通じ、必要な周知を図っていききたいというふうには考えております。

また、今おっしゃったように、今後の考えということでございますけども、将来的な奨学金制度の維持、それから継続等につきましては、今後の利用状況や社会情勢の変化等を鑑みながら判断してまいりたいというふうには考えております。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりましたが、やはり2年間やってなかなか結果が、利用実績がないということについては、今後ではなくて、やはり早急に考えていく必要があるのではないかとこのように考えております。市長の先ほど申しましたように3期目の公約で実現した政策だというふうに捉えますが、市長はこのことについてどのようにお考えでしょうか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） まずこれは、利用実績が少ないということの一つについては、国のほうがかなり子育てに対するいろいろな支援策を打ち出しております。ご存じのように、例えば大学なんかにつきましても、返済が要らないというようなのを打ち出しておりますし、これからかなり異次元の少子化対策ということで打ち上げてますので、大変期待できるのではないかなと思っております。そういう中で、恐らく市の奨学金を使わなくても対応ができるということで、恐らく利用人数の少ないのにつながっているのではないかなと思います。特に、奨学金につきましては、あくまでも貸与型の奨学金であると後から返さなくてはなりませんので、大変な負担になりますが、現在国等々がいろいろ進めている中では、返済が要らない奨学金であるとか、かなり多くのメニューが今後出てくると思いますので、その中で実際に市の奨学金としても、今のままの奨学金でよいのかどうか、そこらをじっくり検討する必要があるのではないかなと思いますが、いずれにいたしましても、利用人数が少ないということにつきましては、恐らく大学あるいは専門学校へ進学する方は一緒であろうと思いますので、恐らく国、そういう制度なんかを活用した中で進学しているのではないかなと考えておりますので、一定利用人数が少ないからイコール奨学金の問題があるというふうには私は捉えておりません。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。確かに最近の報道を見ますと、国のほうで大学の授業料

無償化というようなこともあるようでございます。そうすると、次の質問にあります奨学金返済支援制度創設をとということも今後必要なくなるのかなというふうに感じておりますが、現時点では、この制度創設というのは、私は四万十市にとって特に人口減少の厳しい地域にとっては必要なことだと考えております。来年から教員については国のほうでこういった制度が、まだ制度内容私詳しく調べておりませんが、始まってくるような話もあったと思いますが、ぜひこういった制度、地域に若者を呼び戻す、そして入ってきてもらう、そういったためにも必要だと思っておりますが、これもなかなか3か月の中、検討も非常に短時間で難しいと思っておりますが、再度この創設についてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えさせていただきます。

この奨学金返還支援制度につきましては、さきの9月議会以降におきましても引き続き先行自治体に追跡調査等を行っておりますが、その中で取組の実態でありますとか現状における課題等の把握に努めている最中でございます。9月以降も含めまして、これまでに把握した状況についてでございますが、少しずつ支援実績を伸ばしているところもあれば、思うように新規の件数が伸びていないあるいは希望する業種の人材確保にはつながっていないなどの課題やこれまでもご答弁申し上げましたとおり、県下で実施する自治体の多くが、事業開始から年数がたっておらず、事業効果の検証までには至っていないというふうな状況もお聞きしています。ただ、一方、先ほど議員から国の動きの情報もございましたけれども、新たな動きとしまして、県のほうでまち・ひと・しごと総合戦略に位置づける施策としまして、県内への就職支援の強化に向けまして、奨学金返還支援制度を令和6年度に創設するというような予定もお聞きしているところでございます。

今後におきましては、こうした県の動きにも周知しつつ、先行自治体の取組や効果等も慎重に検証しながら、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） 申し訳ございません。米ナス農家の農家数分かりましたので、ここでご答弁させていただきます。

露地農家が11、雨よけ農家が雨よけが15、計26でございますが、かぶっている部分がございますので、実農家数としては22でございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。確かに国や県のほうもそういった動きがあるようでございます。ただ、9月の質問では、宿毛市さんの事例を少し紹介させていただきました。これ土佐清水市さんも調べてみると、独自の制度があるようでございます。ぜひ四万十市としても

しっかりと検討した中で、できるよであれば行っていただきたいなという思いがありますので、またよろしく願いいたします。

すみません、終わろうかなと思いましたが、先ほど米ナスの人数の話が再度ご答弁ございましたので、これ目標とする人数というのはいないんですかね。

■議長（平野 正） 朝比奈産業建設課長。

■産業建設課長（朝比奈雅人） 産振計画上、人数の目標値は定めておりませんが、直近若い子が新規就農者、西土佐地域続いておりますけれども、来年2月に大宮地区に就農する農家についても雨よけナスで始めるというところで、西土佐地域としては、新規就農するのであれば米ナスというところで推進をしてございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。確かに課長おっしゃられましたように、若い方たちは皆露地ではなくて簡易雨よけで米ナスを栽培されるという中にありますが、ただやはりなかなか生活し得るだけの収入を上げておられる方というのは、本当に1割、2割とか、もしかしたら甘く見積もっても3割、3割もないという新規就農者に限ってはそれぐらいの割合だというふうに考えております。当然、先輩農家としてもそこら辺の協力、また指導等々はしていかなければなりませんし、ほかの先輩方も頻繁に現地のほうへ見回りに行っているようであります。また、市としても側面的な支援というのを今後とも引き続きお願いいたしまして、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で松浦 伸議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時15分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 日本共産党の川渕誠司です。

一般質問を行います。

ロシアがウクライナに侵攻して1年10か月になろうとしていますが、出口が見えないまま戦争は継続しています。今年10月には、新たに中東でハマスの攻撃を機にパレスチナとイスラエルが戦闘状態になりました。これまでにイスラエルで1,400人、パレスチナでは1万7,000人を超える死者が出ているとの報道があります。特に、パレスチナガザ地区の状況はひどく、多くの子供や女性が犠牲になっています。一刻も早い人道支援の強化と戦闘停止を願わずにはられません。

さらに、国際社会の懸念は、2つの戦争当事国の一つ、ロシアとイスラエルが核兵器保有国であるということです。

四万十市は、2009年に平和首長会議に加盟しました。平和首長会議は、1982年、当時の荒木広島市長が、国連軍縮特別総会において、世界の都市に国境を越えて連帯し、共に核兵器廃絶への道を切り開こうと呼びかけ、つくられた組織であります。現在世界で166の国と地域、8,342の都市が、国内では1,739都市が加盟をしています。四万十市は、平和首長会議に加盟した翌年の2010年に非核平和都市宣言を行っています。市役所の敷地内に記念碑が設置をされ、毎年8月には懸垂幕を掲げ、原爆の犠牲者を追悼し、世界平和の実現を祈念した黙祷の呼びかけも継続をされております。

平和首長会議に加盟をし、非核平和都市宣言を行った都市のリーダーである中平市長にお尋ねをします。

今年10月18日に兵庫県姫路市で第11回平和首長会議国内加盟都市会議総会が開催をされましたが、市長は出席をされましたか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 本年10月18日に兵庫県姫路市で開催されました第11回平和首長会議国内加盟都市会議総会には、実は同日、10月18日でありますけれども、東京都で別の公務がありましたので、出席することはかないませんでした。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 総会では、日本政府に対して、核兵器廃絶に向けた取組の推進についてという要請文が取りまとめられ、後日、岸田首相に提出をされたということです。その要請文の最後に、核兵器禁止条約第2回締約国会議へのオブザーバー参加と一刻も早い核兵器禁止条約への署名・批准を求めています。このことについて市長の見解をお聞かせください。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 核兵器禁止条約につきましては、平成29年7月7日、国連加盟国の6割を超える122か国が賛成をし採択されております。また、令和2年10月24日に条約の発効要件となる推進国が50か国に達し、これに伴い、90日後の令和3年1月22日に条約が発効されました。ただ、核保有国やまた日本を含む一部の国々は、条約に署名・批准しておりません。平和首長会議国内加盟都市会議の今回の要請文にもありますように、本年11月にアメリカニューヨークで開催された核兵器禁止条約第2回締結国会議にも日本政府は不参加でありました。唯一の戦争被爆国である日本政府の不参加は、大変残念なことであります。ただ、日本政府は、核兵器のない世界を目指し、世界に取組を呼びかける国連決議案を30年連続毎年提出しており、本年10月27日に賛成多数で採択されました。

また、ウクライナやパレスチナ自治区ガザなどで紛争が相次ぎ、また世界的にみて核の脅威が高まる中、唯一の被爆国である日本の姿勢がより一層問われるのではないかと思います。

以前より議会でも何遍か答弁いたしましたでしたが、私としましては、核兵器廃絶は人類共通の願いであると思ひますし、特に唯一の被爆国である日本政府には核兵器のない世界の実現に向けリーダーシップを持った取組の推進を期待しているところでございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今市長言われましたように、第2回締約国会議、残念ながら日本は参加をいたしませんでした。市長もオブザーバー参加をしなかったことは大変残念だと言われました。これから様々な会がまたあると思ひます、全国市長会等ですね。ぜひオブザーバー参加もするように、そして一刻も早い核兵器禁止条約への加盟・署名・批准ということもこの平和首長会議が訴えているわけですので、ぜひそういう方向で動いていただきたいなど、そのように思ひますので、お願いをしておきたいと思ひます。

今回の会には参加をされなかったということですが、過去には参加をされたことありますか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） この会議が必ずいろいろな会議とかち合うようになっておりまして、残念ながら一回も私は市長になって参加をしておりません。ただ、コロナで3年間ぐらい中止がありました。その中でいろいろ会議の情報等々はいただくわけでありましてけれども、特に高知県下34市町村、全て加盟をしております。今年も10月18日には、ほとんどの首長が東京にいたのではないかなと思ひますので、なかなかそこらちょっと調べてみたいと思ひますので。

それと、もう一点、これ核兵器禁止のやつではないわけですが、国連総会で理事国がパレスチナのガザ地区に対する即時停戦の決議をしたと思ひます。日本もその場では賛成で、12か国が賛成、棄権が1国、イギリスやったと思ひます。ただ、反対はアメリカ合衆国、ただ一つでありましたので、以前であれば日本はそのような形がなかったと思ひますけれども、明確に賛成の立場を取ったということにつきましては、私は一定、評価できるのではないかなと思ひておりますし、また先ほどのように、唯一の被爆国であります日本には、当然先頭を取ってこの問題については対応していかなくてはなりませんと思ひておりますし、特にいろいろな兼ね合いがあるというわけでありまして、唯一の被爆国の日本がまだ批准をしてない、署名をしてないということについては、私としては大変残念でありますし、やはり今後世界中でいろいろ考える中で、日本は日本としての確固たる立場、位置づけでいろいろなことに取り組んでいただきたいと思ひるのが今の思ひでございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 市長の思ひ受け止めたいと思ひます。

先ほどの平和首長会議ですが、次回は令和7年1月16、17日、東京都武蔵野市で開催されること決定をしております。ぜひ市長、任期中に一度参加をいただいて、その市長自身が感じられたことやあるいはそこへ集まられた参加者の平和への熱い思ひをこちらへ帰ってきて

我々や職員や市民にぜひお返しいただきたい、そのように思いますのでよろしく願いいたします。

次は、星空の街のリーダー中平市長に伺います。

四万十市西土佐地域が、星空の街に認定をされて35周年を迎えました。先月には著名な先生をお招きして記念講演会を開催をされ、四万十天文台で観望会を開いたと聞いております。その四万十天文台は、現在生涯学習課の管轄にあると思うんですが、これ観光面でも大いに活用の可能性を持った施設であると考えます。魅力的な生涯学習施設であると同時に、魅力的な観光資源であるとも思います。これ生涯学習課と観光商工課、両課の所管施設という形で活用するという事は制度的にはできないんでしょうか、市長の見解をお聞きします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

星空の街でございます。議員おっしゃられるとおり、西土佐時代に昭和60年ですが、星に興味を持つ住民が現環境庁でございますが、のスターウォッチング星空の街コンテストに応募しまして、昭和63年、全国109の市町村の一つとして選定されたところでございます。

その後、平成3年に現川崎保育所付近に天体観測所を設置し、その後、平成25年、ふれあいホール敷地内に一定リニューアルしたというところでございまして、先ほどご案内のように、今年星空の街の認定から35年、リニューアルから10年ということでイベントもしたところでございます。

この四万十市天体観測施設でございますが、平成27年度からホテル星羅四万十を運営しております株式会社しまんと企画が指定管理を行っております。星羅四万十の宿泊者が展望会に参加するコースが定着をいたしまして、ご好評をいただいているところです。この天体観測施設の運営に従事しているスタッフは、ホテル星羅四万十勤務と兼職でお客様に星空を紹介する活動を行っております天文にたけた専属職員と、それと2021年12月からは、同じく天体に関する専門知識を有した地域おこし協力隊員が加わりまして、現在2名体制で運営をしております。最後の清流四万十川の下で満天の星空を観賞するというこの上ないぜいたくな体験ができますので、当然ながら、観光商工課との連携を図り、星空の街を全国発信していければと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 協力をして進められるということは分かるんですけども、管轄としては、例えば予算を提案するとか、予算を執行するとかということについては、どちらかの課になってしまうわけですか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） この施設につきましては、生涯学習課が管理をしておるところ

でございます。この施設を活用した事業につきましては、おのこの提案する課がございましたら、そちらのほうが事業に関する予算等提案して、通れば事業化という形ではそれぞれの課が行うことは可能と考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今現在、トンボ学遊館のことも話題になっておりまして、観光商工課の管轄だけれども、生涯学習課に移すべきではないかというようなことも議論されているとこなんですね。そんなこともありますので、そのあたりのことはきちんと整理をしていただきたいなというふうに思います。どうかよろしく願いをいたします。

先ほど生涯学習課長、かなり詳しくお話しされたんですけども、35周年の記念講演をされた先生は、雲の間から流れ星や惑星が見えてすばらしいと、西土佐地域の星空を絶賛されたということであります。四万十天文台に2人の専門家がいると、先ほど課長言われたとおりなんですね。1人は星懂アテンダントという肩書を持つ方でして、星懂って星に懂れるって書くんですけど、星空案内人みたいなことになるんでしょうかね。ホテル星羅四万十の女性スタッフで、四万十天文台の観望会のガイドをしています。もう一人は先ほど言われたとおり、地域おこし協力隊員なんですけど、やはり星羅四万十を拠点に、星空ガイドや地域の魅力を発信されています。すばらしい人材が今そろっているんですよ。まさに今、世界基準である星空保護区、この認定にチャレンジしてほしいと私は思っています。その星懂アテンダントの方なんかは、多分もう世界を見ておられると思うんです、私話したことあるんですけども。星空保護区というのは、星空の世界遺産とも言われていまして、天文学者や環境学者らでつくるNPO法人国際ダークスカイ協会が認定をしています。世界で211か所、日本では4か所しか認定を受けておりません。ぜひ国内5番目の認定を目指して、今既にしのぎが削られているんですけど、なかなか5番目は難しいかもしれませんが、5番目、6番目を目指して、取組を開始してはどうかと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 星空保護区の認定を目指してチャレンジせよという大変貴重なご意見をいただき本当にありがとうございました。

その中で、ちょっと保護区というのがどういう場所がこの部分になったのか、日本で4か所ということですので、大変希少な地域ではないかなと思います。ただ、あつこの天文台のあるところには星羅四万十がございますし、また特別養護老人ホームもあるし、常時光がともっているようなところもございます。どのような形で保護区として認定できるのか、まだ把握しておりませんが、またそこらあたりも教えていただきたいと思います。

そして、もう一つ、先ほど議員が言われましたように、すばらしい人材がいるということでございました。大変自分としても星羅四万十の方々には感謝しているわけですけども、実は

先般、講演会がありまして、星空の関係の。私と支所長も行っていただけでありますけれども、それに僅か17人しかいなかったということでございますので、もっともっと地域の星空に対するいろいろな価値観であるとか、そういうものも高めていった中で、やはりいろいろ進めていく必要があろうと思います。特に、かなり有名な方が来ていただいて講演したわけでありまして、最初行ったときにあまり少ないので、これは失礼やないかと、その講演する先生に、そういう話も実は支所長とした経過がございまして、もっともっとやはり住民に周知徹底をする、また職員の中でも周知徹底をする、そういうことが必要ではないかなと思ったところでございました。

また、保護区につきましては、いろいろと連携取って教えていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） ぜひこの機に西土佐の夜空のすばらしさをできるだけ多くの人に周知していただいて、認定基準というのがしっかりあります。ただ星がきれいだけでは駄目なんですね。様々な、例えば自然保全の啓蒙だとか、教育プログラムなども必要になってきます。様々なことがありますので、ぜひそれも勉強していただいて、ぜひ目指してほしいな、壮大な夢ですけど、思います。よろしく願いいたします。

次に、大学誘致の検証に移ります。

学校法人への補助金の返還請求について質問します。

誘致断念から1年以上が経過をいたしました。支出した補助金約3億2,000万円のお金が戻ってくるのかどうか、大きな関心事であり、市の財政にとっても重大な案件と考えます。この質問、3月議会から連続4回になるんですけども、前回の9月議会あたりからようやく顧問弁護士との相談日など具体的な情報が提供されました。その後の総務常任委員会での報告を併せますと、7月24日、9月27日、10月31日、そして11月28日に顧問弁護士と協議を重ねているようです。進展はあったのでしょうか、お答えください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 進展があったのかということでございますけれども、今までのこの補助金についての弁護士との協議の状況というところでお答えしたいと思いますけれども、先ほど議員のほうからもありましたように、もう既に報告させていただいておりますけれども、補助事業の全過程を総合的に判断するために必要な根拠資料等を随時作成しながら、これまで7月24日、9月27日、10月31日、11月28日と4回弁護士事務所のほうで協議を行っております。今日現在でございますけれども、その4回目の11月28日の協議の場で、弁護士から新たに作成依頼があった資料を作成中ございまして、資料ができ次第、次は今月中に再度顧問弁護士と協議を行うということにしております。

顧問弁護士としましても、なるべく早期に対応の方向性が整理できるように、補助事業の全過程の把握のため、積極的に状況把握と課題整理に努めていただいているという、そういう状

況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） もう1年以上たってもこれ結論出せないというのは、普通市の手続その他、順調に全部問題なく行ったのであれば、これすぐ取り戻せる話ではないかなと思うんですね。それがこんだけ1年以上経過をしてもまだできない。弁護士さんも相当困っておられるということは、よほどやはり市の対応がまずかったのではないかと、そういう思いもするんですが、そのあたりいかがですか。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） ただいまおっしゃられたことにつきましては、弁護士との協議に関する事項、関係することでございますので、お答えすることは控えさせていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 残念ですけども、12月にまたあると、今月中には必ずやるということで、それについてはまた速やかに報告いただきたいというふうに思います。

次へ行きますが、学校法人の認可申請に対して、令和4年8月23日に文科省より補正要請がありました。このことを市が把握したのは、翌日の8月24日であったと9月議会で私の質問に対し答弁をされました。この時点で8月にはもう認可が下りないことが決定したわけですね。さらに、補正要件がクリアする新たな資料を提出しなければ、認可が得られないという事態です。ところが、その翌日に2回目の補助金2億4,578万4,000円を学校法人に支払っています。これ支払いをしてもいいのかどうなのか、その適否について庁内で協議はなされたんですか、お答えください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 適否についての協議は行っておりません。

以上です。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） その8月25日は、同時に旧下田中学校の改修工事を入札した事業者に対して契約を締結した日でもありますね。8月24日に、これはもう8月の認可は無理だと、次の認可もきちんと補正をしなければ取れないということが分かった日の次の日にわざわざ慌てて2つのことをする必要があったのか。これは、危機管理の対応として、誤った対応ではないかと思いますが、市長、いかがですか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） ご存じのように、8月24日に大学側から補正の資料の提出を求められたという報告がありました。ただ、そのときに認可にならないという想定は全くしておりません

でしたので、そのとおり事務執行をしたのではないかなと思います。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） そこが市としての危機管理の甘さではないかと思うんですね。これしっかり総括をしていただいて、次に二度とこういうことがないようにしないとイケないと思うんです。市民に損害を与えてはイケないと思うんです。ぜひ総括ということをきちんとやっていただいて、検証と総括ですね、文書にでもして、我々議員にも回していただきたい、そのように思っています。

もう一つ、確認をしたいことがあります。現在、補助金は正式な額がまだ確定していないまま、2回の合計3億1,870万9,919円が概算として学校法人に支払われたままという認識でよいですか。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） その認識で結構でございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 1年以上たってもまだ額が決定をしていないということで、概算払いをしているという状況ですね。市長は、補助事業者である学校法人が、四万十市補助金等交付規則第17条の1項の3号に該当するという認識をお持ちですか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 四万十市補助金等交付規則第17条第1項第3号に規定をする補助金の交付の決定の内容、またはこれに付した条件に反したときに該当するかどうかにつきましては、現在専門的な知見からの助言からといたしまして、現段階で違反とはつきりとは言えず、違反しているかどうかも含めまして、顧問弁護士と相談をしながら判断をしている段階でございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） これには違反をしているんじゃないかなとおっしゃられるんじゃないかなと私は思っていましたけども、非常に残念です。

今後の展望として、先ほど12月にもう一回会議を開くということなんですけども、これあまりにもずるずるずるずる引っ張るわけにもいかないと思うんです。いつまでにこの問題、解決されるおつもりですか。最後にお聞きします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） ずるずるというわけでは決してございません。その都度協議をしながら課題を整理している状況でございます。補助金の全過程ということでありますから、何年も遡ってということにもなります。そういうところで一つ一つ整理しながら弁護士と協議しているところでありまして、いつまでにということですが、できるだけ早期にとしか現在のところ申し上げることはできません。

以上です。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） あとの質問は、明日の上岡 正議員に任せまして、次の質問に移りたいと思います。

旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用について質問いたします。

まず、検討会についてお尋ねします。

これまで3回の検討会が開かれています。1回目・2回目については、議事録がホームページにも掲載をされておりますし、私も傍聴をして内容は把握をしております。第3回はまだ議事録、ホームページに載ってないというふうに思うんですけども、私も別の会と重なりまして傍聴できませんでした。どういう内容であったのか、市民の皆様には分かりやすく説明いただけますか。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 3回目の旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会、これにつきましては、11月30日に下田の旧中医学研究所で開催をしております。

委員15名中、12名の出席をいただきまして、今後の検討会の進め方や活用案が具体化している2件の提案、これ2回目の検討会でも何件か提案させていただきましたけれども、そういった内容の報告をしたほか、有効活用案やその取りまとめ方、そういったことを中心に意見交換を行ったところでございます。

活用案につきましては、これに係る意見としましては、学校等の高台移転を望む意見、それから学校と他の施設を組み合わせた複合的な施設としてはどうか、また地域にお金が落ちる仕組みをつくり、地域が活性化していくような取組も必要ではないかといったような意見が出されたところでございます。

また、活用案のまとめ方でございますけれども、こちらにつきましては、地域への貢献度でありますとか、災害時の防災機能などについて評価していく必要があるかと思っておりますけれども、その評価を委員が行うことにつきましては、現状では難しいのではないかというような意見などもいただいたところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今お聞きしますと、まだなかなかしっかりとした方向性が定まっていなとも思うんですけども、これまでの3回の会議を通じて、委員の間で共通認識になったこと、合意できたこと、確認された方向性等についてお答えください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えします。

まず、1つには、災害時の防災機能の確保、これは行うこと、それから先ほども言いました

ように、今後の意見の取りまとめ方としましては、施設の有効活用基本方針といったものがございますけれども、これにのっとり評価していくこととしまして、その評価項目案、これについても確認いたしました。また、そういったことで評価をしながら、年度内に検討会としての活用案を一定まとめていくというスケジュール等についても確認しております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今後の方法論みたいなことは幾つか出てきましたが、結局確認をされたということは、防災機能は確実に確保していくんだということだけのように思いますけども、それだけでしょうか。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 活用案、どんな活用案があるのかということは、民間公募も含めまして資料として一覧にして、これは前回の2回目の検討会にはお示ししている状況でございますけれども、その一つ一つの意見を吸い上げる、そういうような具体の意見交換までまだできておりません。一つの意見に偏ってしまったというようなこともございまして、なかなか幅広い意見を聞きながら、それによってどういった事業がいいのかというような絞り込みにつながるような意見集約までは先ほど言いましたようなこともありまして、まだできていないという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） それでは、4回、5回目では結論を出すということのようですので、次の4回目が非常に重要になってくるんですけれども、ぜひ傍聴もさせてもらいながら、しっかり見守りたいというふうに思います。

そこで、検討会でこうして熱心な議論が行われているのに並行しまして、市民の間で特に下田の区長会や子供たちが活発な動きを見せています。署名や陳情などの形ですね。市長に要望が届いていると思います。署名は何と4,000筆、実際に不備なところもあって、有効なのは3,900ぐらいということも聞いておりますけれども、しかし4,000に近い署名を集められたの、すごいことだと思うんですが、そういうことを受けまして、次の3点について市長の見解をお伺いしたいと思います。

まず、1点目ですが、旧下田中学校校舎に指定避難場所としての機能を早急に復旧させてほしいということです。これについては、先ほど防災機能の確保は決定的なことだということが企画広報課長からも話がありました。地域住民としても、当然の要求だと思います。市長の見解、お願いいたします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 旧下田中学校校舎につきましては、大学誘致を断念したことによりまして工事が中断した状況ですが、地域住民の災害時の避難場所の確保は、重要な課題であります

ので、具体的な活用方法が決まるまでの間も危険箇所の安全対策などを行い、避難所として利用できるよう、現在担当課と地元の間で今後の対応策等について協議を行っている状況でございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 住民は、いつなんだと、すごい心配されているんです。今方向性は分かりました。もう少し具体的なことは決まってませんか。いつまでにこうしようと思っているというようなことはありませんか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） その場合、後の活用策がしっかり決まればそれで対応ができると思いますけれども、今の段階でなかなかどうやってやるかということにつきましては若干難しいものがあるかも知れません。と申しますのは、やった後でまた活用策によってはまた直さなくてはならないとか、そういう形もございますので、すみませんがご理解賜りたいと思います。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） ここには旧下田中学校校舎と書いてありますが、体育館のほうはどうですか。これはすぐにでも復旧できるんじゃないですか、いかがでしょう。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 体育館のほうは、一定今使用できるようにしておりますので、災害が起こった場合は避難所として開所することになっております。

■議長（平野 正） 小休にします。

午後 3 時 49 分 小休

午後 3 時 50 分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 先に言われてしまったわけですがけれども、私もそのとき、総務委員会、傍聴しておりましたので、そのトイレの件です。浄化槽の問題があって、使えるには使えても、ずっと長期には使えないんじゃないかという話もあったと思います。そのあたりどうなってますか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

長期の期間もあると思いますけど、今下田中学校体育館のところは、浄化槽の中間槽が今 1,000ℓ だと思うんですけど、残っている状態ですので、くみ取り式のような形でそこがいっぱいになるまでは使えます。長期になる場合は、大災害のときだと思いますけども、そういった場合は仮設トイレだとか簡易トイレ、そういったところに対応することとしております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 細かいですが、現在の浄化槽でどれぐらいもつんですか。使用状況によると思いますけど。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） すみません、ちょっとはっきり覚えてないですけど、大体200回ぐらいのトイレの回数で使用は可能だと思いますけども、ただ大災害が起こった瞬間は、水道とかそういう設備も使えなくなる可能性があるんで、直ちには簡易トイレ・仮設トイレ、そういったもので対応することになるとは思います。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 200回では200人が1回ずつしたらそれで終わりですから、やっぱり長期にできるようなことも早急に取り組まなくちゃいけないんじゃないかなと思うんです。あっちも駄目だと、体育館も駄目だと、校舎も駄目だということじゃなくて、校舎のことは一定分かりますよ。でも、体育館だけでも早く活用できるようにしなきゃならないというふうに思いますので、ぜひ善処をお願いしたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。

2点目です。津波浸水区域にある下田保育所・下田小学校を高台移転すること、これは地域の皆さん、当然の思いですし、検討会でまだ方向性出てないとは言われましたけども、これに対する反対意見はまずない。検討委員会の皆さんも賛同いただけるような優先課題ではないかと私は考えますが、市長、早期に実施するとおっしゃっていただけませんか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 本年6月市議会定例会でも、川渕議員から同様のご質問をいただきました。津波浸水区域にある下田保育所、また学校の高台への移転につきましては、私と学校教育課長からそれぞれご答弁をさせていただきました。そのときの答弁と重なりますが、市ではこれまでの施設耐震化や避難路のハード整備のほか、自主防災組織の育成等に取り組んでまいりました。また、学校におきましても、耐震性の確保や避難訓練、防災学習にも力を入れ取り組んでいると伺っております。そのため、現時点では、下田の保育所も教育委員会が管轄する学校も、直ちに高台へ移転するという計画はございませんが、市民や子供たちが地域で安全に暮らしていけるように引き続きできる限り地震・津波対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、この下田保育所・下田小学校の高台移転につきましては、旧下田中学・旧中医学研究所の有効活用検討委員会において検討事項に上がっていると伺っています。この中で、下田保育所と下田中学校を高台にある旧施設へ移転が必要という考えが示された場合には、その判断やほかの利活用案も検討しながら、改めて高台への移転を検討することになろうと考えております。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 今市長、一つ確認ですが、下田中学校と言われましたが、間違いないですか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 下田小学校の間違いでございます。すみません。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） 検討会の様子も見るということだろうと思うんですが、検討会では、本当にこれ反対の意見は一つもないと思っています。下田保育所・下田小学校、まず高台移転でしょう。その空いたところがいっぱいありますから、それについてほかのいろんな施設を例えば複合的につくっていくとか、そういう話が主流ではないかと私は思っています。しかも、あの高台じゃなければできないものを最優先すべきで、今回検討会に提案されている幾つかのものは、決してあの高台でなければできないというものではないものも幾つか含まれております。そういったことも恐らく今度検討会で精査をされていって、本当に大事なこと、まず高台移転でしょうという方向で私は進んでいくのではないかと思っています。市長、それを後押ししていただければ、本当にいいなと私思うんですけどね。市長、検討会の方向性見守りながら、下田保育所・下田小学校、早く上げると、どうですか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） これ大学誘致のときに私のトップダウンでかなり議員からもいろいろご注意をお受けいたしましたので、確かにここの検討会の意見を最大限尊重して、そこに沿った中でやっていきたいと思えます。私がこうすると言いますと、またトップダウンになって、いろいろあると困りますので、そこらはいくまでも検討委員会の方々のご意見を参考にしながら、当然これについてはいろんな事業を入れてやらなくてはなりませんので、方向性がはっきり決まった段階では、私のほうはその事業の獲得に全力を挙げたいと考えております。ですから、私のほうからこうするということにつきましては、控えさせていただきたいと思えます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川渕誠司） トップダウンということと言われましたけども、そしたら検討会で決まったことを最大限尊重していただいて、検討会は検討会だと、プロジェクトチームは別のことを考えているよと。市長は別のことをやりますよというようなことが絶対にないようにしてください。そこは約束していただけますね。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 当然、検討会は民間の委員さんも入って、また地元の区長さんも数名入っていただいて、その中で下田地域の今後の維持あるいは活性化を本格的に議論する場でございますので、私の思いといたしましては、検討会の意見とプロジェクトチームの意見が大幅に食い違うこともないのではないかなと思っておりますし、またその中で、やはりよりよい下田地域の活性化策を探っていく必要もあるのではないかなと思えます。ですので、私とし

ては、あくまでも検討会を最大限尊重をして、それを見守っていきたいということでございますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 最大限尊重されるとおっしゃいましたので、しっかり見守っていきたいと思います。

3点目です。希望する中学生が下田に残れる、そういう選択肢をつくってほしいという願いです。

下田の学校で学びたいという児童生徒は現にいるんですね。また、地域は、下田に中学生がいることが、防災面も含めて地域の力を高めるんだと、地元の区長さんたちも考えてますよ。この願い、応えていただけませんか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） まず、下田中学校につきましては、私と教育委員会等でも最終判断したとおり、令和6年3月31日で休校となりますが、下田に中学校を残してほしい、また新たな学校をつくってほしいという声が、これまで地域の方、また子供たちからの要望書やまた4,000名近い署名といった形で届いております。大人だけでなく、子供たちのこうした意見や思い、行動につきましては受け止めますが、教育委員会へも同様な趣旨の要望書等が届いておりますので、今後の学校の在り方につきましては、教育委員会において学校再編後の教育課題等を踏まえ、しっかりと議論した中で進めていくべきものであると考えております。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 大体いつもそういうお答えだと思うんですけど、署名を実際市長、持たれたと思うんです。大変な重みですよ。子供の意見は受け止めたいと。けども、決めるのは教育委員会ですよ。市長の思いとしてはどうなんですか。一言お願いします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 私の思いとしては、先ほど署名も持たせていただきました。大変重みのあるものであろうとは思っております。ただ、下田に中学校を残すということにつきましては、先ほど申しましたとおり、特に中高一貫校等を全然否定するものではありませんけれども、やはりそこらあたりにつきましては、しっかり教育の専門分野である教育委員会のほうで方向性を出していただきたいと思うのが私の思いでございます。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） これについても検討会で議論するのはどうかという話もありましたけれども、引き続き議論をされておりますので、これについても見守っていきたいと思います。

また、この問題は、議会にも出されておりますので、議員一人一人もこの問題についてはこれからじっくりと考えていくべき内容だろうと思います。私もしっかり考えてまいりたいと思います。

最後に、地域おこし協力隊について質問したいと思います。

4年前に地域おこし協力隊について質問をしたときには、全国で協力隊員が約5,500人でした。それが、昨年度の統計で約6,800人になっています。1,300人ほど増えているんですね。2009年に89人で始まった制度ですけれども、総務省は2026年には1万人を達成したいんだと、高い目標を掲げていまして、予算的にも大変力を入れている事業だと感じております。

そこで、質問なんですが、配置初年度から、これ四万十市ですね、四万十市での配置初年度から今年度までの隊員数の推移をお答えいただけますか。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、本市で地域おこし協力隊の配置を始めた平成24年度から昨年度まで、各年度末時点ということで配置人数についてお答えさせていただきます。

まず、配置を開始しました平成24年度は3人、以下元号は省略させていただきますけれども、25年度6人、26年度5人、27年度6人、28年度7人、29年度8人、30年度8人、それから令和になりまして元年度4人、2年度5人、3年度8人、4年度9人、それから令和5年度、本年度ですけれども、今日現在で10人ということとなっております。

以上です。

■議長（平野 正） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 増えていっていると言っていいのか、減ったときもありますし、どういうふうに捉えていいかわからないところもありますけど、7人、8人、9人というあたりで推移しているかなというふうに思いました。

今年度の隊員の配置先・地域・任務・住宅事情についてお答えください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 配置先と任務ということですが、現在、市のほうで雇用している協力隊員は、特定した地域振興のみを任務としているものではなく、中村地域や西土佐地域、または市全域での課題解決に向けた活動を任務とするミッション型となっておりますので、雇用している部署と主な活動内容についてお答えさせていただきます。

まず、企画広報課で大川筋地域での集落活動センターの設立支援等を行う隊員1名、それから観光商工課で中心市街地の課題に関わる協力活動等を行う隊員1名、それから農林水産課は2名になりますけれども、中村地域の農業振興に関するものを行う隊員1名、ぶしゅかん振興、販路拡大を行う隊員1名、それから学校教育課で旧校舎等の利活用に関するものを行う隊員1名、地域企画課は3名ですけれども、目黒川流域の振興等に関するものを行う隊員1名、星空の街西土佐のPR等を行う隊員1名、西土佐の地域資源である米の販売促進等を行う隊員1名の3名、それから産業建設課は2名でございますが、西土佐地域の農業振興に関するものを行う隊員1名、西土佐商工会との連携による西土佐地域の活性化に関するものを行う隊員1名となっております。

続いて、隊員の住む住宅でございますけれども、昨年度までは全ての隊員の住宅を市が用意しまして、家賃負担なしで住んでいただいておりますが、今年度から隊員を対象とした家賃補助制度を設けまして、隊員自らが住宅を借り上げることも可能としております。隊員の住宅をどちらの手法で確保するかにつきましては、業務内容等を考慮しまして、雇用する担当課で判断していただくということとしております。

現在、市が雇用している隊員10名の状況について申しますと、市が用意した住宅に住む隊員が6名、自らが借り上げた住宅に住む隊員が3名、それからUターン者で市内の実家に住む隊員が1名という状況となっております。

以上です。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） よく分かりました。私、住宅事情をお聞きしたのは、すごく住宅が大事だということなんですね。この間、林活議連がありまして、そこの研修会があったんですが、林業森林組合の方は、来てほしいんですね、人にたくさん来てほしいんですよ。特に、林業大学の卒業生が欲しいんですね。これがしかし奪い合いなんです。県下で争奪戦なんです。残念ながら負けると。何が違うかという、住宅の準備なんです。本当に町を挙げて、村を挙げて若者に来てほしいということで、しっかりとした住宅を用意して、若者向けの、そこへ入ってもらうという準備をしているので、普通にそこができてないところだったら来てくれないんだという話がありました。そういう意味でも、この地域おこし協力隊員については、市がしっかり準備をするものもあるし、自分が入りたいということで選べるということもあるということをお聞きしましたので、住宅についてはいい方向があるんじゃないかなと思いますが、ぜひ住宅の整備、特に若い人に来ていただくための整備も考えていただきたいなというふうに思いますし、部署によって決めるということもあるんでしょうけれども、本人の希望によって選択をするということも考えていただけたらというふうに思います。

次の質問に移りますが、総務省は、令和元年度、2019年度より、お試し協力隊というのを実施しています。さらに、令和3年度から、2021年ですね、地域おこし協力隊インターンという制度を導入しております。これ応募者の裾野を拡大して、目標である1万人を突破したいということだろうと思うんですけども、本市はこれまでにこの2つの新制度、活用実績はありますか。また、今後活用を考えていますか、お答えください。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 今ご紹介いただきました2つの制度でございますけれども、これまで本市で活用した実績はございません。

それから、現在のところ、来年度の活用についても予定はないといった状況でございます。

以上です。

■議長（平野 正） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川淵誠司） お試し地域おこし協力隊というのは、期間が非常に短いので、なかなか活用しにくいのかもかもしれませんが、この地域おこし協力隊のインターンというのは、普通地域おこし協力隊は1年から3年ということですからけれども、なかなか1年間できるかな、どうかなという心配がある方は、少し短期で挑戦をしてみたいという方もたくさんいらっしゃるはずなんです。2週間から3か月という期間でこのインターンが活用できますので、短期で来てみて、四万十市をよく知ってもらって、地域もよく知ってもらって、ここでだったら私もできると、また次の年に正式な地域おこし協力隊に応募していただけるということもあると思うんです。今県内で言いますと芸西村・土佐町・大川村・中土佐町・梶原町・大月町、このインターン制度を活用しようということになっています。ぜひそういうものも活用しながら、地域おこし協力隊の人を増やして、地域を活性化していただきたい、そのように思います。

先ほどの地域おこし協力隊は、1日につき1万2,000円というお金が支払いされますよね。もちろん特別交付税措置ですので、後払いになりますけれども、そういうお金があるわけですので、活用しているところたくさんあるんですよ。ぜひそのようにお願いしたいなというふうに思うんです。

最後のことも含めて言いますが、地域おこし協力隊員の大幅増員で、地域活性化をぜひ図ってほしい、ご検討いただきたいと思っております。先ほど寺尾議員からも、外国人の生活サポートに地域おこし協力隊員使えないのか、そういう制度利用できないのかという話もありました。いろんな制度、いろんなところにこれを活用していただけたらと思うんです。地域おこし協力隊員に係る費用については、1人当たり上限480万円で、国から全額特別交付税措置がされます。昨年度一番多くの隊員が活躍したのは、北海道の東川町です。64名、地域おこし協力隊員がいます。東川町は、人口たった8,500人ですね。四万十市の4分の1しかない。そういったところで、64名の地域おこし協力隊員を募集して、みんなに活躍をしてもらって、地域を活性化している、町を活性化している。ここは人口が増えていますよね、今。これ仮に東川町64名全員が上限の予算を組んだとしたら、国から支払われる交付税は3億720万円になります。上限で組んだらですよ。実際には東川町はそのうち64人のうち15人がインターン、先ほど説明しましたインターンで2週間の勤務ということをやっていますので、この額にはならないんですけども、しかし2億数千万円にはなります。国からそういうお金をいただいて、隊員にそのお金で町の活性化のために働いていただいて、その場で生活していただいて、行く行くはそこへ住み続けていただくという制度ですので、これを利用しない手はないと思うんです。ちなみに、昨年50人を超えているのが、北海道東川町の64人、熊本県高森町の59人、新潟県三条市の52人、兵庫県豊岡市の50人です。四国で一番多かったのが愛媛県西予市の30人、高知県内では四万十町の29人でした。ぜひ今から予算を組まれると思うので間に合うようにと思って私この12月議会に持ってきたんですけど、ぜひ検討していただいて、総務省が出すお金もどんどん増えてきています。前は給与も上限年間200万円でやってくれというのが、今は280万円

まで上がっています。総額は400万円だったのが480万円になっているんですよ。十分活用ができる取組事業になっていくと思いますので、活用をしてほしいということをお願いして終わろうかと思いましたが、一言いただきましょうか、担当課、どうでしょうか、今後の方向性として。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 地域おこし協力隊につきましては、これまでもいろいろ議員からもご紹介いただいたとおり、いろんな制度拡充、国も図っているところでございます。

本市としましても、地域の課題解決に向けまして、積極的な制度活用を図っていきたいと考えておりますが、協力隊を雇用し、目的である地域活性化につなげるためには、単に増員を図ればよいというものではないと考えます。また、近年では、募集してもなかなか応募が少ないあるいはないといった状況もございます。したがって、現状の課題整理を行った上で、隊員に担っていただく役割等を明確にしまして、また併せて任期終了後の定住に向けたサポート、こういった受入れ側の体制もしっかり整えておく必要があるかと思っております。このような点につきまして、市の内部でも共通認識として整理しまして、雇用を行う担当課への制度周知・連携をより図りながら、先ほどの2つの制度も併せまして、制度活用に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

■議長（平野 正） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） よろしく願いします。ありがとうございました。

（「46秒ある」と呼ぶ者あり）

見えておりませんでした。募集してもなかなか来てくれないというのは、やっぱり工夫次第だと思うんです。いっぱい集めるととたくさんありますので、ぜひ四万十市の魅力をアピールして集めてほしいと思いますし、今学校がどんどんなくなっていきよるので、そういうところがどンドン寂れていきよんですよ。そういうところは一人の若者が入るだけでも変わってくると思うんです。ぜひそういうことも含めて検討をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で川淵誠司議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦勞さまでございました。

午後4時16分 延会

令和5年12月12日（火） 第9日

本 会 議

令和5年12月四万十市議会定例会会議録（第9日）

令和5年12月12日（火）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 金子 雅紀	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 原 憲一
福祉事務局長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 山崎 寿幸	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼 地域企画課長 村上 正彦	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 朝比奈 雅人	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤 和史	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程に従い、一般質問を行います。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） おはようございます。

39回目の一般質問を行います。

まず初めに、質問項目が多いわけで、答弁はできるだけ要領を得て、簡素にお願いいたします。

早速でございますが、まず職員の採用試験についてお伺いいたします。

今年は2次募集が4つほどの職種であるようでございます。

そこで、多岐にわたる職種でございますので、時間の関係上、1つの職種に絞って質問をいたします。

土木技術の採用試験についてお伺いします。

まず、1次試験、何人の方が応募があったかお答えください。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

申込みがあった、応募があった方については、13名でございます。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 13名中、何名が受けて、何名合格されたんですか。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

受験者数は11名、1次試験の合格者数は11名でございます。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 2名受けなくて、11名受けて、全員合格されたということですね。

それでは、2次試験、11名中、何人受けられましたか。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 2次試験の受験者数は3名でございます。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 8人辞退したと。そのことは後であれしますが、3名受けて何名通したんですか。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 合格者数は3名でございます。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。ということは、1次・2次、受けた人は全て通したと、こういう認識でよろしいでしょうか。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） はい、そういうことでよろしいです。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私は、1次・2次、学科試験、2次も学科試験があったようです。2次も集団面接もあった。全てそれまでは受けた方は全て合格したと。辞退した人が多いわけですけど。

まず、何で辞退したか、1次試験を11人通して、全員、11人中8人が辞退して2次試験3人しか2次試験を受けなかった。その要因を分析しておりますか。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 要因については分析はしておりません。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 当然、分析が必要だと思いますよ。というのは、私、昭和50年に市の採用試験を受けた。400人ぐらい受けました。当時は技術職の試験がなくて、その年は、事務職で受けたんですが、400人ほど。今事務職のほうも調べたら70人とか60人の受講者なんですね。それは少子化の影響もかなりあると思うんです。私はなぜ8人、2次試験を辞退したのかよう分析をせんと、私はやはり優秀な職員が入っていただく、そして市民のために働いてもらう、そのことがやはり市長の仕事の一つでもあろうかと思います。

そこで、お聞きします。

3次試験は面接試験と作文のようです。3次試験3人受けました。何人合格したんですか。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 合格者は1名でございます。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） それで、1名しか取らなかった。再募集になった、3名受けたんですね。1次・2次は学科試験まで、集団面接まで全てよかったと。3次試験、面接、役所のトップ、市長以下何人かが入って面接されたと思う。2人の方が資格試験が落としたと。私は、落とすことが基準があってやぶさかではないと思うんですね、いかんと思いません。しかし、1次・2次全員通して、職員に2人なんですね。何がいかんやったか疑問に思うわけです。

それはさておいて、まず1つ、総務課長にお願いしておきます。やはり、辞退者がこんなに増えると。合格したのに2次試験を受けないと。それも普通の数じゃありません。11人中8人受けない。8割近い人が辞退すると。私は異常だと思ってます。その原因を十分分析していただきたい。よろしく願いしときます。

次に、私は今の原因の一つにもあると思うんですね。私は議員になった10年前、一番先にこ

の問題を取り上げました。市長の2年目の市長も5回目の答弁のときです。そして、今の1次・2次・3次という試験の在り方、それを提案しました。その後、市長の1期目の中で今の採用の在り方を提案どおりしていただきました。私は、先ほど言うたように、優秀な職員が先頭に立って市の発展をなすように、行政執行していただきたいという意味からも選びようについて市民にいろんなうわさがあったわけですが、そういうことを払拭したいという思いで県に合わせてやったらどうですかと、やっていただきました。

もう一つは、今回人事の問題、4回目でございますが、もう一つは上級試験をすべきということを令和3年にも2度ほどやりました。しかし、そのことは令和6年採用の今年の試験でも実現されておられません。私は、なぜこのことを言うか。

総務課長にお聞きします。

13人の1次試験、願書があったわけですね、受ける。2名受けなかったけど。13名中、大卒の申込みは何人ですか。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 大卒者につきましては、一人もおられません。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 大卒者はゼロ。そのことは何を意味するのか。私は四万十市が上級試験を行ってないから大卒者がおらない。8人の辞退者も含めて、いろんな原因があると思います。1つは、初級で大卒者の方が受けないと。県との同じ土木の上級者で入ると比べると5年の差があるんですね、給料面では。そういう中で、私は、今は高卒の宿毛工業・高知工業・安芸の工業高校に初級の土木を学んだ高校卒業生は約70人です。近くの宿毛工業、私の母校ですが、今は20人しか募集がありません。幡多郡下ではこの2、3年定員割れでありませぬ。唯一定員を超えております。今年も20人の卒業生がおるようです。その中で、四万十市出身は4名です。その中でも20人卒業しますが、大学進学がかなりおります。県下だけでも70人の卒業生がおっても、18歳で初級で受けて入る職員は50人を切っております。自治体34市町村あります、高知県もあります。それだけでも足らんわけですよ、足らんわけです。全員が市役所の資格試験に通っても。全市町村、高知県、初級の学科を修めた、足らん。そういう中で、優秀な職員を選べない。

そこで、やはり四万十市でも土木工学を修めた大卒者のほうが、高卒者よりも多いわけですよ、多い。そこで、よその県に行きよる、徳島大・愛媛大・香川大にもあります、高知大にもあります。そういう中で多いわけですよ、多い人が受けない。ここはやはり初級の給料が安いから、待遇が悪いから、少子化になって人もおらん。大手の会社が民間も高知県もようけ採るんですよ。私が大学卒業して昭和50年です。高知県ではたった1人、上級試験で通ったのはたった1人。それはミヤザキさんというて私と同級生です。京都大学です。私、大学名を聞いて、

これはいかん、人数も60人ばあ受けよるがやけんこれはいかん。はなからいかんです。向こうからどこの学校ですかと問われました。余談になりますが、私九州のほうの学校です。九大ですかというたら、頭も振れん胴も振れんかったんですが、その方は副部長になって私と同級です。退職されたんですけど、そういう時代もありました。今はそういう時代ではありません。

そこで、大学卒業した方はゼロ人、このことも解決するために、上級試験と初級試験、例えばこれが2名やったら1名ずつ、上級が1名、初級が1名というふうな区分をして、私は採用試験をやるべき。そして、他県を比べてみた。隣の愛媛県、高知県と一緒に11市あります。11市全て上級試験を行っている。うちよりか規模の小さい3万1,000の市もやられとんです。私は、一々電話して聞きました。高知県では、高知市以外はしていません。

そして、もう一つ、市長にお伺いしたいんですが、前もって8人の辞退者、高知県と高知市は一緒にやりよります、試験日が。うちは別です。先に発表してます。2次試験のときに高知県なり、高知市なり、通った方が8人の中に何人かおります。そういうことで、これも同時試験にすべき。私は息子も土木屋です。同時試験でないもんですから、高知県に先に通りました。親としては長男でありますので、男の子1人です。ここに入ってもらって、家から通ってほしいところ、親の後を継いでもらいたかった。そういう思いやったけど、息子は高知の上級に通ってもし落ちたら恥ずかしいと、受けるだけでは。行くことは高知県に行くこと決めてます。だから受けやった。同時やったら親子で話して、ここを受けた可能性が多いわけです。そういうことも含めて、市長、上級試験を考えてください。そして、試験日は高知県と高知市は一緒にしよる。四万十市も逃げられんように同時にしていただきたい、そのことについて市長のご答弁をお願いします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） いろいろご提案をいただきました。議員もご承知のように、特に土木職あるいは看護職というのは、ここ数年かなり採用が厳しい状況でございます。数年前には、それこそ議員の母校の宿毛工業の子、3名合格にしておりましたけれども、その後辞退届がありまして、ゼロ人のときもありました。ただ、四万十市の場合は、それでも高知県下の市町村に比べますと採用で受験をしてくれる方がいるという形がまだよいほうですけれども、それでも今回8名の辞退があったということにつきましては、今ほど議員が申されましたように、高知県あるいは高知市との試験日が一緒になった、それが一つの原因かも分かりません。ただ、これは分析はしていませんけれども、私はやはり1つは少子化の影響と、もう一つはやはり現在民間企業がすごい好調に推移しておりますので、初任給だけをもちましても、上級と比べましても大きく変わるのではないかなと思います。その待遇面等々も全ていろいろ精査をしなければ、どうしてその辞退者が出たのか分かりませんけれども、いろんな形の分析を今後していく必要があると思いますし、これは四万十市だけの問題ではなく、高知県下、高知市を除く全ての市町村の大きな今後の課題であろうと思います。四万十市が誕生した当時には、一般職

の受験生は恐らく200人近いと思います。それが昨年・今年と約70人ぐらいに減ったという形でございますので、これは1つは少子化の影響と、もう一つは、やはり公務員に対する魅力というものがかなり低下しているのではないかなど。議員もご承知のように、私は子供5人おりますけれども、公務員になった者は一人もおりません。その中で、やはりいろいろ想定したときに、現在の民間企業の好調さと併せ、公務員の年功序列、昔であればそれがよいわけでありまして、今の時代にはそぐわっていないのではないかなどという思いをしております。

また、その中で、上級から一般職の試験の提案もございました。愛媛県は確かに全て上級試験はやっております。ただ、全て部長制をしいておりますので、そこらあたりが若干高知県の市町村とは違うのではないかなど。特に、高知市のほうは部長制がありまして上級試験もやっておりますけれども、ほかの10市につきましては、上級試験はしておりませんし、部長制も組んでおりません。やはり、そこら総体的に検討する必要があると思いますので、今後やはり職員の採用といいますのは、これ全ての市町村の共通の悩み、課題であろうと思いますので、そこらあたりは今後市長会あるいは町村の方ともいろいろ話をした中で、どうやればよりよい人材が採用ができるのかということだと思いますし、そのためにはやはり今の公務員の魅力というのをもっともっと国を先頭に高めていく必要があるのではないかなど思っております。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 問うた答弁になっておりませんが、上級試験と日にちを合わせてくれという私はお願いしたわけですけど。市長、答弁合ってますか。部長制というのは高知市はありますと。それがあって上級試験を、愛媛県は全部ありますと、11市。高知県でほかにもあるとこありますよ、部長制、市で。それは私の古い記憶で部長と付き合ったことがあるんですが、土佐市が部長制をしいとるはずですよ。市長、答弁するときは、議会の本会議場ですから、残りますから、正しい答弁をしていただきたい。

■議長（平野 正） 中平市長。

（「問いよらんがやけど」と呼ぶ者あり）

■市長（中平正宏） 前もって通告があれば、当然調べますけれども、急な質問でございますので、私の間違いでございました。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 通告はきちっとしてありますよ。上級試験をするべきや、きちっとしてありますよ。それはそれでいいんですが。私は、部長制がしいとるから上級試験をするんだとか、そうは思っておりません。要は、市長が先ほど言われたように、公務員のキャリアの国の上級試験も10年前からだんだん落ちてきてる。隣の清水市には、何人もうちから、こっから、四万十市から行っちゃおう方、何人も辞めとる、30代、40代で。そういう時代で、穴埋めもなかなか免許を持たないかん職種はできないという状況は近辺の市町村では7年も8年も前からそういう状

態が起きとるんですよ。そういう認識を私は持っております。

次に、時間がありませんので、簡単に。下田の区長さんたちの要望、そして中学生、子供の議会に対する、議長に対する請願についてお伺いします。

昨日、同僚議員がこのことも問うております。それで、私はちょっと昨日の答弁で気に食わんことがいっぱいあるんですが、その中で行政は公平でなくてはならないと思っています、市民に対して。しかし、公平というのがどこまで公平なのか、受任の範囲があると思うんですね、それも。私は、下田の小学校・保育園を弱い者、津波が来たら命が危ないと、高台へ上げてくれと、当然なお願いだと思います。その対岸、八束では、市長になって、私はその場所はおかしいと、かなり反論した。しかし、ゴルフ場の敷地の一部を買収して上げた。そして、八束の中学校が統合した。その跡へ小学生が行かせた、それはやはり小学校とこよりか中学校のほうが堤防に囲まれて安全やと。対岸はした。私は右岸はしたが左岸は我慢せよと、こういうことにはならんと思うんですね。やはり、行政は公平でなくてはならないと。まして、この少子化、少子化でなくても、人の命は政治・行政の一番大事なところ。守らなければなりません。じゃあ浸水地域、竹島もそうや、古津賀もそう、それは私は受任の範囲、当然1,000年に一回の津波、500年に一回の津波にはなるかもしれませんが、想定どおりに。私はどうしてもこの問題、請願が出るまでも、請願の私は紹介議員になつとりますが、なる前から上げるべきと、そういうふうに言いました。中学校を3年間、2年間か知りませんが、高台から下ろしてきた。既得権がある中学生をもしなったらどう責任取るが、教育長にもそう言うて大きな声で詰め寄ったこともあります。たまたま今のところ来てませんので守れておるわけですが、市長、私はずっと川淵さんの答弁では、検討する、そのことはよく分かるというような答弁でございました。市長、少なくとも保育園、順次になります、小さい者から順番に保育園、小学校と高台の移転について再度お尋ねします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

まず、今ほどのご質問の内容につきましては、現在、市に対し要望書が出ている中でのご質問でありますので、後日正式に地元に対し回答する予定でございますので、本日はあくまで現在の私の所見として所管する事業に関しまして答弁させていただきます。

なお、教育委員会部局が所管する内容につきましては、後ほど教育長より回答させていただきます。

まず最初に、保育所に関してですが、子供たちの命の安全の確保は重要な課題であるという認識は議員と私の間でも共通するものであり、高台移転という手段により安全を確保したいという議員の質問、趣旨は十分に理解できます。そういった点を踏まえた上で、下田保育所は、避難訓練等の取組を通し、他の浸水予想地域内にある保育所等と同様に、津波に対する避難は可能であることから、川淵議員の質問でもご答弁申し上げましたとおり、現時点では高台へ移

転する計画はありません。ただ、現在検討を進めております旧下田中学校・旧中医学研究所の有効活用検討会において、旧下田中学校校舎等の有効活用の観点からも高台移転が必要との考え方が示された場合には、その考え方や他の利活用案と検討しながら、改めて移転につきまして検討することになろうと考えております。

次に、指定避難場所の機能回復につきましても、川渕議員へのご答弁で申し上げましたとおり……。

（「そんなこと問うてない、議長、小休して、避難場所のことは問うてない。全然問うてないことを」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午前10時27分 小休

午前10時28分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） もう一つ、やっぱり小規模校の中学校を残すべきやというのが私の持論です。なぜなら、私の知つとる役所の後輩、管理職しよった後輩の子供、何人かの子供が、今教育委員会で言っている適正規模の中村中学校、具同小学校等から適正規模の学校にはよう行かないということで登校拒否になったんですね。小規模校ですつと行かれて、卒業しちよう後輩の子供も見えております。そういう意味でも、やはり大人は、教育委員会は適正規模だと、そりゃお金についても先生の配置についてもそういうことは私もよく分かります。今子供の少子化、皆さんに頑張ってもらいたい。一人の落ちこぼれのないように頑張ってもらいたい。私はそう思っております。

また、体さえ元気なかつたら、活躍する場はこの少子化の中でどの子にも合った仕事ができると思うんですね。そういう中でも、小学校・中学校のときに学校へよう行かん子をできるだけ私は救うべきやと。私は教育民生常任委員長のときに具同中学校に行きました。そのときの校長さん、辞めとるかもしれませぬ。彼は、宿毛の沖の島の出身で、小規模校で小中学校を過ごしたと。適正規模だという学校の校長が、小規模校が必要やというお話もいただきました。私は、あまり小学校・中学校のことは専門家ではありません。しかし、そういう必要性を私はあえて訴えて、子供の要望書、小中学校をつくってもらいたいと、中学校もつくってもらいたいと、下田に。来年の4月からはなくなるわけですけど、できるだけ検討をお願いして、次の質問に入ります。

時間少し長くなりましたので、3番を飛ばして、後ほどにして、4番の四万十市総合文化センターしまんとびあの建設に伴う問題について質問します。

私は、大学誘致の補助金と同じようなことがまた起きると、そのように思っております。うちの市の規則を破って、貸付契約が農協との間で結ばれている。

そこで、お尋ねします。

9月議会に議会で可決しました。農協に1億5,000万円余りの単費を使って、市民の税金を使って、1億5,000万円以上の建設費を払って、使って、50年で計算しても残存価格がゼロになるから50年で計算しても1億4,300万円しか入らないと。なぜ農協にそんな便宜を図らないかんのか。規則どおりで計算すると、すごいお金、年に1,100万円以上のお金になります。それを年にこの間のあれは半年でしたが、年に300万円以下で貸すと、そんなばかな話がないと思いますよ。1億5,000万円使って、耐用年数が50年というふうに計算しとるようですが、50年ないようすけんど、そんな人はどこにもない、なぜ便宜を。規則の解釈まで間違えてよね、私から言うたら間違ってる。

そこで、具体をお聞きします。

まず、規則ではどうなってるのか。普通財産でございますので、規則でうたってます。土地は100分の4を乗じた額で年間貸しますと。次に、建物の場合は、当該建物の使用部分、当該その部分、建てた土地、家の100分の7を乗じた額で貸しますと、こういうふうになってます。9月議会で私が質問すると、当該部分は、隣の農協の今使いよる部分やと。で計算しましたという答弁でございました。全くおかしいと。

そして、次に解釈の違うところがあるんですね。これも大学の要綱の中に、認可があったら補助金を払う。そしたら、執行部のほうは、規則で市長が認めたら分割払いできる。分割払い、今確定してないけん分割払い、言いたいんでしょう、全て払いました、3億2,000万円近い補助金を。今回も今私が土地・建物について4%、7%を乗じた額と言いましたが、そのことを上の2号に2つの項に寄りがないときは市長が認めるとき、寄りがないということはありません、新品でございます。あこの価格が分からんことはありません。そういう誤ったことをしております。

そこで、具体的に詰めてみたいと思います。

もともこの350㎡の建物、農協に貸す、いろいろと経過があるようです。経過があります。うちも副市長をトップに、農協のトップに役員と研究会をつくって何回も会合してます。そこで、トップは、当時は田村副市長やったと記憶してますが、そのときに財政課長、副市長、今の副市長も入っておったと思います。

そこで、副市長にお聞きします。

いつこの農協に貸すと、単費で建てて350㎡、昨日も鳥谷議員が駐車場が少ないと、そういう質問もあって、70台ですかね、あれだけ大きな、周りを借りるんだということ、その駐車場の少ないとこになぜ農協に350、いつどうして誰が決めたか教えてください。

■議長（平野 正） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） 当時、私も今回の複合文化施設の建設の構想に研究会等そういったところに参加してましたので、今記憶の範囲内でお答えさせていただきます。

当時、この中心市街地に文化複合施設を老朽化に伴う建て替え、また公民館の老朽化に伴う建て替え、婦人の家の建て替え、そういったところが市の課題としてあった中で、中心市街地でいろいろ適地を探す中で、J Aが持つ敷地と公民館、働く婦人の家がある敷地、ここを一体的に整備することで一定J A・市の施設、それぞれの施設が敷地内で整備できるんじゃないかということからスタートしました。そういった中で、いろいろ整備、建物の配置案、それらを検討会でも提案してます。それぞれで文化複合施設、J Aの施設、それぞれを別々に建てる案も当然検討した中で、やはりJ Aと市が一体的に協力し合いながら整備するという中で、J Aにも相当の協力をいただく中、J Aとしてもそういった窓口部門、そういったところを複合施設に入ることJ Aとしてのメリットもある、また市としてもそういった集客のある施設を一定入れることで市としても市民の利便性の向上、そういったところにもメリットがある、そういった中で検討会として最終的にJ Aの信用共済部門を文化複合施設の中に整備するという構想案で検討会で決めたものと考えております。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

そうすると、そこへその家賃というのは研究会では話したんですか、話さんのですか、貸すことは決まりましたと、今の答弁で。家賃は9月議会に出たんですが、決裁者は市長のようです、家賃はね、決裁取ってる。家賃はその話合いの中で、当然話合いに出るんじゃないかろうかと私は想定してます。そこはどうですか。

■議長（平野 正） 田能副市長。

■副市長（田能浩二） まず、検討会で整備案を決めた中、その後J Aとは協定書を交わしております。その協定書の中で、1つはそういったJ Aの家賃についても当時の協定書では減免を考えていた協定書を結んでおります。ただ、もう一つ、協定書の中に盛り込んだのは、J Aに対して物件移転補償費、これは支払いませんよということも含めて協定を結んでおります。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私は、やはり協定書の中にそういう規則を曲げた協定をつくつとるから、無理やり事務担当部局はそれに合わせた、協定書に合わせた事務執行をしなければならなかったと、そのように思ってます。具体的にめっちゃめっちゃです。この算出方法はめっちゃめっちゃです。もともと1億5,300万円で造ったことは設計で明らかになってます。同じ機能を果たすが、隣の農協、350㎡で建築費が8,000万円だったと。8,000万円の7%、規則を照らし合わせてます。当該ではありません。貸す建物やなしに、別の建物で計算をしております。そして、その計算が、8,000万円の7%は1つは使うとんですね、規則で7%使うとる。7%は560万円になります、年間。しかし、まだ細工をします、まだしておる。その建物は50年です。減価償却して毎年2%減るんだと、建物の値打ちが。50年したらゼロになる。50年を平均した額を計上しよると。そんな大家がどこにおりますか。初め560万円プラス土地代4%含めてもらうのに、平

均して50年先、20年先に地震が来て倒れるかもしれない。どんなことが起きるか分からんと。それを50年間貸せんのですよ、最高でも10年、継続はできます。そういう中での平均でやってる。全くでたらめです。そんな自治体、日本にもありません。そんな個人、新品のマンションを建てて、住んでくれるという約束があるから、最後のほうはゼロになるから、家賃は5,000円でええ。今は13万円要る。平均でもらいましょと、新品のときに。そんなことを市民の血税、単費でやっとするのに、私は考えられない。

そして、もう一つ。2%ずつ減価償却がある根拠を示してください。課長にお聞きします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、お答えいたします。

（「2%だけのことで」と呼ぶ者あり）

2%の件につきましては、減価償却の資産の耐用年数等に関する省令というものがございまして、それの中でいわゆる償却期間50年間、それと2%については規定がありますので、利用しております。

以上です。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 全くおかしい。市には私たちが家建てると、評価の1.4%だったと思うんですが、税金がかかります。この建物、鉄筋コンクリートの物すごいええ建物です。坪単価も約150万円、坪単価で、そんな建物です。その中での税務課の減価償却、65年たっても20%の現存価格があると。20%に対して、例えば1億円やったら2,000万円に対しての1.4%、65年たってもですよ。それを50年でゼロになる。先ほど答弁されましたけど、全くおかしいと。全くJA高知県に便宜を図るとると、覚書取るもんであれば、通常の事務処理ではありません。私は、市長も以前は農協の理事をしておりました。経営者の一員でありました。そういう中で、先ほど副市長が研究会の中で覚書結んだのは研究会の中であれして結んだんでしょ。この話については、研究会が、副市長がナンバーツーセールスで農協と掛け合うたがやないと思うんですね。まず、市長のほうで、これは私の想像の域です。市長のほうで、農協の組合長当時単協でございました。長尾さんという方が組合長でございました。と思っておりますが、組合長さん、トップ同士が農協も建物が耐震性にも問題がある、いろんな双方に問題がある、ええ話じゃないかという、そこの見立てについては私は一つも悪いことじゃないと、トップセールスだと思っんですね。しかし、今、うちが貸してる350㎡、農協の金融部門、共済部門が入ってます。1階でなくてはなかなか利便性の面でいかん部分があって、農協さんもその敷地同士で交換したんですが、そこでは1階部分、農協の建物、総務課も入ってます。そういう中で、1階部分の土地のスペースが欲しかったという中での話合いが出たんだらうと思うんですね、今の副市長のご答弁からあれしても。私はやはりそのことはよく理解できる。しかし、貸付けについて計算してみますと、月に23万8,333円、土地込みで。私が規則に合わせて計算すると、

当該建物価格が1億5,340万100円、7掛けすると1,073万8,000円になります、年間ですよ。次に、土地。鑑定評価によると、その土地は平米4万5,000円だそうでございます。適当と思っております。そのお金が1,575万円になります。その4%掛けると63万円になります。右山で350㎡、100坪ちょっと貸すと、月に5万円弱は土地だけでも適当な相場です。そのことが土地代も入ってない、それを合計すると1,136万8,000円、規則どおり契約すると。それが何と300万円弱で市長は貸すことに決裁しとるんですよ。市民の税金ですよ。ここに収入が入ってくるんですよ。そして、9月議会でも、私は反対討論をしました。そして、賛成討論した議員の中にも、ここだけを反対すると全てを否決することになるから、そのことが問題である、この決め方については、おかしいところもあるという指摘の中で、市長提案どおり半年間通りました。可決されました。半年ですので、来年、また契約せないけません。私は時間の関係もあって、これ以上ここでのこの問題の質問はやめますが、3月に向けて、来年度に向けて、十分に検討して、市民の皆さんに説明ができるように、議会にも合理的な説明ができ、各議員が納得できる説明ができるように契約をしていただきたい、そのことをお願いして、この部分、あと9分しかなくなりましたので、今回はここでとどめておきます。

次に、市長にもう2年半ぐらい、毎回質問をしております。大学誘致、その後。

昨日も川渕議員から私と同じような質問がありました。ある中で、1つ事務方になるんでしょうか、1つ聞きたいのは、補助金というのは、京都看護大学に出した、認可があったら補助金を出しますよという補助金、3億2,000万円何がしは、昨日の答弁では確定してないんだと。いつ確定するんですか。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） このことにつきましては、昨日の川渕議員のご質問でもお答えさせていただいておりますけれども、現在、補助金の取扱いについて弁護士と協議中ですので、できるだけ早期に整理をしたいというところがございますので、お願いいたします。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ずっと委員会でも弁護士と5回目がいつつすとかという答弁がありました。市長、弁護士と相談するのは、お金も要りますけど、構んと思うんですね、私は。十分に法的検討もせないかん。出して認可がなかった部分について、市長は話合いで解決するのか、裁判をして訴えて、相手方を、どっちなんですか。まずお答え。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 話合いで解決をするのか、裁判をするのかということでございますけれども、四万十市にはしっかりした顧問弁護士がおりますので、昨日川渕議員の質問やまた上岡議員の質問にもありますように、当然これは司法の場でやらないと結論は出ないのではないかなと思っております。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。私もそうでないと解決できんのじゃないかと思ってます。

市長、昨日、裁判の相手方になろうと思ってます京都市育英会の松尾理事長が中村におります。今から質問ですけど、市長は昨日から今日まで、理事長に会ったことはありませんか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） ありません。それはどこからそんな話が出たがですかね、ちょっと教えてもらえますか。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私が昨日の12時40分頃、天神橋で見ました、松尾理事長を。どっから出たわけでもありません。私が見ました。私が言ってます。見間違いがあるかもしれませんが、もう一人3人でおりました。専門学校の職員でございます。私、その方も知ってますので、多分見間違いはないと思います。市長が会ってないとするならば、旅行に来たのか、専門学校を見に来たのか、そのことをまず確認をして。

私、大学については、補助金については、今司法の場で決着つけると、立派な顧問弁護士も持つという市長の説明で結構なんですけど、もう一つ、私、市長は、この問題が大学を取り下げた段階で記者会見をしました。委員全員にも説明しました。責任を取ると言われたけど、その中で、政治家は自分で決めるのが当たり前です、周りから言われて。その中で責任の取り方、何回聞いても仕事で責任取る。すっぱり辞めるか仕事で取るかと、何回も近頃の自民党の安倍派のパーティーみたいに、何回問うても仕事で取ると。1年2か月たちました。仕事で具体的にどのように取ったんですか。去年の10月、1年2か月、農協の問題、いろんな私が指摘をした問題だけでもあります。市長は、俸給のほかにそのあれを仕事で責任を取るというふうにとどのように取ったのか。まず具体的に、今日までですよ、後日は問いますから。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） もうこのご質問につきましては、以前より何回もご答弁を申しておりますように、私は仕事の取り方については2つあると考えております。1つは、酒に酔った上で人に暴力を振るうとか、あるいは市長、あるいは議員という立場を利用し、上から目線で職員に対してパワハラをすとか、そういう場合であったら、当然それは即退場であろうと思いません。今回のことにつきましては、検討委員会を立ち上げて、旧下田中学校、そして旧中医学研究所のいかに有効活用をするかということが私の責任の取り方であろうと考えております。ただ、そこの中でも、以前よりトップダウンはいけないという指摘を度々受けましたので、全て昨日川渕議員にご答弁申し上げましたように、私はこの利活用につきましては、今現在見守っているところでございますし、方向性が出たならば、当然それは全て単費であとやるわけではありませんので、国の事業あるいは県の事業を入れながらやっていかないとはいけません。それにつきましては、私の持っている人脈等をフル活用した中で進めてまいりたいと思っておりますので、以前と同じ答弁でございます。言いましたように、暴力あるいはセクハラ・

パワハラでやったのであれば、即辞めるのが政治家としての責任の取り方であろうと、それは全く変わっておりません。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長、今の答弁、今から問うんですけどおかしいですね。決まったら、いつ決まるかという、市長の任期の終わり3月に決まるんですよ。ということは、市長は4選に向けて再選するということを表明したんですか。全然そこで終わるのに、それから政治力使って市長がという解釈でよろしいでしょうか。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 私の今回の任期が再来年の5月14日までございますので、恐らく来年度3月には一定の方向が出ようと思います。それから1年間あれば、十分利活用方法の形はいろんな財源面も含めまして進めていけると考えておりますし、同時に、昨日も桑原副参事が答弁しましたように、その食肉センターの建て替え等につきましても、これしっかり道筋がつけれるのは私だけであると考えておりますので、そこらあたりにつきましては、今任期中にしっかりと方向性は示してまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 今の答弁ね、事務方と違ったんですね、事務方のスケジュールと。3月末、令和5年度の3月末には、そういう市長が今答弁したこと決まってませんので、スケジュールですね。

あとそこでは決まるかもしれませんが、方向性は。しかし、うちでもんで、議会があって、うちの検討委員会かね、そこでまたもんで、議会でもんでですから、答弁には多少ニュアンス的に違いもありますけど、市長がそう言うのであれば、お手並みを拝見しながら、大きな問題、食肉センターも75億円の問題、国費もね。ほやけんいろんな問題が起きております。JAの問題もありますし、いろんな問題がある。そのことをよろしく仕事のほうで責任を取っていただくように切にお願いして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

■議長（平野 正） 答弁があるようでございます。

武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 最後のご質問の中で、先ほどの市長の答弁と事務方が説明したスケジュールに矛盾があるということであったかと思えますけれども、これまで説明させていただいた内容で行きますと、まず今年度末までに検討会のほうで一定案というものを集約します。その後、市のプロジェクトチームを中心に、今度事業化に向けてその絞られた案の中から実際に事業化できるものを精査していきます。その中では、市長が先ほど言いましたように、財源の問題でありますとか、そういうようなことも国・県と協議しながら、事業計画というものをつくっていきます。そういうめどが一定できてくるのが、市長が先ほど申しました再来年の3月と。

(「5月が任期やない」と呼ぶ者あり)

で、任期中には出てくるということでございますので、よろしく願いいたします。

■議長(平野 正) 以上で上岡 正議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時10分 再開

■議長(平野 正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

山下幸子議員。

■7番(山下幸子) 議員番号7番、公明党の山下幸子でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、学校教育についてお尋ねをいたします。

多様な子供、一人一人の特性や関心、環境などに応じた学びの中でGIGAスクール構想によって全国の小中学校において整備された1人1台端末は、令和の教育改革の柱であると考えられます。不登校等や特別支援、病気療養、外国籍等の多様な児童生徒の事情や特性に応じた学びを保障し、誰一人取り残さない教育の上でも重要で、心の状況を書き込むなどしていじめの防止にも使うことができるツールにもなるようですが、1人1台端末の利活用について、地域間や学校間で利用格差が発生しており、小学校6年生の授業でほぼ毎日利用している割合は、都道府県市別で約2割から8割とばらつきが大きく、改善に向けた対策が急務となっております。

そこで、質問ですが、本市で利活用状況についてお尋ねをいたします。

■議長(平野 正) 山崎学校教育課長。

■学校教育課長(山崎寿幸) お答えさせていただきます。

本市では、国のGIGAスクール構想に基づきまして、子供たちの未来を見据え、子供たち一人一人に豊かな学びを提供するICT教育の実現に向け、令和2年度に全児童生徒に対して1人1台端末を整備しております。

タブレット端末整備以降、毎年度活用目標を掲げ、年度ごとに目標を上げながら活用を図っており、今年度におきましては、各クラスにおいて1日2回から3回以上活用することを目標に各学校において取り組んでいるところでございます。

学校における利活用の状況といたしましては、直近の調査結果からも、全学校におきまして毎日授業での活用をしているとの回答を得ており、全校で毎日活用されている状況というふうに把握をしております。

■議長(平野 正) 山下幸子議員。

■7番(山下幸子) ありがとうございます。目標を掲げて活用していただいているという

状況ということで、現状については分かりました。

地域によっては、活用状況に違いがあるようですが、1日1回タッチすることについては全員ができているのでしょうか。

また、活用不十分な地域では、各地域の状況、課題に合わせた対策について、現在行っている取組をお聞かせいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 先ほどご答弁させていただきましたように、各学校において、毎日活用されているということについては確認をさせていただいております。学校訪問等によりまして、状況を確認しましても、学校によって1日の授業での活用頻度には差があるものというふうに感じております。その背景といたしまして、大規模校と小規模校における教員数、それから児童生徒数の違いもありますが、大きな課題としては、教員におけるICTスキルの差というものもあるように感じております。

本市としまして、そういった課題に対応するため、専門知識を持つICT関連業者に委託をして、教員からのICTに関する相談をワンストップで受けられる相談体制を構築するとともに、ICT機器の活用に係ります事業支援や教員向けの研修会を行うなど、教員の負担軽減と指導力向上を図るための対策を行っているところでございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 状況により毎日皆さん活用してらっしゃるということは分かりました。また、その中で教員のスキルの差は、ちょっとまだ課題が残っているようでもございます。

今回、私が気になったのは、徳島県内の多くの学校配布のタブレットでネットワーク接続時の遅延や端末具合のトラブルが多発していると言われておりますが、本市ではこのようなトラブルは起こっておりませんか、お聞かせください。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 議員が申されましたように、徳島県では公立高校に導入いたしましたタブレット端末におきまして、バッテリーの膨張などにより、全体の約23%が故障する事案が発生しているようでございます。

本市においては、徳島県の導入している端末とは異なるクロームブックという端末を導入しておりますが、現在、そのような事例等は発生していないという状況でございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。確認をさせていただきました。

それでは、次の不登校支援について質問をいたします。

本年も全国で不登校の児童生徒が急増している現状をどう見るか。

現在、小中学生の不登校は30万人に迫り、コロナ禍の20年度から10万人以上増えたと公表されております。コロナ禍が加速された要因も考えられるように思うんですが、このうち各地の

教育センターやスクールカウンセラーの専門職に相談・指導を受けていないなど、学校内外の専門機関とつながっていない児童生徒も過去最多の11万4,217人で38.2%を占めております。

このような深刻な事態を受けて、政府は、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組を強化するため、緊急対策パッケージを策定いたしました。

私も、昨年9月議会で、本市での不登校について質問をさせていただきましたが、そのとき課長より、不登校児童生徒数の多さについては、本市の抱える大きな課題というふうに捉えているので、各学校の管理職や不登校担当教員、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ふれあい学級の教育研究所長等とも連絡を図りながら、解決に向けて努めていきたいとさせていただきました。

そこで、本市でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、日々どのように取り組んでいるのか、また不登校児童生徒の中で、専門機関等とつながっていない生徒は何人くらいいるのか、お聞かせください。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

スクールカウンセラーにつきましては、子供たち一人一人に必要な支援を行うためにも、勤務日には校内の巡回や授業を参観し、子供たちの様子を観察していただいております。そして、希望する児童生徒や保護者へのカウンセリング、また気になる兆候が見られた児童生徒へのカウンセリング、必要に応じて家庭訪問等も行っているような状況でございます。

学校の実態や規模によって、対象が上級生だけの場合、また全ての子供たちを対象の場合もありますけども、スクールカウンセラーが面談を実施しているというところもあるようでございます。ほかにも教職員に向けた研修等も実施をしております。

一方、スクールソーシャルワーカーにつきましては、学校に登校しにくくなっている子供たちや家庭の状況に応じて学校とのつながりを切らさないように家庭訪問をしたり、必要に応じて福祉や医療等の関係機関とつないだりするパイプ役を担っていただいております。

また、登校しても学級に入りづらい子供たちもおりますので、別室等で子供たちの支援や相談に乗ったりもしていただいております。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーともに校内支援会にも参加をし、教職員と情報の共有をしながら、必要な支援につなげております。

また、議員のご質問の中での関係機関とつながっていない子がいないかというところがございますけども、現在のところ、学校内外の関係機関等とつながっていない子供はいないというふうに承知しております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 関係機関とつながっていない生徒はゼロ人ということで、安心することができました。

また、スクールカウンセラーの方なんかも、校内巡回をしながら、保護者とのカウンセリングも手厚くしていただいているということで、取組の内容については理解をいたしました。ありがとうございます。

前回、課長が言われた不登校児童生徒に対して、リモートで授業や学校行事を配信するため、遠隔教育用のUSBカメラの活用状況は今どのようになってるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思いますので。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） リモート配信等を行う際につきましては、タブレット端末だけでは授業の様子等もなかなか不鮮明な箇所があるため、昨年度議員おっしゃったように、遠隔教育用USBカメラというものを全学校に導入いたしております。大規模校には3つ、それから小規模校には1つというような数ではございますけども、整備をさせていただいております。学校によっては、この使用につきまして家庭や別室、それからふれあい学級とつないで、授業や学校行事、例えば運動会でありますとか、文化祭でありますとか、始業式・終業式・卒業式等、これらの様子を配信し、少しでも学校の状況を伝えるようにという努力をさせていただいております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。この配信については、配信の数とか、そういったのは把握しておりますでしょうか。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 配信の件数というものは、今手元に持っておりませんが、例えばふれあい学級であれば、各学校から配信を常時している中で、その子供たちがその子供たちの状況によって入りたいときに入るといったような方法、また別室などにおいても、そういったような取組をしていただいております。また、そのほか学校行事等につきましても、事前に連絡調整をさせていただいた中で、必要な部分があればその様子を流すといったことでの対応ということになっておりますので、ちょっと件数は把握はしておりませんが、そういったような取組状況であるというふうに認識しております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 了解いたしました。

今後も不登校の要因が複雑なだけに、それぞれの支援が意図する狙いと、子供一人一人のニーズがマッチしなければ効果は出ないと思います。専門職も含めたチーム学校として、適切な支援につないでいただきたいとお願いしたいんですが、一言だけいただけますでしょうか、今後について。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 不登校等につきましては、いろいろな状況等も考えられます。

その子の状態等によって、必要な支援ということが考えられるわけですので、これまでどおり関係機関とも十分に連携を取りながら、その子にとってどのような形がいいのかというようなところを検討した上で、いろいろと活用していきたいというふうには考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 横のつながりってというのは、本当に大事ですので、関係機関ともつながりを持ちながら、努力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問です。

不登校児童生徒の親にも支援についてお聞きします。

不登校児の家庭が直面する課題に対して、不登校を経験した子供を持つ保護者に対して、昨年、NPO法人がアンケートを行った結果、不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた親が66.7%、孤独感・孤立感を抱いた親が53.1%に上っている。必要な支援としては、学校内外で安心できる居場所、人とつながれるが80.5%、学校の柔軟な対応が70.9%、経済的支援が68%などと上がっております。また、不登校児の親が助けになったと感じた相談先としては、学校や行政の窓口よりも、不登校児の親との相互交流の場である親の会やフリースクールを掲げる回答が多く上がっております。

私も不登校の子供を持つ親からよく話を聞きますが、先の見えない真っ暗なトンネルに入ったようで、経済的にも精神的にも追い詰められ、親が安心して相談できる場所があればとよく言われます。

こうした親の不安を軽減できる相談支援や情報提供、また親の会のサポートなど、保護者への支援を充実させて相談体制の整備を進めるべきだと思いますが、本市の見解をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 学校に登校できないことに対しまして、不登校の子供たちだけではなくて、議員おっしゃるように、保護者の方においても不安に思ったり悩んだりしていることがあるのではないかとこのふうには感じております。

現在のところ、保護者同士が悩みや思いを交流できるような場の設定というのは、四万十市では設定をしておりませんが、そのような場の必要性も含めまして、教育委員会として、不登校の子供たちや保護者の方の思いを聞く必要があるのではないかとこのふうにご考えておきまして、アンケートの準備も進めさせていただいているところであります。

今後、そのアンケートの結果等も参考にしながら、どういうことが必要かというようなことも検討させていただき、必要な支援につなげていきたいというふうには考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 次に質問をしようかなと思ってたんですけど、ぜひまずはアンケートを取っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

親が経済的・精神的に追い込まれると、家庭の雰囲気が悪くなり、子供自身が責任を感じてしまう。子供たちが安心して過ごせるよう、親への支援充実は喫緊の課題だと思いますので、どうか早急に取り組んでいただきたいとお願いいたします。

次は、ふれあい学級へのスクールバス運行についてであります。

この質問については、私も市民相談を受けており、また11月の住民と議会の懇談会でも質問をされましたので、この場でお伺いをいたします。

ふれあい学級に通所している生徒は、時間もまちまちで、スクールバスの運行となると、なかなか難しい問題もたくさんあるとは承知しております。親も通所に関しては、パートの時間を減らしたりと大変ご苦勞をされております。このような中でも、諦めずに通所してくれればとの思いで頑張っておられますので、何とか毎日とはいかなくても、週何回かの定期便のような形でもよいので、スクールバスの運行をお願いしたいのでありますが、本市のお考えをお伺いいたします。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 本市では、学校に行きづらい児童生徒の社会的な自立を目的に、休校中の東中筋中学校にふれあい学級を設置しております。

現在、ふれあい学級に登録している児童生徒の送迎につきましては、基本にご家庭で対応していただいております。中には公共交通、土佐くろしお鉄道や西南交通のバスなどを利用して通級している児童生徒もおります。

ふれあい学級の利用につきましては、通常の学校と違いまして、校区の定めはなく、市内全域からの通級になることをはじめ、その日によって利用する児童生徒も異なれば、児童生徒によって利用する時間も異なるため、一律に路線や時刻を設定して送迎するスクールバスでは、十分な対応が見込めないものというふうに考えております。

現状におきまして、ふれあい学級に配置しております指導員が、利用する児童生徒の要望に応じて、臨機応変に家庭での送迎がこれは難しい場合の送迎という形になっておりますけれども、その場合はご連絡をいただいた中で送迎も行っておりますので、第一にご家庭での協力を求めながら、個別に対応してまいりたいというふうに考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。いろいろ手は打っていただいているという現状が分かりました。ですけれども、できればバスが出ているのだから、今日だけでも行ってみようかなと、そういう気持ちになっていただけたら一歩でも前進になるんじゃないかなと思ひまして、なかなか厳しい質問ではあると思うんですけれども、そういう願いが込められています。少しでも前向きにいろんなパターンを考えていただき、四万十市が不登校児童生徒への支援の充実についてお手本になれるように取り組んでいただきたいとお願いをいたします。

では、次の不登校予防への睡眠教育についてお伺いをいたします。

生活の乱れなどで不登校に陥る小中学生が9年連続で増加している中で、睡眠不足が子供の不登校を招く一因であることに着目し、睡眠の重要性を学ぶ授業や面談などを通じて、子供の生活習慣の改善を図る睡眠教育、眠育を実施している学校が多くなってきております。

最初に、眠育を導入した堺市の中学校では、15年度から当時やる気が出ないなど原因不明の体調不良で不登校になる生徒が多かった中、打開策を模索する中で、不登校の多い学校と少ない学校の違いは、睡眠時間の差が考えられると分析した上で、大学教授ら専門家を招いて眠育に関する研究会を開催し、その結果、不登校の生徒は、5年で35人から16人に半減し、一定の効果はあると判断したという。

一方で、年間30日以上欠席する生徒のうち、その日数が半年に迫るにつれ、改善率は極めて低いことも判明したと言われております。

早い時期から睡眠改善を促し、不登校予防を図る必要性が浮き彫りになったと言われております。

さらに、市内の全小学校の53%に当たる49校、また中学校でも5割に近い21校で眠育を実施している。学校によっては、毎月10日を早寝デーとし、宿題の軽減や部活動を休みにする試みも行われております。

本市でも不登校児童生徒の多さについては大きな課題であります。今回、このような眠育の成果を踏まえ、早急に取り組む価値はあると考えられますが、お尋ね申し上げます。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 不登校の理由につきましては、様々な要因が絡み合っており、一つに特定できるものではございませんけれども、生活のリズムの乱れというものが不登校の大きな要因の一つになっているというふうにも考えております。

学校では、定期的に生活調べを実施し、睡眠も含めた生活習慣について指導を行っているところでございます。参観日等に講師を招聘し、親子を対象にした講演会を実施している学校もあります。また、不登校傾向の子供さんで睡眠関連疾患が考えられる場合には、医療機関につなげたりしているケースもあるようでございます。

教育委員会といたしましても、養護教諭や不登校担当者等を対象とした研修会で講師を招聘し、子供たちの生活に及ぼす睡眠の影響について学び、各学校の実践につなげてもらったりしております。今後も継続した取組をしまいたいというふうには考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 分かりました。何らかの形で睡眠改善に向けた教育をしていただいているというふうに捉えてもよろしいでしょうか。はい、分かりました。

ぜひとも科学的な知見に基づいた不登校対策として、精力的に実施していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次は、部活動の地域移行についてお聞きします。

今年度から段階的に進められている公立中学校の部活動の地域移行について。

部活動については、少子化に伴う部員減少により、学校単位での運営が困難となりつつある中で、また教員の長時間労働が深刻化する中で、働き方改革も求められています。

本年度より3年間で改革推進期間として進められておりますが、難しいのは地域にとってそれぞれ状況が違うということなど受皿となるクラブチームがあるのか、指導者や移動手段は確保できるのかなどの課題があり、私のところにも心配の声をいただいております。

そこで、本市での中学校における部活動改革についてどのような取組を考えられているのか、お聞きいたします。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、私のほうから部活動地域移行に関してどのような取組をしているかということでご答弁させていただきたいと思います。

部活動の地域移行については、スポーツ庁及び文化庁での提言を受けまして、昨年末ですがガイドラインが出ておるところでございます。

本市教育委員会としましても、教員の働き方改革はもとより、地域におけるスポーツや文化活動が、幼少期から壮年期までの一体的な活動となることを目的としまして、令和8年度から中学校の部活動について地域移行を目指す方向について協議検討を開始しているところでございます。

今年度の取組としましては、市内中学校に対しまして、7月にアンケートの調査を行いました。学校としての思いや考えについて把握を行ったところでございます。

また、地域移行について近隣市町村との連携が必要と考え、高知県保健体育課に依頼をしまして、幡多地域での意見交換会、8月と10月でございますが、2回開催しました。各市町村として課題や方向性等を共有し、11月には四万十市内の学校関係者や文化団体・スポーツ団体の代表者で構成します四万十市における中学校部活動地域移行検討委員会を開催をしたところでございます。部活動の地域移行について協議をその場で行いました。地域移行につきましては、現時点では、前述のとおり、アンケートの調査の実施であったり、検討委員会の1回目の開催というところで取組を行っております。令和8年度以降における部活動の在り方について、高知県や学校関係者との事業展開の検討や課題の解決についての協議等を継続して行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。令和8年度に向けて、中学校のほうでアンケートも行っていただいたということでありましたが、アンケートの内容は分かりますでしょうか。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） アンケートにつきましては、内容は簡単な項目で5点ほどして

おります。部活動指導においてどのような点で負担を感じているか、部活動の課題について学校内でどのようなものがあるか、教職員が部活動を行うことについて、学校内ではどのように考えているのか、現在、顧問・副顧問として活動されている教職員に何うとしまして、部活動を地域に移行した後も指導として関わりたいと思っているのか、関わりたくないと思っているのか、部活動指導員について活用を考えているのか、考えていないのか等々全て自由記載の形で調査しております。また、回答はまとめておりますので、必要でありましたら、また後でお渡しすることができますので、よろしくお願いいたします。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ぜひ参考にしたいので、いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在の取組については詳しく分かりましたので、ありがとうございます。

中でも、教員の部活動指導の確保や何よりも適切な指導を担っていただける人材確保ができるのかなど様々な課題も多いと思うんですけども、まだ時間もありますので、まず子供たちのために最優先に取り組んでいただきたいとお願いをいたします。

次は、2024年問題についてお伺いをいたします。

働き方改革の一環で、残業時間の規制が強化されることに伴い、人手不足が深刻化すると見られる2024年問題。物流への影響の大きさが懸念される自動車運転業と医師も2024年4月に残業時間の上限が設定されます。

規制の内容や各業界に与える影響は、大変深刻化するおそれがあると思いますが、このような影響について本市の見解をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 原市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（原 憲一） それでは、私から働き方改革が市民病院に与える影響ということでご答弁をさせていただきます。

議員申しましたように、来年度から医師に対しても時間外勤務の上限規制が適用されます。このことに関しては、多くの医療機関で影響があるものと考えています。

まず、急性期を担っている病院における救急体制への影響、また医師不足の地域へ多くの医師を派遣している大学病院などが、これまでどおりの派遣ができなくなることによる地域医療への影響などがあります。

市民病院においても、多くの非常勤医師の支援を受けながら、外来診療や宿・日直体制を組んでいる現状にあることから、外部からの支援がなくなるということになれば、今の診療体制を維持することは非常に困難になることが予想されます。

そのための対処として、今年8月に医師の宿・日直については、一定の条件の下で、労働時間から除外される宿・日直許可を四万十労働基準監督署より受けたところです。

医師と同じく、時間外労働の上限規制が適用される物流業界ですが、市民病院は日々様々な

診療材料や薬剤、リネン類など多くの物流によってその運営が支えられています。時間外労働の上限規制が適用されることに伴う人手不足は、市民病院を含めた医療現場にも大きな影響を及ぼすものと考えられます。市民病院としては、今後、幡多けんみん病院をはじめとする地域の医療機関との連携を強化する中で、一部の医療材料や薬剤の統一化を図り、地域全体で医療を守るという視点の下、医療現場における運営の効率化とともに、物流業界の負担軽減という効果も得られるように検討を進めてまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 答弁ありがとうございます。

次の質問とちょっとかぶるような内容もありました。ですが、やはりいろいろと影響はあるということで、救急体制への影響、市民病院の、そういったことも考えられるということでございますが、2番目の質問ですけど、医師不足が深刻化する中で、人材確保についてどのようになさるのかをお聞かせください。私がなぜこの課題を取り上げているのかは、患者への影響を一番心配しております。本市では、現在、けんみん病院からの応援の医師によって診療が成り立っておりますので、時間外労働の上限が適用されることによって、応援が得られなくなるのではと心配をしております。もう一度、よろしく申し上げます。

■議長（平野 正） 原市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（原 憲一） これまでどおり、大学医局への働きかけを継続していくとともに、医師海外留学支援制度など医師にとって魅力的な施策を実行していくことにより、医師確保に向けて最大限の努力を継続してまいります。

また、先ほどの答弁にも触れましたけど、幡多けんみん病院をはじめとする地域の医療機関との連携を強化する中で、今後の高齢化の進行や労働人口の減少などに加え、将来の医療需要予測も踏まえながら、それぞれの役割機能を明確化した上で、幡多地域において、地域包括ケアを実現するために、限られた医療資源である医師や看護師などの人員も相互に派遣できる仕組みの構築の可能性についても検討を進めてまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 答弁ありがとうございます。最大限の努力をしていただくということで、少し安心することができました。よろしく願いいたします。

それでは、3番目のSDGsにおける食品ロスについてであります。

本市では、フードバンク活動支援のため、四万十市と四万十市社会福祉協議会で協定を結び、令和2年10月より市役所本庁舎と西土佐総合支所に食品の寄附受付の窓口を開始されましたが、市民の皆様がどこまでフードバンクについて理解をされているのか分かりにくい現状でもありますが、市民の方からの要望でもあった市役所での受付窓口もいまいち分かりづらく、あまり活用もないように見えます。せっかく市役所の中に受付窓口を開始しても、市民から見て何も分からないようでは意味がないようにも思います。窓口場所の周知をもう少し考えていただき

たいと思っております。

また、近年、長引くコロナ禍や物価高騰により困窮家庭が増える中、生活困窮者への食料支援を目的としたフードバンクの必要性が高まっております。

そこで、本市のフードバンク事業の状況についてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

まず、周知が十分ではないんじゃないのかということですが、今回ご質問いただきまして、過去の議事録の中で全く気がつかないような掲示の仕方じゃないかというご指摘をいただいております。そのご指摘の後に、当時の担当に対応したのかということを確認したところ、今の分が対応した結果ということなのですが、せっかく四万十市社協が軸になってやっておりますので、その中で寄附の受付窓口という役割を担った以上は住民に対して分かりやすい周知が求められると思います。現在掲示している物、掲示している場所を見ても、たくさんの住民に伝えるということを考えたならば、山下議員がおっしゃるとおり、十分なものではないというふうに考えております。市役所に来られた方が目にする場所、もっと分かりやすい表現方法などに改善するよう、現在指示をしておるところでございます。

また、フードバンクの必要性についてですが、これにつきましては、フードバンクの必要性であるとかフードバンクの活用方法であるとか、この軸になるのは今のところ社会福祉協議会というところが軸になってやっておるところでございますので、今の状況をしっかり見極めて、適切な対応ができるようにということで、社協とも話をしながら、今後よりよいものにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） フードバンクの受付窓口を市役所の中で行ってるっていうのは、まだまだ全国的にも少ないと言われております。せっかく本市ではそういう活動をしているのでありますので、この市役所に来庁される方っていうのは、市民だけではないと思うんですね。各いろんな方が来られると思うんです。そこでやっぱり四万十市役所ではフードバンクについてこういう活動しているのかというアピールにもなると思いますので、どうか分かりやすいところ、目につきやすいところのPRを今後もよろしく願いいたします。

それでは続きまして、フードロス学習を学校でも取り組めないかについてお伺いをいたします。

現在、教育現場でSDGsの目標に沿った活動が推進されています。その一環として、食事と環境教育を組み合わせた食品ロス軽減に向けた取組が見られています。生徒自身が食品ロス削減活動の主体となることで、問題意識も深まり、これらの活動を通じて、食品ロスの実情を肌で感じ、問題解決に向けて意識を養うことが可能だとも言われております。

本市でも、フードロス学習を学校でも取り入れていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 現在、学校におきましても、給食がありますけれども、栄養教諭を中心に食べ残しの削減の取組のほか、食の大切さを伝えるために生産者をお招きしてのお話をしてもらったりなど、食育の一環として取組を行っているところでございます。参観日などを活用した親子でのフードロスの学習の機会をつくることなども考えられると思いますけれども、SDGsの達成に向け、フードロス学習に限らず、児童生徒に対して環境学習の機会をつくることは非常に重要であるというふうに認識をしております。今後もそういった視点を持ちながら、市の関係部署とも連携をして取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。食育の一環としてやってはいただいているということですね。それと、今課長が申されましたように、参観日での教育っていうのも、これもおうちのほう、家でもまた食育について話題ができると思いますので、大変重要で、親も子供もということで、重要であると思いますので、時間は限られているとは思いますが、やっていただきたいとお願いいたします。

それでは、最後の質問で、プレミアム付商品券事業についてお伺いをいたします。

今回のプレミアム付商品券は、たくさんの市民の方から好評な声をかけていただきましたが、最後に残数の販売については、1世帯に5冊はやり過ぎとの声も、長時間並んでも購入することができなかつたとの苦情もありましたが、今後も今回のような市民の皆様が望む、喜ぶ支援を考えていただけますでしょうか。

■議長（平野 正） 金子観光商工課長。

■観光商工課長（金子雅紀） それでは、プレミアム付商品券の事業、実施するかどうかというところでお答えさせていただきます。

今回の事業の実施につきましては、様々課題がありまして、まず財源の確保と様々な事務・業務の作業があります。今回の四万十市プレミアム付商品券事業につきましては、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しておりまして、また業務では、今年度の4月から関係機関との調整を図るなど事前に準備を行いまして、予算議決後からは市民への周知、引換券の作成・発送、商品券の作成など、様々事務作業に時間をかけてまいりました。9月1日より販売を開始をしておりますけれども、今後も12月末までの商品券の使用期間にはなりますけれども、その後も使用された商品券の換金あるいは最終的な事務の精算・検証など、本年度中3月末まで当事業の対応をしてまいるような状況となっております。

そのような理由もありまして、また現在は今の事業の実施中でもありますので、現時点におきましては再実施の検討などは始めていないというのが現状でございます。まずは、今回のプ

レミアム付商品券事業をしっかりと完了させるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。検証の結果をまた教えていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

少し早くなりましたが、これで私の質問を終了します。ありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で山下幸子議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時0分 再開

■副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。

初めは、農業振興についてです。

昨日、松浦議員が質問した内容と若干少しかぶるようなところもございますが、自分なりに進めていきたいと思っております。

また、サツマイモ、唆したりした覚えはないので、振興をしっかりと進めていきたいという思いで質問していきますので、よろしく願いいたします。

それでは、地域に合った作物について質問をしていきたいと思っております。単に地域に合った作物というだけではなくて、なりわいとしてやっていける地域に合った作物ということです。

これを聞いていく前に、まずは農業を振興をする上での的確な課題の設定、これについて聞いていきたいと思っております。

これは、以前、都市計画マスタープランの作成に当たった質問をしたときに、すごく重要であると感じたことと、先月の委員会視察で公民連携プラットフォームの取組をお聞きする中에서도出てきたので、確認していきたいと思っております。

まず、計画をつくる時、課題を解決するとき、改善や振興を図るなど全てにおいて的確な課題の抽出や設定が重要だと感じております。ここを間違えると全く向かう方向が違っていきます。

そこで、本市の農業振興を図る上で、担当課としての的確な課題の設定、これはできておるのでしょうか、まずはお伺いしていきたいと思っております。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、本市が抱える主な課題についてお答えをいたします。

本市産業振興計画や各種計画でも掲げていますとおり、まず本市は、平野部と中山間部からなり、基盤整備の状況や気候、地理的条件からそれぞれの地区で適地適作の営農形態となっております。議員もご存じのとおり、水稻を中心に施設野菜・露地野菜・果樹等と栽培品目は多種多様となっております。とりわけ中村地域においては、3つの一級河川がございまして、平野部については多くの場所で浸水被害を受けた歴史的経過がありまして、園芸品目などの高収益作物については、こういった地理的条件等から特定の作物を広く普及・推進していくことは以前から難しいという問題がございます。

次に、これは全国的な課題でございますが、高齢化等による農業従事者の減少です。

本市におきましても、農業従事者は年々減少しており、新規就農者の参入は若干あるものの、担い手・後継者不足が課題となっております。特に、地域の農地を広く利用・保全する上で重要な水稻については、何とか耕作を維持している地域も多く、米価の低迷や経費の高騰などの理由により、機械の更新や世代交代を機に離農するケースも増えており、今後他の担い手に集積されなければ、耕作放棄地となり、周辺の農地にも影響を及ぼすことが想定をされます。

最後に、農業所得の向上の課題です。

品目によって単価の変動はあるものの、ここ数年は特にコロナ禍や物価高騰の影響による農業資材の高騰など経費が増加をしておりますが、なかなかこれが価格に転嫁できない仕組みが経営を圧迫するという、そういった悪循環などが上げられると考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 聞いていてもそうですけど、自分自身もやっていると、やはり集約していくと、人口が減っていくということと、中山間地であるからこそ高付加価値、こういったものをしっかりと上げていって単価よく売っていくという、この2つをしていかないといけないんじゃないかなというのに集約されていくように私自身も思っております。

そこで、私は、人口減少が課題の多くの原因ではないかと思っております。農業も農家が減っていくことが大きな課題の一つであり、その解決を図ることが振興につながると思っております。

農家が減る理由は幾つかありますが、大きなのは高齢者の引退、それと稼げない、先ほど2つに集約されると言った2つになりますが、この2つだと思っております。高齢者の引退は、避けられないので、残る解決策の一つは、稼げる農業を見いだしていくということになると思っております。それで、稼げるようにするには、作る面積を広げるか付加価値をつけて単価を上げるか。先ほど申しましたとおり、四万十市で考えますと、中山間地が多いということで考えると、やはり付加価値をつけられる作物を探していく、適地適作、ここの地域に合った作

物を見つけていく、そういうことになってくると思っております。それぞれの地域には特徴があり、様々に耕作条件は変わりますが、地域全体でも取り組めるものを見いだしていくのも一つの方法ではあります。というのも、やっぱり買ってもらう方々に対しては、量の確保と継続的な安定供給というのが前提条件になると思うからです。より多くの人に関われる、そんな地域に合った作物を見いだしたいという思いで、私も農業を続けておるところでございます。

そこで、お伺いしますが、担当課として地域全体で取り組める作物、こういったものはどのようなものがあるかなというのは認識されておるのでしょうか。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、本市は適地適作の営農形態となっておりまして、栽培品目は多種多様となっております。

なお、地理的条件からも、この先農業構造が大きく変わることはないと考えております。そのため、それぞれの地理的条件を踏まえた地域に合った作物といたしましては、主に経営所得安定対策における産地交付金の地域振興作物として設定している品目、中村地域で13品目、西土佐地域で13品目というものがありますが、こういったものを考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 先ほどご答弁いただきました産地交付金の対象作物、これについてが作物に当たるんじゃないかなということでのご答弁でした。

では、その支援についてですが、その支援の内容をもう少し詳しくお伺いできますか。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 市としての支援策でございますが、先ほども申し上げましたとおり、国の支援策である経営所得安定対策における産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金が主にございます。

また、その他、市単独の事業としては、ぶしゅかん・栗などの産地化を図っている事業もございしますが、そういった苗木代の補助だとか、そういったような補助制度が一部ございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。市として振興を図るというものに対しては、一定そういった支援をすることで意思が表れているとは思っております。昨日もちょっとあったかもしれませんが、今後そういった市が支援するような新たな作物も検討していく必要があると思っておりますし、また市内の農家が新たな作物栽培のチャレンジをすることもそれぞれでやっているとっております。このように、地域に合った作物を新たに見いだしていく、そういったことに対しての取組、これに関して市のほうはどういうふうにかえたり支援を考えてい

るんでしょうか、お伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 市場のニーズなどを踏まえまして、農家の方々は常々稼げる品目、有利な品目を模索していると思います。先ほども申し上げました本市の地理的条件も含め、現在の国内外の農業情勢や近年の地球温暖化による気候変動なども踏まえまして、この地域に合った作物を新たに見いだす取組ということは、当然必要であると認識をしております。

市としても農業所得の向上が見込めるもの、耕作放棄地解消につながるものなどがある一定の地域の実情や費用対効果を踏まえる必要はございますが、農家の方々や関係機関からの情報も参考にしながら、この先研究をしていきたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） その後、じゃあ市はどうしていくのかなというところもお伺いしたいなと思うんですが、それについてお伺いしたいと思います。

今年、試しにサツマイモ、先ほど来出ておりますこれを作り出した農家が、市内に10人程度、幡多地域ではその倍以上の方がリスクを抱えながらも新たなチャレンジをしております。それは、様々な理由がありますが、やはり肥料や農業資材の高騰、野菜価格の下落などがあり、サツマイモであれば作りやすく、経費も少なく、売りやすいのではないかなというイメージもあり試してみたところです。しかし、実際は、栽培時の手間は若干少ないんですが、いいものを作るには知識と経験が必要ですし、いいものを作ろうとすれば、それなりの経費や効率化に機械も必要でございました。そして、サツマイモの販売もそれほど簡単ではないというのが分かったところでございます。しかし、可能性も感じておるところでございます。

こういった新たに地域に合った作物を見いだすチャレンジをすることに対して、何がしかの市の支援とかあれば助かると思いますが、市のご見解をお伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） どうしても一人一人の個別対応ということは難しいとは考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、所得向上が見込めるもの、耕作放棄地解消につながるものなど、地域全体で取り組める作物として、農家の皆さんがまとまって取り組んでいけるものがあれば、関係機関と連携し、地域の実情や費用対効果も考慮しながら、必要な対応策・支援策、そういったものを探っていきたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。

まあまあ具体的にまたこの産地交付金のことについてお伺いしたいと思います。やはり特に苦しいのは初めの頃になるので、農家の動向を見ながら支援を考えていただきたいと思いま

す。今回のサツマイモでは、先ほど来出ている産地交付金、この品目の一つに加えることを検討してもらいたいと思っております。大月町や四万十町では、品目に指定され、振興が図られております。サツマイモであれば、幡多地域全体でも取り組める作物だと思っておりますので、よく検討して、幡多地域全体でも取り組めるようなことも考えられたらと思います。というのも、やはり多くの人に関わり、広範囲での振興になると、よりよいアイデア・工夫、新しい機会の創出であったりというものがどんどん図られていくのではないかなと思っております。産地交付金の品目がどうやって決定されているのか、継続されているのかは分かりませんので、もう少し詳しく内容であったり検討状況、お伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 産地交付金の対象品目、地域振興作物の決定方法についてでございますが、最終的には四万十市を含めた幡多全体での高知はた地域農業再生協議会において確認をして、決定するという事になっております。ここで決定するに当たって、その前に各地域、中村地域・西土佐地域、あとは他の市町村、そういった地域からこういった品目がどうかというようなものを盛り込んだビジョンをつくりまして、各地域委員会で決定した後、この幡多全体の再生協というところで最終的には決定するような仕組みとなっております。

なお、本市が以前から少量多品目で作付されている地域でありますことから、地域特性や収益性等を踏まえ選定されているといった経過がございます。

なお、水田の転作作物として議員からご提案がありましたサツマイモなど今後有利な品目として見込まれている作物については、協議会に提案をして、品目の追加を検討していけたらと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。大体内容理解できました。ぜひこういった新しくチャレンジすることに対しまして、その動向・様子を見ながらぜひ新たなチャレンジを後押しするような形を検討いただけたらなと思っております。

農業として、地域に合った作物を見いだしていくのは、本当に難しいと思っております。少し事例を出しますが、今年の7月に栃木県さくら市へ視察に行ってきました。それはエリアンサスという植物栽培の視察でございます。さくら市では、バイオマス産業都市構想として取り上げて振興しておりました。構想の概要は、地域資源であるバイオマス、特に草本系のバイオマスのエリアンサスを活用した再生エネルギーの利用促進による耕作放棄地の対策や農業の活性化、産業振興と雇用の創出を図り、環境に優しく災害に強い地域資源循環型社会の構築を目指すものでした。エリアンサスを栽培することで、様々な地域課題を解決していこうとするものですが、民間事業者と研究機関が連携し、それを市がバックアップしている体制だと感じました。まだまだ課題も多く、苦戦をしているようでしたが、エリアンサスから水素のエネル

ギーが取れないか、農研機構と協議しているような話もお伺いしました。

サツマイモも芋くずを用いて発電しようとするチャレンジもしているところもあるようです。四万十市でも環境やエネルギーといったキーワードも考慮し、地域に合った作物を見いだしていければと思いますが、担当課としてこのように社会の課題解決や環境、エネルギーといった視点で何か意識して取り組んでいること等はございますか。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 昨日の一般質問でもありましたが、循環型農業ということが最近注目をされておりますが、こういった環境に配慮した再生可能エネルギーを活用した循環型農業の考え方につきましては、全国各地で様々な取組がございまして、情報としては一定把握しているところですが、議員が言われたような栃木県のさくら市のような大きな取組、こういったような部分を具体的に検討したということは実際のところ、今のところはございません。ただ、さきに申し上げました本市の農業振興を進めていく上での課題を基に、これから先も地域で農業を持続していけるよう、また地域資源等の活用については、関係課との情報共有を図りまして、また農家の皆さんや関係機関と連携して情報収集しながら研究に努めてまいりたいと考えているところです。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。ぜひ地域に合った作物を見いだしていく中で、こういった環境エネルギー、循環型社会、そういったものもちょっとでも意識しながら、新たなものを見いだしていくということと一緒にできればなと思っております。

本市は、農業を重要な産業の一つであると思っております。四万十川を含む豊かな自然を売りにする観光振興を図る基をつくったり、守ったり、また地域の食を支え、直接外貨を稼げる産業でもあります。また、視点を変え、以前にも発言したかもしれませんが、栽培だけでなく、食物の種や苗などにも目を向け、育種・育苗の技術を研究・発信できる地域を目指していくことも日本や世界の食を守ることにつながり、必要とされる地域になっていくのではないかと考えております。的確な課題の抽出・整理し、長い目で見た視点も含め、市内や幡多地域の市民の皆さんと一緒にやりながら取り組んでいくことができるような農業振興をご検討いただきたいと思っております。それをお願いして、次の質問に移りたいと思っております。

次に、産業振興についてということで、空飛ぶクルマについて伺っていきます。

空飛ぶクルマと聞いてもぴんとこない方も多いかもかもしれませんが、これは実用までかなり近づいていて、ネット検索してもらえると様々な情報であふれております。また、大阪万博では、実際に2地点間の有料運航を目指すことになっており、大きな話題でもあります。

そんな空飛ぶクルマですが、私も今年初め頃までは遠い存在でした。私が所属する土佐幡多の会幡多支部の今期の事業内容が、この空飛ぶクルマの勉強会になり、ぐっと距離が近づいて

きました。そして、先月11月10日、世界初となる空飛ぶクルマの展示場が倉敷にオープンするというので、この土佐幡多の会幡多支部の他のメンバーと一緒にオープニングセレモニーと各種セミナーに参加してきました。実際に間近で見る実物の空飛ぶクルマにわくわくしましたが、その後の様々な関わりのある皆さんのセミナーを聞き、その内容にさらに驚きました。さきにも述べましたが、大きな話題としては、2025年の大阪万博で2地点間の運航を実現させることですが、セミナーの中では、既にその先々まで様々なシミュレーションが既に出来上がっていて、5年先、10年先の状況も数値化され、将来どこまで進んでいるのか、防災や観光、医療や物流、生活の中での存在、それを可能にする離発着場の整備計画や法整備等を踏まえた実現性、また関わる関連産業での市場規模や将来の可能性、そこに行くための明確な課題等、具体的な数字や話がされている様子に本当にびっくり驚きました。空飛ぶクルマを日常で見ることになるのが、もうすぐそこまで来ていることを感じました。

そこで、この空飛ぶクルマに関しての市の認識についてまずはお伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えします。

認識についてということでございますけれども、議員のほうからご質問の通告をいただいた後、インターネット等を中心に情報収集いたしました。そこで、本日現在の認識ということにはなりますけれども、この空飛ぶクルマは電動化・自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される次世代の空の移動手段であるというふうに認識しております。2025年の関西・大阪万博に向けまして、試験運航や実証実験が進み、その後実用化が開始される予定であるようでございます。実用化されるとなりますと、観光面・医療面、それから防災面など多くの分野での活用が検討されていくものと考えております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ご答弁いただきましたが、ネットで見るだけでは本当に分からない部分は多いと思います。私自身もこのオープニングセレモニーに行って間近で見る、そして現状、進んでいる様子を関わる皆さんの講演を聞くことで実感として感じるということで、本当にもうすぐそこまで来ているんだなというのを実感したところでございます。本当に今議会で質問させてもらったのは、皆さんに知っていただきたかったのも1点はあります。こういった最先端のものに身近に関われる機会は少ないと思っております。今回の空飛ぶクルマは、大きな話ではございますが、大きさよりも距離をすごく近く感じております。というのも、土佐幡多の会幡多支部の関わりもありますが、大阪万博の空飛ぶクルマという関わりでいうと、田中嘉一さんといいまして、大阪観光局万博IR推進統括官をされている方がおられます。その田中さんは、両親が中村の出身で、本人も子供の頃、長期の休みのときにはこちらで過ごしていたとおっしゃっていて、四万十市に思いを持って来ております。何かこちらの地域になればと

人の紹介や情報を教えていただいたりしています。そのような方とのよいご縁がある中、高知県が進める関西とのつながり、大阪万博、空飛ぶクルマ、幡多地域、四万十市、こういった幾つかのキーワードがあって、何か歯車が合えば、こちらの地域で話が進む可能性を感じております。現状で私が具体的な地域での活用案を示すまではまだできておりませんが、具体案を示し手を挙げる自治体が増えてきております。今であれば、手を挙げるにはまだまだ遅くないと思っていて、ぜひ本市での活用案や空飛ぶクルマを軸としたクラスター的な発想を検討していつてはどうかと考えますが、どうでしょうか。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この空飛ぶクルマが実用化されるとなると、観光面では、空港・駅等からの二次交通への活用、それから医療面では、医師や患者等の輸送、防災面では、必要な物資の輸送など多くの分野での市場規模の拡大が予想されると考えております。国のほうでも、空港等からの二次交通への活用に向けまして取り組んでいますが、それには空路の決定や航空法上の諸課題もあると。また、今後どのような開発が行われ、どのように安全性が担保されるのかなど、慎重に判断していく必要もあるのではないかと考えております。

また、先日、議員のほうからいただいた資料、これも拝見させていただきました。先ほど議員もおっしゃいましたように、セミナーへは私参加できておりませんので、情報の収集が後れているところがございますけれども、そのセミナーでの資料であったかと思っておりますけれども、それを企画広報課なりにちょっと取りまとめてみましたので、それによりますと、そこでもやはり市場予測として、大都市エアタクシー、それから地方都市交通、それから遊覧観光等を予測しておりまして、その中でも遊覧観光にスポットを当てまして、瀬戸内の遊覧飛行が実現に最も近いというようなところで5つぐらいですか、想定エリアを指定してのお話であったかと思っております。そういう中でも、課題としては幾つかあったかと思っておりますけれども、その一つとしましては、価格の問題、これは遊覧のヘリ等と同じような価格がかかってしまう、そういうふうなことで、富裕層向けの事業から開始して、社会需要性の点で課題があると。あと人材採用面でも今後の課題があると。それから、ビジネスとして新しいアイデア、技術の実現性をどう検証していくか、また離着陸場と飛行許可、そういった法的なクリアも課題としてあったように思います。そういうふうな中で、現時点では一自治体レベルでの先ほど提案のありましたクラスター的なものも含めた検討というものは難しい段階であると感じてはおりますが、この実用化に向けた取組が開始となる2025年の関西・大阪万博、これが大きなターニングポイントになるものと考えております。そこで、活用の可能性も見えてくるかとは思っておりますので、それまでは情報の収集に努めまして、動向を注視していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 様々な課題も発言がありましたけど、課題が分かるということは、それ

だけ前に進んでいるという現れでもあると思っております。また、万博まで情報をとりましたけども、やはりこういったすごく関わりが持てるような今状況なんで、少しでもコミュニケーションを図る、何か次の可能性に続くきっかけをつくる、可能性を探るというようなところもぜひご検討いただけたらなと思っております。

空飛ぶクルマに関連する産業の誘致、それができれば、高知工科大学の航空宇宙工学専攻の航空工学や航空機設計・製図のサテライトキャンパスなどの検討も視野に入ってくるように思います。私は、オープンセレモニーの懇親会に参加できませんでしたが、一緒にいたメンバーが多く関係者と話げできたようで、こちらの地域に興味や関心を持ってもらっている方々も多くいたようでした。また、具体的な話などもあり、四万十市には1泊5万円以上のホテルの部屋とかありますかなども聞かれたそうです。これで分かるように、関わっている方々は、空飛ぶクルマだけでなく、それに関連し、考えられるあらゆる産業等に波及した経済の活性を視野に入れていることが分かります。

このように、将来市場規模拡大が予想される産業等には、夢や希望がたくさんあります。本市の地域性や特徴も考慮しながらになりますが、こういった情報や有利なキーワードがある場合は、積極的に情報も取りに行き、本市のよりよい未来につながるよう、前向きに意見やアイデアを出し合えたらと思っております。ぜひ市場規模拡大が見込まれる新たな産業等には、アンテナ高く、情報を捉えながら、地域との相性、有利性やよりよいキーワードを探りながら、本市の産業振興、よりよい未来につなげてほしいと願います。市長のご見解はどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 中平市長。

■市長（中平正宏） 今のご質問を聞きながら、自分の思いをちょっと述べさせていただきたいと思えます。

実は、今日、昼食に行ってみて、これ空飛ぶクルマではありませんけれども、ロボットが料理を運んでくる、そして持って帰るところに行ってみました。以前、東京であれば、いろんなどこでそういう形の活用をしておりますけれども、もう既に四万十市でもそういう活用が始まったお店があるという形にちょっと驚いたところがございます。また、同時に、実は四万十市におきましては、例えば自動運転の実験につきましても、中村駅からそして為松公園、そして西土佐の江川崎駅からよって西土佐、そして星羅四万十という形の実証実験であるとか、あるいはマスプロダクツ型ポンプの実証実験、これは全国で6か所でしたけれど、その1か所としてうちはやっております。そういう形で、いろいろな取組はしておりますけれども、この空飛ぶクルマというのは、今回初めて議員からの提案で、恐らく国土交通省所管になるのではないかなと思えます。今ほど申しました国土交通省、そしてJR四国が相手方でもございましたので、これもっともっと研究して、いろんな形の進めていく必要があるのではないかなと思えます。いつも申してますように、今後自治体につきましても、やはり1つは元気な自治体と全

く元気のない自治体に分かれてくると思います。これ一つは、いかにしてアンテナを張った中で、いろんな情報を取って、手早く対応を進めていくか、それが一つのキーワードになるのではないかなと思っております。今回、また四万十市出身がご両親であるという方のお名前も聞かせていただきました。実は、来年1月に大阪へ出張する予定がございますので、ぜひまた議員にもお願いをして、時間が取れるのであれば、今後の関西万博も含めまして、いろんな形でふるさとの応援をお願いしたいというような形をつくっていきたいと考えておりますし、また空飛ぶクルマの実証実験等々につきましても、またいろいろ情報収集をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

また、同時に、今後自治体が元気になる一つのキーワードは、デジタル化であろうと思えますけれども、今ほど企画広報課を中心にデジタル人材の活用であるとか、そういう取組をしておりますので、やはり行政だけではどうしても限界がございますので、また民間の方々、特に議員のようなデジタル関係に物すごい熱心な方、あるいはたけた方につきましては、いろんな情報提供を市のほうにお願いをし、また議会、そして執行部一緒になった中で、市の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 前向きなご答弁いただきまして、ありがとうございます。ぜひこういった市場規模拡大が見込まれるような産業等には、アンテナ高く情報をしっかりとキャッチしながら進めていってほしいと思います。検討することは、何かの始まりになると思います。空飛ぶクルマは、本市にとって現状いいキーワードが幾つか見いだせているように私は思っておりますので、前向きな気分で検討できるいいテーマだと思っておりますので、ぜひ今後もよろしくお願いたします。

次に、市内業者の維持発展について質問していきます。

私は、以前より市内業者や市内の民間活力が低下してきているのではないかと懸念しております。議会質問の中でも、委託や指定管理、設計等の発注でも、市内企業・事業者・団体の維持・育成・発展を訴えてきました。しかしながら、数字的なところでの確認、見える化についてはできていなかったんじゃないかなという思いから今回質問させていただきます。

契約締結について質問していきますが、まずは昨年度の契約締結について、市内、市内以外の県内、県外などの件数及びその割合など、そういったものは把握されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） お答えします。

前提としまして、不動産の売買や賃貸借契約・保証契約、そして職員派遣協定など相手方が限定されるものを除きます。また、契約事務を別途行ってます市民病院での契約を除いたものとなりますが、全契約1,373件ございます。内容としましては、工事請負ですとか設計や地質

調査などの建設コンサル、そして物品の購入、役務の提供、こういったものがございますが、先ほど言いました全契約1,373件に対して、市内は824件で60%、市内を除く県内が269件で20%、そして県外が280件で20%となります。

なお、この市内・市外の分けについては、本社が市内にあるかないかということで判断していますので、市内に営業所があるという場合は市外という形で区分をしております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。一定把握ができているんだというのが確認できました。

件数、割と多いのか少ないのか、ちょっと判断しかねるところはあるんですが、契約相手の市内事業者が60%、思ったよりもちょっと少ないのかなという感覚ではございますが、言われましたように、いろいろな契約があると思いますので、今回初めてそういった数字を見れたのでよかったなと思っております。

例えば、それではというところなんですけど、この契約を件数ではなくて、金額で割合を出す少し違ったものになるのではないかなと推察するんですが、金額での割合とかっていうのは把握、出せるものでしょうか。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 先ほどの件数については、契約管理システムのほうでの情報を基に算出しております。ただ、金額については、物品の購入ですとか、役務の提供などについて、単価契約のものがございます。こういったものは、契約管理システムのほうでは、最終的な支払金額が把握できませんので、金額になると財務会計のほうで個々に拾っていくという形になります。ですので、残念ながら金額についてはすぐに出せるものでないもので、お答えすることができません。

ただ、先ほど言った契約の中で、工事請負等建設コンサルについては、単価契約はありませんので、そちらのほうは契約金額が分かりますので、そちらの数字をちょっと参考に述べさせていただきますと思いますが、件数については、先ほど全契約が1,373件でしたが、この工事及びコンサルについては227件になります。その中で、市内の件数は83%、そして金額で言いますと89%が市内、市内を除く県内が、件数については12%、金額で言うと8%、そして残る県外ですが、件数では5%、金額で言うと3%と、こういった数字になります。ですので、物品とか役務のほう市外が多いというような形になるかと思っております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。

時代的にこういったICT化が進む中、件数が分かれば金額でも何か割合って出せるものか

など思っておりましたが、若干違っておりました。ぜひそういった、今ほど工事を出してもらおうと、何となくああそうなんだというイメージがすごくできやすいので、ぜひそういった金額でも出せれるような仕組みであったり工夫というものもまた一緒に考えていただけたらと思います。

金額の割合でいくと、昨日から出ておりますしまんとぴあとかも考えると、年間経費が5で割るとですけど、1億4,500万円程度とか増えてくるので、何か若干金額の割合考えると、ちょっと数字が変わってくるのかなと思って質問させていただきました。

多分ネットが進む中、ネットやシステム関係、そういったものも市内業者ではなくて市内以外の業者が多いのかなと思います、若干件数とかもそれに全体の件数ですが、現れてきていたのかなと思います。

次の質問なんですが、例えばこの件数の割合、以前と比較とかもしてみたいと思うんですが、例えば10年前、20年前など以前の割合が分かっていたり、比較できたりするものでしょうか、お伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 先ほど答弁で言いました契約管理システムでの管理は、令和3年度からになります。その前は、平成14年度から令和2年度までは、エクセルに入力して管理している。その前になると、もう手書きの台帳で管理しているという形になりますので、先ほどお答えしたような、年度ごとの件数とか割合を算出しておりませんが、平成14年度以降であれば比較ができるのではないかと、それ以前になると、手作業で拾っていくというような形になるかかと思えます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。個別に手作業で拾っていけば可能というようなご答弁になったと思います。こちらを簡易的に取り出せるというか、できるような仕組みとかを導入できればなと思うんですけど、そちらもご検討いただきたいと思えます。

時代の流れと契約の相手方の情報を見える化していくことで気づくことって何か幾つも出てくるんじゃないかなと思っております。金額ベースでの数字が出ていないですが、地域外に流れるお金が増えていっているように感じていて、地域外の企業や事業者さんとの契約が増えることで、地域の事業者や企業などの民間活力が弱体化している状況ではないかなとちょっと危惧しているところがございます。初めにも触れましたが、今までの議会の中で、具同保育所や東山小学校の設計の発注、しまんとぴあの指定管理、郷土博物館の受皿となる団体等、市内の民間事業者、受皿となる団体等の育成、事業者の成長も考慮した入札への参加要件であったり、団体等の設立や育成・支援を検討を願うところです。契約に当たり、市内業者の維持・発展・育成、そういったものなども意識しているところはあるのか、お伺いしていきたいと思えます。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） まず、原則としまして、地方公共団体の調達には、その財源が税金によって賄われているものでありますので、よりよいもの、より安いものといったことになりますと、不特定多数の参加者を募る調達方式である一般競争入札が原則とされております。

一方で、調達の準備に多くの作業や時間が必要となること、その結果として、当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じたり、地域活性化の観点から、地元企業が受注し、地域経済に貢献するといったことも求められるといったことから、指名競争入札や随意契約による契約も認められているということになります。

そういったことから、市の発注に関しましては、まずは地元企業でできないかという点を主眼に置いて、指名競争入札や随意契約といった契約方法も活用しながら、発注をしているところです。

また、大規模工事の発注に関しては、市内業者の技術力の向上という観点から、工事ごとに2者から3者で結成される共同企業体に発注を行う特定建設工事共同企業体方式、こういったものも活用することもございます。

また、予算編成において、例年予算編成方針の中で、市内業者の育成と産業振興の観点から、地元発注が困難なものを除きまして、できるだけ市内業者から見積り徴収などを行って積算をするというようなことも呼びかけているところでございます。

こういったことで、今後も市内業者の維持・育成、こういったことに視点を置きながら発注を行いたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ありがとうございます。近年、プロポーザルという手法が多く取られるようになって、よりよいもの、内容のいいものという中で決定されていったりする部分はあるかとは思いますが、ただ、その中で先ほどありましたとおり、市内の事業者の発展・育成、そういったものも考慮に入れていただきながら進めていってほしいですし、全体を数値で見える化しながら分析、状況を把握しながら、よりよい地域の将来像をイメージして取り組んでいただきたいと思っております。

民間団体の育成とか考えますと、中村国際音楽祭であったり演劇祭、そういったもの本当に維持・発展に貢献しているすごくいい取組ではないかなと思っておりますので、引き続きそういったものも意識しながら取り組んでいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、最後の質問に移りたいと思っております。時間が足りないかもしれませんが。

現在、先生の不足、また成り手の不足が大きな問題・課題となっております。それを解消していくためには、様々な取組が必要だと考えますが、今回は職場環境の改善が解消の一部分につながるのではないかと、そういうような思いから標準授業時数を超える時数について質問して

いきます。

まず、標準授業時数とは、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮して国が定めたもので、お配りの資料にある数字がそうです。

そこで、初めに確認をします。

この時数のカウントですが、学校行事、運動会や卒業式・クラブ活動などは入らないとは思いますが、県版の学力テストや学期前にあるテスト、例えばそのテスト対策に過去問をやる時間、また加力学習など様々に学校ではあると思いますが、時数としてカウントする分け方、そういったものってあるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

授業時数のメインになるのは、もちろん教科とか道徳とか総合的な学習時間ながですけど、その他として、例えば運動会や卒業式は学校行事として、小学校で行われているクラブ活動もクラブ活動として授業時数をカウントします。ところが、中学校の部活動は、教育課程外の活動ですので、一切カウントすることはありません。学力テストなどのテスト、またテスト対策での過去問題を計画的に学級の全員で取り組む場合は、時数としてはカウントしますが、あくまでもそれは教科としてはカウントしません。一部の子供が放課後等に加力補習を行っても、それは時数としてはカウントしません。それらの活動、何の時数としてカウントするかは、学習指導要領に明記しているがですけど、学校の活動というのは、学習指導要領の明記しているものに当てはまらないものがたくさんあります。それをどのようにカウントするかは、幡多市町村教育委員会連合会において申合せ事項として定めております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。確認ですが、じゃあ県内で統一されているというよりは、幡多教育事務所で統一しているということでしょうか。県で統一しているものが、幡多教育事務所に下りてきて、それが統一されているということでしょうか。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えします。

まずは、幡多地教連というか幡多市町村教育委員会連合会で定めておりますけれど、もちろん県でもそういう情報交換しながらやっていますので、あまり大きなずれはないと思います。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） では、さらに確認ですけど、学校毎にその認識が違うというのはないという前提でお話しさせてもらって構いませんか。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えします。

そのとおりでございます。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） それを踏まえまして、昨年度の授業時数の実績についてお伺いしていきます。

通告には幾つかに分けておりますが、一緒に確認していきたいと思えます。というのも、次の質問の計画時数の資料もいただいております、皆さんに配付もさせてもらっております、議員の皆さんにですが。

また、資料を踏まえての標準授業時数を超える時数の考え方も問うていきますので、ご了承ください。

令和4年の実績の表を見てもらったら分かりますが、標準授業時数を大きく上回っているところがございます。ちょっと白黒で見にくい部分はあるんですが、色が若干違うところがあると思えますが、8月に文科省の諮問機関である中央教育審議会が緊急提言で、標準授業時数を大きく上回る年度途中でも解消に向けた取組を求める71時間以上を上回っているところですが、そのちょっと濃いめのところ、もしかしたらちょっと薄いかもしれないんですが。まずは、標準授業時数を上回っていることについてお伺いいたします。

この上回ることに對して、政府は、災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態が起った際に、その失われた授業時数を補うために標準授業時数を上回る、いわゆる余剰時数の設置を認めております。しかし、政府は、教員の過重労働の実態を受け、平成31年3月18日付文部科学事務次官通知にて、各学校の指導体制を整えないまま、標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは、教員の負担増加に直結するものであることから、このような教育課程の編成・実施は行うべきではない。仮に、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の状況を踏まえて精査し、教員の時間外勤務の増加につながらないようにすることとし、教育課程の編成・実施に当たっては、教員の働き方改革に十分配慮するよう各学校を指導することと明言しております。

これを見ると、不測の事態があり、失われた授業時数を補うために上回ることが認められていると思えますが、実績として大きく上回っております。どのように時数が使われていたのか、また超えていることに対する教育委員会のご見解をお伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

令和4年度教育課程実施報告書では、四万十市内全ての小学校・中学校の全学年で標準授業時数を超えていることは把握しております。幡多市町村教育委員会連合会での申合せ事項においても、年間授業時数は、標準授業時数と同じかまたは超えていることが望ましいとされており、形式的な時数確保にとどまらず、指導に必要な時間を実質的に確保することと明記されて

おります。市教委としても、子供たちの学力向上を図るためには、十分な授業時間の確保が必要と考え、ある一定標準授業時数を超えての授業時間の確保は今まで認めてきました。確かに、標準授業時数を大きく超えている学校があることも承知しております。それぞれ各学校に事情もあるので、細かい事情はここでは申し上げませんが、教師として何とか全ての子供たちに学力をつけてやりたいという思いが、結果としてこのような大幅な時間数の増につながっていると考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。学力向上というのが大きな理由だったような感じを受けました。本当に先生の方々、日々いっぱい時間の時間でやっていると思っております。現役の先生に起きてから寝るまでのスケジュールを聞くと、本当に時間に追われているという感じでした。学力向上を考える上で、まず確認したいことがあります。現在、先生方が授業の準備時間は、どれくらい取ることができているのでしょうか。数人の現役の先生に聞くと、1コマに前後で40分から50分ほど確保できれば質を落とさず授業ができる旨の声を聞きました。先生による違いはありますが、準備する時間が短いと質の低下が懸念されます。

そこで、お伺いいたしますが、実態として勤務時間内にそれぞれの先生方が授業の準備時間は十分に取れているのか、そこら辺は把握されているのか、小学校・中学校によつての違いはあるとは思いますが、教育委員会としての見解をお伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思いますけれど、教員の勤務の実態というか、学校というのはどういうふうになっているかということも皆さんにもご理解いただくためにも、本当いい質問をしていただいたなと思っておりますけれど、ここ数年、学習指導要領の内容が大きく変わりました。今まで自分たちが教師としてやっていたときは、ほとんど知識理解というか、テストで多く点を取るという、そこに重点を置いていたのが、現在の学習指導要領では、子供たちの資質・能力を高めることに重点を置く、そこへ授業の流れが変わってまいりました。その関係もあって、ベテランの先生方にとっても、今までの授業スタイルを変えなければならぬと。それで、どうしても教材研究を多くしなければならないと。また、1人1台端末のタブレットも今与えてきましたので、授業の中でタブレットも活用すると。そういういろんな条件が重なって、本当に今先生方は教材研究とかにも苦労している状況です。ただ、現実問題として、例えば小学校だったら、基本的には1日6時間授業がありますので、子供たちが帰る大体3時ぐらいまでは小学校の先生も教材研究等はできんと思います。ですから、子供たちを家庭に帰して、それから勤務時間でしたら5時近くまで、それは日々の教材研究ができる時間と。中学校に至っては、もちろん教科専門性ですので、空き時間はあるがですけど、その時間は子供たちの提出物を点検したりとか、また生徒指導があったりとか、また学年部会・教科部会とか

様々な会議が入っておりますので、やっぱり中学校の教員も同じように、子供たちを放課させた放課後と、そこが教材研究のできる時間ながですけれど、実際は部活動もありますので、部活動の顧問については子供を帰らせて、その後6時、7時から教材研究と、それが今の学校の実態だと思います。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひ学校教材の研究、その時間をしっかりと取っていただく、こういったことが学力向上につながる、授業の質を担保するということにつながると思いますので、授業数を多くする、授業の準備時間が減ってしまうということではなく、授業を若干少なくした分、教材の時間を多くして質を担保する、そういったような考え方を持って取り組んでいただけたらなというような思いもございます。それが、働き方改革であったり、子供たちとの信頼関係を築く向き合う時間になったりというふうにつながっていくのではないかなと思っております。

時間が若干ないので、確認だけ。

皆さんにお配りの表の中で、小計Bというのがあります。これは、学校行事等と言わせてもらいますが、こういったものになると思いますが、この時間も結構多いようなイメージを持ってありますが、ここら辺、小計B、学校行事等の時間についての教育委員会の見解をお伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

この時間は、学校行事、例えば遠足とか修学旅行とか、また卒業式・終業式・運動会等もこの中に入ってきます。また、先ほど申しました教科とか道徳とか総合的な学習など以外の活動、ほとんどこの時間の中に入ってきます。例えば、中学校だったら、高校1日体験入学とか近隣の高校に体験入学しますけれど、そういう時間もこの中にカウントされますし、高校入試においても、高校入試も教科ではありませんので、この中に入ってきます。また、各学校では、教科等の指導以外にこの時間を活用して特色ある活動に取り組んでいますので、一概に教育委員会として教科以外の1,015以外の時間を減してくださいという指導は行っておりません。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ご説明いただきましたが、令和5年度の時数の計画を見ると、標準授業時数に併せ小計Bのほうに全部ほかの時間が移っているのではないかなというところで、若干教科の時間と学校行事の時間、ちょっと整合性がという部分はあるんですが、時間ないので最後の質問に移りたいと思いますが、国の方針どおり、標準授業時数を超える時数については減らしていくべきと私は思っております。それは、先生たちの授業の準備時間の確保、残業の減

少等につながり、子供たちと向き合う時間の増にもつながるものと思います。働き方改革は、子供たちの健全な育成につながるものと思っており、早急に進めていくべきと考えます。ふろさと教育やまた自然や地域の文化に触れる時間が多いことはよいことだと思いますが、学力向上のほうに偏りがあると、先生や子供たち、その成績で評価する、そして評価される皆さんが息苦しくなっていないか心配されます。教育基本法第1条の教育の目的にあるように、子供たちの人格の完成を目指して日々子供たちに向き合える職場環境になってほしいと望むところでございます。

来年度のこれらを踏まえて、計画作成に当たっては、どのようにお考えなのか、教育長のお考えをお伺いします。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

今、議員がおっしゃられたように、自分たちとしても、各学校で先生たちが意欲を持って子供の指導というか、学習指導も含めてながですけれど、そこが第一だと思いますので、今から教育委員会として一方的に学校のほうにこうしなさいという形ではなしに、学校の代表、各校に校長がおりますので、校長とも協議もしながら、授業時数の削減ももちろん含めて、また学校行事の精選も含めてながですけれど、まずは子供たちが意欲を持って働ける職場環境を整え、しかも授業の質を落とさずに、ある一定の学力をつけていくと、そういうふうに取り組んでいくべきだと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひそのようなものも考慮しながら、来年度の計画立てていただきたいと思います。本当に教育人材育成、重要な施策であったり、位置に占めているものと思っております。教育に関しても大いに多くの皆さんで関心を持ち、議論を重ね、学校や家庭や地域などそれぞれの立場でそれぞれの役割を確認・認識しながら、よりよい教育を実践できる地域になることを願っております。私も、現役の3人の子供たちの親です。今後も一緒になり、よりよい教育につながるよう活動していきたいと思っております。

今後も子供たちが健やかに成長できる機会や環境づくりと一緒に検討していければと思いますので、これで私の一般質問を終わります。

■副議長（山崎 司） 以上で西尾祐佐議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩いたします。

午後2時0分 休憩

午後2時10分 再開

■副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川村真生議員。

■ 2 番（川村真生） 新風クラブの川村真生でございます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

それではまず初めに、独居世帯の高齢者に対しての本市の対応ということをお聞きしたいと思えます。

近年は、独りで暮らす高齢者の割合が増えていると言われておりまして、その数は65歳以上の約5人に1人は独り暮らしだとも言われております。また、この少子高齢化の時代背景によりまして、本市でも例外ではないと考えております。

高齢者の独り暮らしには、様々なリスクが想定されるため、問題が起きる前に何らかの対策をする必要があると考えますが、まず初めに本市に独居世帯の高齢者はどれほどいるのか、具体的な世帯数につきましてご答弁をお願いいたします。

■ 副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■ 高齢者支援課長（武内俊治） 本市の高齢者独居世帯につきまして、住民基本台帳の数値に基づきお答えさせていただきます。

令和5年4月1日現在における本市の全世帯数は1万6,612世帯で、そのうち65歳以上の高齢者独居世帯数は4,245世帯です。したがって、およそ4世帯に1世帯が高齢者独居世帯ということになります。

なお、各年4月1日現在の数値で比較してみますと、この数年間は、独居高齢者の世帯数・割合ともに増加している状況です。

以上です。

■ 副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■ 2 番（川村真生） ありがとうございます。まずは具体的な数字をいただきました。私もちょっと過去の議事録等確認させていただいて、令和3年度の4月1日の数字が、65歳以上が4,113世帯ということなので、多分増えているんだなという感じでしたが、やはり増加傾向であるということがまずは確認できました。ありがとうございます。

それでは次に、本市では、独居世帯の高齢者が安心して暮らせるようなサービスとしてどのようなことを行っているかについてお伺いをいたします。

特に独居世帯の高齢者を心配する声が、私も9月定例会以降に入ってきておりまして、私の友人の話にはなるんですけども、日頃から仲よくしているご高齢の方がいらっしゃるということで、その方、安否確認等含めてよく電話をしているという話を聞いてまして、その方すごく冗談が好きな方なので、ちやかすような感じで電話しているみたいなんですけど、実際のところはもう本当にどのように日常暮らしているのか、すごく心配なんだという話を私にいただきました。私もその後、自分なりに考えてもみたんですけども、高齢者の独り暮らしで

生じる問題としましては、まずはやはり自己管理が不十分になることが挙げられるのではないかと考えておまして、また体力面低下から、料理したりすることも面倒になって外食とか、スーパー等で買物したものを食べることで食生活のまず偏りが出ること。また、高齢になると、温度や喉の渇きといった感覚がなくなる、弱くなるという傾向があるとされておりまして、独り暮らしの場合は、家族からの声かけ等もないがために熱中症であったり脱水症のリスクも高まると思います。また、体調不良でけがや外部と連絡が取れない状況に陥ってしまい、発見や通報が遅れる可能性も高く、最悪の場合は孤独死等につながってしまうことも考えられるかと思っております。

本市では、あんしんコール事業があると思っておりますけれども、それも踏まえまして、独居世帯の高齢者が安心して暮らせるようなサービスとしてどのようなことを行っているのか、ご答弁のほうよろしくお願ひします。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 高齢者独居の方につきましては、生活や身体面での不安を感じることも多いかと考えます。住み慣れた地域で安心して住み続けていただくためには、まず見守り体制の整備が必要と考えております。

多機関が協働して関わる見守り体制が整えられるよう取り組んでおりますので、幾つか事業を紹介させていただきます。

先ほど議員からも紹介いただきましたが、あんしんコール事業がその1つ目です。

この事業につきましては、急病時などには、専門的知識を有するオペレーターに365日、24時間体制で緊急通報が可能な手段として設置をしております。

2つ目に、高齢者防火用具購入費補助事業があります。

こちらにつきましては、火災から身の安全を守るための電磁調理器や消火器等の購入に補助するものです。

3つ目といたしまして、高齢者閉じこもり等予防支援事業でございます。

こちらにつきましては、閉じ籠もりなどの状態が継続することで要介護状態に陥らないよう、民生委員さんをはじめ、地域の方々からの情報に基づき訪問することで、早期に現状を把握し、適切な関係機関やサービスなどにつなげることを目的としております。

もう一点ご紹介させていただきます。

社会福祉協議会見守りサービス事業でございます。

こちらにつきましては、週に1回の配食を通じて見守りを行うことを目的に、昼食の配食サービスを行っております。

高齢独居の方には、家族や親族が身近にいない方もいらっしゃいますので、先ほどの見守り体制を含め、介護認定がなくても在宅生活を継続することができるよう、関係機関や各事業所の情報を記載しました高齢者在宅生活ガイドブック、こういったガイドブックを作成しており

ます。今年度は、ニーズ調査を行いました。このニーズ調査の実施に併せ、約1万400部を高齢者の方々に郵送により配布いたしました。この高齢者在宅生活ガイドブックの主な項目は、見守り、安否確認、家事を助けてくれるサービス、食事や買物の支援、移動手段、医療・介護の関係機関の一覧などで構成しております。高齢者の在宅生活を支えるための各種サービスなどを見やすくまとめておりますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） かなり詳細にお答えいただきました。ありがとうございます。

あんしんコール事業で4ついただきましたけれども、社協の見守りサービス事業とガイドブックを作成して1万400部送付されたということで、ぜひご利用していただきたいということ、今ご答弁いただきましたけど、今のところ、利用者数とかというのはどんな感じか分かりませんか。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） あんしんコール事業でございますでしょうか。

（「あんしんコール事業と社協の見守りサービス事業、2つです」と呼ぶ者あり）

■副議長（山崎 司） 小休にいたします。

午後2時18分 小休

午後2時18分 正会

■副議長（山崎 司） 正会にいたします。

川村真生議員、質問をどうぞ。もう一度。

小休にいたします。

午後2時19分 小休

午後2時20分 正会

■副議長（山崎 司） 正会にいたします。

武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 申し訳ありません。

令和4年度の実績でお答えさせていただきます。

週に1回、配食サービスは行っておりますけれども、延べ利用者数が3,268名で、実施回数が1年間で48回になっておりますので、平均しまして68.1名の方に配食を行っております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。それについてはいただきました。

すみません、もう一点、あんしんコール事業のほうも利用者数というか、その辺は分かりませんか。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 日々利用者数、日々といたしますか、変動はありますけれども、令和6年度の予算要求資料、今手持ちでありますけれども、こちらでは61名の方に貸与する形で予算を要求しております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） すいません、ありがとうございます。現在の取組等も非常に詳しくご説明いただいて、利用者数も、すいません、答えていただきまして、本当にありがとうございます。

これからの取組等、今既存4つ主な事業を取り上げていただきましたけれども、過去からのものもあれば比較的新しい取組等もあるかと思うんですが、課題等の整理等もして、それを踏まえた形で、今後さらにやっていきたいとかっていう、そういう新たな取組等があればその辺をお伺いしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 新たな取組ではございませんが、今後ますます力を入れていきたい事業についてご紹介させていただきます。

少子高齢化、人口減少が進む中、医療や介護の現場における人材不足などの問題も出てきております。

これからは、制度・分野の枠や支える側・支えられる側という関係を超えて、地域住民の多様な主体による介護予防や日常生活の取組をこれまで以上に推進していく必要があると考えております。

市内に3か所ありますあつたかふれあいセンター、こちらにつきましては、子供から高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが集い、必要なサービスを受けられる地域福祉の拠点として制度の隙間を埋める役割を担っております。

また、地区の健康福祉委員会は、令和5年4月1日現在で市内165地区のうち、108地区で組織されています。市内の地区それぞれにおいて、介護予防や支え合いの地域づくりなどの健康福祉に関する事業を行うことで、住民が住み慣れた地域で互いに支え合い、安心して日常生活を営むことができる地域づくりに資することを目的に事業を推進しております。

なお、この事業につきましては、事業の活性化を促すために要綱の見直しを検討しているところです。

高齢化率の上昇や単身、または夫婦のみの高齢者世帯の増加、さらには地域における人間関係の希薄化など地域を取り巻く環境は大きく変容しております。高齢独居の方はもちろん、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けられる町の実現に向けて、地域社会全体で支えていく仕組みの構築に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。本市での取組や今後の考えについては理解ができました。私なりにいろいろな考えてはみるんですけども、やはり今後は介護人材の不足の懸念等、またやはり核家族化によりさらに独居世帯の高齢者が増えるんじゃないかなという懸念を今回の質問通告をした上でちょっと考えました。本市としては様々な取組をしているように感じましたが、公的援助だけではなく、基本的なことですが、その地域のつながり等も最もこれから重要なのかなというのを感じた次第でございます。自分自身がまだまだ勉強不足なところがありますので、またいろいろと教えていただければと思います。またよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきまして、市役所での手続についてご質問をいたします。

今、私たちがいますこの市役所には、たくさんの市民が来庁されておりますけれども、それは困り事の相談であったりとか、1階のロビーでテレビを見ることが日課の人もいるかと思えますし、必要な書類を受けるための手続だったり、様々だとは思いますが、今回はその手続に焦点を当ててご質問いたします。

本市では、行政手続のオンライン化も進められておりまして、令和5年2月6日より引越しに係る手続の一部から始まりまして、令和5年4月1日からは、子育てや介護関係の手続の一部を市役所の窓口に行くことなく自身のパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも申請や届出ができるようになったことで大変利便性が向上したものと考えております。

しかしながら、まだ全てオンライン化もできておりませんので、市役所の窓口に来て手続される方が多数だと思いますし、そもそも窓口で直接担当職員の方と話をして手続するほうが分かりやすいという方もまだ多いのではないかと考えております。

また、行政手続の中には、迅速に行わなければならないもの等あると思ひまして、それは引越しであったり、引越しは先ほど一部オンライン化ができるようになりましたけれども、その他に結婚やご家族が死亡した際などはあるかと思ひますが、本市としまして、現時点でどのように市民に対して分かりやすく手続が行えるよう案内・対応しているか、まずはお伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） それでは、ご答弁申し上げます。

住所の異動や戸籍の届出などされた場合、その届出に付随する各課における諸手続につきましては、例えばお子様がおられる世帯の異動では、児童手当等の諸手続のため子育て支援課へ、介護保険証をお持ちの方は高齢者支援課へといったように、異動等される方の情報から必要な担当課へのご案内を行っているところでございます。

中でも、特に煩雑な手続が必要となるご家族が亡くなられた際の手続につきましては、主に手続を記載した一覧表、死亡後の手続等についてを死亡届を出された際にお渡ししております。後日ご家族が手続のため来庁されたときは、その一覧表を基に、該当する手続につきまして、各課の担当者が入れ替わる形で必要な申請や届出を行っておるところでございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。一定対応していただいているものがあり、特に死亡時の手続等は、ハンドブック等を渡して、入れ替わる形で対応されているということが分かりました。

一定対応されているようには感じたんですけども、やはり特に煩雑な手続があるものに関しては、もっと分かりやすい手続を行えるようにしていくほうがよいのではないかと考えておりますし、先ほどオンライン化の話もしましたが、やはりその市役所での窓口対応のニーズと重要性は高いのではと考えております。

他の自治体の例を挙げますと、鎌倉市では、12月4日に市役所の1階総合案内向かいにご家族を亡くされた市民等が市で行う手続の案内や申請等の集約化を図り、手続のために各窓口を回る手間を極力軽減させることを目的としてお悔やみコーナーが設置され、またお悔やみコーナーの開設に併せて、必要な手続を少しでも分かりやすく進められるよう、ハンドブック作成・発行を始めるとの記事を拝見しました。

また、このお悔やみ窓口、お悔やみコーナーを設ける自治体が増えているようでありまして、11月14日から総務常任委員会の管外視察で西宮市役所を訪れましたが、鎌倉市と同様に、市役所の1階にお悔やみコーナーが設置をされておりました。私少しちょっと時間があるときに市の職員の方と直接話をさせていただいて、西宮市のほうでは、今年の10月から設置が始まりましたが、設置をした理由としては、やはりその手続が煩雑ということで以前から市民ニーズが高かったというお話でした。この西宮市のお悔やみコーナーは、ワンストップという形ではないのですが、手続に来られた方の個人の情報について必要な手続を抽出をしまして各担当窓口にご案内をするほか、各窓口での申請書類の作成補助を行い、各窓口で同じ内容を何度も記入することがないように市民負担の軽減を図ることができるということで、利用者数は日によってばらつきはあるんですが、需要は高いとお聞きをしました。ワンストップ型の新しいセクション・課をつくるとなるとハードルが高いと思うんですけど、こうした西宮市役所のように、特設窓口の設置は比較的容易ではないかと考えておりまして、今回は一例としてお悔やみコーナーに焦点を当てておりますが、本市の実情に合わせる形で、その他手続等でも個人的には構わないと思いますが、分かりやすい特設窓口っていうものを日常的に設置することで、市民がより分かりやすく手続を行えるような工夫が必要ではないかと考えておりますが、このような取組を行うことにつきましてのご見解をお伺いします。

■副議長（山崎 司） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

先ほど議員のほうからもおっしゃいましたとおり、他市町村におきましては、お悔やみ窓口といった死亡後の手続等についてご家族が来庁された際の専用の相談窓口を設置され、手続の案内を行っているところもあるようでございます。

本市の場合につきましては、専用窓口の設置はございませんが、先ほどご答弁いたしましたとおり、案内に加えて、来庁されたご家族が移動することなく、各課担当者が入れ替わり手続を行う現在の対応が来庁された家族にとって最も分かりやすく、またご負担の軽減ができているものと考えておるところでございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。確かに聞きながら窓口よりも入れ替わる形っていうのも非常に負担軽減できるっていうのを考えてましたので、私も、本市としてもそういうような取組をしているということであれば、今のところは設置の必要はないという多分ご判断されているかと思うんですけど、朝、何だっけな、フードバンク事業の窓口がちょっと分かりにくいという朝話もあつたりしますので、そのあたりの案内等もっと分かりやすいというところとちょっと難しいかもしれないんですけど、ここに来たら一括して死亡届できますみたいなのを明記するだとか、そういった形とか少し工夫するような形をすともっと分かりやすくなるのかなと思いますので、そのあたり工夫できるように今後またさらに進めていただければと思います。

こちらのほうは以上で大丈夫です。ありがとうございます。

それでは、公立保育所での生活習慣の指導のご質問に移りたいと思います。

これは、もう最初にすいません、お断りしておきますが、この質問の趣旨としまして、指導に特段問題があるということではなくて、もっと指導方法を工夫することで、保育士を通して、保護者の子供への指導のスキルアップにもつながって、少しでも子供の発達にもよい影響が出ればとの考えでございますので、よろしく願いいたします。

すみません、本題に戻りますが、保育士の方は、日々日常を生活習慣の指導を幼児、この先は子供と言いますが、子供に行いまして、小学校に上がる前までに身につけておきたい生活習慣、例えば歯磨きの仕方やトイレの仕方、服の畳み方など、多数のことを私の子供も含めてなんですが、教えていただいております。本当に急にできることが増えていきますので、私自身も子供の成長には驚いたり、喜びの日々を送っているところであります。

そのような生活習慣を指導するに当たり、保育士は子供への指導内容と確認作業等を行っているかと想像しておりますが、その際に使用する資料等などは毎年更新されているものであるのか、まずはそのあたりをお伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、答弁申し上げます。

まず、就学までに身につけておきたい基本的な生活習慣として、日常的な生活の基本となる食事・睡眠・排せつ・清潔・衣服の着脱があります。

保育所では、国が定める保育所保育指針に従い保育を行っております。その中で、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿というのが明確化されております。これは、具体的には、健康な心と体、自立心・協同性・道徳性・規範意識の芽生え・社会生活との関わりなど10項目ありまして、これらは通称10の姿と言われており、それぞれを達成するためにどのような取組を行うかという目標を各保育所にて毎年作成しているところでございます。

この10の姿は、就学までに育ってほしい姿でございますので、幼児期全体の目標になってまいります。各保育所では、この10の姿を基に、各年齢別の年間保育計画、月案、週日案を作成し、各年齢かつ子供の発育状況に応じた保育を行ってまいります。

ご質問のありました生活習慣は、10の姿でいうと健康な心と体に当たります。具体的には、答弁の冒頭で申し上げたとおり、衣服の着脱や季節に応じた服装を自分で調節できる、自分で排せつや始末ができる、健康な生活リズムを保つ、食への関心、健康管理などがあります。したがって、生活習慣につきましても、各保育所で毎年作成される10の姿の目標を基に、各年齢別の年間保育計画、月案、週日案に基づき、これを随時更新をすることで、各保育士は保育を実践している状況でございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） よく分かりました。詳細にご答弁いただきまして、ありがとうございます。

その10の姿で、各保育所で毎年作成等されているということで、更新がかかっているということが確認できました。ありがとうございます。

それでは、次に確認しますが、生活指導だけじゃないかもしれませんが、年間を通して保育士の研修が行われていると思います。それは年間でどのくらい行われているのかお伺いしますのと、またどのような研修内容であるのか、具体例お示しできるようでしたら、1つでも構いませんので、そのあたり併せてもしよければよろしくお願ひします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 生活習慣に限らず、保育所で働く職員が、職務上必要な知識や技術を習得するために、県主催の各種研修への参加、それから園内研修の実施、公立保育所職員で構成する保育の会というのがございまして、こちらでの研修の実施などがあります。

本市で行っている研修は、園内研修と公立保育所職員で構成する保育の会の研修となっております。

園内研修は、年2回程度開催しておりまして、同じ保育所内で職員同士が日常の保育の実践を検討するなどして、保育所内の職員の共通理解を図ることを目的としているところでございます。

また、公立保育所、これは子育て支援センターを含む15の施設の職員で構成する保育の会の研修でございますが、こちらは年3回開催しておりまして、1歳から5歳の各年齢の保育の実践を検討するというので、年齢ごとの分科会を構成しまして、その中で研修を行っているところでございます。

具体例ということになってまいりますと、こういった中で、分科会の中で、10の姿についてそれぞれ、また保育所での計画の立て方とか、そういったところからも研修を進めておるといふふうに聞いておるところでございます。

こういったところで、公立保育所間の職員の共通理解を図ることを目的として、保育の会の研修も行っているということになりますので、年に市の開催する研修で5回以上、これに加えて県等の研修にも参加しているという状況でございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。こちらも詳細に教えていただきました。園内研修も年に2回、こちらは共通の指導の仕方とかの理解を深めるための研修で、その他は保育の会で年に3回、クラス別ごとというか3歳児クラス、2歳児クラスとかで分かれてやられているということで、分かりました。

この研修を踏まえて、各保育所で計画を立てたり、研修等も年齢別に行っているなど、しっかりと取組はされているんじゃないかなというところは理解できました。理解できましたが、少し共通認識というお話がありましたけど、少し異なってるんじゃないかなという話もちょっと聞いたりしておりまして、すいません。保育士によって若干指導が異なっているという話を聞いておりまして、私が聞いた話ですと、フォークやスプーン・お箸の持ち方の指導がちょっと異なっているんじゃないかという話を聞きました。私も各保育所で開催されていると思えますけども、クラス別懇談会に参加させていただいておりまして、担任の保育士の方から資料をいただくんですけど、ちょっと見えにくいですか、かなり詳細な資料をいただいております、これを基に私も子供のしつけの仕方だとかというのを大変参考にさせていただいておりまして、本当にありがたいと感じております。この資料にももちろんフォークやスプーン・お箸の持ち方等の指導が書かれております。この資料を基に保育士の方と懇談会で話を進めていたんですけども、とある保護者から、〇〇先生は、スプーンの持ち方はこの持ち方では駄目だと言っていたみたいな、こういった意見があったりもしました。この懇談会でいただく資料は、フォークやスプーン、さっきもすみません、重複しますが、書かれていますし、先ほど園内の会で共通認識を図るということで、ある程度すり合わせをされた資料だということが今理解できたん

ですけど、若干そういう指導が異なっているという話も聞いてますので、やはり家で保護者が行う子供への指導についてもそういう意見が出ますと迷いが生じたりすると思いますので、細かい話になるかもしれませんが、そういったより統一された指導を行うことはできないかという事で、その辺のご見解をお願いいたします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 保育所には、新規採用職員から20年以上保育経験のあるベテラン職員まで、幅広い年齢・職務経験の職員がおりますが、職員によって生活習慣の指導も含め、保育の質に議員おっしゃるようなむらがないようにしなければならないというところは認識しているところでございます。

そこで、各年齢別の年間保育計画、月案、週日案の実施状況など保育の実践について保育所職員間での共通理解がさらに深まるよう、今後も各種研修の充実に向けては検討を重ねてまいりたいというふうに考えるところでございます。

また、子育て支援課に管理栄養士・主任保育士が在籍しておりますので、各保育所に巡回訪問した際に、今回ご指摘いただきました件を含め、現場の保育士に助言・指導していきたいというふうに考えております。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。しっかりと対応していただけるということで、ありがとうございます。私も自分なりに考えてみても、ただでさえ幼児期は同じ年代でも時期によって成長具合が全然違いますので、臨機応変に対応するというのもあると思ひましてちょっとご苦労されている面もあるんじゃないかなとも考えております。特に今、スマートフォンが特に発達していることもありまして、正直子育て情報がかかなり乱立してます。何が本当に正しい情報なのか正直分かりづらいんですね、ネットで見ますと。やはり、そこは市として保育士は保育のプロとして、子供たちだけでなく、保護者へのアドバイスをしっかりとさせていただくことは大変有意義なことだと思いますので、本件につきましては、今後しっかりより取り組んでいただければと思います。大変ではあるかと思いますが、この件よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、ちょっと視点が変わるんですけど、子供が指導後に実行できているか、保育士がちゃんと確認できているのかという観点で質問させていただきます。

本市では、保育参加という保護者が自分のクラスに入って子供たちと一緒にリズム体操したり、絵本を読んだり、遊んだりできる保護者の体験メニューのようなものがございますが、友人の保護者がその保育参加をしていた話になりまして、リズム体操した後に、クラスに戻って保育士がお茶を飲むように子供たちに声かけを行い、各自水筒のところに子供たちが行ったんですが、水筒を手にとっただけでお茶を飲んでいない子供がいたという話を聞きました。この話を聞きまして、私の長男も水筒を持っていってますが、以前まででしたら、毎日のように

余ったお茶が入った水筒を持って帰っているのに、捨てなきゃいけない決まりになっているみたいですので、それをちゃんと先生の言うことを聞かないかんよという話をそれでちょっと注意をしたりしておりましたが、よくよく考えると、お茶を捨ててないことよりも、飲んでいないことほうが問題なんじゃないかなと思ひまして、特に今まで健康被害等も聞いたことはないんですが、特に暑い夏場等においては熱中症リスクが心配なところもありました。このお茶の件を私が聞いた一例でございますので、ほかのことはすみません、分からないこともあるんですが、せっかくこの指導をしてみても、子供たちが実践できているのかの確認ができていなければ、やはり子供たちの生活習慣の身につけ方も変わってくるものと考えておりますので、可能な限り、最後まで確認を行うことは大切なことと考えておりますので、本市におきましてはどのようなご見解であるか、お伺いいたします。

■副議長（山崎 司） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 先ほど申し上げました10の姿というのは、目標でございますので、当然、実践をされているかどうかというのは、各保育士において確認をしているところでございますが、おっしゃるとおり、統一的な確認の手段というのが設けられているかということ、その部分については園によって差があるというところでございます。今ほどご指摘いただきました件を含めまして、保育所という集団活動の場での保育士から子供への声かけがしっかり児童に伝わり実践されているか確認する手段について検討を進めていきたいというふうにごえるところでございます。

なお、令和5年6月の川村議員へのご質問への答弁で申し上げましたように、保育士は一日中、多忙な時間を過ごしております。したがって、この実践状況を確認する手段につきましても、現場の保育士の極端な負担増とならないような手段を検討してまいりたいと考えてるところでございます。

以上です。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 前向きなご答弁をいただいたように感じました。ありがとうございます。今回お茶の例を、すみません、出させていただいて、例えばお茶を飲もうと指導をして指示を出したら、みんなで集まって飲む場をつくって、ちゃんと飲めたら子供を褒めてあげるとか、これだけでも全然違うと思うんですよ。その少しの工夫次第だと思いますので、そのあたりも検討をしていただきたいと思っております。今課長からもご答弁ありましたが、私も一般質問をさせていただいて、保育士の方、本当に多忙だという私も認識しております。ただでさえ少ない保育士の方、1人で20人見たりとかという状況で、多くの子供たちに気を配らなきゃいけない保育士の仕事というものは大変だと本当に感じております。6月に質問した際に、やはり保育士の業務負担軽減は必要じゃないかという質問をさせていただきましたし、やはりそれを軽減を目的とした保育所のICT化についてもしっかりと検討していきたいというご答弁もいただい

ておりますので、業務負担軽減にもしっかり取り組んでいただきたくお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、最後の質問内容となりまして、9月定例会に続きまして、また学校給食についてご質問をいたします。

9月定例会で学校給食について幾つかご質問させていただきました。その中で、物価高の影響により食材費の高騰が続いているため、給食単価の値上げについての言及もございました。12月定例会の開会日の教育民生常任委員長報告にて本件にも少し触れられておりましたけれども、9月定例会以降の動きについてお伺いをいたします。

■副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

9月定例会以降、給食単価に係る動きといたしましては、まず10月25日に四万十市立学校給食センター運営委員会というものを開催をいたしております。本運営委員会につきましては、市内各小中学校から学校長9名、保護者代表8名のほか、幡多福祉保健所1名、各給食センターの栄養教諭4名と合わせまして22名の委員で構成された委員会となっており、当日の協議の中におきまして、これまでの本市の給食の取組や近年の物価高騰の状況等を踏まえた現在の給食提供における課題等を説明した上で、今後の方向性について協議し、ご意見をいただいたところでございます。

この委員会の協議の中では、本市がこれまで取り組んできました安全・安心でおいしい給食の継続と物価高騰に伴い1食当たり単価を増額の方向で見直しすることについてご理解をいただき、承認を得たところでございます。

次に、11月20日に委員先ほど申されましたとおり、開催されました閉会中の教育民生常任会におきまして、本市の給食のこれまでの取組や現状を説明させていただき、食材価格高騰により、学校給食における1食当たり単価の見直しを開始した旨、ご報告をさせていただいております。また、他市町村の動向というものも併せて確認を現在させていただいてるところでございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。詳細に教えていただきまして、ありがとうございます。学校給食センター運営委員会の中でしっかり議論をされているということで、委員長報告の中には、来年の4月に値上げをするという方向性でいくということで聞きましたし、この給食単価の値上げというものも私もせざるを得ないと考えておりますし、業者負担の軽減をする意味でも必要なことであるかと考えております。

以上を踏まえて、次の質問に移りますが、単刀直入に給食単価の値上げはどれほどを想定しているのかを教えてもらいたいのと、あともう一つ、ないとは思いますが、現在の給食単価は、小学校が290円で中学校が320円ですが、それぞれ中学校と小学校で上げ幅の違い等も想定

されているのか、この2点についてすみません、ご答弁をお願いします。

■副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 社会情勢等の影響による物価高騰前と比較して、市場の食材価格というもの約2割ほど上昇しているものというふうに捉えております。

それらを踏まえて、現時点のあくまでこれは試算でございますけれども、小学校が290円から340円、中学校が320円から370円と、それぞれ50円程度の増を想定をしているところでございます。

小学校・中学校それぞれで上げ幅は違うかということにつきましては、今のところ違いはないというふうに考えます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。じゃあ各それぞれ50円単価を上げるということで、理解いたしました。

現在、本市で想定している給食単価、50円という話がありましたが、これ物価高に対応できるものと考えておりますが、給食単価の見直しによって、給食の品質は向上するものなのか、お聞きをしたいと思っております。現在は物価高騰の影響で、食材や献立の工夫だけでも相当大変な状況だと想像しておりますが、来年度の給食単価の見直しという、値上げになりますが、ということで、これらのことは一定負担軽減になるのではと考えております。しかしながら、現在の学校給食は、1品メニューが減っている状況ですので、来年4月の給食単価の見直しによりまして、例えばまた1品増えるですとか、果物が週に1回だけでもグレードアップするとか、少しでも給食の品質面の向上をするものであるのか、そのあたりについてお伺いします。

■副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

現状といたしましては、9月議会でもご答弁させていただいたとおり、食材費の高騰に対しまして、食材や献立の工夫をしながら対応してきているところでございますが、今回1食当たりの単価を見直すことによりまして、使用する食材の献立の幅が広がるものと考えており、子供たちにとって望ましい給食になるものというふうに考えております。具体ではなかなか申し上げられないかもしれませんが、デザートが週に1回、余分についたりとか、肉なんかについてミンチだったのが通常の肉になったりとかというような今まで工夫してきたところを少しずつ見直して元に戻していけるというようなところを想定をしているところでございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。具体例も挙げていただきましてありがとうございます。少しでも給食の品質が向上するというので安心しました。やはり、いいものを食べさせてあげたいという保護者は多いと思いますので、今のご答弁は少し安心したところでございました。ありがとうございます。

それでは、次に移ります。

非常に難しいかもしれませんが、可能な範囲でお答えいただければと思います。

先ほど来からすみません、申しますが、来年4月に給食単価が見直される予定で、先ほどのご答弁からすると、上げ幅は小学校・中学校で50円想定しているという事は分かりました。

そうなりますと、今、保護者が支払っている給食費につきましては、現在は小学校で月5,000円、中学校で月5,500円となっておりますが、給食費は食材費に充てるということになっておりますので、今後給食費の値上げも検討せざるを得ないのかなと想像しております。現時点で給食費の値上げについての検討がされているのか、またその給食費の値上げについて今本市はどのようなご見解であるのか、ご答弁をお願いいたします。

■副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） お答えをさせています。

議員のおっしゃるように、給食単価を見直した場合に、学校給食法の考え方からしても保護者の皆様にご負担をいただく、給食費を増額するということが基本的な考え方であると思います。しかしながら、先ほどご答弁させていただいた学校給食センター運営委員会の中でも、保護者の皆様からは、単価の見直しにはご理解いただいたものの、現在の物価高の経済状況の中では、増額分全てを保護者負担とすることは非常に厳しく、一定行政の支援をいただきたいというようなご意見もいただいております。

よって、見直し時期につきましては、令和6年4月というふうに考えておりますが、今年度のうちに前倒しして単価の見直しを行い、実施が可能であるならば、先月末の国の補正予算成立を踏まえ、重点支援地方交付金の活用を視野に入れ、保護者負担の軽減を図るとともに、令和6年度以降についても、保護者の急激な負担増とならないように、国の動向も見ながら、来年度、令和6年度当初予算編成の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。

その給食費を上げざるを得ない、国の動向等もいろいろあるかと思うんですが、例えば先ほど保護者の意見ということでもありましたけど、その給食費の値上げをする場合にいろんな考え方があると思ひまして、例えば来年の4月から、例え話なりますけど、給食費を値上げします、値上げはもう月500円増加になりますけど、保護者負担は200円、あと300円は行政で負担をしますとか、このような考え方も一応今考えられたりとかはされてますか。

■副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） それは先ほど申し上げましたとおり、令和6年度当初予算の編成の中で、保護者の負担、いただく分については検討させていただきたいというふうに考えております。庁内の中でも保護者の急激な負担増とならないようにということについては配慮させていただかなければいけない事項ではないかというふうには今のところ考えております。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。

9月定例会の一般質問でもちょっと私、そのときは値下げの話をさせていただいて、課長からも有効な施策と考えていますが、財源の問題等もあるため、今後活用できる財源等が措置された場合は、様々考えられる物価対策や子育て支援策と比較検討して、本市においても有効な施策となるなら検討したいと考えているというご答弁もいただいております、国の動向をという話もありましたけど、まあそのとおりなのかなと思います。

やはり、国の支援があるのは、確かにあればありがたいという考えはあるんですけど、本市の考え方として、今給食費は上げなきゃいけない状況なのかもしれないんですけども、今の状況下ではなかなか保護者の方の、先ほどもありましたけども、難しいのかなと思っております。やはり、私もいろいろとヒアリングを行う中で、先ほど課長のご答弁もあつたとおりにですけども、複数の保護者、いろいろ聞きました。物価高で物の値段だけが高騰している中で、もう値上げをしないといけないというのは非常に理解ができるという話ですが、やはり現状では物価が上がっていて、なおかつ賃金は上昇してない状況下でありますので、こういう今ご時世を考えると、給食は現状維持で抑えてくれれば大変ありがたいとの意見が多数でした。やはり、中には厳しい話、意見もいただきまして、物価対策で国の政策としまして、低所得の方には給付があるが、いわゆる中間層といいますか、ほとんど恩恵がない状況なのはどうかという意見等もいただきました。やはり、私としましても、現在の状況下の中では、給食費の値上げをする場合は保護者の反発がするとまでは言いませんが、少なくとも不満といいますか、そういったところが残る可能性があるので、基本的には国の施策等があれば無償化等も考えられるのかもしれないんですけども、行政の考え方としては、当面の間、行政努力で維持のほうが望ましいのかなと考えております。

それで、その際、四万十ふるさと給食をうちやっておりますが、9月定例会の中で一般質問で、ウクライナ前との比較で今年度給食に使用している食材費はどれほど上昇しているのかという質問をしましたが、四万十ふるさと給食の中心である米・野菜の価格については無農薬・減農薬の物につきましては、価格の変動はございませんとのご答弁をいただいております。つまりは、地元の生産者から直接購入している物については、現状としては価格高騰対策としても有効な手段になり得るのかなという理解をしておりますので、さらに四万十ふるさと給食の仕組みを改善・工夫することで、給食の維持も可能になってくるのではと考えております。ですので、現状、給食費を維持していくことを前提とした場合の四万十ふるさと給食の取組等についてどのように考えているのか、ご見解をお願いします。

■副議長（山崎 司） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） さきにお答えをいたしました学校給食センター運営委員会におきましては、食材調達について地元産食材を優先的に使用する、それから無農薬・減農薬野菜

等安全でおいしいと考えられる食材を優先的に購入するという四万十ふるさと給食の継続についてもご協議をいただき、ご理解を得ているところでございます。

教育委員会としましても、現段階ではこの特色ある四万十ふるさと給食を継続していきたいというふうには考えております。今、川村議員もおっしゃったように、9月議会でもご答弁をさせていただいたんですけども、四万十ふるさと給食の中心となる無農薬・減農薬の米・野菜の価格については、今回の物価高騰の影響は受けておらず、牛乳や肉類等をはじめ、その他の食材や調味料等が物価高騰の影響を受け、見直しが必要になっているということをご理解をいただいているものというふうに考えております。

この四万十ふるさと給食のベースとなります四万十こだわり農産物認証制度ということにつきましても、少し課題があるのかなというふうに認識もしているところでもございますので、この課題の整理や対応、それから見直し等も含めて、今後は検討していきたいというふうに今考えているところでございます。

■副議長（山崎 司） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。今現時点でのお考えはよく分かりました。本当に、給食費も今は上げる状況下ではないという趣旨でご質問させていただいておまして、もちろん賃金が上がっていけば、当然給食費も増額して、それ相応の保護者負担するというのは当然の考え方だとは思いますが、さすがに、今都会のほうとかの大きな企業とかでは賃上げがかなりなっておりますが、この四万十市、個人事業主も多いですし、都会のような内部留保をためている企業もあまりないのではと考えておりますので、国の施策として賃金アップというところがこちまで波及するまではなかなかデフレの状況下では大変厳しいものかと考えておりますので、経済全体の流れを考えたときには、保護者負担はなるべく減らしていけるように、行政努力のほうをしていただきたいという思いを述べさせていただきました。なかなか答えにくかったかもしれませんが、またいい施策になりますように、ふるさと給食のほうも進めていただければと思っております。

それでは、少し時間が余っておりますが、私の一般質問を終わらせていただきます。執行部の皆様、ご答弁ありがとうございました。

■副議長（山崎 司） 以上で川村真生議員の質問を終わります。

この際、15時20分まで休憩をいたします。

午後3時3分 休憩

午後3時20分 再開

■副議長（山崎 司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 市民クラブ上岡真一です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

その前に、令和元年6月定例会での一般質問で、私は一般質問には政策提案型、課題・責任追及型、自己主張型に分類されると思う。その一般質問で、すばらしい質問を行う議員が数多く在籍しているが、行政は重い腰を上げてくれるのかと質問しました。中平市長からは、財源や制度的な整理などから、できるもの、できないもの、すぐに生かせるもの、時間を要するものもある。行政需要が多種多様化し、職員が一人一人の業務量が増加する中、職員も優先順位をつけながら日々業務に努めていると答弁をいただきました。

今から市長の政治姿勢についてということで、2040年問題について質問しますが、この質問は、時間を要するものに値すると思いますが、それなりに分析をして検討していただきたいと思います。

この本書、地方消滅という衝動的なタイトルの本が発行されていまして。自分がいろいろな本を読むうちに、最終的に今回一般質問の前に読み終わった本がこの地方消滅というところでもない本でした。この本書は、元岩手県知事、総務大臣であった増田寛也氏が、民間の研究組織である日本創成会議が2014年、消滅可能性都市を発表しました。そして、人口減少問題検討分科会での議論を基に執筆した本です。この本を読まなくても、増田レポートとパソコンでスマホでヤフーで検索すれば、増田レポート、地方消滅というふうに出ますので、そこをクリックすると、大変長い文章ですが、この本を読むよりも3分の1近いぐらいでまとまってありますので、ぜひ暮れ前には読んでいただきたい増田レポートです。

この消滅可能性都市とは、20歳から39歳の女性人口に着目し、平成22年、2010年から2040年にかけて、30年間ですけれど、20歳から39歳の女性が50%以上減少すると推計した自治体を示しています。推計によると、2040年には、全国896の市町村が消滅可能性都市に該当し、うち323市区町村は、人口が1万人未満になり、消滅の可能性がさらに高いと言っています。この本の中に四万十市も全て出ています。びっくりするのは、言いたくないですが、土佐清水市なんかは8,000人になります。1万人を切ります、40年には。今まで何ちゃ、何もしなかったら。四万十市も出てます。全部出てます。しかし、この本書での消滅可能性都市と言われていまして、人口減少により今の地方自治体が今のまま経営していたら潰れると言っているのです、消滅可能性都市ではなく、地方自治体の破綻可能性都市と私は解釈しています。本市においても、昭和60年の4万609人をピークに年々減少しています。少子高齢化が進展し、日本全体が人口減少社会に入った中、今後も人口減少は進むと予測されます。少子高齢化をめぐる問題に関して、市民と共に共有を図りながら、様々な観点から目指すべき四万十市の将来の方向性を協議していく必要があると思っています。

それで、その中で1つ質問したいと思いますが、少子化が進む中、2040年の本市の総人口はどのくらいになるのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、2040年の本市の総人口の推計についてお答えいたします。

まず、考え方についてでございますけれども、本市におきましては、人口の現状と将来の展望を提示する国及び県の長期ビジョンというものがございますけれども、それを勘案しながら、施策効果による将来の人口を予測推計しました四万十市まち・ひと・しごと創生ビジョンというものを平成27年10月に策定しております。このビジョンでは、将来にわたって活力のある、そして安心して生活ができる四万十市とするため、人口減少の抑制に向けた施策を効果的に実施することにより、2060年の人口を2万500人確保するということを目標としております。その目標どおりに今後人口が推移した場合、ご質問の本市の2040年の人口ですけれども、2万6,304人となっております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 2万6,304人というふうに上げていただきましたが、この本の中には2万1,563人というふうに書かれています。2万6,000人ということですね。その中で、総人口の中で20歳から39歳の女性の人口は、2040年までに半減されるのかどうか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 半減するのかどうかというような、そこまで精査できておりませんけれども、例えば令和5年11月1日現在、これ県が推計した人口ですけれども、四万十市の20歳から39歳までの女性の人口の推計値が2,261人、それで2040年、これの推計の人数が約1,800人ということとなっております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 本市では1,800人というふうに出していますが、この増田レポートでは1,208人のようです。それなりの動きがなければ、本当に人がいなくなるということは現実ですので、この人口減少に伴いまして様々な問題が出てくると思います。まちづくりの問題や環境問題・情報問題・商業問題・医療問題・福祉の問題・教育の問題など、本当に問題が山積しています。想定外の少子化時代の現在、子供の教育を優先させるならば、教育政策をしっかりと議論しなければいけません。児童生徒が多様な考えに触れ、協調性を育み、多人数によって様々なプログラムを体験させるための環境づくりが適正規模の学級数であると私は教育学的に思っています。クラス替えができない、卒業まで同じメンバー、クラブ活動を行いたい人数が足りなくてできない、こんな小中学校でいいのかと私は思っています。

少子化が進む中、小学校の統廃合をどう考えているのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 久保教育長。

■教育長（久保良高） ご答弁いたします。

平成30年度に策定した第2次四万十市立小中学校再編計画により、集団学習等を円滑に行える人数や人間関係の固定化の防止を考慮し、小学校であくまでも目安ですけれど、1学年15人で6学年、合計90人規模、中学校の場合は、1学年50人、これは25人の2学級と、その3学年で合計150人、これを目安としております。それを下回る規模の学校については、一応再編の対象としてこれまでも中学校の場合行ってきました。中学校については、本年度末で計画に基づいた再編が完了しますが、小学校については、小規模校同士で統合を今してしまうと、2度の再編を経験させてしまう可能性もあるため、小規模校から大規模校へ再編する、そういう取組を考えております。そういう枠組みを考えております。

ただし、現段階では、できるだけ小学校は地域に残したいと考えているため、再編を行う時期は決めておりません。

なお、小学校についても、少子化によりさらに学校規模が縮小していくことが見込まれますので、それによって通学する児童の保護者から再編を求める声上がる場合も考えられます。そういった状況があれば、保護者と協議し、計画にある枠組みに沿って小学校を再編することはあると考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。これからの少子化を鑑み、どのような学校環境がベストであるのか議論を重ね、先進的な取組をお願いしたいと思います。

次に、問題視されるのが社会保障費の増額です。現在の日本では、労働者が納めたお金を高齢者が年金として受け取る仕組みになっているため、労働世代が高齢者を支えている状態です。しかし、今後、高齢者が増加して少子化が進む中で労働人口が減少すれば、この仕組みを維持することができなくなります。そのため、今後は医療や介護といった社会保障費の負担増加が考えられますが、高齢化が進む中、社会保障費の増額は見込まれているのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 議員のお求めの社会保障負担というのは、個人の負担という意味じゃなくて全体の負担という意味ですか。先ほどちらっと言われましたが、社会保障費、年金ですとか医療・介護、その他福祉などあろうかと思います。確かに高齢化に伴いまして、右肩上がりが増加していると思います。市のレベルで言いますと、年金、こちらは市の負担はありませんので、その年金を除く医療・介護・福祉といったことで考えてみますと、市の一般会計の負担ということで数値を見てみますと、過去5年の主な指標を見ますと、医療は国保は医療費の負担というのが一般会計からはありませんので、後期高齢者医療への繰り出しということになりますと、5か年の平均で年0.1%の減、介護は介護保険会計への繰り出しが平均で年

2.4%の増、そして生活保護費などの扶助費は、平均で年0.5%の増ということになっています。総じて増加傾向にあります。ですので、将来的にもこういった指標から見ても市の負担は増加していくと思われまます。ただ、議員の言われる2040年、そういった長期のスパンでの見込みというのは、残念ながら持っておりません。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。2040年までの長いスパンでの考えは、まだ考えてないということでしたとしたいと思います。この2040年問題の中には、労働人口の大幅な減少が予想されて様々な影響を与えられていると言われています。特に、労働力人口の減少は、医療や福祉事業への影響が大きく、今後増加する高齢者に対して必要なサービスを提供できない可能性が懸念されています。今後の人口の変動を踏まえた上で、医療や福祉事業での人材確保や経済維持のため、高齢者の労働参加が不可欠になると思われまます。少子高齢化が進む中、労働力人口減少への対策は考えているのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 労働力人口ということですが、介護人材についてご答弁させていただきます。

まず、本市の高齢者人口ですが、各年を4月1日現在と比較しますと、令和3年の1万2,119人をピークにして、今後は徐々に減少していくものと推計しております。

一方で、高齢化率につきましては、令和5年は37.3%となっておりますが、少子高齢化に伴い、2040年であります令和22年には42.5%程度まで高まると推計しております。

このように、少子高齢化と人口減少が進む中、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して住み続けられる町を実現するためにも、高齢者の生活を支える介護人材の確保や介護の職場で働く方々の労働環境を改善していくことが非常に重要となってくると考えております。

現在、市では、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画の期間とする四万十市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定しているところでございます。この計画策定に先立ち、介護人材実態調査を実施しました。これは、市内の介護事業所・高齢者福祉施設を対象に、地域内の介護人材の確保につなげていくために、介護人材の年齢構成や過去1年間の採用・離職の状況などを調査したもので、市内55事業所中、40事業所から回答をいただいております。この調査結果から得られました考察を抜粋してご報告させていただきます。

まず、介護職員の年齢構成は、60歳代以上の方が約20%を占めているということ、介護職員の異動状況は、過去1年間においては採用者が47名、離職者が43名で大きな乖離はなかったこと、しかしながら若年層の新規就労者は少なく、長期的な人材の確保の観点からは不安が大きいということなどが分かりました。

これらの状況を踏まえ、介護人材の確保としましては、まず介護と接点が少ない若い世代へ

の認知度や介護のイメージを上げていくことが必要だと考えております。

また、少子高齢化が進行する中、議員がご提案いただきましたとおり、退職者や高齢者の再雇用によって得られる労働力は、非常に大きなものがあると認識しております。令和4年度に開始しました介護職員初任者研修事業は、40歳代から50歳代の方を中心に、70歳代の方も含め、昨年度は12名の方が修了試験を合格されました。この介護職員初任者研修事業は、身近な地域で開催されるため、家事や仕事をしながら研修を受けることができるなど、大変好評をいただいております。令和5年度におきましても、現在12名の方が研修を受講されているところです。働く意欲のあるシニア層などが容易に資格を取得できるような環境を整備し、ハローワーク四万十などとも連携して、採用を希望する介護事業者と新たな労働力を結びつける支援に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。若年層への支援のほうもよろしくお願ひしたいと思いますが、なかなか難しいところもありますので、これから先、定年退職される方、また定年退職をされた方等に関して、やはり働くことの生きがいや自立支援へつながるため、介護や看護・保育などの分野においては、助手としてシニア層の人材参入を本市の広報紙やホームページ等を通じて訴えていただきたいとお願ひをしまして、次に移りたいと思います。

2040年問題の高齢者の増加と労働力減少に備え、今後は健康寿命を延ばすための取組が必要だと思います。健康寿命とは、心身ともに健康であり、日常生活に支障がない期間を言います。健康寿命を延ばすためには、健康づくりの推進が大切です。特に、食習慣・運動習慣の改善に関心がない、もしくは関心はあるが、改善策を講じないなどの健康無関心層を含めたアピールが必要となります。日本では、2040年までに健康寿命を男女とも3年以上延ばすと言っていますが、本市では、高齢化が進む中、健康寿命の延伸についての取組を教えてください。

■副議長（山崎 司） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 健康寿命への取組についてですが、まず2019年に厚生労働省が策定した健康寿命延伸プランにおいて、健康年齢の目標値を定め、目標を達成するために3つの分野を中心に取組を推進することが重要であると位置づけられています。その取組としては、1、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣の形成、2、疾病予防、重症化予防、3、介護予防、フレイル対策、認知症予防の3つの分野となっております。

本市においては、健康増進計画・高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、健康寿命延伸を図るため、市民の健康の保持・増進に力を入れて取組を行っております。

主な取組としまして、3つの区分のうち、1つ目の生活習慣の形成については、子供の頃から健康的な生活習慣を身につけるため、「早寝早起き朝ごはんプラス運動」を、成人期は「みず・めし・うん・うん」をキーワードに、健康意識の向上や生活習慣を見直すきっかけとなる

よう啓発を進めているところです。

2つ目の疾病予防、重症化予防については、特定健診や各種がん検診を実施し、健診後は健診結果から自身の生活習慣を振り返り、生活習慣を見直すきっかけづくりや医療機関の受診が必要な場合には、適切な治療につながるよう保健指導を行っております。

また、歯と口の健康も健康寿命には大きな影響を及ぼすことから、子供の頃には虫歯予防、成人期には歯周病予防に焦点を当て、セルフケア能力の向上と定期的な歯科健診、高齢期においては、安全に食事が取れるよう、飲み込みも含めた口腔ケアの実施を推進しております。

3つ目の介護予防、フレイル対策としては、高齢期になると周囲との交流や地域活動への参加、そして体調に合わせた健康づくりが重要となります。そのため、健康福祉委員会での取組が重要と考えており、健康福祉委員会の活動の中で健康づくりや介護予防事業を行い、地域主体の健康づくり活動に取り組んでいただいております。

また、フレイルを予防し、活躍できる機会を持つことも重要となり、フレイル状態の早期発見や予防の啓発を住民主体で行うフレイルサポーターの取組も進めているところです。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 丁寧なご説明ありがとうございました。四万十市民が誰もが健康で長く生活できる社会の形成をお願いしまして、次に移りたいと思います。

2040年問題は、建物・インフラの老朽化が言われています。高度経済成長期に整備された建物は、2040年に築50年を超えます。ここで問題視されるのが老朽化です。建物のほかには、道路や橋・下水道などのインフラも老朽化が懸念されており、今後の維持管理費の増加が予想されます。また、人口減少により、税収が減少した自治体は、インフラの更新費用が捻出できない可能性があります。そのため老朽化したインフラが更新されなかった場合に、住民の生活に影響を及ぼす可能性も想定しなくてはなりません。本市は、一般会計歳入予算が不安定な中、建物やインフラの老朽化対策は大丈夫なのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） お答えします。

そういった議員が言われた状況の中で必要となってくるのは、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減して平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となってくると思われま

本市では、全ての公共施設等を対象とした四万十市公共施設等総合管理計画を平成29年3月に策定し、この計画に沿った個別施設ごとの長寿命化計画やインフラ長寿命化計画等に基づきまして、中・長期的な視点でその最適化に取り組んでいるところです。令和3年度には、この総合管理計画の中間見直しを行うとともに、個別施設計画についても適宜見直しを行っており、今後も財政状況や制度、そして社会情勢等の変化など、必要に応じて計画の見直しを行いなが

ら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。

最後になりますが、一般会計歳入予算についてお聞きしたいと思います。

直近5年間の歳入と翌年度の繰越しを見てみましたが、平成30年度の一般会計歳入額は約206億7,831万円で、繰越しが約1億4,418万円、令和元年度の一般会計歳入額は約214億2,007万円で、繰越しが約1億4,441万円、令和2年度の一般会計歳入額は約273億3,886万円で、繰越しが約2億5,523万円、令和3年度の一般会計歳入額は約259億8,952万円で、繰越しが約6億5,580万円、令和4年度の一般会計歳入額は約247億6,609万円で、繰越しが約4億7,303万円となっていました。毎年二百数十億円の一般会計歳入額があり、繰越しに関しても数億円あり、安定した四万十市の財政だと思われませんが、少子高齢化が進む中、直近5年間の一般会計歳入予算は200億円を下らないが、これからの確保は大丈夫なのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 先ほど直近の5年間の予算規模について数字の紹介がございました。最近につきましては、例えば総合文化センターの整備をはじめとした大型事業がありましたので、これまでに比べてみますと、予算規模が増加をしていたこともございます。そういった規模が増加したことに伴って、歳入予算も事業に見合う国県支出金や地方債、こういったものを活用しながら対応していったという状況にございます。

将来的な見通しについては、現時点で大丈夫だというふうに明確にお答えすることは難しいのが正直なところです。財政課としましては、毎年度中・長期的な財政収支見通しというものを作成しております。そういったものも見ながら、まず歳出面については事業の必要性や優先度、こういったことを踏まえて精査した中で財政運営を図っていきたく。また、歳入につきましては、これまでも同様ですが、国県支出金、あと地方債、こういったものを積極的に活用しながら、また市長会等を通じて主要な財源である地方交付税の増額など地方の一般財源総額の確保に向けた要望活動、こういったこともしながら、また3月に策定しました第3次四万十市行政改革大綱及び推進計画に基づきまして、歳入の確保や歳出の削減、こういったことをしながら、持続可能な行財政運営の確立に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。2040年問題、自分はこの本読んで、今67歳です。私も同級生の市長もこの世におらんと思うたときに、やはりもうはや年寄りが訴えて若い今の係長以上のクラスの執行部の方々が考えて、やはり上岡 正議員が一番厳しく予算執行をチェックしていますが、やはりこういうような状態に陥る可能性があるというすごい目

を覚ませ自治体という警鐘を鳴らしている本ですので、やはり四万十市の今からの自分たちの子供・孫たちに不幸せになるような形になっては大変なことになりますので、これからの少子高齢化が進む中で、福祉を含めた財政の今後の支出増に対し、減少し続ける限りある税収でどのように対応していくのか、我々市議会議員と行政職員との議論が今後の四万十市の未来につながると思いますので、今後もいい汗を流していきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に移りたいと思います。

観光農園についてお聞きします。

本市のホームページに、四万十市で農業しませんかとありまして、農業研修生の募集と題し、四万十市は本気で農業を始めたい人を応援していきます。清流四万十川の流れる四万十市で農業を始めませんか。農業の一番の魅力は、自分が努力した分だけ返ってくること。今年より来年、来年より再来年とやる気があれば収穫が増えて収入をどんどん増やしていくこともできます。農業は、子育てと似ている。農家みんなが家族。四万十市の川と自然、四万十川の人、四万十市の食というふうな形で写真入りでPRしていきまして、農業研修施設の四万十農園めぐりこと西土佐農業公社の2社を紹介し、農業研修にご興味のある方は、まずは見学、収穫体験などをお勧めしますというふうにあります、丁寧に新規就農者向けのパンフレットや動画がありますが、これは就農、プロの農業を志す人向けのホームページだと私は思っていますが、私が今から質問するのは、このようなプロの農家は敷居が高い。しかし、農業がしてみたい。腐らすかもしれない、枯らすかもしれない、途中で投げ出すかもしれないという人たちに向けた生産物の収穫体験ができる個人で作業ができる観光農園ができないかということです。今の都会の方々、私の大阪の姉、千葉県におる次男夫婦等に毎月四万十市の野菜、旬な食材等を送っています。もう送らんでええじゃいかというて家内に言うがですけど、惜し気もなく送っています。やはり、それだけ四万十市の新鮮な野菜等には、都会の人は飢えています。そういう人たちが、四万十市に行って自分で物を作りたいというふうにする人も多分いるんじゃないかと今からの流れの中で出てくる可能性は多々あると思います。農業を志している鳥谷議員、また今日質問があった議員さん、申し訳ないです、農業で一生懸命やっている人は申し訳ないですけど、遊びで農業をやる気かというふうにならされるかもしれませんが、やはり今からの流れの中でそういう人が出てくる可能性も多々あると思います。そういう方に対しての観光農園、今から荒廃した農地を整備して、観光農園として貸すことについて、観光農園という定義から外れるかもしれませんが、そういう考えがあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

まず、荒廃農地とは、多くは農地として条件の悪さや農業従事者の高齢化などから、十分な労働力が確保できず、長年の耕作放棄により荒廃した客観的に見て通常の農作業では作物の栽

培ができないといった農地のことでございます。

この一度荒廃した農地は、復元するに当たりましては、多大な労力が必要であること、また仮に農地として使えるような状態に復元できても、その後の一定の農地としての管理が必要となってくることから、復元自体が厳しいものとなっております。

そこで、今議員ご質問の荒廃農地を観光農園として貸し出すことの可否ということでお答えさせていただきたいと思いますが、先ほどホームページのほうは農地のプロとか、そういうようなお話もございましたが、荒廃農地を農地として復元して、その後、耕作管理をしていくということなど、あと農家として耕作していくといった条件が一番大きいと思いますが、そういった一定の要件をクリアすれば貸し出すことということは可能であります。ただ、上岡議員が今言われよるのは、ひょっとしたら家庭菜園レベルとか、そういうことで言われているかもしれませんが、まずは農地の管理ということから入っていきますので、ある一定農業者の資格を持っていないと駄目かなというふうに考えております。ただ、これまで申し上げましたように、条件不利地、荒廃農地というのは、条件不利地で大体そういうような状況になってますので、そういったような状況もあること、また西尾議員の質問でもございましたが、耕作者、担い手が不足している状況でありまして、耕作放棄地の解消自体が困難な状況の中、先ほど言いました農地として耕作管理をして、また観光農園としてまた経営していくということは、そういう状況の中ではなかなか厳しいのではないかと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■ 8 番（上岡真一） なかなか厳しいというご意見、ごもつともだと思えますけれど、結構おりますよ。芸能人の方がお金がいっぱいになって、もう千葉のほうとかどこそこのほうの土地を買って、あれらは買うんですけど、買って農業をしながらちょこっと芸能活動をするだとかというふうな方々、結構います。やはり、そういう難しい面は多々あるかもしれませんが、四万十市の取組として、そういうふうに来てくれた人が四万十市でああいうところを借りて農業をやっているんだというようなことが一人でも入ってきていただいて、それに伴ったりポーターがついて、四万十市に行ってみようかということ定住にもつながるといことにもなりかねませんので、難しい、無理で終わるんじゃないくて、前向きに検討していただきたいという思いはありますが、今後、荒廃した土地はどのようにしていくのかということをお聞きしたいと思えます。

■副議長（山崎 司） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 荒廃農地とか耕作放棄地の発生防止や解消の対策につきましては、全国的にも大きな課題となっております。対策としましては、まずは農地の状況把握、あと農地の集積・集約化の促進、基盤整備などを行うことによりまして、荒廃農地の発生防止・解消に向けた対策を行うということが重要になってくると思えます。

そこで、身近な農地を維持管理する、農地を守る取組といたしましては、国の支援策である中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度といったものがございまして、四万十市内も多くの集落あるいは組織が活用して農地を守っていただいているような状況になっておりますが、それに加えて、荒廃農地につながる耕作放棄地の解消対策の一つとして、本市では一般的に他の作物と比べ比較的 management が容易と考えられるぶしゅかんの栽培を推奨するといったような方策も打ちまして、耕作放棄地の拡大を抑制することに一定効果が出ているものと考えております。

なお、まずは農地の状況把握ということが重要であると考えておりますので、現在取り組んでおります各地域の10年後の将来像を描きます地域計画の策定という取組がございまして、この中で、10年後も守っていく農地とともに、耕作放棄地の解消についても地域ごとに話し合いながら、地域の声を聞きながら、状況把握に努めまして、またその地域の実情に応じた対策を講じていきたいと思っております。

先ほどの観光農園の話をもっと否定するものではありませんが、ひょっとしたら議員のおっしゃる芸能人が云々というようなお話については、農地じゃないものを、例えば山を買って、それを耕作して畑にしてとか、農地以外のものをそういうような観光農園にするといったことは可能であろうかと思っております。ただ、農地同士の取引となりますと、農業者としてのどうしても資格が要りますので、ある一定のハードルはあるのではないかと考えております。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。本当に農業関係は、赤点以下のマイナスの頭脳ですので、勉強をしてからまたいい質問をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

次に移りたいと思っております。

3、4、5とあるんですけど、多分行くかな、ちょっと早口で行きたいと思っております。

四万十市の魅力について質問したいと思います。

ここにすばらしい写真があります。本当にびっくりするぐらい、こんなきれいな写真が撮れるのかというふうな写真でしたが、これは四国エリアお勧めの田舎ベストテンと題して月刊誌田舎暮らしの本、宝島社が発表しました2023年版第11回住みたい田舎ベストランキングの結果です。1位が今治市、愛媛県、2位が西条市、愛媛県、3位四万十市、飛ばしまして10位が松野町、愛媛県です。3位に四万十市が選ばれています。ここの選ばれたところのこの本市の紹介の文章を読みたいと思っております。四万十市は、約3万人が暮らし、愛媛県、太平洋に面した雄大な自然を身近に感じられる町。中央部を四万十川が南下し、太平洋に流れ込みます。仕事の後や休日には、サーフィンやサイクリングなどのアクティビティーを満喫できる環境がすぐ近くにございます。また、農産物が盛んで、ナス・栗やシイタケなどを生産しています。生活環境

は、地元のスーパーや中規模の商業施設がありますが、イオンなどの大手の商業施設はなく、カラオケや映画館などの娯楽施設はありません。車があれば日常生活に困りませんが、少なくとも一家に1台車が必要でしょう。交通の利便性は、高知市街地から車で約1時間57分と通勤や通学は厳しい距離感です。高知市街地まで移動すれば、ウインドショッピングなども楽しめるので、休日などに楽しめます。子育て面では、中学校卒業までのお子さんの医療費が助成されます。その他、一般不妊治療費の助成、多子世帯の保育料無料化などがあります。就農に関して、助成金が毎月最大15万円、最長2年間の実務的な経験を積むことができる支援がありますと紹介しています。また、最後に、都会の喧騒を離れ、いつかは理想のライフスタイルをかなえたい、そう思っているなら、その気持ちを忘れないように持ち続けることも大切だと締めくくっています。私はこの写真を見て、文章を読んだら、四万十市に興味を持ち、それからインターネットで検索して、移住でなくても一度は行ってみたい自治体と思うはずです。

このように、本でも一生懸命四万十市をアピールしてくれてますが、本市のアピールを過去どのような形で取り組んでいたのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、これまでの本市の魅力等のアピールについて、シティープロモーションの取組を中心にお答えさせていただきます。

たくさんありますけれども、具体例を申し上げますと、市のイメージを可視化した川と共に生きるまちのロゴマークや四万十川をはじめとした豊かな自然と人々の暮らしにクローズアップしたプロモーションビデオ等を作成しまして、各種イベントや商談会で使用するとともに、全国紙とインターネットでの広告等にも掲載しながら、全国へ本市の魅力を発信してきたところでございます。

また、四万十エコバッグというものの製作と販売や四万十川の保全に配慮された生産手法が取られている1次産品をブランド化しまして、それらの売上げの一部を清流保全基金に寄附していただく取組の実施を通じて、環境保全に取り組む町としての認知度の向上にも図ってまいりました。そのほかにも、市の代表的な農作物の紹介や市内の農家のインタビューを撮影した動画を作成し、就農相談会などで活用することで、新規就農者の確保を図っているほか、わざわざ来ないと食べられないということをテーマとしました食に特化した動画等も作成しまして、市内道の駅内で放映することで、観光客等に対し豊富な食をPRするなど、幅広く市の魅力を発信できるよう努めております。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 多様な取組、ありがとうございました。

では、今後、本市のアピールについてあるのかないのか、今後の取組、もしあればお聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 今後の取組ですけれども、これまでの取組に加えまして、新たな視点といたしますか、そういうようなところで紹介させていただきたいと思っておりますけれども、高知県との連携の上、大阪・関西万博に向けて機運が高まっている関西圏の方々に向けたプロモーション、こういったことも今後重要であるというふうに考えております。今までも関西圏での外商活動や友好都市である枚方市との交流なども行っておりますけれども、今年度は10月24日に大阪新阪急ホテルで開催されました高知家プロモーション in 関西プレス発表会&情報交換会にも出席しまして、本市の食をPRするなど、現在関西圏に向けてのプロモーションを強化しているところでございます。

また、来年の7月には、関西圏の情報発信の拠点として大阪市梅田に開業予定の商業施設内に県のほうが関西圏アンテナショップを開設する予定となっており、県産品の販売に加えまして、デジタルサイネージによる観光文化情報の催事関連の動画と様々な情報が発信される予定となっております。この店舗内の催事スペースや同フロア内に設けられる他のテナント等との共有スペース、これらは県内市町村が情報発信に活用できるというふうにお伺いしておりますので、来年度からは県と連携・調整の上、同スペースを活用し、本市の魅力である豊かな自然や食に加えまして、移住や就農、子育て支援など幅広く情報発信することで関西圏の皆様が本市に足を運ぶ機会というものも創出していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。ことわざにあります、座って半畳、寝て一畳、ぜいたくを望まなければ四万十市は本当に住めば都、最適な人生が送れますので、本市の今後の広報活動に期待しまして、次に移りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の後遺症についてお聞きしますが、WHO、世界保健機関の定義では、新型コロナウイルス感染症の後遺症は、次のように定義されています。新型コロナの発症から通常3か月間内に出る、少なくとも2か月以上続く、ほかの病気の症状として説明がつかない、この3つ全てに当てはまる場合に新型コロナの後遺症とされています。新型コロナウイルス感染症後の症状、いわゆる後遺症については、いまだ不明な点が多く、国内外で様々な調査が行われていて、これまでの国内外の調査によると、多くのもので症状が改善、または罹患前の健康状態に戻る一方で、一部の症状が遷延したり、新たに症状が出現したりするものが一定程度いることが報告されているようです。遷延、物事が長引くことのように、遷延する主な症状として、疲労感、倦怠感、息苦しさ、筋肉低下、睡眠障害、思考力・集中力低下、脱毛が報告されており、退院時までこれらの症状が出現した患者の3割以上で診断6か月後もこれらの症状が認められています。

このような状況の中で、本市において新型コロナウイルス感染症の後遺症の訴えがあったものと後遺症が認められたものの把握はしているのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 後遺症が認められたものの数の把握ですが、市としては把握しておりません。県のほうにも確認をしましたが、県も実数の把握は行っていないという状況です。

以上です。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 100%その答えが返ってくるというふうに多分ゼロとの答弁と自分で分打ってますので、多分報告はないと思います。個人情報の関係で難しいと思います。

それでは、ありがとうございました。

私の場合は、小学校のときからAという病院しか行ったことがありません。ですから、そこがかかりつけ病院でかかりつけ医師がいます。今も2か月に1回往診をし、薬をもらって、6か月に1回、腹部エコーを見てもらっているような状況です。ですから、本当に後遺症やないかということで、息苦しさ等もあって聞いたんですけど、関係ないだろうということで、自分は納得したんですけど、そういう自分は相談できましたけれど、新型コロナウイルス感染症の後遺症の疑いが生じた場合に、新型コロナウイルス後遺症に対して、外来対応可能な医療機関は確保しているのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 後遺症を疑う症状がある場合は、基本的にはかかりつけ医や症状に応じた医療機関を受診するようになります。

対応できる医療機関の確保についてですが、県内では高知大学医学部附属病院において、後遺症専門外来として遷延性コロナ外来が開設されておりますので、受診している医療機関からの紹介で受診していただくという流れとなります。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 分かりました。ありがとうございました。この新型コロナウイルス感染症の後遺症等については、いろいろデリケートな部分がありますので、了としたいと思います。

最後の質問に移りたいと思います。

市役所の職場環境についてですが、ストレスチェックについてお聞きします。

ストレスチェック制度とは、精神障害を原因とする労災認定件数の増加を受け、最近の社会情勢の変化や労働災害の向上に即した形で対応し、労働者の安全と健康の確保・対策を一層充実するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成26年6月25日に公布され、平成27年12月以降、一定規模以上の事業所でストレスチェック制度の実施が義務づけられました。

本市においてもストレスチェックを行っていると思いますが、直近5年間のストレスチェッ

クの受診者数と病気休暇者は何人になったのか、お聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

直近5年間、平成30年度から令和4年度の数字で申しますと、ストレスチェックの受検者数につきましては、平成30年度540人、令和元年度455人、令和2年度872人、令和3年度856人、令和4年度848名、合計延べ数は3,571人でございます。

また、平成30年度から令和4年度で精神性疾患を患いまして、病気休暇が150日を超えて休職者となった職員数は、延べ15人でございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。ストレスチェックの目的は、メンタルヘルス不調を未然に防止する1次予防と職場環境の改善です。ストレスチェックを行うことによって、高ストレス者を抽出し、メンタルヘルス不調を未然に防止する1次予防を講じることで、メンタルヘルス不調者の発生を防ぎ、より働きやすく健康的な職場へと改善することを目的としています。

今後の取組についてお聞きしたいと思います。

■副議長（山崎 司） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） このストレスチェックにつきましては、年1回実施をしておりますけれども、その結果、高ストレスと判定された方につきましては、職員本人の希望によりまして産業医への受診を行うことができることとなっております。

また、そのほかにも、高知縣市町村職員共済組合が設置しております心理カウンセラーがカウンセリングをするところの健康相談という相談窓口も利用することができます。

また、県下の市町村職員等の研修機関でございますこうち人づくり広域連合が開催いたします新規採用者向け、それから採用5年目向け、採用10年目向けの階層別の研修でございますとか管理職研修、それから能力向上開発研修などでメンタルヘルスに対する正しい理解と対応の仕方を学び、円滑な人間関係の構築による風通しのよい職場づくりを目指していく、こういったカリキュラムもございまして、こういったことに参加をすることによりまして、メンタルヘルスの不調のリスクを低減させることに努めているところでございます。

以上でございます。

■副議長（山崎 司） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） ありがとうございます。どうもありがとうございました。よいお年をお迎えください。

■副議長（山崎 司） 以上で上岡真一議員の質問を終わります。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■副議長(山崎 司) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時20分 延会

令和5年12月13日（水） 第10日

本 会 議

令和5年12月四万十市議会定例会会議録（第10日）

令和5年12月13日（水）

■議事日程

日程第1 一般質問

日程追加 追加議案

第54号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について

第55号議案 四万十市手数料条例の一部を改正する条例

第56号議案 損害賠償の額の決定及び和解について

第57号議案 教育委員会委員の任命について（川村美佐里）

（議案の上程、提案理由の説明）

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| 市長 中平 正宏               | 副市長 田能 浩二             |
| 総務課長 岡本 寿明             | 地震防災課長 遠近 由幸          |
| 企画広報課長 武田 安仁           | 財政課長 竹田 哲也            |
| 市民・人権課長 加用 拓也          | 税務課長 山崎 行伸            |
| 環境生活課長 山本 聡            | 子育て支援課長 中脇 弘樹         |
| 健康推進課長 竹本 美佳           | 高齢者支援課長 武内 俊治         |
| 観光商工課長 金子 雅紀           | 農林水産課長 吉田 貴浩          |
| まちづくり課長 佐川 徳和          | 上下水道課長 池田 哲也          |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子       | 市民病院事務局長 原 憲一         |
| 福祉事務所長 渡辺 和博           | 教育長 久保 良高             |
| 学校教育課長 山崎 寿幸           | 生涯学習課長 戸田 裕介          |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 村上 正彦 | 西土佐診療所<br>事務局長補佐 佐竹 大 |
| 産業建設課長 朝比奈 雅人          |                       |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局 長 西 澤 和 史

事務局 長 補 佐 岡 村 む つ み

総 務 係 長 土 居 和 博

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

川村真生議員より、昨日の一般質問の発言に関し訂正の申出がありますので、お聞き取りをお願いいたします。

川村真生議員。

■2番（川村真生） おはようございます。

発言の訂正をお願いいたします。

昨日の一般質問の発言の中で、給食費につきまして、「現在は小学校で月5,000円」と申すべきところを、誤って「現在は小学校で月500円」と発言をしておりましたので、訂正をお願いいたします。

■議長（平野 正） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程に従い、一般質問を行います。

前田和哉議員。

■4番（前田和哉） おはようございます。

議席番号4番、清流クラブ前田和哉です。一般質問も最終の3日目、執行部も大変お疲れと思いますが、よろしく願いをいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、消防団員の欠員解消についてお聞きいたします。

本年3月に出されました第3次四万十市行政改革大綱及び推進計画の中に、市民とのパートナーシップの推進があり、地域活動の活性化で消防団員の欠員状態の解消があります。本市の消防団定数596人に対して、令和5年1月の実人数は565人で、31人の欠員状態です。今後要因の分析、それに対する対応策を検討し、導き出した対応策を実施するとありますが、まずは最新の欠員状況を方面隊ごとに教えていただけませんか、よろしく願いします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それではお答えいたします。

直近の令和5年12月1日現在の団員数の状況になりますけども、中村東部方面隊で、定数が204名に対しまして196名、中村西部方面隊が、定数233名に対しまして226名、西土佐方面隊が、定数155名に対しまして146名となっております、消防団本部の4名を含めまして、本市の消防団全体では、定数596名に対しまして572名、充足率は96%となっております。ですが、全国で消防団員が減少している中、全国平均の充足率は86.2%、高知県平均は86.6%ですので、各消防団のご努力により、高い水準を保っていると思っておりますのでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） すみません、ちょっと中村西部のほうは、もう一度お願いします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） すみません、中村西部方面隊は、定数が233名に対しまして226名になっております。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

では、令和5年1月よりもかなり改善はされておる、24人というところでございますが、欠員は。そういうところでございます。

それをもちまして、次の質問に移ります。

令和3年には、全体の定数を変えることなく、大川筋分団・下田分団5名を具同分団・東山分団に充て、両分団の定数を35名とし、また令和4年には、後川分団5名をさらに具同分団に充て、具同を40名とした経緯があります。増えた具同・東山の2分団について、その後定数は確保されておりますか。

また、定数30名を5名減らして25名となった大川筋・後川はどうなっておりますでしょうか。それから、60名を55名とした下田の状況はどうでしょうか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

分団ごとの定数につきましては、各分団からの意見や現状等を聞き取りまして、令和3年から令和4年度にかけて、一部の分団において定数の増減を行っております。こちら12月1日の現状となりますが、まずは団員数を減らしました分団の状況をご説明させていただきます。

大川筋分団は、定数25名に対しまして24名、下田分団は、定数55名に対しまして52名、後川分団は、定数25名に対しまして25名となっております。

また、団員を増やしました分団の状況としまして、具同分団は、定数40名に対しまして40名、東山分団は、定数35名に対しまして34名となっております。

定数を満たしている分団、満たしていない分団がありますが、各分団ともほぼ定数を満たしておりまして、各分団長からは、現段階では活動に特段の問題はないとお伺いしているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

具同分団・東山分団も増員分ではほぼ定数も確保されて、東山分団があと一名というところで

ございます。私が懸念していたのは、あとやはり5名減らした後川・大川筋それから下田等が、火災・災害に対応がちゃんとできているかというところがございまして、すぐに災害が発生しているわけではないですので、今後どうなるか分かりませんが、人口の関係、それからいろんな人員等の関係でこういうふうな形、25名それから55名という形でやっていると判断しているということで、納得をいたしました。

次に、西土佐方面隊の欠員は、平成30年頃から減り始めまして、7名ぐらいが減ったと思います。その後、ほとんどこの数は改善されていないと思います。人口減少・高齢化の進展など、原因は想像されますが、どう認識しているか、また今後どうしていくか、具体策などありましたら教えていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

西土佐方面隊の定数の充足率は、各年度で増減はございますけども、今年度で言いますと、まず年度当初の4月1日現在で、定数が155名に対しまして142名と13名の欠員となっております。本年4月に行われました消防団の役員会におきまして、欠員の状況を消防署それから各分団で情報共有を図りまして、団員増に向けて取り組もうとの共通認識の下、勧誘などを行った結果、12月までに6名の方が入団されまして、しかし2名が退団されておりますので、西土佐方面隊の方々のご努力によりまして、年度当初に比べまして4名の欠員の改善が図られているところであります。市としましても、欠員の状況は認識しておりまして、先ほど議員が申されましたとおり、第3次四万十市行政改革大綱の中で、消防団員の欠員状態の解消を項目として上げております。10月4日に西土佐地域の各分団長に対しまして、現状の把握や各分団の課題などについて聞き取りを行っているところでございます。その聞き取りでは、人がいなくなって困っている分団も多くいる中、女性団員が加入したり、年齢層が若くなったりと、各分団で後継者の育成などの工夫などを行いながら、団員確保に努められておりました。

西土佐地域においては、消火活動をする際に、消防隊が駆けつけるまで間、地域の方などが自主防災活動として初期消火を行っている場合があります、地域一丸となって団の活動を支えているという実情がございました。

全国的に見ますと、特定の活動・役割のみに団員を配置する機能別消防団員という制度がございます。県内でも導入している事例がありますので、消防団への支援強化を図るためにもこの制度の導入につきまして、今後消防署や消防団と協議を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ありがとうございます。

若干改善されたということで、現在は4名改善されて9名の欠員ということでよろしいで

しょうか。分かりました。

機能別消防団員のことでございますけれども、全国的にかなりこういう機能別消防団員が普及されておりまして、いつでも消防団活動をするわけではなくて、いろんな場合によって対応すると。それも短時間というようなこともあるかと思っております。その辺ちょっと機能別消防団員について、通告はしてないですけども、ご説明いただけませんかでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 制度の導入につきましては、今後詳しいことを地域の状況に合わせて考えていこうとは思っているところでございます。なかなか日常仕事を持って活動をせられている方、女性の方等々いろいろおりますけども、日頃の操法訓練などにはなかなか参加はできないということもあつたりといたしますので、火災予防活動に参加してもらうのみだとか、消防団のOBの方には、火災や大規模災害のみに出動してもらおうというような、そういった制度になっておりますので、消防団員の欠員の解消にもつながるということで考えておりまして、今年度、この間12月8日には、中村方面隊のヒアリングも行っておりますので、その結果も取りまとめまして、今年度中に方向性を決めまして、来年度の取組について図っていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 機能別消防団員についての説明は、大まかには分かりました。

次の質問に移りたいと思っておりますけれども、機能別消防団員、先ほど言われたところに少し触れるかもわかりませんが、女性団員について少し聞きたいと思っております。

女性団員は、今30名くらいだと思います。かなり増えてまいりました。私は、団員全体の欠員を解消するには、女性団員を増やす必要があると思っております。機能別消防団員も構わないのかもわかりませんが、女性を増やしていく、そういうようなことをしていったらと思うところでございますが、以前女性は、火災や災害現場の最前線に立つのは危険だという風潮がありまして、なかなか控え目な活動でございました。現在は、火災現場の最前線で筒先を抱えて消火したいと、そんなような声も出していただける女性団員の方もおると聞いております。

また、ほかにも救急法の指導員として、応急処置を指導する資格を取って、消防職員と一緒に活動をされている女性団員の方もおられます。積極的に女性団員の普及に取り組むべきではないでしょうか、ご見解をお願いいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

現在、本市の消防団の女性団員は32名で、全体に占める割合は5.4%となっておりますのでございます。総務省の消防庁からの通知では、消防団員に占める女性の割合について10%を目

指すことを目標としつつ、令和8年度までに当面5%の目標が掲げられているところからも、現在の状況を維持し、増加していく必要があると考えております。女性の視点や意見は、消防団活動や火災予防などでも幅広く取り入れることができるのではないかと感じておりますので、消防団の活性化や多様な方々のニーズにつながるものと考えております。今後も消防署と協力しながら、女性団員の普及活動に取り組んでいきたいと考えております。

また、今最前線で活動をしている方の希望があるというお話もありましたけども、今この間西土佐の分団でヒアリングをしたときには、今女性の方は後方支援が主だとは聞いておりますけども、またそういった希望もある方が出てくれば、消防団と協議しながら活動に取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

今のご答弁の中に、5.4%の女性団員を10%にすると。私も10%にするというところをちょっと今回提案しようと思ってたんですけど、60人ぐらいになると思うので。やはり各分団に女性が1人のところもありますけれども、それをなるべく女性を2人ぐらいにして60人ぐらいを目標に増員していただけたら、欠員解消の一つの手だてとなるんじゃないかと思います。この件は、以上、納得をいたしました。

次に、消防団協力事業所表示制度についてお伺いいたします。

全国で200万人いた消防団員は、令和5年4月1日で76万3,000人となっており、産業構造や就業構造が大きく変わり、全消防団員の7割が被雇用者であることから、従業員が消防団に入団しやすい環境をつくるために事業所等を認定するのが消防団協力事業所表示制度です。

そこでお聞きをいたします。

四万十市内の現在の登録事業所の数と登録する事業者側のメリットについて教えていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

令和5年度の本市の登録数は、14事業所の登録がございます。

この制度は、地域の事業所が消防団活動に積極的にご協力いただくことにより、地域の消防・防災力を強化充実させるための制度でございます。登録の認定に当たっては、事業所の従業員が相当数消防団に入団していることや事業所として消防団活動に配慮していること、それから消防団活動に資機材等を提供することなどの基準がありますけども、いずれか一つの基準を満たしていれば、認定を行うというものになっております。認定の事業者には、認定の表示証を交付しまして、事業所などに置いて掲示していただいているところです。

事業所のメリットとしましては、地域活動に貢献する事業所としてのイメージアップなどが

図られますし、県が行う総合評価方式の入札で、評価項目に消防団への加入または消防団協力事業所表示制度の認定項目があれば、評価点の加点があるということもお伺いしているところ  
です。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

登録数は14でございますが、この数字、多いか少ないかちょっと分かりませんが、メリットの部分については、県の入札制度があるというようなことを今ご答弁いただきましたけども、全国的には、工事入札時の優遇、事業所の表彰や低金利の融資を受けられる自治体もござい  
ます。できれば本市も何らかの手だてを打っていただきたい、そのように思います。

また、消防団協力事業所表示制度について知らない事業主も多くいると思います。協力事業  
所を広報やホームページ等で公表したり、メリットを訴え、加入を勧めれば、協力事業所も増  
え、それと同時に事業主も従業員を積極的に消防団へ入団させるのではないかと思います。消  
防団協力事業所を増やす取組を行ってはどうかと思いますが、その辺お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

この制度の認定事業所を増やすことによりまして、地域防災力の向上それから消防団員の増  
加が期待できるものだと考えております。現在の人口減少の状況を考えますと、この制度だ  
けでは飛躍的には状況は改善されないと思いますが、消防団への加入を促進する一つの方法と  
しまして、市と消防署において積極的にPRを行っていききたいと思います。

そのほか、来年度から本格的に県の消防総合支援事業や先ほど言いました機能別消防団員制  
度の導入検討など、総合的な取組を行いまして、消防団員の充足率の向上と地域防災力の向上  
につつまして引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

前向きな答弁をいただいたと思います。ぜひよろしくお願いをしたいところではござい  
ますが、高齢化の進展で団員の平均年齢も相当上がっています。

また、若者世代の人口も減少している上に、消防団の責任が重いこと、災害はいつでも起  
こるか分からないことから、夜中に招集がかかり、長時間の活動を行った後、睡眠を取らない  
まま、本来の自分の仕事に就かなければならないようなこともあり、そういうところがネック  
になっていることもあると思います。様々な理由から団員になりたがらない人も非常に多くい  
らっしゃいます。反対に、地域は自分たちで守るといような気概のある方もおいでます。そ  
んな方に消防団に入ってくださいようお願いを申し上げ、次の質問に移りたいと思います。

次は、本市におけるヘリポートの整備についてお伺いをしたいと思います。

私、昨年6月議会でも同じ質問をいたしました。今回整備の方向性について再度質問をしたいと思います。

ヘリポートは、災害時の孤立が懸念される中山間地域の迅速な救急救命、さらには物資輸送の拠点として活用することを目的とし、想定される地域への整備を順次行っているところだと認識をしておりますが、現在の市内のヘリポートの整備状況を教えていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） ご答弁いたします。

今議員が申されましたとおり、本市では、南海トラフ巨大地震など、災害発生時における人命救助、それから物資輸送等のために、災害時に孤立が想定される地域を中心に、平成25年度からヘリポートの整備を進めております。

現在の整備状況としましては、東富山地区・大宮地区・藤ノ川地区・八束地区・奥屋内地区・西富山地区・大川筋地区の計7か所を整備しておりまして、今年度末には江川地区への整備が完了予定となっております。

その江川地区の整備状況ですけれども、12月7日現在、進入路の擁壁工事を行っておりまして、年内に進入路整備が完了見込みで、年明けから離着陸帯のアスファルト舗装を行う予定としております。工事は、令和6年2月中旬の工期末となっております、現在予定どおり工事が進捗しているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

江川地区に関しましては、令和4年から予算等で建設が進んでおると私認識をしておりました。2月中の完成ということで安心をいたしました、ヘリポートを本市に整備する基本的な整備方針というようなものがあつたと思いますが、その辺を少しご説明をお願いいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 整備方針につきましては、これまで議会等でのご質問で回答をしておりましたけれども、ヘリポートの整備に係る基本的な方針としましては、市内17の消防団の管轄地域ごとにヘリポートを1か所整備していくという方針を持っていたところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ただいまの答弁でございますけれども、17分団に1か所ずつ整備することによってでございますけれども、全ての分団に整備していくというような形になるのでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） これまでの整備方針としましては、各分団の管轄地域に1か所整備していくということですので、そういった方向性になっております。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 私の認識といたしましては、17分団のうち3か所、中村・具同・東山地区を除く、これは孤立がないというところで、この分を除きました14分団に整備していく、そういうふうに認識をしておりましたけれども、その辺はどうでしょうか。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） すみません、説明が足っておらず、そのとおりでございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

では、14分団に整備していくという形で了解をいたしました。来年2月で江川ができて8か所ということでございます。今後は、あと6か所整備していくこととなろうかと思っております。次にどこを整備するのか、また6か所全てに必要なのか、また優先度を踏まえた地域の実情も考慮することが必要ではないかと思っておりますし、既に要望が上がっている地区もあると聞いておりますが、その辺を踏まえて今後の整備をどのようにしていくのか、お考えをお願いいたします。

■議長（平野 正） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

今後の整備につきましては、先ほどご答弁しました整備方針の基本とはなってきますけれども、平成25年の整備当初と比較しまして、ヘリコプターが離着陸できる場所が27か所から54か所に増えております。これは、幡多中央消防組合の尽力によりまして、ヘリポートの整備と並行しまして、ふだんは別の用途として活用し、緊急時にはヘリコプターが離着陸するランデブーポイントというものの登録を推進してきたところによります。そのため、ヘリポートを整備しなくてもヘリコプターが離着陸できる消防分団管轄区域があるのも実情でございます。

しかしながら、ヘリコプターが離着陸できる区域がある半面、特に山間地域では、その地形や支障物の理由から、ヘリコプターが離着陸ができる場所がない区域も存在しております。このようなことから、今後は地域の実情に応じた整備をしていく必要性が出てきており、ランデブーポイントの登録も考慮した上で、市内でヘリコプターが離着陸することができない空白地帯を優先的に整備していきたいと考えているところでございまして、消防分団や要望がある地域などに説明を行いながら、消防署などとも調節を行い、整備方針の見直しをしていきたいと考えておるところではございます。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） ただいまの答弁、私も賛成をするところでございます。

ただ、分団ごとに1か所整備するという基本方針を決めておりましたので、地理的なことでもかなりヘリコプターがヘリポートに着いてから、その後例えば救急事案とかに医者への投入とかが遅れるというような形が発生するとも聞いておりました。その辺を踏まえてやはり各分団1か所というようなところを臨機応変に広げて、2か所やらないかんとところも増えてくるんじゃないかと思ったりもしますが、その辺で要望の上まっている地区とも相談をして、今後進めていきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

以上でヘリポートについては終わります。

次に移ります。

次は、健康対策支援についてでございます。

インフルエンザ等予防接種についてお伺いをいたします。

今年は早い時期からインフルエンザがはやっております。これは、新型コロナが5類に移行し、人々の接触機会が増加したためだと言われております。予防接種を早めに受けて対処すればよいこともありますが、医療機関でも10月頃からはないと接種できない状況でした。そんな中、先月11月頃から各医療機関で接種が可能となってきました。

しかしながら、免疫がつくまで2週間程度かかることなどから、学校や保育所などでは子供が罹患し、学級閉鎖などが発生しております。まずは、インフルエンザの罹患状況を学校・保育所それぞれに教えていただきたいと思っております。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） インフルエンザの罹患状況をお答えします。

9月から11月までのインフルエンザによる欠席及び出席停止となった児童生徒の状況は、市内公立保育所は、9月ゼロ人、10月124人、11月158人です。市内公立小中学校は、9月22人、10月420人、11月405人です。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） 分かりました。

やはり9月ぐらいからはやり始めて、10月はかなり増加しております。11月もそのペース以上というところでございますが、12月に入って少し落ち着いてきたということも聞いておりますけれども、件数はもちろん把握はされておられませんけれども、その辺はどうでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 12月においては、まだ集計途中ですので、人数は把握はできておりません。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■ 4 番（前田和哉） 分かりました。急に振りましてすみませんでした。11月でかなり増えて

おるといところで認識をしております。

5類となった新型コロナの予防接種のことでございますけれども、今年度末で自己負担のない特例臨時接種から、インフルエンザなどと同じ一定の負担を伴う定期接種と変わりますが、その場合の来年度の自己負担額や時期について、まだまだ決まってないとは大体分かってますが、分かっている範囲でお答えをいただけませんかでしょうか。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 令和5年度まで特例臨時接種として全額公費で実施しておりました新型コロナワクチン接種は、令和6年度から季節性インフルエンザと同じ区分になり、接種時に自己負担を求めることとなります。

現時点で示されています新型コロナワクチン接種の対象者は、65歳以上の方と60歳から64歳の基礎疾患がある方、これは季節性インフルエンザワクチン接種の対象者と同じとなっております。

また、対象者以外も任意で接種を受けることができる見込みというふうになっています。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。やはり令和6年は、一定の負担が伴うといところが出てくるという認識をいたしました。先ほどご答弁いただいたように、65歳以上、それから60歳以上で基礎疾患のある方は、負担はないといところで認識をいたしました。

まだ来年のことですので、はっきりしたことは分からないようなところはこちらも受け取っておりますけれども、来年度の予防接種となれば、新型コロナとインフルエンザ両方を自己負担で打たなければならない可能性が高いこととなります。新型コロナのワクチン価格は、現在はもちろん自己負担はないがですけども、価格としたら115ドル、日本円でおおよそ1万7,000円とされていますが、来年の秋、両方接種となれば、家庭の負担がかなり大きくなると予想されます。コロナワクチンの価格が高いので、その負担になる分を何らかの支援策が必要と、そういうふうには言われておりますが、まだまだ先が見通せない実情です。

そこで、次の秋に向けてインフルエンザのほうの予防接種を補助できないか、お伺いをいたします。

新型コロナはまだ見通せないので、インフルエンザのほうだけでも少し補助がいただけないかと思っております。インフルエンザの場合、1回の料金は2,500円から3,000円です。12歳までの子供は2回打つ必要がございます。2人・3人と兄弟で接種する場合は、家庭でかなり負担が大きくなると思います、新型コロナと相まって。一方、そういう中インフルエンザの予防接種を補助している自治体もかなり全国的にもございます。県下でも高知市・南国市などは、中学生まで1回当たり1,000円を補助しております。近くでも土佐清水市では、妊婦や小学2年生までの自己負担分を補助しております。

また、昨日の高知新聞では、室戸市がこれまで6か月から中学生までの接種で1回当たり2,000円を補助していたものを来年度から高校生まで拡充するとありました。ぜひ本市でも子育て支援の観点から、高知市・南国市並みに中学生までの接種料金の一部を支援いただけませんか、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

■議長（平野 正） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） インフルエンザワクチンの助成の前に、新型コロナワクチン接種の自己負担についてですけれども、対象となる65歳以上の方と60歳から64歳の方が無料というふうに今前田議員のほうからもお話がありましたが、私の伝え方が十分でなくて、この方たちに自己負担を求めることとなります。こちらについては、インフルエンザワクチンと同様に、インフルエンザワクチンのほうは、県内の市町村が助成額を統一して対象者に費用の一部を助成しております。また、生活保護世帯についても費用の全額を助成しておりますので、新型コロナワクチン接種についても、国や県の動向を見て助成は検討をしていこうと考えております。

続きまして、インフルエンザの中学生までの方の助成についてですけれども、インフルエンザ予防接種の効果は、重症化の予防とある一定程度の発症予防があります。小さな子供さんがインフルエンザにかかると、保護者は仕事を休む必要があること、また議員が言われましたように、ワクチン接種は年齢によって2回接種する必要があるため、経済的な面も含め、保護者の負担は大きいと思います。助成を行うことは、子育て世帯への支援にもつながると考えますが、中学生までの医療費無償化も取り組んでいること、財政的負担もあることから、現在すぐに取り組むことは難しい状況です。

以上です。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。先ほどの私の発言、少し間違ってたということで、申し訳ありません。分かりました。

ですが、インフルエンザ、かなりお子さんが小さい場合、家族での負担が大きくなりますし、また新型コロナ、そちらのほうとも相まって家庭負担が多くなりますので、来年度は。ぜひ令和6年度はその状況を見て、補正対応などを考えていただけたらと思います。よろしく願いをいたします。

以上でインフルエンザのほうは終わります。

次に、職員の人材育成についてお伺いをいたします。

先月、議会の総務常任委員会の行政視察で大阪府の池田市に行き、職員の人材育成について調査をいたしましたので、質問をいたします。

池田市では、少子高齢化・人口減少社会の中で、高度化・多様化する行政ニーズに対応していくためには、組織を活性化させ、職員を生き生きと成長させていく必要があるとしています。そのため、平成26年度、令和4年度と職員の能力開発を効果的に推進するための人材育成基本

方針を改正しております。池田市の求める具体的な人材は、市の未来を考え行動し、信頼される人材、自らが考え、アイデアや企画を提案できる人材、市長や部長など、幹部職員を目指す人材、民間企業や他団体でも活躍できるほどの人材、これらということでございます。その内容を踏まえて少しお聞きをしたいと思います。

本市の人材育成基本方針は、平成19年3月に策定されておりますが、まずは本市の人材育成の方針を大まかに教えていただきたいと思います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

本市の人材育成基本方針についてでございますけれども、本市を取り巻く厳しい財政状況の中、行政組織を効率的に運営していくためには、人的資源を重要視しており、いかに今ある人材を育成・活用し、魅力あるまちづくりを実現することを重要なポイントとしているところでございます。その点を踏まえまして、本市にはどのような人材が必要で、どのような職員の能力を開発して生かしていくかということを明確にし、人材育成を積極的に推進するための環境整備を行っていく必要があると判断する中、長期的かつ総合的な視点で職員の能力開発を効果的に推進するために策定された方針となっております。

方針の中では、目指すべき職員像、総合的な人材育成環境の整備、職員研修の充実、人材育成体制の整備といった項目を掲げているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 職員の総合的な人材育成ということで、分かりましたけれども、ここへ人材育成基本方針を持ってきておりますけれども、平成19年3月に出されております。内容を少し見ますと、かなり時代情勢に合っていない箇所が幾つか見受けられます。例えば、人材育成体制の整備というところで、人事評価制度の導入も今後行うという、そういうような形になっておりますが、これは改定する見込みはないでしょうか、お願いいたします。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 人材育成に対します基本的な考え方は変わりませんが、今ほど議員が指摘されましたように、策定時と比べまして人事評価制度でございますとか研修制度、こういったところも変わっておりますので、今後改定を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ぜひ、19年3月からでございますので、できてからそのままでございます。マイナーチェンジというか、少しずつ変わってきておる部分があれば分かりませんが、やはりそのままがずっと残っておりますので、その辺を踏まえて早期に改定していただけたらと思います。ご指摘をしておきます。

それでは、池田市の人材育成の方針の中で幾つか気になる部分や本市でも検討したらよいのではないかとこのところがありましたのでお伺いをいたします。

まずは、再任用職員の増加や定年延長が始まり、令和13年には65歳定年となります。本年4月からは、管理職の60歳定年であります役職定年も始まっております。年齢構成の変化や管理職になりたくないなど、働き方に対する考え方や価値観の変化などもあると思います。

また、池田市の場合、非正規職員が半数を超えておるといところでございます。本市としてもその辺少し心配なところがありますが、以上申したことににつきまして影響や対策などありましたらお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

職員が定年退職した後に再任用職員として本市に勤務するケースは、一定数存在をしているところでございます。

また、定年延長制度の導入によりまして、今後役職定年をされる方も増加してくるものと考えております。そのような方々につきましては、それぞれの知識でありますとか、経験・能力を生かすことができる職場で勤務していただくこととしております。

また、最近では、ワーク・ライフ・バランスを重視したいなど、様々な価値観を持っている職員も現在おります。そうした時代の変化にも対応できるよう、働きやすい職場環境を整備し、研修や業務経験を積み重ね、適切な時期に適切なスキルを身につけることで、市の職員としての人材育成につなげ、職員の底上げを図っていきたいと考えているところでございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） かなりいろいろとワーク・ライフ・バランス等も踏まえてお考えがあると思います。高齢化がどんどん進んでおりますので、その辺も踏まえて人材育成に取り入れてお願いをしたいと思います。

次に、2040年問題ですが、池田市は高齢者人口の増や生産人口の減、高度成長期のインフラの老朽化、維持管理費の増などで自治体行政にも様々な問題が予想されることから、限られた職員数での行政運営に対策を立てておられます。昨日上岡真一議員が2040年問題につきまして細かく質問をされましたので、重複する部分があると思いますが、将来を見据え、本市の考えや取組などありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 2040年頃には、日本社会が急激な少子高齢化と人口減少に直面していると予測されています。そういう状況になり危惧される問題の一つに、労働力不足が上げられております。人手不足に陥り、市民サービスが低下したり、過度な負担がかかり、職員が疲弊したりしないよう今後取り組んでいかなければならないと考えております。今後は、ICT技術を活用して、組織や事業展開を変革していくデジタルトランスフォーメーションが今より

も進み、業務の見直しや改善が進んだり、行政組織や運営方法も変わってくると考えております。いずれにしましても、これらのことを踏まえながら、毎年刻々と変わる状況に対応できるような職員の人材育成を図ってまいりたいと考えているところでございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） かなり2040年、先でございますので、なかなか今の状態で見込みを立てるというのは難しいところもあるかもわかりませんが、長期的な考えでやはり人員が少ない行政組織となることとなってきますので、その辺を踏まえて取組等を行っていただきたいと思えます。

次に移ります。

最後に、人事評価についてお伺いします。

本市の人事評価、決定評語はS・A・B・C・Dの5段階です。平成29年度から勤勉手当の成績率に、平成30年からは昇給にも反映していますが、始まった当初、真ん中のB評価、標準評価の職員ばかりになっていると、平成30年6月議会で当時の成子総務課長が、上岡 正議員の質問に答弁をされております。そのときの上岡議員の質問は、昔の小学校・中学校の成績のつけ方である1から5段階評価で質問をされておりますが、その中で2と3ばかりに集まっておるということでございました。

また、当時中平市長もめり張りのある評価で、汗をかいて働き、一生懸命市民の目線に立ってやっていく職員が報われる、そのことが人事評価の目的だと答弁をしております。評価が2・3ばかりの結果には、いましばらく研究をさせてもらいたいと、そういうふうにも答弁されております。それから5年がたって現在の内訳はどのようになっておりますでしょうか、お答えください。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 令和4年度の人事評価の結果でございますけれども、A評価が全体の1.96%、それからB評価が全体の95.69%、それからC評価が1.96%、D評価が0.39%となっております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。ただいまの答弁、分かりましたけれども、もちろんSはないということで、Aが1.96、Cも1.96、Dが0.39、ほとんどがやはりBの95.69%でございます。やはりこの辺ちょっと問題というか、格差が必要なように思います。私も以前は管理職であったことから分かりますが、特に中間層の職員を評価するときには、結果に対して文句を言いそうとか、かわいそうとか、部下職員の顔色をうかがう傾向にあった、そんな部分も少しあるようにも思います、これはあってはならないことでございますけれども。やはり評価の低い者を持ち上げて、有能な人材を生かし切れていないのではないかと、そのように思います。もっ

とめり張りをつけて職員の意欲を引き出すことも必要ではないでしょうか。中平市長、そのときのご答弁は、今後はB評価に集まったことに対して研究をしていくというようなお答えをしておりますが、その辺を踏まえて現在の状態をお伺いします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほどの総務課長の答弁で、B評価が圧倒的に多いというのについては、そのとおりでございますけれども、特に議員も消防長という立場で職員の人事評価をやった経験があると思いますけれども、なかなかその中でさび分けをつけるということについては、物すごい難しい面が一つあるのではないかなと。それと職場によってどうしてもA評価に結びつかないという部署、課そのものがあるのも現実でございますので、例えばそこらをどうやって今後やっていくかというのが大きな課題の一つであろうと思います。特にS評価はありませんけれども、A評価という形になると、一定事業課の中で、目に見えて形として成果があった者、またそれと汗をかいた者については、当然何人かいるわけでございますけれども、一般の事務的な部署においては、なかなかその中でA評価あるいはB・C・Dというのをさび分けすることについては、かなり厳しいものがあると思います。

ただ、その職場職場の中で、もう明確に分けるという形を出したならば、それもできないことはないと思いますけれども、逆にそうなりますと、職員のモチベーションの問題であるとか、いろんな形が出てくるのではないかなと思います。今ほど池田市の例も出していただきましたので、池田市のほうがどのような形にして、例えばS・A・B・C・D、その中で選別をしているのか、そこらも参考にしながら今後取り組んでいきたいと考えてはおります。

そしてまた、人材育成という面でやっぱり効果があるのは、私は、県あるいは国に出向する、そこで勉強をする。そしてそれを帰ってきて波及するというのが一番効果があると思います。特に林野庁であるとか国土交通省は、今までも行かせていただいているわけでございますけれども、その中で一つ心配なことは、例えば国土交通省へ行きたい者と言うても一人も手を上げない。こっちからお願いをして行ってもらわないといけないというのが現状でございます。来年度から内閣府のほうに研修生として出向をさせますので、1名。また、そこらあたり人材育成という面で一番効果があるのは、私は、やはり県や国、そこらへの出向が、本人も含めまして、その周りの方々も含めてあるのではないかなと思いますが、今ほど言いましたように、なかなか手を上げよと言うてもおらんというのが今の実情でございますので、もっともっと職員のほうから、いろんなどこ行って勉強したいというような形の機運醸成を高めていくのが私たちの責任ではないかなと思っております。

人事評価につきましては、確かに一定のさび分けはしなくてはいけないと考えておりますけれども、それをあまりやることによって、今度は内部がぎくしゃくする、その心配が正直ないとは言えません。いずれにいたしましても、参考にしながら、どういう形でやっているのかを踏まえて、やはり一定それらはつけないといけないと思いますが、B評価が圧倒的に多いとい

うのは、私としては一定もうこれは仕方がないかなど。普通の仕事を普通にしていたら、当然これはBですので、そこらあたり大変難しい問題ではございますけれども、人事評価という制度が国から下りてきた以上、もう始まって約7、8年になりますので、そこらあたりも踏まえて今後検討してみたいと思いますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

■議長（平野 正） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 以上で終わります。

■議長（平野 正） 以上で前田和哉議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川村一朗議員。

■17番（川村一朗） お許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

山と川を守るために、森林経営管理制度について質問をいたします。

2021年12月議会でも質問をさせていただきましたが、2年を経過した現在の状況について質問をさせていただきます。

森林面積が85%を超える本市において、森林経営管理制度に基づき、山の荒廃を防ぎ、山を守るための事業は大変重要であります。森林経営管理制度の活用においては、山林所有者の明確化や境界線の確定、管理の意向調査などが必要となります。地域指定をして、山林所有者への意向調査が実施されていると思いますが、調査に当たっては、山を知っている方々の高齢化や所有者が市外や国外に転居したり、所在不明の増加などで大変苦勞されているのではないかと推測をいたしております。

そこで、これまでの意向調査の進捗状況について質問をいたします。

また、現在までの取組の中で、森林管理の委託希望、自分で管理希望、また所有者が特定できずに対応できないなどの割合についても質問をいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

平成31年4月1日の森林経営管理法の施行に伴いまして、本市では、森林所有者に対しまして、所有森林の経営管理を市に森林経営を委託するというものか、また自分で管理するのかといった意向調査を行ってきたところです。意向調査につきましては、令和元年度から令和4年度までの実績で、中村地域が14地区、西土佐地域は2地区、合計面積2,108haの森林に対しまして調査が完了をしております。

ご質問の調査の結果内容ということでございますが、人数では集計しておりませんので、森

林面積での割合でご説明をさせていただきますと、まず市に森林経営を委託するという回答があったのが30%、自分で管理すると回答があったのは22%、その他の回答が5%ということで、あと回答がなかったというものが43%といった結果になっております。

なお、意向調査全体の進捗状況ということでございますが、一部遅れはあるものの、おおむね順調に進んでいるというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 2021年度の議会での答弁で、市内全域の意向調査を大体15年から20年くらいで行うというふうにしておりましたけれども、その割合として、先ほどもおおむね順調にいつているということでしたけれども、大体そのペースで進捗が進んでいつているのかどうかについて質問をいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 先ほど言った地区数で進捗状況、単純に数字を出してみますと、中村地区が80地区をやる上での14地区で、西土佐地区が21地区やる上での2地区ということで、一部遅れがあるというのは、西土佐地域のほうになるんですが、これで単純に地区数で進捗率を出すと大体15.8%といったような数字が出てきます。

また、対象森林の対象面積、全体で1万6,000haと把握しておりますが、そのうち2,108haということで、これも単純計算でいくと13.2%といったような数字が出てきます。こういったものを踏まえまして、意向調査をやるところの森林対象面積の大きさとかということもございしますので、一概には数字で言えないところもありますが、大体このペースでいくと、15年程度で終わるのではないかというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に、森林整備に当たる委託業者の状況について質問をいたしたいと思っております。

2021年の答弁では、森林整備の委託事業者としては、1つとして、四万十市の市有林の場合は30ha以上の面積で整備を5年間で完了する等の要件があり、比較的大きな事業者でないとならば困難が予想され、個人事業者には難しい状況が考えられる。2つ目に、個人の私有林については、森林所有者との判断となる。3つ目として、しかしそれを市に任された場合は、県が認定する業者となる。4つ目として、個人事業者も県の認定を受ければ委託可能となるということでしたが、森林整備に当たる委託事業者は、本市においてはどのくらいあるのか。個人事業者では、県の認可を受けている事業者はどのくらいいるのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

まず、高知県では、市町村等が森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、民間事業者が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、民間事業者間で適切な競争が働く環境整備を行い、効率的かつ安定的な林業経営を目指すことを目的に、造林・保育・素材生産等の森林施業を行う民間事業者の登録・公表を行っております。

この事業者には、森林経営管理法に基づく、意欲と能力のある林業経営者と林野庁長官通知に基づく育成経営体といった2種類がございます。令和5年9月現在、本市を事業活動区域として公表されている事業体数は、まず意欲と能力のある林業経営者が14社で、育成経営体が3社、合計の17社ということになっております。

なお、本市のほうでは、森林経営管理制度の運営に係る方針というものを定めておりますが、その方針に基づき、森林所有者から市に森林経営を委託された森林について、これらの事業体の中から森林経営管理を市から再度委託するというふうなことにしております。

また、経営管理を市から事業体へ再度委託したこれまでの実績といたしましては、面積等になりますが、保育間伐が24ha、作業道開設が2,325mといった実績になっております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今事業体としては、お答えいただきましたけれども、個人での業者で、県の認可を受けてやれるという方はどのくらいいるのか、再度お伺いしたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 個人事業者につきましては、ちょっと明確な線引きが、なかなか基準というか、そういうところが難しいところがありますので、そういった集計という形で、数としては把握はしておりません。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 森林整備の作業が増加することが今後予想されるわけですが、整備に直接従事する作業者が賄えるのかどうか、事業量と作業量のバランスがどうなるのか、もし作業者が少ないのであれば、どのような対策が考えられるのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 今議員が言われましたとおり、今後意向調査が進むことで、それに伴いまして事業量の増加が想定されるところでございます。

なお、議員の言われる作業員数、林業従事者数ということについては、現状十分とは言い難いような状況というふうに認識しております。

なお、これにつきましては、担い手確保対策としまして、現在行っている林業担い手育成支援事業等で引き続き支援を行いながら、作業員数の増員に努めることにより、さらに事業体の強化・育成につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、現状を踏まえ、森林環境税の適切な活用と併せて、今後の取組の予定について質問をさせていただきます。

森林経営管理制度の実施により期待される効果として、山の荒廃を防ぎ、山地災害の防止やCO<sub>2</sub>の吸収等の地球温暖化防止などの森林の公益的な維持増進とともに、新たに森林整備に携わる人が増え、定住人口の増加が期待されるほか、森林を活用した新たなビジネスチャンスの創設が上げられています。この取組は、15年以上の長期間にわたりますが、ハード面とソフト面での今後の予定・計画があるようでしたらお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 本市の森林経営管理制度の今後の取組の予定についてお答えをいたします。

本市といたしましては、まずは全地区の意向調査、これを終えることを優先をいたしまして、地道に調査のほうを続けていきたいと考えております。

なお、今後の意向調査の予定といたしましては、本年度令和5年度は、磯ノ川・生ノ川・横瀬・江川崎地区を、また6年度は、大川筋地区と玖木地区等を予定しているところでございます。

また、広域的な取組ということも現在行っておりまして、既に令和4年度から森林経営管理制度の円滑な運用を目的に、幡多の6市町村で負担して構成をしております幡多地域森づくり推進センターというものを設立しておりまして、ここの支援も受けながら森林経営管理制度の推進に取り組んでいるところでございます。

また、今後15年以上かけて実施をしておりますが、また今後もスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ハード面とソフト面というか、新たなビジネスチャンスというものが生まれるのではないかなど、それをちょっと踏まえて何か考えていることというか計画とか、そういうものがあればお答え願いたいということと、そして先ほど今答弁の中で言われましたけれども、幡多の市町村、広域的な組織の運用に向けた検討が行われているというか、ということですけども、その中での現在の状況というか、それが具体的にどういう形で行われているのかということがありましたら、またお答え願いたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） まず、ハード面・ソフト面ということですが、ソフト面につきましては、先ほど申し上げましたとおり、意向調査が進んでいくと、それに伴いまして事業量

も増えてくるということになっていきますので、それに参入する業者というところも増えていくと思います。ただ、それにつきましても、それぞれ山の施業というものは、山を実際、山の情勢というか、それに精通した業者が担う必要があると思いますので、その辺の事業体の育成も含めて、先ほど言ったような担い手確保対策といったような事業も踏まえまして、ソフト面はそういう面で強化をしていきたいと、またハード面のほうは、そういったことで事業体が育成・強化をされた後には、そういったものにも参入を促していきたいというふうに考えております。

なお、広域的な取組を先ほどご答弁申し上げましたが、幡多地域森づくり推進センターでそれぞれの市町村を、現時点ではどの市町村も意向調査をやっているというような状況ですので、そういったものをそのセンターを通じて、それぞれ各市町村がそのセンターの支援に基づき取り組んでいるというような状況になっております。

また、実際意向調査が終わって、山の施業が始まってきたら、そういった技術面の支援もそのセンターを通じて行われることになると思います。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に、四万十川の環境整備について、山の開発と川の影響について質問をいたします。

市内のヒノキの材の量は、現在伐採されている量の数倍成長していると言われております。量的にもヒノキの生産量日本一と言われていた中で、四万十ヒノキを市の活性化のために有効活用をしなければならないと思っております。昨今は、木材の搬出方法として、索道から作業道へと変化をしています。しかも人員不足も相まって、作業の機械化、またその機械も大型化してきており、今まで作業道の幅員が2.5mから3mだったものが、幅員4m以上の道をつけようとしています。幅員が大きくなれば、大雨のときなど、土砂が山にとどまり切れずに、谷や川へ流され、四万十川に流れ込み、堆積するという影響が心配されます。山の施業と四万十川の環境保全対策について質問をいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） それでは、四万十川の環境整備について、林業及び水産業の振興の観点からお答えをしたいと思います。

まず、河川へ濁水が流出する可能性のある森林作業道開設につきましても、通常の市有林整備では、先ほど議員のほうからもありましたが、幅員2.8m程度で開設しているところですが、その他の事業や民間におきましても、3.8m程度の幅員で開設をされているものもございます。

なお、これらの作業道開設が河川に与える影響については、調査したデータはございませんが、降雨時に発生する濁水等の一定の影響はあるものというふうに考えております。

しかし、一方では、林業従事者の減少、高齢化等が進む中、より効率的な施業が求められる

ので、林業機械の大型が進んでいる側面もありまして、幅員の広い作業道開設は、今後も続くことが予想されますが、森林施業に必要な作業道開設は、開発行為には当たらないというふうになっておりまして、現在の林業関係の補助制度の下では、公共土木工事のような十分な濁水対策を講じることは、非常に厳しいといったことが現状です。そこで、これまで以上に山と川を一体に捉えた取組が必要となってくるものと考えておりまして、次のご質問にも関連いたしますが、12月5日には、四万十川漁業振興協議会と四万十川総合保全機構連名で、四万十川の河川環境改善と漁業資源回復について、県知事に要望を行ってきたところでございます。要望の結果につきましては、先日寺尾議員のご質問でもお答えいたしました。知事からは、対策に向けた予算措置等を検討するとともに、情報把握をして、流域の関係者と連携しながら、総合的に取り組んでいくといった旨やまた県が既に組織を設置しておりますが、高知県四万十川流域保全振興委員会というものの中に専門部会を立ち上げるといった方向性を打ち出しておりますので、その組織の中で積極的に県のほうは参画していくといったような前向きな回答をいただいたところでございます。したがって、今後はこの取組の中に各機関の林業部門の部署にも入っていただきまして、山と川の関係についても議論・協議できるように働きかけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 森林対策は農林課が担当しているし、河川の対策というか、四万十川の環境問題、その連携というか、それは取られているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 河川環境保全という観点につきましては、議員も言われるとおり、環境部門のところもありますので、それとあとまた、今回要望に行った際にも、県のほうに対応をいただいた部門といたしましては、林業環境部門のほか、水産振興あるいは土木部門といったものが、幹部の方に立ち会っていただきながら要望のほうを行った経過がございますが、本市としましても、そういった環境保全の部分は、当然農林水産課だけではなくて、関係する部署、横断的な取組ということで今後も連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、四万十川の川底の砂利や土による目詰まり対策について質問をいたします。

四万十川の河川は、土によって覆われ、浄化能力が極端に低下していると言われております。実際に四万十川西部漁業組合長などが中心となって河原の掘削を実施し、目詰まりの状況が新聞等でも報道された経過があります。河原の掘削については、地域の声としては賛否両論いろ

いろいろあるわけですが、掘削結果について、高知県及び四万十市としてはどのように評価されているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 今議員のご指摘にもありましたが、四万十川の河床の砂利というものは、目詰まりによりまして、水を通さない状態になっている箇所が多くなっているというふうに思われます。そこで、昨年度から四万十川漁業振興協議会の取組といたしまして、河川管理者の許可を得た上で、西土佐地域におきまして河原の掘り返し等を行っております。ただこれは、試験的に行っているものでありまして、また市としましても県としましても、四万十川全体としての評価という部分、現段階ではまだ評価できる段階ではないというふうに考えております。これについては、河川改善に効果があるか、またあるいは防災面等に支障がないか等も見極めた上で取組を進めていく必要があると考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今後の対策として四万十川の河川の環境をよくするため、それと一つは、四万十川そのものを清流化させるために、今後の手だて・対策はどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 今後の取組といたしましては、農林水産課ということで、水産資源回復という観点になろうかと思いますが、なお先ほどご答弁申し上げましたまた県のほうでも新たな組織を立ち上げる方向性ということでもありますので、河床も含めた河川環境の改善に向けて、国・県・市また漁協等がそれぞれ役割分担をして取組を進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に移ります。

市民の日常生活への支援について、市道の整備について質問をしたいと思います。

住民一人一人の福祉向上は、政治の根幹でありまして、何よりも優先されるべきものと考えております。人口減少が厳しい本市においても、住民一人一人が地域で安心して暮らし続けられる取組こそが重要です。大きな箱物の建設も必要なこともありますけれども、住民一人一人が大切にされているという実感を持つことが、本市を発展させる土台であると思っております。

そこでまず、民家周辺の市道の整備について質問をいたします。

市道の整備については、要望を上げ、その対策に可能なところから取り組んでいただいていると思っておりますけれども、順番が来ずに何年も待っているという、そういったところもございま

す。市道の水たまりの水が庭まで飛び散るなどの声も届いております。民家周辺については、優先的に取り組んでいくと考えますが、その対策についてお伺いをいたします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） それでは、市道の舗装路面の補修について、全般的な観点でお答えいたします。

初めに、アスファルト舗装の損傷要因を簡単にご説明いたします。

1つ目は、材料であるアスファルト自体の劣化によるもの、2つ目は、道路を走行する車両の影響によるものであり、損傷の程度は、舗装の厚さや材料、それから地盤の強さ、道路の勾配やカーブの度合い、そして地下水や湧き水、雨水の浸透により異なってまいります。路面に発生しました段差や穴は、車が走行しにくいだけでなく、バイクや自転車が転倒する事故につながるおそれがあることから、早めの発見と適切な手当てを行うことは、利用者の安全確保を図る上で大変重要であると認識しております。

市道の維持につきましては、中村地域・西土佐地域共、通年契約により維持業務を委託することで、早期対応に努めております。住家や公共施設の周辺など、道路利用者や第三者に影響の大きい箇所については、優先的な対応を心がけております。

なお、損傷が激しい場合や傷みが広範囲にわたるなど、応急補修では対応が困難な箇所におきましては、特別に補修計画を作成した上で、補修工事を行っております。適正な管理が図られるようパトロール等を通じて、いち早く路面の現状の把握に努めるとともに、発見した場合には、周辺状況を考慮し、補修を実施してまいります。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） まず、そういう身近な問題というか、それのところからできるだけやっていただきたいと思います。

次に移ります。

次に、ヤングケアラーについて質問をいたします。

私の調べた範囲では、ヤングケアラーについて法的に定められた定義はないそうですけれども、ヤングケアラーとは、家族にケアが必要な人がおり、介護ができる大人がいないために介護を担っている子供、介護を子供がすること自体は、問題ないわけですけれども、子供として守られるべき権利が侵害されている状況にあることとされています。このような中で、学業に支障が出たり、交友関係が希薄となったり、睡眠不足や生活リズムが崩れ、健康が損なわれたり、修学機会の制限が出たりするといった問題が指摘されているところでもあります。2023年4月には、こども家庭庁設置と同時に、こども基本法が施行され、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくとしています。2020年から21年の国の調査では、小学生6年生で15人に一人、

中学2年生では17人に一人、高校生では24人に一人がヤングケアラーと報告されています。本市においてヤングケアラーの調査は行われているのか、その実態について質問をいたします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

ヤングケアラーの定義につきましては、川村議員のおっしゃるとおりだと思います。

また、法令上の定義がないということもございます。これらについては、広く理解を深めていただくということが必要であり、本市としましては、令和5年7月に広報でヤングケアラーの定義を周知するとともに、相談の呼びかけを行っております。高知県においても、定期的の実数把握の調査が県下の各小中学校で実施をしており、これによりますと、令和5年1学期時点では、本市の小中学生のうち、2世帯合計3名がヤングケアラーに該当するとの報告がされております。

あと当市で認定しているケースに限らず、ヤングケアラーの状況に近いケースも潜在的にあるのではないかと考えております。これらの背景としては、子供自身が勉強や部活、友人と過ごす大切な時間を家事や家族の世話によって阻害されているということに気がついていないため、なかなかヘルプを発信できない場合や親が自身の考えの下に、ヤングケアラーという認識を持たず、子供に家事や家族の世話を強いてしまう場合もあると思います。

また、親が精神的な疾患を持っている場合や経済的な困窮なども背景として考えられます。家事や家族の世話をしている子供は、親や家庭からの影響を受けるということが考えられますが、子供の意思や気持ちを尊重し、子供の個性や能力を伸ばすように励まし、子供が判断し、自分で決めていく過程を応援していけるような社会機運をさらに高めていくことが必要と考えております。

また、ヤングケアラーという結果だけにアプローチすることなく、その背景を探り、有効な手だてを構築していくことが、今後求められるというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 国の調査では、ヤングケアラーに該当する子供のうち、誰にも相談したことがないと答えた子供が80%です。全国の例では、独り親家庭での問題が深刻との指摘があります。

また、複数で介護を担っている場合よりも、一人で介護を担っている場合が深刻との指摘もあります。先ほど言いましたけれども、家庭の手伝い自体を否定するものではありませんけれども、これからの未来を担う子供たちが、心豊かに過ごし、また学業に専念できる環境をつくることは、大人の責任です。こども基本法第5条には、全ての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現のために、地方公共団体は施策の策定及び実施する責務を有するとあります。

また、10条には、努力義務として、こども基本法に基づくこども計画の策定を県や市町村に求めています。誰にも言えずに悩んでいる子供に一人でも手を差し伸べるための市としての支援策について質問をいたしたいと思います。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 市としてどういった支援をしているかということでご答弁させていただきます。

本市で把握をしているヤングケアラーにつきましては、教員やスクールソーシャルワーカーと連携して情報の共有を行い、福祉事務所にある子ども家庭総合支援拠点を中心として保護者にアプローチし、それぞれの世帯ごとのアセスメントを行っております。これにより世帯の課題を明らかにするとともに、保護者に寄り添いながら、他制度の活用等につなげております。

具体的には、ケアが必要な家族に対して、ヘルパーによる支援を提案し、導入したことで、家事の担い手であった子供の負担軽減と住居の改善をすることができたという事例がございます。ヤングケアラーのいる世帯では、ケアが必要な家族の状態が短期的に改善する事例は少なく、保護者やケアの担い手である子供の相談支援を伴走して、続けていくことも必要であると考えているところでございます。

また、先ほども申しましたが、ヤングケアラーの問題は、潜在化しやすい構造であることを踏まえ、本市では、理解を深めていただくよう広報等を通じて、本人や家族のほか、地域や支援者の気づきにつなげ、相談体制のさらなる充実により、成長・発達段階にある子供の健全な発達を後押ししたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 個人情報といたしますか、なかなか表面化しにくい問題ですが、東京都江戸川区では、生徒全員に個別面談を実施しております。

また、埼玉県では、子供が人生の岐路に立ったときに相談できる団体を立ち上げたとの報告も聞きます。心配な状況にある児童生徒についての学校としての対応は先ほどご答弁ありましたように、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが対応することもあるのではないかと思います。

また、今後本市において児童生徒への個別面談等の対応や市としての相談窓口の設置について質問をいたしたいと思います。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 現在、各学校においてスクールソーシャルワーカー等との対応をしておりますので、またその中で振り返りをして、何かしらの課題がある場合は、改善を協議会とともにやっていくという考えでございます。

あと相談につきましては、福祉事務所に家庭児童相談室というところがございますので、広

報等でも周知をしておりますが、そこでの対応ということになるかと思います。

以上です。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ヤングケアラー本人自身が気づいていないということも多いということです。そういった中でやはり周りから見てあげるといふか、そういうことも今後大切ではないかなというふうに思っておりますので、そういうことに心がけて、市としてできることがあれば今後ともそういう努力をしていただきたいと思います。

次に、集落の維持対策について質問をいたしたいと思います。

人口減少に伴い、市内でもこのままでは集落の維持が困難なところが出てきているのが実情ではないかなというふうに思います。集落維持に向けては、日頃から行政はじめ、区長さんも努力されていることと思えます。何よりも集落の住民の意向が大切だと思いますが、奮闘されている区長さんに、今集落として何が必要なのか、次のリーダーの育成や市としての支援ができることは何なのか、その意向を聞くことが必要だと思います。各区長さんの要望というのは、毎年市としても取り上げられているとは思いますが、全員が全員要望とか、150集落ぐらいある全区長さんからの声はないのではないかなというふうに思っておりますので、人口減少が進む中での集落の区長さんへのといふか、全区長さんへのアンケートを実施してはどうか。全員の声が届くといふか、そういうことをやってもらいたいなというふうに思っておりますけれども、それに対してどう考えられているのか、お伺いをいたしたいと思います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） お答えいたします。

議員が申されますとおり、市といたしましても、地区住民の減少などの要因によりまして、集落としての存続が難しくなっている、こういったご意見を区長さんからお聞きすることもございます。このため、今年度から5年間の計画期間でございます第3次四万十市行政改革大綱に基づく取組といたしまして、今年度から集落が直面する諸課題の解決に対しまして、市としてできる限りの支援をしていくこととしていただいております。その取組の一つといたしまして、4月には、区長さんを対象としたアンケートを実施したところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 全区長さんにされてその回答というのが来ているのかどうか。また、項目としてしたらどういう項目でのアンケートだったのか、それが分かるようでしたらお答え願いたいと思います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） アンケートにつきましては、全区長さんにお配りいたしまして、141名の方から回答が来ております。回答率は85.5%でございます。

内容につきましては、様々でございますけれども、現在の地区の活動状況とか今後の予定、例えば地域住民の交流を図るための活動でありますとか防災活動、それから防犯活動など、こういった活動をしているか、こういったことでございますとか、運営における課題、例えば役員の成り手不足でありますとか役員の高齢化、それから特定の人の負担が大きいとか、そういった項目、それから運営において市や外部組織からの支援が必要だと考えるかどうか。例えば、新規の転入者に対する加入に対する周知とか啓発でありますとか、チラシなどの紙媒体での情報提供に関する助言や支援でありますとか、こういった項目でありますとか、活動の見直しや住民の高齢化に伴う取組の項目、また加入促進に向けた取組の項目、それから活動における担い手の確保に向けての取組でありますとか幅広い世代の参加を促進するための取組、こういったことを区長さんに対しましてアンケート調査を実施したものでございます。

■議長（平野 正） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） もうお昼も近づきましたので、終わります。

■議長（平野 正） 以上で川村一朗議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 議員番号3番、公明党の澤良宜由美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、物価高騰対策のための重点支援地方交付金についてお伺いいたします。

今日の日本経済は、コロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた動きを始めようとしております。

また、その一方では、長期に及ぶ物価高騰により、家計の圧迫やまた各事業者の活動に対する燃料費など、大きな負担がのしかかっている現状です。

そのような中、政府のほうでは、長引く物価高を乗り越えるためのデフレ完全脱却のための総合経済対策が決定いたしました。この総合経済対策は、物価高対策をはじめ、賃上げ対策、年収の壁対策など、様々な支援対策について言及しております。

また、各地域の実情に合わせて、きめ細やかな支援策を進めることができる重点支援地方交付金の予算も追加をされました。

さらに、国のほうでは、先ほど申し上げました賃上げ対策や年収の壁対策など、様々な支援策が実現するための生活防衛として示されたのが、所得税と住民税を合わせて1人当たり4万円を減税する定額減税です。そしてもう一つが、低所得世帯支援枠に1世帯当たり7万円を追

加支給することが盛り込まれました。既に国のほうでは、各自治体に対して年内の予算化に向けた検討を速やかに進めていくようお願いしていると伺っております。

そこで、本市での7万円の給付の取組をお伺いしようと思ったのですが、先日谷田議員の同様の質問に対して、既に課長のほうからご答弁がございましたので、少し省略して質問をさせていただきます。

まず、1番の低所得世帯7万円の対象となる本市の世帯数はどの質問に対しまして、課長のほうから、今回の本議会にて追加補正予算を計上されており、その予定世帯数として5,600世帯とのご答弁がございましたので、この質問はこれでとさせていただきます。

では、次の質問ですが、今回の総合経済対策の補正予算が、11月29日に国会で成立し、国のほうでも低所得世帯枠に対する7万円の支給を各自治体に対して年内の予算化に向けて迅速な対応をと要望しておりました。その意図としては、この物価高により生活が困窮されている方に対して迅速に支援を届けることを目的とされております。

そこで、②番の支給までのスケジュール及び年内支給の是非と③番の周知方法と支給方法についてですが、これも前回の谷田議員の質問に対してご答弁がございましたが、こちらの質問に対しましては、再度になりますが、簡潔で構いませんので、ご答弁のほうよろしく願います。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

谷田議員への答弁とちょっとかぶるところもあるかと思いますが、給付の時期ですが、国から示された情報に基づき準備は進めていますが、国から支給に係るスキームに未確定な部分が多く、これに連動するシステムの改修時期も見通せないため、国が示している年内の支給は、不可能というふうを考えております。

なお、県内の支給の状況ですが、ホームページでちょっと確認をしました。県内11市で今回の7万円給付について周知をしているのは、四万十市を含めて5市となります。その中で年内の支給をするというふう明らかにしている市はございません。逆に、四万十市のほか高知市・安芸市については、今後のスケジュールの中で年内支給はできないということは明らかにしております。幡多管内で言いますと、ホームページで今後のスケジュール等について周知しているのは、本市のみとなります。

また、さきにニュースに取り上げられていましたが、都道府県庁がある全国の47市のうち年内に実施をするのは、全体の17%の8市のみとなっております。

次に、本市のスケジュールとなりますが、1月中旬にシステム改修が終わった場合であって、令和5年度の3万円の非課税世帯給付金を受けている方で、その後世帯員の状況等に変化がない方を改修後のシステムで確認できた場合は、2月初めからの支給が可能と考えられます。全体の支給対象者のうち9割程度は、これに該当するのではないかと考えております。これらの

方への通知については、事前に支払い通知書を送付し、指定された口座への直接支給を予定をしておるところです。

続いて、残り1割程度の方、これは基準日までに転入等により新たに支給対象となる方となりますが、これもシステムで対象者抽出の上、以前の方法と同様に、確認書の送付を行うこととなります。確認書を送付しまして、それらを返送していただくこととなりますが、それらの返送をもって順次支払いを行うこととなりますので、2月下旬にはなると見込んでおります。

なお、全体の支払いについては、3月末までには必要な支払いは全て終了したいというふうを考えております。

あと周知でございますが、12月1日に当時の情報に基づき、市公式ホームページにおいて、今後のスケジュールとして周知をしており、今後必要に応じて更新をする予定でございます。国からの情報も日々更新されておりますので、これらの情報に基づき、前段の見通しに限らず、可能な限り早い段階での支給を行いたいと考えております。

なお、新たに住民税の均等割世帯に対して10万円をとというニュースも昨晚ございました。こういった国のスキームの変更によって、さらに支給時期が変わってくるということはあるかと思えます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。年内支給はちょっと難しいというご回答でして、早くても2月の下旬の支給ということで、再確認という形でご答弁いただきました。ありがとうございます。短期間での取組にはなるかと思いますが、どうか一日も早い支給をお願いいたします。

では次に、4番になりますが、これまで国の支援金など、多くの給付の手続を本市のほうでもされてきたかと思えます。近日で言えば、先ほど課長のほうからも言われました今年の夏に低所得世帯の方に対して3万円の給付のほうをされております。過去には、このような国からの給付金を行う際、様々なトラブルが起きることもございます。大きなトラブルで言えば、給付金を狙った詐欺事件や小さなトラブルでは、双方の思い違いや手違いで給付されなかった、また給付に時間がかかったなどお聞きしたこともございます。本来であれば、このような事件やトラブルが起こってはいけません、本市ではこのような給付金事業を行う上での問題点やそれに対する改善策などがございましたら、ご答弁お願いいたします。

■議長（平野 正） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 本市の非課税世帯の給付における問題点ということですが、全国的には詐欺事案等も注意喚起されている市町村なんかもございますので、そういった他の自治体の取組も参考に、四万十市の方が被害を受けないように注意喚起を行いたいと思っております。

また、問合せについては、今現在も年内の支給がどうかという問合せはよく入ってきて、受付をしておりますが、一旦給付が決定された場合であっても、自分はもらえるのかといったご質問をお受けいたしますので、これについては、議決をいただきましたら、年明け早々に執務室も準備しますので、そちらのほうの電話番号で相談も受付をするようにして、その方が要件を満たしていない場合は、それに応じた丁寧な説明を心がけたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

やはりこちらのほうでもよく聞くのが、自分がもらえるのかどうかという質問を多くいただきます。先ほど執務室のほうもつくられるということでしたので、対象者の方またそれ以外の方でもトラブルなくスムーズに給付できるよう尽力していただければと思います。

では次に、重点支援地方交付金の推奨事業についてお伺いいたします。

先ほども申しましたが、今回の重点支援地方交付金の対象事業として、今回も推奨事業メニューが国のほうから示されています。簡単に言いますと、エネルギーや食料品価格などで物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業になるかと思えます。国のほうで効果的と考えられる推奨事業メニューを生活者支援・事業者支援で8つの項目で提示されており、これを基に各自治体、地域の実情に合った支援策を進めることが求められております。

そこで質問になりますが、前回の国からの支援金で、本市はこれまでどのような支援事業を行ってきたのか、またその支援事業後の効果や評価などありましたらご答弁お願いいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それではお答えいたします。

本市では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における原油価格・物価高騰対応分や重点交付金、これらを活用しまして、コロナ禍における物価高騰対策等として、様々な支援事業を実施しております。主なものを申し上げますと、まず生活者への支援としまして、保育所並びに市立の小中学校での給食費免除事業や妊婦等に対する給付金事業、それから家計の負担軽減と地域における消費の下支え等を目的としましたプレミアム付商品券事業などを実施しております。

次に、事業者への支援としまして、1次産業に対する肥料・飼料の購入費補助、それから交通事業者に対する給付金事業、それから中小企業等に対する光熱費の補助事業などを実施しております。

それから、評価・効果等についてでございますけれども、市としましては、これらの事業を通じまして、コロナ禍におけるエネルギー価格や物価高騰等の影響を受ける中で、子育て世帯をはじめとする幅広い方々の家計の負担軽減並びに市内事業者の事業継続下支え、また地域経済の回復に効果があったものと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

様々な市独自の経済対策また支援対策のほうは、承知いたしました。

今回のプレミアム付商品券なども市民の皆様また事業者の方にも大変好評であったとお伺いしております。ご答弁ありがとうございます。

では次に、今回の本市の重点支援地方交付金の予算枠は幾らになるのか、お伺いたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 本市に交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業メニュー分の限度額としましては、1億958万円とされております。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。1億958万円ということで了解いたしました。

では次に、今回の重点支援地方交付金を活用して、本市でも新たな事業をこれから検討していく段階ではないかと思えます。先ほどの課長の答弁にもございましたが、これまでも様々な市独自の経済対策や救済支援事業を行ってこられまして、もう成果や結果のほうも出されてきたかと思えます。そして今、コロナ禍を乗り越え、これから本市の経済を再生していくためにも、また今までとは違った角度での支援体制も必要になってくるのではないかと思います。

では、ここで質問になりますが、本市が考える今回の推奨事業メニューを活用する際、何に重点を置いて支援事業を行っていくのか、お伺いたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この推奨事業メニューの活用方法ですけれども、現在各課等に事業提案というものをそういったことに取りまとめを現在行っている段階でございます。現時点では、具体的な内容というものは決まっておりませんが、今後庁内各課からの事業提案でありますとか、各分野における物価高騰の影響等も踏まえまして、また県でありますとか他市町村の動き、それらを参考にしながら、やはり地域経済の活性化や住民生活、それから地域産業への支援、そういった効果的な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

現時点では、今はまだ何も決まっていないということで、何に重点を置いていくか、地域活性化につなげていくということで、こちらのほうも了解のほうをいたしました。ぜひ市民の皆様喜んでもらえる支援策や本当に必要としている方に支援が届く事業に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

では次に、今回の推奨事業を行うに当たり、国のほうでは、各自治体に対して早急に予算化に向けた検討を行っていただきたいとの通達もあったとお伺いしております。本市では、これから先ほど答弁がございました今から事業を検討していくということでしたが、目標といたしまして、いつ頃を目安に支援事業を行っていくのか、お伺いいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先ほどもお答えさせていただいたように、交付金を活用する事業がまだ固まっておきませんので、具体的な実施時期、これを申し上げることは困難な状況でございますけれども、交付金の趣旨を踏まえまして、物価高騰の影響を受ける市民の皆様や事業者の方々に対して、できるだけ速やかな支援が行えるように今後取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

何も今ちょっと決まっていない状態ということですので、ご答弁するのも大変かとは思いますが、どうかまた早急な支援事業を皆様に提示できるように行っていただきたいと思っております。

では最後に、本市の物価高騰対策を行うに当たり、市長はどのように考えられているのか、見解をお伺いいたします。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） 物価高騰対策に対する私の見解を申し上げます。

市を活性化させるためには、市民の生活を守ることと同時に、経済の発展も必要となってまいります。今回の物価高騰対策につきましても同様に、物価高からいかに市民生活を守るべきか、同時に市内事業者の維持発展をどう支援していくべきか、この両側面を念頭に置き、財源となる交付金の配分枠などを考慮しながら取り組むべき内容を判断していきたいと考えておりますが、先ほど課長もご答弁申し上げましたように、今各課に投げかけておりますので、1億円では足りないくらいいろいろな提案があることを期待するところでございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

力強いご答弁であったかと思っております。1億円というのは、多いのか少ないのか分かりませんが、どうか皆様に手が届く支援を早急に進めていただきたいことをお願いしまして、こちらの質問は終了させていただきます。

では、次の質問に移ります。

市民サービスの向上についてお伺いいたします。

今、国を中心に各自治体では、誰もが恩恵を受けられるためのデジタル社会の実現を目指しております。その中でもデジタル技術を活用し、地域活性化を目指す取組が進んでおります。

本市においても、四万十市DX推進プロジェクトチームを立ち上げ、デジタル化に向けて様々な取組や検証を行っているかと思えます。その一つの取組として、デジタル地域通貨がございます。このデジタル地域通貨は、前回の9月議会で西尾議員・山下議員が質問され、様々な課題等もございますが、現在導入に向けての取組や検証をされている段階とのご答弁もございました。

そこで、9月議会のご答弁後から現時点でデジタル通貨の今の現状や課題、問題点についてお伺いいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、デジタル地域通貨における現時点での課題、整理した内容、そういったものを中心にお答えいたします。

これまでデジタル地域通貨につきましては、地域経済の活性化に資するツールになり得るものと、そういった認識から、本年7月には、市直営で運営しております千葉県市川市、それから8月には、民間の金融機関及び団体と連携した仕組みによって運営されております木更津市など、運営方法の異なる先進事例の調査等を通じまして検討を進めてまいりました。その中で、地域通貨を使い続けてもらうためには、やはりPayPayや楽天ペイといった既存の大手キャッシュレスサービス、それらとの競争というものがまず上げられます。そういうことを考えますと、利用促進キャンペーンなどの情報発信やポイント付与など、お得感を出すための施策を定期的かつ継続的に実施していく必要がございます。ただそれには、多くの労力やコスト負担が生じ、先進自治体におきましても大きな課題となっていることが見えてまいりました。

また、市内の商工関係団体等と意見交換も行いましたが、その中で地域通貨の仕組みには、おおむね賛成意見でありましたけれども、その導入に当たっては、財政面の負担への懸念、それから本市の人口規模では、持続可能な運営は厳しいのではないかとといったご意見もいただいたところでございます。

さらに、県下に目を向けてみますと、報道等でも既に皆さんご承知かと思えますけれども、高知信用金庫さんにおきまして、県内還流による地域経済の活性化を目的に、県内全域で利用できるデジタル地域通貨を開発しまして、来年3月から運用を開始するといった動きもございます。こうした状況からも、本市独自のデジタル地域通貨の導入につきましては、先ほど言いました県内情勢の変化にも注視しつつ、また先行自治体の取組の効果などをさらに今後検証しまして、引き続き導入の可否について検討を進めてまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。他企業との競争またコスト面、財政の問題など、クリアしないといけない問題があることや、先ほど課長も申しました導入自体の可否についても検討をするということでしたので、その点につきましては、承知いたしました。

ぜひデジタル地域通貨、私も本当に期待しておりますので、どうか頑張ってくださいと

思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問ですが、本市では、今1階の窓口のほうで各種証明書、住民票とか印鑑証明書とかの発行の際の手数料や各種支払いなどは、現金でしか取扱いが今はできないかと思えます。先ほど言われましたデジタル地域通貨の導入自体の可否についての検討等もご答弁がございましたが、もし今後本市にデジタル地域通貨が導入された際に、市の窓口や市の施設での使用ができることを想定しているのか、お伺いいたします。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先進自治体では、住民票の写しなどの各種証明書の発行手数料、それから施設使用料、市税などの支払いにデジタル地域通貨の利用が可能となっておりますので、本市で導入するということになりましたら、こうした支払いにも地域通貨がご利用いただける仕組みとしまして、市民の利便性向上につなげられるように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございました。

もう一つ、ちょっと使えることでお聞きしたいんですが、本市の市民病院とかでも使える想定はされているでしょうか、お答え願います。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） これまで先進事例の調査をする中では、そういった事例はまだ把握できておりませんが、そういったことも含めて検討してまいりたいと思います。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。ぜひ多くの場所で使用できることを期待しております。ぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

既存のキャッシュレス決済サービスについてお伺いいたします。

先ほどのデジタル地域通貨にも通じることですが、今や国を挙げてキャッシュレス化を進めている状況でございます。政府は、2025年までにキャッシュレス決済を40%にするとの目標を掲げ、過去には大規模なキャッシュレスキャンペーンも行われていました。メリットとしまして、人手不足の解消やインバウンド消費の拡大などが上げられております。使用する側としても、現金を持たなくてもよい、手軽にできる、ポイントがつくなど、メリットも多くあります。本市においてもキャッシュレス決済を使用できる店舗も増えてきており、より多くの方がキャッシュレス決済に触れる機会もあると感じました。そのような中、今年の8月頃に本市のLINE公式アカウントより、市民サービスの向上等の目的のため、市施設の窓口におけるキャッシュレス決済の導入を検討しておりますとのアンケートがございました。導入を検討さ

れているとのことでしたので、改めてにはなりますが、キャッシュレス決済の導入を検討することとなった経緯についてお聞かせ願います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） キャッシュレス決済サービスの導入を検討することになった経緯でございますけれども、複雑多様化する市民ニーズでありますとか、社会経済情勢の変化に的確に対応し、効率的で質の高い行政サービスと持続可能な行政運営を実現することを目的にいたしまして、本市におきまして、令和5年度から9年度までの5か年の計画期間といたしまして第3次四万十市行政改革大綱を今年3月に策定しております。その中で市の窓口におけるキャッシュレス決済の導入は、この計画に基づく取組でございます。年々全国的に、また様々な業種におきましてキャッシュレス決済の導入が進む中、市民サービスの向上でありますとか、料金受領対応の効率化、現金取扱い機会の減少によるミスの発生リスクの軽減を目的として、現在このキャッシュレス決済サービスの導入に向けた検討を行っているということでございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。市民サービスの向上ということでの取組ということで、了解をいたしました。

では、ちょっと具体的にお伺いをしていきます。

先ほども申しましたが、今年の夏に実施しました市民アンケートの結果とそれに伴う課題などがございましたらお答え願います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） まず、キャッシュレス決済に対する市民の皆様の利用状況でありますとか、そういったことを把握するためにインターネット上でアンケート調査を実施いたしまして、約300の方にご回答をいただいております。

その結果の一部をご紹介させていただきますと、キャッシュレス決済のサービスには、主にクレジットカード・電子マネー・QRコードがありますが、この3種類のサービスの利用率は、それぞれおおむね8割となっております。民間企業が行った全国的な調査結果ともおおむね一致する結果となっております。

また、ふだん最も利用する決済方法はQRコード決済で、その利用率は約4割であり、こちらはクレジットカードの利用率が最も高いという全国的な調査とは異なる結果となっております。

また、市の窓口にはキャッシュレス決済を導入した場合、約7割の方が利用するとの回答をいただいております。

このアンケートの結果によって多くの市民の方が日常的にキャッシュレス決済を利用していることや最も利用している決済方法、また市の窓口における導入について希望される方が一定

数いることも分かったところでございます。

しかしながら、キャッシュレス決済の導入・維持には、当然一定費用が発生し、決済方法を増やすと、それだけ多くの費用が必要となります。

しかし、決済方法をあまり絞り過ぎると、利用率が低調となることも見込まれますので、費用対効果を踏まえた上で、数ある決済方法のうちどれを導入するかということが、今後の検討課題であると認識しているところでございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先ほどもちょっとお話がありましたが、キャッシュレス決済サービスを導入する場合の導入及び維持費が幾らかかるのか、お答え願います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 導入と維持費につきましては、例えばクレジットカード・電子マネー・QRコード決済・現金決済、全てを利用可能なセミセルフ方式のレジを導入する場合、ネット回線が利用可能な場所であれば、導入経費として、1台当たり約180万円、維持費としてシステム使用料が年間約2万5,000円必要となります。

一方、クレジットカードと電子マネーの決済のみを導入する場合、導入経費としては約7万円、維持経費は、ネット回線が利用可能であれば経費は不要でございますので、この導入手法によって必要経費が大きく変わることが分かっておりますので、こういったことも検討が必要だと考えているところでございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。ありがとうございます。なかなかちょっと金額に差があるということですので、これからまた検討段階という形にはなるかと思えます。ぜひキャッシュレス決済サービスは、住民の方の要望ということも多いとアンケートでもございましたので、ぜひ安く抑えて、利用が最大限に使えるものを選んでいただければと思います。

では次に、キャッシュレス決済サービスの導入を想定している場所はどこになるのか、お答え願います。

また、市施設でのってアンケートのほうにも書いてありましたので、ほかの市の施設でも導入を検討しているのであれば、その場所もお答え願います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 導入につきましては、これまでは総務課内において、市民の皆様の意向調査でございますとか、県内他市の動向、それから導入方法とか、費用等の検討を行っておりますので、今後は窓口業務を所管する課で構成いたしますプロジェクトチームにおいて、どの窓口で利用するかとか、そういった具体の検討を今後進めていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。

また、分かり次第、皆様のほうに早急に周知していただければと思います。キャッシュレス決済サービス、本当に皆様期待をしております。かく言う私もアンケートのほうに参加をさせていただきました。キャッシュレス決済を私も使っておりますので、本当に便利で、なおかつ本当に有効な手段だと思っておりますので、また分かり次第、情報を公開していただければと思います。

では、最後になりますが、今ちょっと課長の答弁等で、導入時期というのがまだまだ分からないのかなとも思いましたが、もし導入するのであればいつ頃考えられているのか、お答え願います。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 導入時期におきましても、今後庁内のプロジェクトチーム、こういったところで検討をしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。

キャッシュレス決済は、本市でも本当に使用する方がこれからもますます増えてくるかと思えます。昨日の川村真生議員の質問にもありましたように、質問内容はちょっと違いますけど、どちらも窓口サービスの向上という点では同じではないかと思えます。市民においても多様化する市民ニーズに応じていくためにも、さらなる窓口サービス及び市民サービスの向上に向けて取り組んでいただければと思います。

ではこれで、キャッシュレス決済サービスの質問を終了させていただきます。

では、次の質問に移ります。

道路整備についてお伺いいたします。

市道馬場川線の整備についてですが、この馬場川線とは、具同の四万十自動車学校の南側に位置し、自動車学校と馬場川の間にある市道でございます。地域住民の生活道であり、また周りには、農作地も多くあることから、農業従事者が頻繁に活用している道路でございます。

また、この市道は、中村西中学校が近くにあるため、通学路としても活用をされております。

しかし、近年道路の劣化がかなり進んでおり、とても安全な道とは言い難い状態となっております。馬場川線の一部の区間では、道路の両側部分のアスファルトがなくなっており、その箇所を自動車はもとより、自転車でも通ることも非常に困難な状態となっております。今年の夏頃に軽トラックがその危険な箇所を走行中、タイヤを踏み外してしまい、結果、抜け出すことができず、クレーン車で救出されたとのお話もお伺いいたしました。

また、通学路として使用されていた学生さんが自転車で走行中、割れ目部分にタイヤが取ら

れてしまい、田んぼに落ちてしまったというお話もお伺いしました。とても通学路としては機能していない道路ではないかと思えます。そのようなこともあり、今年の夏に区長さんを含め担当課の方、地域住民の方や馬場川線に隣接する土地所有者の方に集まっていただき、整備に向けた取組やスケジュールなどの話合いがございました。しかし、現状工事すら進んでいない状況でございます。

そこで質問になりますが、この市道馬場川線を整備にするに当たり、改めて本市が考えている整備のスケジュールについてお伺いいたします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

先ほど議員のご質問の中でもご紹介がありましたが、市道馬場川線は、具同の西組地区、四万十自動車学校南側の農地の中を東西につなぐ道路であります。幅員が1 m70程度と狭い上に、路肩が弱く、農耕車両やその他の車両が脱輪するなどの事案が発生をしております。このような状況から、平成26年と令和2年に、関係地区や中学校から道路改良の要望書が提出された経過がございます。この要望に対しましては、拡幅改良ではなく、部分的な補修で対応していく旨の回答をしております。その後も脱輪等が後を絶たない発生があったことから、本年9月末に関係区長をはじめ、地域の方々と現地で協議を行いました。その結果、対応策といたしまして、現在かまぼこ状になっております舗装の路面を切り下げることで、少しでも幅員を広くする。2つ目に、機能していない横断側溝を修繕する。3つ目に、特に損傷が激しい路肩部分の補強を行う。以上の案をお示ししたところでございます。

なお、実施時期につきましては、今後調整することをお伝えしております。

12月現在、舗装路面を切り下げるためのアスファルト舗装の剥ぎ取りについて、施工業者に依頼済みであり、早ければ年内には着手できる見通しであります。

また、横断側溝の補修や路肩の補強につきましては、来年の水稲の準備時期までの完了を目指しております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

12月中に今のあるアスファルトを全部取って砂利を詰められるという認識でよろしいでしょうか。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） この道路、非常に延長が長うございますので、部分的に盛り上がったといいますか、路肩が落ちてかまぼこ状になった部分を選びまして、その部分を切り下げて広げる。そしてちょっと舗装はまだ行わないので、砂利等で表面の補修をするというようなことを考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。

ここは通学路ということで、自転車で学生さんも通られます。なかなか今はちょっと危ないということで、親御さんがちょっとこちらは通らないというふうに言われる方もいらっしゃいますが、これがちょっとアスファルトを取られて、少なからず舗装をされた場合、自転車は普通に通れる状態であるのか、そこだけちょっとお伺いいたします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 先ほどお答えしましたように、当面の間は碎石等で路面の補修を行っていきますが、車が通ったりして穴が空いたりする場合もございますので、定期的にパトロールを行って対応をする。それから、部分的には、アスファルト乳剤というのをまきまして、一定保護ができる場合もありますので、そういった方法で検討をしていきたいと思っています。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先ほど課長のほうも言われましたが、馬場川線というのは、学生さんも常に使用している道でございます。地域の方や農業従事者の方にとっても大切な生活道でもあり、仕事の道でもあります。本市において馬場川線をどのように位置づけられて将来的にどのようにされていこうと思われているのか、お伺いをいたします。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

次年度以降の補修計画につきましては、地域のご意見をお伺いした上で場所の絞り込みを行い、補修区間を決定して整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

限られた予算でやっていくというのは、地域住民の方も十分承知はされております。希望としましては、完全に整備していただきたいという思いもあるんですが、それはできないことはないんですけども、難しいということも承知しております。本当にお互いが落ち着く場所で納得した形での話し合いだったというふうにお伺いしております。とにかく安全な道づくり、安全なまちづくりを目指していただければと思いますので、これで道路整備の質問は終了させていただきます。

では、次の質問に移ります。

安全対策についてお伺いをいたします。

本市の安全対策、今回は防犯の中でも窃盗・毀損に関しての防犯対策についてお伺いいたし

ます。

今回このような質問をなぜしようと思ったかと申しますと、先日ある農家の方から、野菜を盗んでいく人がいて困っているとの相談がありました。その農家の方いわく、明らかに人の手が加わった状態で野菜が盗まれているとのこと。偶然にもというか、偶然ではないんですけど、また昨日新たにまた違う農家の方から、白菜が取られて困っているという電話が偶然にも昨日ありました。また、ある方は、ポスターを掲示板に貼っていたが、明らかに故意的に破られていたとの話も聞きました。もう一方、ある子供がいるご家庭で、外に置いていた子供のおもちゃが壊されていたなど、本当にここ最近の話なんですけど、このような窃盗や毀損の相談事をよく受けます。あまりにもひどい場合は、警察に相談していただくようお話をしますが、中には警察に行くほどのことでもないという方も実際におられました。犯罪行為に対しては、警察に対応していただくと同時に、本市でも市民の方がこのような犯罪に遭わない、犯罪に遭わせないための防犯対策の取組は大切ではないかと思えます。本市では、このような事態に対してどのような取組をされているのか、お伺いいたします。

■議長（平野 正） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 本市の防犯対策につきましては、本市総合計画にあります施策それから実施体制に沿いまして、関係団体との協議・調整を行いまして、様々な取組を進めているところでございます。

議員のほうからは、盗難それから毀損等に特化したというご質問でしたけれども、防犯対策というのは、多岐にわたります。網羅的な取組と、そういったことが必要でございますので、そういった観点から、全般的な取組についてお答えをさせていただきます。

現在の主な取組ですけれども、定期的な地域安全ニュースの地区の回覧、それから市広報の活用、高齢者1万人訪問活動、それから毎年10月の全国地域安全運動期間中におけます啓発物の配布、各地区での防犯講習会、あと防犯・街路灯の設置補助、それから警察によります巡回強化や事案によりましては、防災無線によります情報発信、そういった各種の取組をさせていただいております。

さらには、幼い頃からの防犯意識の向上を目的といたしまして、市内の園児を対象としました防犯教室、こういったものも実施をしております。今後におきましても、分かりやすく楽しみながら防犯について学べる機会、そういったものを提供していきたいというふうに考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

今回窃盗・毀損だけではなく、防犯全体ということで、市の取組のほうは承知いたしました。小さな犯罪だからしょうがないと諦めてしまう方もいらっしゃいますので、そのようなことがないように、先ほど課長のほうからもご答弁ございましたが、個々の防犯力の向上という

ことや地域での防犯対策の取組というのを皆で知恵を出し合いながら、また安全対策を行っていけばと思います。

では、最後の質問になりますが、今回防犯カメラやセンサーライト、また犯罪対策を啓発するための看板やポスターは、少なからず防犯の抑止力につながるのではないかと思います。既に個人で防犯カメラやセンサーライトを取り付けて防犯対策をされている方も多くいらっしゃいます。本市ではこのような防犯対策グッズや啓発物に対する支援自体は行っていないのか。

また、行っていないのであれば、その支援策の一環として考えていただけないか、お答え願います。

■議長（平野 正） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 防犯カメラ・センサーライト・看板やポスターなどへの支援ということでございます。

防犯カメラの設置につきましては、今ほど議員もおっしゃられましたように、犯罪の抑制それから犯人検挙に役立つ、そういったことが期待をされておりますけれども、一方プライバシーへの配慮、個人情報保護法等の観点から、慎重な対応が求められるといったことがございます。こういった様々な課題もございますので、個人に対しまして市の単独の支援というのは、現在考えていないのが実情でございます。

ただ、県におきましては、高知県街頭防犯カメラ等設置支援事業、こちらのほうが設けられておりますので、機会があるごとに各地区のほうへはご紹介させていただこうというふうを考えているところでございます。防犯対策に関しましては、防犯カメラの設置以外にも様々ございますので、あらゆる機会を通じまして周知・啓発、そういったことに努めてまいりたいというふう考えております。

それから、センサーライトですけれども、簡易なものでございましたら、比較的安価で購入ができますので、現在のところ支援というところまでは考えてはおりません。

最後に、看板やポスターなどの啓発物につきましてもご指摘がございましたけれども、地区等から要望等があった際には、簡易なものですけれども、用途に合わせまして作成をしてお渡しをしていると、そういったような状況でございます。防犯対策に終わりはございません。終わりはございませんが、私に残された時間、本当に短くなってきております。短くなってきてはおりますけれども、引き続き関係団体の皆さん、中村警察署それから中村地域安全協会、皆さんにご協力をいただきながら取組を進めてまいりたいと考えております。

■議長（平野 正） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。課長の思いも受けつつ、私も地域のために頑張りたいと思います。本当に安全なまちづくりを共々につくっていけたらと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

■議長（平野 正） 以上で澤良宜由美議員の質問を終わります。

14時まで休憩いたします。

午後 1 時49分 休憩

午後 2 時 0 分 再開

■議長（平野 正） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。社民党の廣瀬正明でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

近年各地で猛暑や豪雨など、地球温暖化が要因と見られる災害が多発し、猛暑による農産物への悪影響や風水害による甚大な被害が相次いで起こっています。全国で多くの自治体がゼロカーボンシティ宣言を行い、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでおり、四万十市でも令和3年3月にゼロカーボンシティ宣言を行いました。

そこでまず、令和3年3月以降の四万十市の取組についてお答えをお願いいたします。

次に、電気の消費量削減のために非常に有効であるとされる照明のLED化、ご承知のとおりLED照明は、省エネで長寿命、初期投資は高いですが、ランニングコスト、維持管理費は低く、将来的には、市の運営にもプラスになると考えております。市の施設、街灯、防犯灯、グラウンドの夜間照明等、全ての照明のLED化を行えば、環境に優しい取組となり、将来は、市の運営にも好影響を及ぼす取組となると考え、可能なところから随時更新を行うべきと考えます。このことについてお考えをお聞かせください。

次に、燃料消費量削減について質問をいたします。

農業用ビニールハウスの暖房に使われる燃料消費量の削減に取り組まれている自治体があります。取り組まれているのは、年間の温度がほぼ一定に保たれる地下水の熱を利用し、熱交換によって沸かしたお湯をビニールハウスの中に循環させ、暖房を行うもので、環境に優しい取組、化石燃料の消費量の削減、併せて、燃料費が高騰している現在、農業支援にもつながる取組であると考えています。この取組も初期投資は高いですが、補助メニューを利用すれば、採算は十分取れると伺っています。早急に四万十市でも検討すべき取組であると考えております。これについてお答えをお願いいたします。

次に、電気自動車について質問をいたします。

電気自動車については、長距離ドライブや旅行に使うには、条件整備が不十分な地域もあり、まだまだ過渡期だと私は考えておりますが、性能は向上しており、市役所の公用車として四万十市内で使用するには、十分な性能になっていると考えています。大切に長く使うその条件下でプラスになるというお話もございますが、ゼロカーボンシティ宣言を行った四万十市にふさわしい公用車であり、市民の環境意識向上にもつながると考えています。車両更新時に購入を検討し、台数を増やしていくべきと考えています。これについてお答えをお願いいたします。

そして、今後の四万十市のゼロカーボンへの取組、2050年CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロに向けての市長の意気込みをお聞かせください。

次に、人口減少対策、生活インフラの整備について質問をいたします。

人口減少を穏やかにするためには、住み慣れた場所で安心して暮らしていただけること、そしてより多くの場所で安心して暮らせる、そういう条件整備に取り組むことが重要だと考えています。生活していくためには、収入を得る方法も重要ですが、今回はインフラの整備を中心に質問を考えています。

市内で生活されている方の中には、現在でも水道が整備されておらず、山水、川の水で生活用水を賄っている方がおいでます。私も20年ほど前までは、山水で生活しておりました。大雨が降るとパイプが詰まり、雨が降らない日が長期間続くと、水量が減って生活に支障が出ることもありました。山水が止まると、真冬、雪の降る夜でも山に上がって修理する必要があり、精神的な負担と将来への不安は、経験したことのない方には理解し難いと考えております。先日お話を伺った方も、現在山水で生活を賄っているが、いつ止まるか分からない状態であり、安心して生活できない。近くに住んでいた知人の家では、山水が止まり、仕方なく市外へ転居した。気に入って暮らしているこの場所で暮らし続けられるか、将来に大きな不安があるとおっしゃっていました。安心して暮らせる場所を四万十市内に増やしていくことが社会減を減らし、将来移住者を増やしていくことにもつながると考えています。十数年前に出された四万十市地域支援総合事業補助金交付要綱の中に、生活用水確保支援事業がございます。中山間地域で高齢者等が安心して暮らすことができる生活環境を緊急に整えるため、飲料水等の生活用水を確保する仕組みづくりに必要なハードまたはソフト事業で、1補助事業当たり4,275万円が補助金の上限となっています。非常によい取組と考えていますが、上限まで補助金を使用しますと、地元負担が225万円となり、負担が困難な世帯があるのではないかと考えています。

また、1事業当たりの対象世帯数は、5件から10件程度と聞いておりますが、年に10件程度の取組は、緊急に整えるという事業の趣旨から少し外れているのではないかと考えています。

そこで、事業開始から現在まで何世帯で生活用水の確保ができ、あと何世帯確保ができていないのか、世帯数を教えてください。

続いて、山水で生活されている方の中には、自費で地下水利用を検討されている方がおいでます。地下水を生活用水として利用するには、最低でも50万円かかるとの話を聞いております。4,275万円の予算で1世帯に50万円の補助金が交付できれば、年に85世帯の支援ができ、緊急な取組にふさわしい事業になるのではないかと考えております。加えて、ボーリング調査の費用についても助成を検討すべきと考えております。

そこで質問です。

生活用水確保支援事業の目的、緊急性についてのお考えと今後より多くの方に早急な支援をしていく取組についてのお考えをお答えください。

続いて、テレビの視聴について質問をいたします。

現在テレビは、生活に欠かせない必需品であると考えています。地上デジタル放送への完全移行から12年がたちました。所管課の様々な努力により、大多数がテレビから情報を得られる状況になっていると認識しています。

しかし、一部では、現在もテレビを見ることができない世帯がございます。放送法に基づき、公共の福祉と文化の向上に寄与することを目的に設立された日本唯一の公共放送さえ見られない状況を放置することがあってはならないと考えています。市として今後どのように対応をしていくのか、お考えをお聞かせください。

次に、携帯電話について質問をいたします。

令和3年9月1日に発足したデジタル庁、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を掲げています。デジタル庁の取組の一部を申し上げますが、遠隔診療という項目がございます。遠隔診療の実用化、スマホやウェアラブル端末による予防医療の普及などに取り組むと書かれてあります。具体的な取組はこれからと考えておりますが、携帯電話が使用できることを前提として様々な取組が行われるものと考えています。警備保障等で、腕時計型の端末機を使用して、独居の高齢者に何かあったときに対応する、そういう宣伝も皆さんご覧になったことあるかと思えます。国を挙げてそういう取組をしていく、そういうふうには私は考えております。つまり誰一人取り残されないためには、携帯電話が全ての世帯で使用できるよう、利用できる範囲を拡大していく必要があるのではないかと考えています。これについて市としての考え、今後の取組についてお答えをください。

次に、市内で行われる行事について質問をいたします。

市内で行われる様々な行事のお知らせは、広報・回覧等で周知されていますが、情報が非常に少ないのではないかと、そうおっしゃる方がおいでますし、私もそう考えております。各地区で行われる行事やイベント、防災訓練や祭り、運動会等も含めて、できるだけ多くの情報を市民に発信していくべきではないかと考えております。ホームページに月ごとの一覧表の掲載やLINE等での内容を含めた周知が行えれば、もっともっと市民の行事への参加は増えていくのではないかと、そういうふうには考えております。これについてお考えをいただきたいと思えます。

続いて、行事の日程について、行事の日程調整について質問をいたします。

四万十市が関わる行事は、数多く開催されていますが、行事の日程が重なることがあり、同日に開催される行事には、どちらかの参加を諦める必要が起きます。先月11月12日に西土佐の産業祭とこれは、今年は黒潮町での開催となりましたが、消防団の総合訓練が重なり、17日には、戦没者並びに満州分村殉難者合同追悼式と地区の防災訓練が同日に行われました。市民の方から、日程の調整ができてない、横の連絡が取れていないのではないかと、何とかできないのかとの苦情・要望がございました。事前に全体の行事予定を把握していれば、調整できるの

ではないかと考えております。

そこで質問でございます。

四万十市内で行われる行事と、特に四万十市が深く関わるもの、これらの日程調整は行っていくべきだと考えております。全体の把握はどのように行っているのか、そして今後どのように取り組まれていくのか、お答えをお願いいたします。

次に、快適で安心して暮らせる四万十市、道路・景観・観光などの環境整備について質問いたします。

まず、樹木についての質問ですが、近年倒木や枯れ枝の落下による被害が多く聞かれるようになりました。以前から山の木が枯れる事例は頻繁にありましたが、倒木による重大事故や枝の落下による人家への被害はまれであったと記憶しています。近年これらが多くなったのは、猛暑や突風の影響が原因でないかとおっしゃる方がおいでます。事実であれば、今後さらに被害は増加するものと考えています。

また、マツノザイセンチュウの被害で、市内には枯れた松が多く見かけられるようになり、ナラ科の木を枯らすカシノナガキクイムシが幡多郡内で確認され、シイや栗への被害も懸念されます。気候変動は、生息する動植物、昆虫の種類を変え、新たな害虫の被害にも警戒が必要になるのではないかと考えています。市内では、大きな被害は聞いておりませんが、枯れ枝の落下による自動車への被害は時々起こっています。他事例となりますが、昨年高岡郡では、大きな枝の落下により人家に被害が出ておりますし、今年別の町でも被害があったと聞いています。昨年の事例では、町の所有する土地に生えている木が原因であり、町が適切な対応をしたとのことで解決をしておりますが、今年事例では、民地の木が原因で対応ができず、町民の方は行政の対応に不満を持たれ、裁判を含めた対応を検討されていると聞いており、先月段階では、解決に至っていないと聞いております。市内でも同様の事例が起こることは想定され、市民の安全・安心そして財産を守るために行政としてできる限りの取組が必要だと考えております。市の所有する土地に生えている木に加えて、民地の木を含めた調査や情報収集、加えて広く市民からの情報提供を求めることも必要ではないかと考えています。市の所有する土地に生えて木が、市民に被害を及ぼすことがないように、適切な対応を行い、民地に危険と思われる木が確認されれば、所有者に対応をお願いするなどの取組が必要と考えています。市民の安全・安心そして財産を守るために精いっぱい取組を行う、そういう姿勢を示すことが重要と考えています。このことについてお考えをお聞かせください。

次は、市道沿いの草刈りについて質問いたします。

市道の草刈りは、景観をよくし、快適に生活するため、定期的に行うべきと考えています。以前は多くの地区で市道沿いの草刈りを行っていましたが、高齢化が進む中で草刈りが困難になった、そうおっしゃる地区が増えています。私の住んでいる地区では、毎年2回の草刈りに加えて、今年はウルトラマラソンに向けて3回目の草刈りを行いました。将来的にはできな

くなるのではないかなどという話も出始めました。市で全ての市道沿いの草刈りを行うとすれば、年1回の草刈りも困難な状況になるのではないかと心配しております。市民生活に大きな影響がある市道沿いの草刈りについて、今後どのように取り組まれていくのか、お考えをお聞かせください。

続いて、観光地の草刈りについて質問をいたします。

四万十市の観光地と言えば四万十川、そして沈下橋が上げられます。以前はもっと頻繁に整備されていたが、最近は汚らしく、観光地としてはお粗末とまで言われることがございます。観光に力を入れている四万十市、時々現地確認を行い、必要に応じて整備すべきと考えています。これについてお答えをお願いをいたします。

続いて、為松公園について質問をいたします。

為松公園も観光地であると認識しており、公園内には、郷土博物館もございます。公園内はきれいに整備されていますが、登り口の整備が不十分とのお話がありました。今年市民の方からの要望により、7年ぶりに整備が行われたと聞いておりますが、観光地の入り口は、非常に重要な場所であり、整備が不十分であれば、道路全体が整備されていない通行困難な山道のイメージを持たれる方がおいでるのではないかと考えております。為松公園と市道の一体的な整備が必要と考えております。このことについて観光誘致に努力されている観光商工課、為松公園内にある郷土博物館を所管されている生涯学習課、そして道路管理をされているまちづくり課のお考えをそれぞれお聞かせください。

次に、市内の現在使用されていない公共施設の利活用について質問をいたします。

公共施設と申し上げましたが、ほとんどが学校の校舎でございます。少子化の中で学校の統合が進み、利活用されていない公共施設、またはごく一部だけ利用されている施設が増えてまいりました。空き施設は地域で有効に利用できるようにすべきとおっしゃる方が多くおいでます。地域・地区で利用する場合でも、手続が面倒で利用しづらいとおっしゃる方もおいでます。使用の際、申請書の必要性は理解しておりますが、申請書の郵送またはファクシミリ通信、将来的には携帯電話で簡単に申請手続ができるように取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。市民の要望に最大限応えていくために、市としてどのように考えているのか、お答えをお願いをいたします。

続いて、旧下田中学校の利活用について質問をいたします。

南海トラフ巨大地震・津波対策として、学校・保育所の高台移転と避難所の整備が地域から要望されています。旧下田中学校校舎の活用については、現在検討されているところではありますが、他の活用方法に決まれば、学校・保育所の高台移転は困難となりますし、検討に時間がかかれば、避難所の整備が遅れてしまうと考えています。下田地区では、1,000人が避難できる施設が必要と聞いておりますが、大規模災害が起これば、長期間避難所での生活を余儀なくされることも想定され、学校・保育所としての活用が最適と考えています。全国で唯一防災

対策が後退したのではないかとされている下田地区の防災対策を以前の状態に近づけ、さらに子供たちの安全と保護者の安心のため、早急な検討・実施を行うべきと考えております。施設を最大限市民の要望に沿った形で利活用する。下田地域の空き施設は、下田地区の市民の要望を最大限受け入れた形で活用すべきと考えております。この点について、決して防災対策の答えをいただきたいわけではございません。利活用は地区の意見に重きを置いて決定すべきではないかと考えておりますので、その点についてだけお答えをお願いいたします。

いろいろ質問をいたしました。答弁はなるべく簡潔に分かりやすく、そしてなるべく質問の順番にお答えいただくことをお願いしまして、1回目の質問にさせていただきます。

■議長（平野 正） 中平市長。

■市長（中平正宏） いろいろと建設的なご意見やご提案をいただきまして本当にありがとうございました。

まず、ゼロカーボンシティに対する私の意気込みということでございますけれども、このことにつきましては、役所として取り組むべきこと、特にいろんな建物であるとか、あるいは車の買換えの場合には、極端な話、電気自動車にするとか、かなり多くのことがあろうとは思いますが。ただ役所だけで幾らやりましても、当然進むわけではございませんので、やはり民間の方々と一緒に連携をした中で進めていかななくてはなりませんし、今後、また森林環境譲与税を活用した山の手入れ等も大きなその一つの柱になってくるのではないかなと思います。あと農業面も含めまして、数多くの取組を総合的な形で進めていかななくてはなりません。そのためには、大変気合の入った課長がうちのほうにはおりますので、後ほど答弁いたすと思いますので、よろしくをお願いいたします。

■議長（平野 正） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 私のほうからは、地球温暖化対策、ゼロカーボンシティへの取組に関しましてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、令和3年3月のゼロカーボンシティ宣言後の本市の取組ということでご質問がございました。

宣言後の本市の取組につきましては、まず4年度よりゼロカーボン推進交付金、こちらのほうを市内全地区に交付をさせていただきます。環境省が推進しますゼロカーボンアクション30、こちらのほうへ住民の皆さんが積極的に取り組めるよう後押しをさせていただいているところでございます。

また、5年6月には、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定いたしまして、市民・事業者・行政が協働・協力しながら取り組むべき施策を明確にしまして施策を推進することとしております。

具体的な取組例を一つ申しますと、これまでの住宅用太陽光発電システム設置補助金、こちらの充実を図るために、加えまして蓄電池の設置補助、こちらのほうも対象にする、そういっ

た県の補助事業の活用も視野に入れまして、6年度当初予算のほうに予算要求をしておりますし、せんだって成立をしました国の補正予算、こちらを活用しまして、省エネ家電等への買換え促進による生活者支援、こちらも計画をしているところでございます。

次に、本市の施設や街灯などのLED化についてのご質問がございました。

LEDと比較をされます蛍光灯照明器具、こちらにつきましては、2019年から製造中止となっておりますことから、今後新設をされます施設につきましては、必然的にLED照明が採用されるといったことになってまいります。

市が所有します既存の施設につきましても、随時更新をさせていただいているというのが現状でございます。近年の実績におきましては、中村西中学校の校舎と体育館、具同体育センターそれから本庁舎が取替え済みでございます。ご指摘のございました夜間照明施設につきましても、修繕のとき、そうした可能な箇所から順次対応をしております。安並運動公園テニスコートの夜間照明におきましても、一部LED化を施しております。今後、更新予定の施設もまだございますので、それぞれの年次計画の中におきまして、順次対応されていくものというふうに考えております。

一方、地区が管理をしております街灯につきましては、ふるさと暮らし支援事業、こちらにおきまして、毎年一定数取替えに対する補助をさせていただいているところでございます。

次に、農業用ビニールハウスに係ります燃料消費量の削減とこういってことでご質問がございました。

議員ご指摘の取組につきましては、脱炭素先行地域に指定をされました須崎市それから日高村で進められているものでございまして、自治体と企業で共同出資の上、成立した電力会社、こちらを中心にエリア内の住宅、公共施設、農業関連施設の脱炭素化を図る、そういったもので、私も同行させていただきましたけれども、先月の行政視察において研修された事例と、それのことだと思っております。

農業用ビニールハウスに係ります燃料消費量の削減ということに関してのご質問でございますので、農林水産課のほうに確認をしましたところ、初期投資が高額で、補助事業を活用したとしても費用対効果、いろんな面で多くの課題がまだまだあると、そういう想定があるということございまして、今後須崎市さん・日高村さんのほうの状況も注視しながら、情報収集していきたいということございました。

少し脱炭素先行地域について触れさせていただきますと、これに選定された地域におきましては、地域の特性、そういったことに応じた先行的な取組、これが実証されておきまして、脱炭素ドミノの基点となるというものでございます。本市におきましても、このような脱炭素先行地域の取組、そういったことをいろいろと参考にしながら、温室効果ガス排出量実質ゼロということを目指していく、それが大切であろうという認識は持っております。

最後に、公用車の更新時に電気自動車の導入を検討すべきと、台数を増やせというご質問が

ございました。

現在、本市所有の公用車で電気自動車、こちら1台でございます。第4次四万十市役所地球温暖化防止実行計画、こちらにおきまして電気自動車については、可能な範囲で購入に努めるということになってますけれども、公用車の更新時等におきまして、なかなか電気自動車の導入が進まない、こういったことは、1回の充電当たりでの走行距離、また価格面での問題、そういったことがネックになっているようでございます。電気自動車の導入につきましては、もちろん市民の皆さんへの意識啓発にはつながります。そういったことは分かっておりますけれども、今後性能や価格、やっぱり使い勝手といったことが大事ですので、そういったことを見極めながら考えてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

■議長（平野 正） 池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） 私のほうからは、2番の人口減少対策についての(1)生活インフラの整備の中の生活用水確保支援事業関連の質問についてご答弁をさせていただきます。

四万十市地域支援総合事業補助金交付要綱に記載されている生活用水確保支援事業は、議員もご承知のとおり、中山間地域で高齢者等が安心して暮らすことができる生活環境を緊急に整えるため、飲料水等の生活用水を確保する仕組みづくりに必要なハードまたはソフト事業で、補助事業者は3戸以上で給水施設等を運営・管理する団体もしくは集落で、1補助事業当たり4,275万円が補助限度額となっております。

また、この生活用水確保支援事業は、高知県中山間地域生活支援総合補助金を活用しており、補助対象経費から地元負担の5%を控除した2分の1以内を県補助金として活用しているものでございます。

まず初めに、ご質問いただきました事業開始から現在までの生活用水確保支援事業での整備世帯数ですが、令和4年度末現在で136世帯となっております。市の給水区域内にも自己水源の方はおられますが、給水区域外の地区で見ますと、自己水源の世帯数については約200世帯となっております。

続きまして、生活用水確保支援事業の目的と緊急性についてでございます。

議員のおっしゃるとおり、中山間地域では、いまだに遠方からの谷水を各戸もしくは共同で引き込み、生活用水として利用している地区もあり、従来から大雨による濁水や少雨による濁水に悩まされ、また近年は、高齢化により施設の維持管理が困難になるなど、日々の生活に欠くことのできない飲料水の確保が問題となっております。日常生活に欠かすことのできない生活用水の確保のため、地区で管理する水道施設を整備し、安定した水量を確保することで、問題の解消を図ることを目的としております。

また、緊急性につきましては、要望のあった地区については、速やかに現地調査を行い、県及び市補助金の活用が可能であるか協議を行い、全ての要件を満たす場合、県に整備計画並び

に補助金要望を行いまして、採択されるよう取り組んでいるところでございます。

最後に、より多くの方に早急な支援をしていく取組についてでございますが、現在今年度の整備箇所を含め5地区から要望が上がっております。まずは、この要望のあった地区の施設整備を継続して取り組んでいきたいと考えております。現在のところ、県・四万十市としても、3戸以上の地区から要望があることから、給水人口の多い地区から整備を進めている状況でございます。

今後につきましても、限られた予算の中での取組でございますので、高知県の中山間地域生活支援対策予算の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、私のほうからは、2番、人口減少対策についての生活インフラの整備の中のテレビの視聴ができない地域や携帯電話の電波が入らない地域への対応、それから3番、市民への周知方法と日程についての(1)市内で開催される行事の中の情報発信の充実、それから5番の空き公共施設の利活用についての(1)市民の要望に沿った利活用の中の旧下田中学校の利活用について、その4点についてお答えいたします。

まず、テレビの視聴ができない地域への対応についてでございます。

地上波のテレビ放送につきましては、平成23年4月にアナログ放送が終了した当時につきましては、難視聴の解消を目的とした国の相談窓口というものがございました。国においては、平成27年に地上波放送の完全デジタル化を達成したものとしまして、この相談窓口や個人に対する難視聴対策に係る補助制度を終了しました。そういう中で、その後でございますけれども、これまで市への個別相談というものはなかったものと認識しております。そういうようなこともありまして、今回議員のほうからご指摘のありましたテレビの視聴ができない世帯、これにつきましては、把握できておりませんので、早速市のほうで、議員にもお世話になりながら、調査をさせていただきまして、市としてどういった対応ができるかどうかについて検討をさせていただきたいと思っております。

次の携帯電話の電波が届かない、これにつきましては、先ほどの議員のご質問の中では、デジタル庁の取組というものを例に取り上げられまして、遠隔診療の実用化でありますとか、ウェアラブル端末の活用のお話もございました。ひょっとしたら、デジタルディバイド対策ということかもわかりませんですけども、通常の通話に伴う携帯電話の電波が届かないということを前提でのお答えということでさせていただきたいと思っております。

不感地域というものにつきましては、市で一定把握させていただいております。そういう中で、今回ご指摘いただいた地域がどこかということになりますけれども、そういったことも今後お聞きしながら、現在市が把握している不感地域以外の地域ということでもございましたら、改めて国への報告等をはじめまして、必要な手続等を進めてまいりたいと考えているところで

ございます。

続いて、情報発信の充実についてでございます。

大きくホームページとLINEの活用、これを取り上げていただいておりますかと思えますけれども、まずホームページにつきましては、令和4年3月にリニューアルを行っております。それと併せまして、公式ホームページでの情報発信というものを積極的に行っているところであります。今後もさらに積極的な活用を図っていきたいと考えているところでございまして、その具体につきましては、議員から先ほどイベントの情報の一覧表をというようなご提案もあったかと思えますけれども、このことにつきましては、現在ホームページの市のサイトのいわゆるホームページトップの画面、そこの下のほうにイベントカレンダーというようなカテゴリーがございまして、そこをクリックしていただきますと、縦表示のカレンダーにはなりますけれども、日ごとに開催されるイベントの内容というものが載っております、そこをクリックしていただきますと、詳しい各イベントの情報のページへ飛ぶというような仕組みになっておりますが、残念ながら、現在市のイベント情報を網羅するところまでには至っておりませんので、これを契機としまして、そのイベントカレンダーの有用性について再度職員のほうでも庁内でも周知をしまして、そういったカレンダーの積極的な活用というものを図ることによりまして、利便性の向上・充実につなげていきたいと思えます。

それから次、LINEですけれども、これについては、もう既に今年度充実について検討をしております、現在のLINEでの情報発信の内容、これは行政無線の放送内容を中心に配信しているところでございますけれども、来年1月からは、行政情報やイベント情報の発信もこのLINEで積極的に行うよう、現在準備を進めているところでございます。具体には、各部署がイベントの情報をホームページで公開すると同時に、すみません、同時と言いましても、若干タイムラグがあるかと思えますけれども、LINEにもその情報が掲載されると。ホームページと同じ内容というわけにはいきませんが、そういうようなメッセージがLINEでも発信できるというようなものでございます。来年6月中旬からの活用を今考えているところでございます。

このLINEの活用につきましては、こういった行政情報等を市民の方に受信していただくためには、LINEの公式アカウントを友達登録していただいた上で、1月中旬以降に受信設定というものを行っていただく必要がございます。これにつきましても、今後ホームページでありますとか、LINE、その他広報等でもより多くの皆様には活用していただけるようにそういった周知も努めていきたいと考えているところでございます。

また、12月下旬、今日の高知新聞にも載っていたかと思えますけれども、間もなく幡多地域のコミュニティーFM、こういった取組も始まる、開局されるということでございますので、コミュニティーFMとの連携ということにつきましても、今後検討をしてみたいと考えているところでございます。

それから、旧下田中学校校舎等の利活用において、住民からの要望をできるだけ反映させるようにということであったかと思えますけれども、これはご承知のとおり検討会で今現在検討を進めております。そういう中で、地域からのご要望につきましては、今議会でもいろいろ取り上げていただいておりますけれども、いろんな機会を通じて要望をいただいているところでございます。そのご要望の内容につきましては、随時検討会にも情報提供をさせていただいているところでございます。そういう中で、住民からのご要望についても、委員の皆様のご意見を聞きながら、今後活用方法というものを検討していくということにしておりますので、ぜひともご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

■議長（平野 正） 岡本総務課長。

■総務課長（岡本寿明） 私からは、市民への周知方法と日程についてということで、市内で開催される行事につきましてご答弁させていただきます。

行事の日程調整についてでございますけれども、市の行事の日程の決定に当たりましては、市が関わる全ての行事について重複することのないような綿密な調整までは現状行ってはございません。

しかし、市が主催であり、また市民の皆さんに広く参加を呼びかけるような大規模なイベントを実施する際には、当然各課においてもイベントの重複を避けるなどの配慮は行っているものと認識しております。

しかしながら、今回議員よりご指摘のありました行事、1つは西土佐地域で開催された産業祭と消防団の防災訓練、もう一つは戦没者並びに満州分村殉難者合同追悼式と地区の防災訓練、こういった行事に限らず、市が何らかの形で関わっている行事につきましては、市以外の機関において日程が決定される行事でございますとか、関係機関との調整におきまして決定される行事も数多くあります。

また、特定の方が参加する行事であったり、特定の地区住民を主な対象として開催される行事など、それら全ての行事を重複することのないよう調整することは、極めて困難であるということは一応ご理解をいただきたいと思いますと考えております。

市といたしましても、市の関わる行事により多くの市民の皆様のご参加をいただきたいと思いますと考えておりますので、今後は各課に、本日議員からご指摘の趣旨も考慮した上で、可能な限り重複を避けるような日程調整を行うよう周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 私のほうからは、快適で安心して暮らせる四万十市の4つのご質問のうち、まちづくり課の所管事項についてご答弁いたします。

まず初めに、市道への倒木による被害を防止するための調査についてお答えいたします。

市道の周辺にある樹木は、台風などの強風により倒れたり枝が落ちたりすることで、道路の利用者に影響を及ぼすことがあります。このような木々の多くは、木が枯れて腐っていたり、折れるなどして危険な状態となっていることが多く、市道敷きの街路樹につきましては、定期的に管理を行っているところですが、市道の沿線であっても明らかに民地にある樹木については、個人所有のものであり、市が日々調査を行い、状態を把握することは不可能です。

民地部にある樹木により、市道に直接影響を及ぼすおそれがある箇所が確認された際につきましては、関係する課との調整を行い、所有者等の情報を把握し、対応を行っていきたいと考えております。

続きまして、市道沿いの草刈りについてお答えいたします。

市道沿いの草刈りにつきましては、地域にお願いをしておりますが、ご質問にもございましたように、高齢化により対応が困難となっている状況につきまして、区長をはじめ従事する方々より生の声をいただいております。

また、そのような状況の中でもご協力いただいております地区の皆様方には、大変ありがとうございました感謝をしており、この場をお借りしてお礼を申し上げます。

議員のご質問にもありましたように、今後このような状況が増加することが予想されております。草刈りは、限られた予算の中で実施をしておるため、作業が困難な状況になりつつある地区や既に困難な地区につきましては、地域のご協力をできる限りいただきながらも、一部を市が行うなどして対応したいと考えております。いずれにしましても、各地区で事情があることと存じますので、個別に状況をお伺いした上で対応を行ってまいります。

3つ目の沈下橋に通じる道路の環境整備についてお答えいたします。

本市の大きな観光資源の一つである沈下橋に通ずる市道の草刈りにつきましては、観光シーズンや各イベントに合わせ、関係機関や地区の方々と調整を行いながら対応を行っております。引き続き沈下橋周辺の景観保全にも留意し、対応してまいります。

最後、為松公園の定期的な整備の必要性ですが、為松公園に続いております市道城東線の路面清掃や草刈りなどについてお答えいたします。

この市道が通じております為松公園は、本市唯一の風致公園でございます。

また、園内には、自然や歴史・文化に関する様々な資料の展示を行う四万十市郷土博物館があるほか、春先になりますと、桜の観賞に多くの方が訪れる重要な観光エリアでもあると認識しております。

市道城東線の整備につきましては、日頃より草刈りや路面清掃を行っているほか、崩土等が発生した場合は、公園管理の受託者、これは公園管理公社になりますが、そちらとも協力しながら適宜対応をしております。今後も引き続き適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 金子観光商工課長。

■観光商工課長（金子雅紀） それでは、私からは、4、快適で安心して暮らせる四万十市、(1)道路・景観・観光などの環境整備についてのウ、四万十川や沈下橋の観光地等の環境整備についてと、エ、為松公園の定期的な整備の必要性についてご答弁をしたいと思います。

まず、四万十川や沈下橋の観光地等の環境整備についてでございます。

四万十川沿いの景観等の整備につきましては、例えば不破にございますサイクリングロード、井沢にございますアカメの道、また沈下橋にあります公衆トイレ及び休憩所などの維持管理であるとか、その設置場所の草刈りなどにつきましては、四万十市公園管理公社への委託によりまして定期的な管理をさせていただいているところでございます。

また、地区の住民の方々から、観光地付近における草刈りなどの相談があった際には、現地確認の上、必要に応じて庁内部署と連携し、迅速に対応することに努めておるところでございます。例えば、今年度の具体的な対応を申し上げますと、佐田沈下橋、また安並の水車の里に隣接しております市道沿いにおきまして、こちらにつきましては、地区の住民の方から、観光客の方々も多く通行される道路になりますけれども、そちらの草刈りについてのご相談がありました。こちらにつきましては、どちらも現地確認の上、まちづくり課と調整・連携した上で対応を行ったところでございます。このように観光地等における草刈り、環境整備につきましては、庁内関係部署と、また事業者及び地域と連携しながら、必要に応じて迅速な対応に努めているところでございます。

続きまして、為松公園についてでございます。

先ほどもありましたけれども、為松公園は、桜の名所となっております。そして、為松公園の一画に位置しております郷土博物館は、四万十市のまちの歴史や一条氏ゆかりのものなど、郷土の資料を展示しており、また博物館の最上階からは、四万十川・東山そして碁盤目状の土佐の小京都・中村の市街地を一望することができます。このように市民のみならず、観光客の方々にも楽しんでいただける観光資源の一つであると考えておりますし、そしてその施設へ通じる道路も重要なものであると認識しております。

なお、観光資源としての活用といたしましては、観光PRとしてパンフレット、四万十川花紀行のポスターなど、そういうところで情報発信、PRもしているところでございます。

そして、桜の見頃であります3月下旬から4月初旬にかけては、為松公園への誘客を図るためぼんぼりを点灯し、夜桜を楽しんでいただくよう取組を行っているところでございまして、この際には、道路につきましては、小姓町側から丸の内側への一方通行の対応をしているところでございます。そして、車両でのお越しの場合は、速度を十分に落とし、歩行者の方に注意して通行いただくよう情報発信、注意喚起も行っているところでございます。

今後につきましても、庁内の関係部署と連携・調整を図りながら、受入れ体制の整備、また誘客宣伝活動に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（平野 正） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） それでは、私のほうからは、質問4番、快適で安心して暮らせるという中の為松公園の定期的な整備の必要性についてということで、郷土博物館に関連することについて答弁させていただきます。

郷土博物館は、かつて山城が点在した公園内に立地しております。市街地の近くで、自然を楽しむことができるという風致公園の特性上、ご質問のとおり、やや見通しがきかない場所もございますが、現状に合わせ、館への経路が分かりやすくなるよう、のぼり旗やサインの設置を行っております。

また、経年により大きく成長しました樹木が増えており、風雨等による倒木や枝葉が必要以上に伸びたことによって、建物や道へ悪影響や施設利用者の妨げとなる場合は、随時まちづくり課とともに協力をして対応を行っております。公園内が適切に管理されることで、より施設の利用が促進されるよう、今後も努力してまいりたいと思っております。

以上です。

■議長（平野 正） 山崎学校教育課長。

■学校教育課長（山崎寿幸） 私のほうからは、5番の空き公共施設の利活用についての(1)市民の要望に沿った利活用のイになります旧校舎等の利活用に係る申請手続きにつきましてご答弁を申し上げます。

旧校舎につきましては、行政財産であるため、使用に際して一定の制約があるというふうに考えております。地区や公共的な団体が使用を希望する際には、現在は学校教育課に使用申請を提出いただき、内容を審査した上で行政財産の目的外利用という形で使用許可を出させていただいております。

旧校舎の管理をお願いしている団体が管理上必要な使用につきましては、申請は不要としておりますけれども、地域行事等での利用については、先ほどお答えをしたとおり、使用申請を統一した取扱いとしておりますので、使用する旧校舎等によって差が出るということは、基本的にはないというふうに考えております。

申請方法の改善をということでございましたけれども、現在のところ改善策ということは持っておりませんが、使用に関しての可否を判断する必要もあるため、一定の申請は必要というふうに考えております。今後、議員がおっしゃった方法等も含めまして、デジタル化等の流れ等も踏まえ、少し勉強させていただく時間をいただきたいというふうに考えております。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） どうもご答弁ありがとうございます。

大枠は理解ができました。2回目の質問をいたします。

月曜日の鳥谷議員の質問の中で、堆肥作りのことがございました。堆肥の効果とは何かとい

うチラシもいただきました。私が頭によぎったのは、かつて食肉センターで堆肥を作っていたことがございます。堆肥を作らずに溶融炉に運ぶ。そうすると水分が多いものを溶融炉に入れると、1gの水を蒸発させるには600cal弱のエネルギーが要る、高校の頃に習ったような記憶がございます。大変無駄が多くなるのではないかというふうに考えております。当時、食肉センターにおいでた方に話を聞きますと、食肉センターの堆肥は、そのまま堆肥作りに使用ができると聞いておりました。できた堆肥は非常に出来がよく、人気があったとも聞いております。

しかし、最近では、作られていない。先日会ったときには、なぜなんだとおっしゃっておいりました。当時のことをどなたかご承知か分かりません。話の中では、市長と親しい方でございますので、市長が詳しいのかなとも思いましたけれども、やはり一旦作っていたところというのはノウハウもあるだろうとそういうふうに考えております。温暖化対策についてもこの堆肥作りを進めていくべきではないかと考えております。できればこの件について詳しい方に答弁をいただければと思います。どうかよろしく願いをいたします。

それから、水道関係……。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午後3時8分 小休

午後3時11分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 大変失礼をいたしました。

2回目の質問を最初からやり直したいと思います。

もうあと一点だけ答えていただきたいと思います。

生活用水確保支援事業、一定理解はしましたし、県の補助金の活用の部分もあると、市で自由にはできないという部分もあろうかと考えております。ただもう一つだけ申し上げたいのは、やはり目的が高齢者に対して生活の支援をする、そういう趣旨でございます。昨日の一般質問の中でもお話がありました。高齢者の独居世帯が増えています。かつて私のように独り暮らしの高齢者が雪の降る夜に山に上がることを考えますと、何か他人事ではないような感覚を持っております。事業が始まったとき、高齢者がみんな65歳であったかという、そうではありません。事業が始まったときに後期高齢者だった方、またその方が現在独り暮らしであった場合、なかなか水道の維持もままならない状況にもなっていくのではないかと、そういった意味でやはりきちんと調査もし、緊急な場合は何か手だてを考えるべきではないかと、そういうふうに考えますので、この部分だけお答えをいただきますように、以上2回目の質問とさせていただきます。

■議長（平野 正） 小休にいたします。

午後3時14分 小休

午後3時14分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） 廣瀬議員の2回目の質問にご答弁させていただきます。

高齢者に対しての何らかの生活支援ができないかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、生活用水確保支援事業につきましては、県の補助金、起債、これは辺地債になりますが、事業実施地区へ補助金として支出をしております。この起債を活用する対象といたしまして、公共的団体等とありまして、市町村の認可を受けた地縁団体であることが要件となってまいります。そのことから、高齢者への生活支援ということについては、県の補助金の対象外、起債の対象外となってくると考えておりますので、市単独での補助金としてこの事業を行うことは、難しいと考えております。

先ほども申し上げましたが、上下水道課といたしましては、現状での要綱で既に要望が上がっている地区が複数ありますので、まずはこれらの要望について施設整備を継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（平野 正） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 一部納得のいかない部分はございましたが、ご迷惑をかけました。

今回の一般質問、ここまでにさせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（平野 正） 以上で廣瀬正明議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

小休にいたします。

午後3時17分 小休

午後3時18分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

ただいま「第54号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について」、「第55号議案、四万十市手数料条例の一部を改正する条例」、「第56号議案、損害賠償の額の決定及び和解について」及び「第57号議案、教育委員会委員の任命について」が提出されました。

お諮りいたします。

「第54号議案」、「第55号議案」、「第56号議案」及び「第57号議案」を日程に追加し、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「第54号議案」、「第55号議案」、「第56号議案」及び「第57号議案」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（平野 正） 直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

初めに、「第54号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について」でございます。

一般会計補正予算書をお願いいたします。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正でございますが、4億17万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を285億1,324万4,000円とするものでございます。

9ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費の公用車事故損害賠償金65万円の補正は、本年1月に発生した公用車による交通事故に係る損害賠償金について、相手方との示談が成立しましたので、その損害賠償金を補正するものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付3億9,952万7,000円の補正は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するため、住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり7万円を給付するものでございます。

対象世帯の抽出など準備を整えまして、2月からの給付を予定しております。

8ページの15款国庫支出金及び19款繰入金の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上しておりますので、ご確認願います。

なお、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付につきましては、国において11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策として、低所得世帯支援の方針などが閣議決定をされ、11月29日に補正予算が成立したところでございます。これを受けまして、対象世帯の速やかな給付を行うため、本日追加提案とさせていただいたものであります。

次に、追加議案書の3ページをお開き願います。

「第55号議案、四万十市手数料条例の一部を改正する条例」でございます。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日より戸籍の広域交付などの新たな事務が開始されることに伴い、戸籍に関する手数料等の改正が行われたことから、所要の改正を行うものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

「第56号議案、損害賠償の額の決定及び和解について」でございます。

本議案は、令和5年1月30日に発生した公用車による交通事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、7ページをお開き願います。

「第57号議案、教育委員会委員の任命について」でございます。

本議案は、現委員の川村美佐里氏が、本年12月27日をもって任期満了となりますので、再任について同意を求めるものでございます。

同氏は、令和元年12月に教育委員会委員として就任以来、これからの四万十市を担う世代を代表する教育委員会委員として精力的にご活動されており、真摯な人柄とともに、人格も厚く適任者でございますので、引き続き教育委員会委員としてご尽力を賜りたいと考えております。

同氏の経歴につきましては、参考資料として議案に添付しておりますので、ご参照願います。

以上で追加提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日14日の日程は、提出議案等に対する質疑、委員会付託、予算決算常任委員会であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後3時24分 散会

令和5年12月14日（木） 第11日

本 会 議

12月15日（金）第12日

12月16日（土）第13日

12月17日（日）第14日

12月18日（月）第15日

} 休 会

## 令和5年12月四万十市議会定例会会議録（第11日）

令和5年12月14日（木）

### ■議事日程

- 日程第1 第1号議案から第57号議案まで並びに議員提出議案第1号及び第2号
- 第1号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第5号）について
- 第2号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第3号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について
- 第4号議案 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について
- 第5号議案 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について
- 第6号議案 令和5年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について
- 第7号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）について
- 第8号議案 令和5年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第9号議案 令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10号議案 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第11号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第12号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第13号議案 四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15号議案 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第16号議案 四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 第17号議案 四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第18号議案 四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて
- 第19号議案 工事請負契約について
- 第20号議案 農業委員会委員の任命について（岡崎 誠）
- 第21号議案 農業委員会委員の任命について（清水優志）

- 第22号議案 農業委員会委員の任命について（桑原宏文）
- 第23号議案 農業委員会委員の任命について（山本美加）
- 第24号議案 農業委員会委員の任命について（井上靖好）
- 第25号議案 農業委員会委員の任命について（谷崎容子）
- 第26号議案 農業委員会委員の任命について（伊与田真哉）
- 第27号議案 農業委員会委員の任命について（安藤久徳）
- 第28号議案 農業委員会委員の任命について（芝 順子）
- 第29号議案 農業委員会委員の任命について（遠地美千代）
- 第30号議案 農業委員会委員の任命について（山本 官）
- 第31号議案 農業委員会委員の任命について（伊勢脇精藏）
- 第32号議案 農業委員会委員の任命について（徳留佳代）
- 第33号議案 農業委員会委員の任命について（土居忠栄）
- 第34号議案 農業委員会委員の任命について（池田三郎）
- 第35号議案 農業委員会委員の任命について（加用雅啓）
- 第36号議案 農業委員会委員の任命について（篠田新生）
- 第37号議案 農業委員会委員の任命について（山崎秀和）
- 第38号議案 農業委員会委員の任命について（坂本 一）
- 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市防災コミュニティセンター）
- 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市多目的デイ・ケアセンター）
- 第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市デイ・サービスセンター）
- 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について（幡多公設地方卸売市場）
- 第43号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十いやしの里）
- 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十川学遊館及びトンボ自然公園）
- 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ）
- 第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について（宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家）
- 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立四万十農園あぐりっこ）
- 第48号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合福祉セン

ター)

第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について（安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート）

第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立図書館〔西土佐分館を含む。〕）

第51号議案 公の施設の指定管理者の指定について（玉姫さくら会館〔中村小学校学童保育施設を除く。〕）

第52号議案 公の施設の指定管理者の指定について（歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館）

第53号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合営農指導拠点施設）

第54号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について

第55号議案 四万十市手数料条例の一部を改正する条例

第56号議案 損害賠償の額の決定及び和解について

第57号議案 教育委員会委員の任命について（川村美佐里）

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

所管事項の調査（令和5年9月定例会より継続調査）

（質 疑）

（委員会付託）

## ■本日の会議に付した事件

日程第1 質疑、委員会付託

### 出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

### 出席要求による執行部側出席者職氏名

市 長 中平正宏 副 市 長 田能浩二

|                  |        |            |       |
|------------------|--------|------------|-------|
| 総務課長             | 岡本 寿明  | 地震防災課長     | 遠近 由幸 |
| 企画広報課長           | 武田 安仁  | 財政課長       | 竹田 哲也 |
| 市民・人権課長          | 加用 拓也  | 税務課長       | 山崎 行伸 |
| 環境生活課長           | 山本 聡   | 子育て支援課長    | 中脇 弘樹 |
| 健康推進課長補佐         | 齋藤 慎一  | 高齢者支援課長    | 武内 俊治 |
| 観光商工課長           | 金子 雅紀  | 農林水産課長     | 吉田 貴浩 |
| まちづくり課長          | 佐川 徳和  | 上下水道課長     | 池田 哲也 |
| 会計管理者兼会計課長       | 中田 智子  | 市民病院事務局長   | 原 憲一  |
| 福祉事務所長           | 渡辺 和博  | 教育長        | 久保 良高 |
| 学校教育課長           | 山崎 寿幸  | 生涯学習課長     | 戸田 裕介 |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 | 村上 正彦  | 西土佐診療所事務局長 | 稲田 修  |
| 産業建設課長           | 朝比奈 雅人 |            |       |

**職務のために議場に出席した事務局職員職氏名**

|      |       |        |        |
|------|-------|--------|--------|
| 事務局長 | 西澤 和史 | 事務局長補佐 | 岡村 むつみ |
| 総務係長 | 土居 和博 |        |        |

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第1、「第1号議案」から「第57号議案」まで及び9月定例会より継続調査の所管事項調査、以上の案件を一括議題といたします。

これより以上の議案及び各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

これより議案並びに今期定例会で受理した請願及び陳情の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

「第20号議案」から「第38号議案」まで及び「第57号議案」については、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「第20号議案」から「第38号議案」まで及び「第57号議案」の委員会付託については、これを省略することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、委員会付託を省略した議案を除く議案並びに今期定例会で受理した請願及び陳情については、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、付託表の記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後、予算決算常任委員会審査、明日12月15日は午前10時から産業建設常任委員会、午後1時から総務常任委員会、午後3時から教育民生常任委員会審査、16日、17日は土曜日、日曜日、18日は委員会審査結果の取りまとめのため休会、19日火曜日午前10時会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時3分 散会

令和5年12月19日（火） 第16日

本 会 議

## 令和5年12月四万十市議会定例会会議録（第16日）

令和5年12月19日（火）

### ■議事日程

- 日程第1 第1号議案から第19号議案まで、及び第39号議案から第56号議案まで
- 第1号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第5号）について
- 第2号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第3号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について
- 第4号議案 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について
- 第5号議案 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について
- 第6号議案 令和5年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について
- 第7号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）について
- 第8号議案 令和5年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第9号議案 令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10号議案 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第1号）について
- 第11号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第12号議案 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第13号議案 四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14号議案 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第15号議案 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第16号議案 四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 第17号議案 四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第18号議案 四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて
- 第19号議案 工事請負契約について
- 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市防災コミュニティセンター）

- 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市多目的デイ・ケアセンター）
- 第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市デイ・サービスセンター）
- 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について（幡多公設地方卸売市場）
- 第43号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十いやしの里）
- 第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十川学遊館及びトンプオ自然公園）
- 第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ）
- 第46号議案 公の施設の指定管理者の指定について（宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家）
- 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立四万十農園あぐりっこ）
- 第48号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合福祉センター）
- 第49号議案 公の施設の指定管理者の指定について（安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート）
- 第50号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立図書館〔西土佐分館を含む。〕）
- 第51号議案 公の施設の指定管理者の指定について（玉姫さくら会館〔中村小学校学童保育施設を除く。〕）
- 第52号議案 公の施設の指定管理者の指定について（歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館）
- 第53号議案 公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合営農指導拠点施設）
- 第54号議案 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について
- 第55号議案 四万十市手数料条例の一部を改正する条例
- 第56号議案 損害賠償の額の決定及び和解について
- 請願2件
- 請願第1号 下田地域の「高台移転」に関する請願
- 請願第2号 下田地域の「小中一貫校化」に関する請願
- 陳情2件

陳情第1号 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について

陳情第2号 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について

(各委員長報告、質疑)

日程第2 第20号議案から第38号議案まで、及び第57号議案

第20号議案 農業委員会委員の任命について (岡崎 誠)

第21号議案 農業委員会委員の任命について (清水優志)

第22号議案 農業委員会委員の任命について (桑原宏文)

第23号議案 農業委員会委員の任命について (山本美加)

第24号議案 農業委員会委員の任命について (井上靖好)

第25号議案 農業委員会委員の任命について (谷崎容子)

第26号議案 農業委員会委員の任命について (伊与田真哉)

第27号議案 農業委員会委員の任命について (安藤久徳)

第28号議案 農業委員会委員の任命について (芝 順子)

第29号議案 農業委員会委員の任命について (遠地美千代)

第30号議案 農業委員会委員の任命について (山本 官)

第31号議案 農業委員会委員の任命について (伊勢脇精藏)

第32号議案 農業委員会委員の任命について (徳留佳代)

第33号議案 農業委員会委員の任命について (土居忠栄)

第34号議案 農業委員会委員の任命について (池田三郎)

第35号議案 農業委員会委員の任命について (加用雅啓)

第36号議案 農業委員会委員の任命について (篠田新生)

第37号議案 農業委員会委員の任命について (山崎秀和)

第38号議案 農業委員会委員の任命について (坂本 一)

第57号議案 教育委員会委員の任命について (川村美佐里)

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

議員提出議案第1号 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例

議員提出議案第2号 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則

所管事項の調査 (令和5年9月定例会より継続調査)

(全員協議会)

(討論、採決)

日程第3 決議案1件

決議案第1号 イスラエルとハマスに即時人道的停戦を求める決議

(提案理由の説明)

(討論、採決)

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員 (なし)

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 岡本 寿明	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 金子 雅紀	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 原 憲一
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 山崎 寿幸	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼 地域企画課長 村上 正彦	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 朝比奈 雅人	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 西澤 和史	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	主幹 近藤 由美

午前10時0分 開議

■議長（平野 正） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第1、「第1号議案」から「第19号議案」まで、及び「第39号議案」から「第56号議案」まで並びに請願2件及び陳情2件を一括議題といたします。

以上の案件に関し、各委員長の報告を求めます。

先に、山崎 司予算決算常任委員長。

■予算決算常任委員長（山崎 司） おはようございます。

予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案11件について、12月14日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第1号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第5号）について」審査を行いました。主なものは、令和5年人事院勧告の趣旨に沿った一般職員及び特別職等の給与費の見直しや物価高騰に伴う保育所における給食材料費の年間所要額の見直し、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、戸籍や住民票等の氏名に振り仮名を記載するためのシステム改修に係る費用、電気料金の負担が増加している商店街振興組合に対し、将来的なコスト負担軽減を図るため、老朽化も見られる街路灯のLED化に必要な経費の一部補助等の補正でございました。

また、繰越明許費補正については、変更が1件、追加が6件あり、年度内の完了が見込めない災害復旧工事や総合文化センター関連では、周辺道路の整備について県公安委員会との協議に時間を要し、工期の確保が困難となったもの、また五月公園の整備について現場事務所が10月末まで設置されていたことにより、適正工期を確保できないため繰り越すものなどの説明がございました。

債務負担行為補正については、変更が1件、追加が20件あり、令和6年度より放課後児童クラブ・放課後子ども教室及び児童館の運営体制を一元化するための委託に要する経費や令和7年度2学期から新校舎での利用開始を予定している東山小学校の改築に要する経費、宿毛市運動公園陸上競技場改修に係る本市負担分等であるとの説明がございました。

委員から、「放課後児童クラブ等が一括委託となることに対しては、申込方法や各クラブ等の人員体制、責任の所在、」等の質疑や「宿毛市運動公園陸上競技場改修に係る経費に関連し、市内外の利用者ごとに異なる料金について。」質疑があり、「現在調整中である。」との答弁がございました。

そのほか金額の内訳や積算根拠、事業内容等、様々な観点からの質疑や意見がございました。審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第2号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）に

ついて」、「第3号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について」、「第4号議案、令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について」、「第5号議案、令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について」、「第6号議案、令和5年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について」、「第7号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）について」、「第8号議案、令和5年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について」、「第9号議案、令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について」、「第10号議案、令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第1号）について」は、主に一般会計補正予算（第5号）と同様の職員給与費やエネルギー価格の高騰に伴う燃料費・電気料金の見直しであり、「第3号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について」は、診療所勤務の医師2名のうち、1名が現在病気休暇取得中であり、当該医師より、後任の医師確保に当たってほしいとの申出があったことから、急遽医師招聘を行う必要が生じたことによる人材紹介業者に対する委託料等で、「第9号議案、令和5年度四万十市下水道事業（第1号）について」は、大方四万十道路の整備に伴い、中央下水道管理センターの未供用地の一部にある支障物件の構築物等撤去に係る委託料や国から補助割当てのあった八反原排水ポンプ場の耐震診断業務に係る経費等であるとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第54号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について」審査を行いました。

今年1月に発生した公用車による交通事故に係る損害賠償金について相手方との示談が成立したことによるもの及び住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の給付に係る経費であるとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で予算決算常任委員長報告を終わります。

続いて、西尾祐佐総務常任委員長。

■総務常任委員長（西尾祐佐） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において本委員会に付託を受けました議案7件及び陳情1件につきまして、12月15日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第11号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、令和5年度中に生活保護受給者に対する医療扶助に関して、マイナンバーを利用したオンライン資格確認が導入されることに伴い、生活保護法に準じて実施している外国人の保護については、いわゆるマイナンバー法に定められた事務に該当しないため、マイナン

バーの利用が可能な独自利用事務として条例に定める等、所要の改正を行うものとの説明がございました。

委員からは、「今回の改正により、独自利用事務に関する申請に当たり、マイナンバーカードの取得が義務づけられるものか。」との質問があり、執行部からは、「申請者に対してカードの取得を義務づけるものではなく、申請時に必要な情報のうち、マイナンバーにひもづいた情報を照会し、事務の効率化と申請者の負担軽減を図るための改正である。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第12号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

令和5年の人事院勧告の趣旨に沿って、職員の期末勤勉手当と給料表について所要の改正を行うものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第13号議案、四万十市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

令和5年の人事院勧告の趣旨に沿った一般職員の期末勤勉手当の改正に伴い、市長・副市長・教育長及び市議会議員の期末手当について所要の改正を行うものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第18号議案、四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて」企画広報課から説明を受け、審査を行いました。

今回の計画期間変更は、市の最上位計画である総合計画は、一般的に首長の政策方針を反映して策定されるべきものであることから、令和7年4月に控える市長選挙を考慮し、令和6年度までとなっている基本構想及び基本計画の現計画期間を1年間延長した上で、令和7年度中に当該選挙で選出される市長の方針と計画内容を調整しながら次期計画を策定するとのことでした。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第19号議案、工事請負契約について（具同保育所移転改築事業建築主体工事について）」財政課から説明を受け、審査を行いました。

具同保育所の移転改築事業における建築主体工事について、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約となることから、議会の議決を求めるものでした。契約については、市内A級業者全8社による指名競争入札の結果、株式会社福田工務店を契約の相手方として、契約金額は6億5,780万円となるとのことでした。

また、当該指名競争入札における落札率は、93.4%とのことでした。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第39号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十市防災コミュニティセンター）」について地震防災課から説明を受け、審査を行いました。

双海地区・竹島地区・深木地区・山路地区・井沢地区・坂本地区に設置されている計6か所の防災コミュニティセンターについて、指定管理者の指定期間が令和6年3月31日に満了を迎えることから、その後の5年間における指定管理者として、災害発生時における的確かつ迅速な対応の必要性と効率性と住民サービス向上を図る観点から、これまでどおり地元自治会を指定管理者として選定するとのことでした。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「陳情受理番号第1号、旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」審査を行いました。

本陳情書は、下田3地区区長会から提出されたもので、本委員会では、陳情内容のうち、旧下田中学校舎の指定避難所としての機能を早急に復旧することについて、審査を行いました。

委員からは、今回の陳情内容は、住民の命に関わる内容であることから、全面的に採択すべきである。指定避難所機能の早期復旧の趣旨については賛同するが、現在校舎の利活用方針を検討している状況を考慮する必要があると、陳情者が求める電気・水道・トイレの復旧は、利活用方針の決定後に行うことが望ましいのではないかと。指定避難所は、避難生活を送るための機能を備えたものであり、利活用方針が決定する前に、当該機能の完全復旧を図った場合、決定した利活用内容によって整備に係る費用の重複が生じる可能性があることから、方針決定までの間は、近隣の避難所への分散避難等を検討してはどうか等、様々な意見がありました。

慎重に審議を重ねた結果、住民の命に関わる内容であり、指定避難所としての機能の復旧を可能な限り早期に行うことは賛同できるが、旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会における検討状況を注視して対応すべきものと考え、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、「第56号議案、損害賠償の額の決定及び和解について」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

本件については、令和5年1月30日に四万十市川登塩塚トンネル入り口付近の路上において、市の公用車が、道路中央線を越えて対向車線に進入したことから、反対車線を走行中の相手方車両と衝突し、当該車両の前部を破損させた事故について、過失割合を市100%とし、損害賠償金として相手方の法人に対し523万9,319円を、相手方の個人に対し2万9,975円の支払い義務があることを認め、これを支払うこととするというものでした。

また、市と相手方は、本件に関し、本件示談のほか、一切の債権債務関係がないことを確認したとの説明がございました。

委員からは、「市の公用車を運転していた職員に対する懲戒処分の有無について。」質問が

あり、執行部からは、「四万十市職員の懲戒処分の基準に関する規程に基づき検討した結果、懲戒処分は行っていない。」との答弁がありました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、令和5年11月26日執行、高知県知事選挙について、選挙管理委員会事務局より報告を受けました。

まず、平野地区集会所投票所において、投票用紙の二重交付が疑われる事案が発生したことについて、交付までに手渡す投票用紙が1枚であることを2回確認していたが、2枚の用紙が貼り付き、1枚に見えていたものを見逃したことが原因と考えられるとの説明がありました。今後の再発防止策として、交付するための準備の段階で、残枚数を確認する等、用紙交付時の注意を徹底するとのことでした。

続いて、10月22日執行、参議院議員補欠選挙に引き続いて行われた高等学校期日前投票所の設置について、中村高等学校における投票者は、前回から12名の増加となったのに対し、幡多農業高等学校においては、9名の減となるなど、次回の実施に向けた対策の検討の必要性と若年層への啓発の取組として、地道に継続していく必要があるとの説明がありました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で総務常任委員長長の報告を終わります。

続いて、寺尾真吾産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（寺尾真吾） それでは、産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において本委員会に付託を受けました議案7件につきまして、12月15日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第42号議案、公の施設の指定管理者の指定について（幡多公設地方卸売市場）」について観光商工課から説明を受け、審査を行いました。

引き続き指定管理を行わせることとする幡多公設地方卸売市場管理組合は、指定管理者制度導入に当たり設立された団体で、卸売事業者・買受人等、市場の業務に最も精通する関係者で構成され、市場の利用者と連携しながら、円滑な運営を行っていることから、引き続き指定管理を行わせることとするとの説明がございました。

委員から、「指定管理制度全般のこととして、本来市として行うべき事業であり、指定管理者から経営が苦しいという声があるのは、指定管理料が安過ぎるのではないか。市場についてもその検討をした上で、今回も指定管理を受けることとなったのか。このことについてどの程度指定管理者と協議をし、来年度以降どのように考えているのか。」との質疑に対し、「これまでも指定管理者とは、様々な協議をしており、要望もいただいている。現状では、インボイス対応や電気料金の高騰で支出が増え、経営が苦しいと聞いている。指定管理者としては、役員報酬の減額や清掃委託の一部を指定管理者自身が行うなど、様々な努力をいただいている。また、指定管理者に加え、卸売事業者や買受人等をしっかりと支え、活性化していく取組

が必要と考え、指定管理者とも協議の上、市場の経営戦略を策定し、それぞれの役目を決め、取り組んでいるところである。」との答弁がございました。

これを受け委員から、「指定管理者がインボイスへの対応や電気料金の高騰等で経営が苦しい現状に対し、時限的なものでもよいと思うので、市が何らかの手当てを行うべきではないか。」との質疑に対し、「これまでもコロナの時期には、納付金の減免を行う対応をしてきた。今回も指定管理者から、経営改善や経営支援に対する要望を受けていることから、しっかりと考えていく。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、「第43号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十いやしの里）」について観光商工課から説明を受け、審査を行いました。

本施設は、引き続き四国開発建設株式会社を指定管理者とすることで、同社が経営を行う隣接する宿泊施設と連携した宿泊プランによる新規利用者の獲得など、単一的な利用にとどまらず、一体的な利用とすることが効果的・効率的な観光誘客、施設の利用促進につながると考えているとのことでした。

委員から、温泉・サウナについては、市民から意見を聞くこともあり、根本的な部分から見直すべき部分は見直し、ニーズ調査をしっかりと行っていただきたいとの意見がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、「第44号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十川学遊館及びトンボ自然公園）」について観光商工課から説明を受け、審査を行いました。

本施設は、提供するサービス・事業に、専門性や特殊性があり、専門的かつ高度な技術・ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められたことから、引き続き公益社団法人トンボと自然を考える会に指定管理を行わせることとするとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、「第45号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ）」について観光商工課から説明を受け、審査を行いました。

本施設は、地域の人材活用や地域との連携が期待できるとして、株式会社かわらっこに指定管理を行わせることとするとの説明がございました。

委員から、「冬季の集客について。」質疑があり、「季節割引によるPRや昨年に続きイルミネーションを飾っている。また、誘客のため、観光シーズン前にはイベントの開催なども企画されている。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、「第46号議案、公の施設の指定管理者の指定について（宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家）」について農林水産課から説明を受け、審査を行いました。

本施設は、本市のヒノキや杉を市内外にPRし、地域活性を促進することを目的として建設されたもので、株式会社かわらっこは、地域振興を図るために組織されたものであり、この施設の設置目的と合致していることから、引き続き指定管理を行わせることとするとの説明がございました。

委員から、「四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ別で、指定管理をお願いしているが、事務効率が悪いのではないか。」との質疑に対し、「課題として認識しており、宿泊施設であることから、観光としての側面もあると考えているが、今後四万十ヒノキのPRを強化していく上で、拠点となる施設であるという観点から、今回についてはこのような形を取った。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきもの決しました。

次に、「第47号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立四万十農園めぐりっこ）」について農林水産課から説明を受け、審査を行いました。

本施設は、農業研修を行う施設で、農業指導を行っており、専門性・特殊性があること、また農家とのつながり等も必要であることから、引き続き公益社団法人四万十市中村野菜価格安定基金協会に指定管理を行わせることとするとの説明がございました。

委員から、「農業の担い手育成に大きく関わる施設であるが、近年どれぐらいの研修生がいるか。また、研修生確保に対しどのような取組を行っているのか。」との質疑に対し、「研修生は、近年年間1名から2名で推移しており、現在はゼロ名である。研修生確保に当たっては、PR動画の作成、ホームページの掲載のほか、都市部で開催される農業人フェアへ参加する等、様々な取組を行っているが、厳しい状況である。なお、現在市外の方数名から、就農相談を受けており、研修生獲得につながるかもしれない。」との答弁がございました。

そのほか委員から、作物を増やすことや様々な栽培方法を検討することも手だての一つではないか。また、県内には、加工品等を作らず生産品のみで相当売上げを伸ばしている会社もあるため、そういったところへ研修へ行き、参考にしてみてもどうかとの意見がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第53号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十総合営農指導拠点施設）」について産業建設課から説明を受け、審査を行いました。

本施設は、市が整備した施設のほか、指定管理者が自ら整備した育苗ハウス等が併設されており、それらの施設での一連の作業工程となっている。一体的に管理運営することが、合理的かつ効率的であることから、引き続き公益社団法人四万十市西土佐農業公社に指定管理を行わせることとするとの説明がございました。

委員から、「他施設にも言えることだが、指定管理者が、市がしなければならない事業を市の代わりに民間の力を使って効率よく運営していただくという中で、運営することによって、経営が安定的にできているところとそうでないところの話を聞くが、この指定管理者は、次の

指定期間も安定的に運営していけるのか。」との質疑に対し、「修繕が必要な箇所や地盤沈下等があり、一定市が支援しなければ、大規模な修繕等は厳しいと考えるが、そこを除けば、西土佐地域、ひいては四万十市の新規作物の導入、実験農場という意味合いもある施設であり、またトマト・水稻の育苗・米ナス等の売上げもあることから、経営的には問題ないと考えている。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の事項として、管外視察について協議し、1月下旬または2月中旬に、1泊2日の行程で、高松市にある養豚肥育農場、坂出市におけるシェア農園及び中小企業・小規模企業振興に係る取組について視察を行うことに決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、川渕誠司教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（川渕誠司） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において本委員会に付託を受けました議案12件、請願2件及び陳情1件につきまして、12月15日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第14号議案、四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、子育て支援拡充の観点から、産前産後期間における妊産婦の国保税を免除することが、地方税法及び地方税法施行令に新たに規定され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第15号議案、四万十市印鑑条例の一部を改正する条例」について市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの機能を搭載した移動端末設備、いわゆるスマートフォンを利用して、コンビニ等の多機能端末機により印鑑登録証明書の交付を受けることが可能となったことに伴い、所要の改正を行うものとのこととございました。

委員から、便利になるのはよいが、管理を厳重に行ってほしい等の意見がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第16号議案、四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、現在市立小中学校の再編等による休校施設の利活用を図るため、現行の学校

体育施設の開放事業の中に、旧校舎の空き教室を加え、利用目的を体育だけでなく、文化を加えた利用を可能として、生涯学習活動がしやすい環境づくりを行うもの、また併せて、現在の学校体育施設開放事業の実態と例規上の差異を解消するため、関係する規定を改めるものとのことをございました。

委員から、「利用料金は上がっているか。」との質疑があり、執行部から、「利用料金は上がっていない。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第17号議案、四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例に併せ、同時に利用することとなる夜間照明施設の条例を改正するもの、また学校統廃合等による施設名の変更が漏れていたものを、今回これに併せて改正するものとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第40号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十市多目的デイ・ケアセンター）」について高齢者支援課から説明を受け、審査を行いました。

本議案の対象施設に関する管理運営については、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、現在社会福祉法人四万十市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているが、令和6年3月31日に指定期間が終了するため、引き続き同法人を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるもの、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としているとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第41号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十市デイ・サービスセンター）」について高齢者支援課から説明を受け、審査を行いました。

本議案の対象施設に関する管理運営については、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、現在社会福祉法人西土佐福祉会を指定管理者として指定しているが、令和6年3月31日に指定期間が終了するため、引き続き同法人を指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるもの、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としているとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第48号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十市総合福祉センター）」について福祉事務所から説明を受け、審査を行いました。

本議案の対象施設に関する管理運営については、四万十市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定に基づき、現在社会福祉法人四万十市社会福祉協議会を指定管理者として指定しているが、令和6年3月31日に指定期間が終了するため、引き続き同法人を

指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるもの、指定期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間としているとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第49号議案、公の施設の指定管理者の指定について（安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート）」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

指定管理者を公募し、応募があった公益財団法人四万十市スポーツ協会を指定するもので、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間とし、従前の施設の運営及び管理に加え、スポーツの推進も指定管理の業務に含めた内容としているとのことをございました。

委員から、「指定管理者の人員が増えるのか。」との質疑があり、執行部から、「指定管理の業務にスポーツの推進を加えることで、これまで市のほうで主催していた事業等を指定管理者の業務に追加することで人員が1名増となっている。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第50号議案、公の施設の指定管理者の指定について（四万十市立図書館〔西土佐分館を含む。〕）」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

本施設の指定管理者については、これまで同様、株式会社図書館流通センターとし、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としている。利用人数も年々増えている状態で、運営内容については問題ないものと判断をしているとのことをございました。

委員から、「指定期間を5年としている理由は。」との質疑があり、執行部から、「本施設は、公募で指定管理者を募集しており、公募施設の方針の中で指定管理期間が5年と定められているためである。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第51号議案、公の施設の指定管理者の指定について（玉姫さくら会館〔中村小学校児童施設を除く。〕）」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

本施設については、地域住民のためのコミュニティー施設という範疇で、公の施設の指定管理制度の運用方針に基づき、非公募という形で整理している。指定管理者については、玉姫さくら会館管理運営協議会とし、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとのことをございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第52号議案、公の施設の指定管理者の指定について（歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館）」について生涯学習課から説明を受け、審査を行いました。

本施設については、地域住民のためのコミュニティー施設であることから、公の施設の指定管理制度の運用指針に基づき、非公募という形で整理している。指定管理者については、権谷

郷とし、指定期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としているとのことでございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第55号議案、四万十市手数料条例の一部を改正する条例」について市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等が、令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日実施予定の本籍地以外の市町村窓口で、戸籍等の交付を可能とする広域交付やオンライン等の行政手続において戸籍等の添付を不要とする戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものとのことでございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願受理番号第1号、下田地域の「高台移転」に関する請願」について審査を行いました。

本請願書は、下田地域こども代表2名から提出され、紹介議員である上岡 正議員から説明がございました。

請願の趣旨は、下田地域は海が近く、台風時期には川が増水することもある。南海トラフ地震が発生したときには、津波が下田小学校を襲うと予想されており、幼い命を守るためにも下田保育所及び下田小学校の高台移転を早く決めてほしいとのことでございました。

委員から、避難路が崩落することは十分考えられることであり、高台移転は当たり前のことである。旧下田中学校が空いており、このタイミングを逃したら、高台移転は恐らくできなくなるとの意見や、移転場所は決まっている。子供たちの安全や保護者の安心をまずは考えなければいけないとの意見がある一方、生命を守ることは最も基本的なことであり、高台移転については、反対するものではないが、直ちに移転することは難しいと考えるとの意見もございました。

慎重に審議を重ねた結果、請願の趣旨は十分理解できるが、早期移転は難しいと考えるとし、挙手採決の結果、賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、「請願受理番号第2号、下田地域の「小中一貫校化」に関する請願」について審査を行いました。

本請願書も「第1号」と同様に、下田地域こども代表2名から提出され、紹介議員である上岡 正議員から説明がございました。

請願の趣旨は、再編計画で統合された3校だけでは、様々な理由で学校に行けなくなった子供の居場所がなく、不登校が増えると考える。小規模校なら通学できる子供のためにも、下田小学校及び下田中学校は、本市にあり続けなければならないと考えるため、下田地域に新しく小中一貫校をつくってほしいとのことでございました。

委員から、大規模校で成長する子供もいれば、なじめない子供もいる。小規模校は必要だと思っているとの意見がある一方、小中一貫校はすばらしい発想と思うが、議員間で協議をしていないため、今回については賛成し難いとの意見や違う学校同士が連携しての小中一貫校の形もあり、不登校については、違う形で解決していけることもあると思う等の意見もございました。

挙手採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

次に、「陳情受理番号第2号、旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」審査を行いました。

本陳情は、下田3地区区長会から提出されたもので、趣旨は、四万十市は子供たちの意見や権利を尊重すること及び南海トラフ地震等による津波から命を守り、安全を確保するため、下田保育所・小学校を高台に移転すること並びに下田小学校・中学校は、防災・保育・地域の交流の場等、下田地域において重要な機能を有していることから、同地域に小中一貫校の設置検討を早急にすることとのごとでございました。

本陳情においては、高台移転を直ちに行うとするものではなく、また小中一貫校の設置についても検討を要望するものであることから、挙手採決の結果、賛成多数で継続審議と決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（平野 正） 以上で教育民生常任委員長報告を終わります。

これにて各委員長報告を終わります。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 質疑なしと認めます。よって、各委員長報告に対する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたします。

~~~~~

■議長（平野 正） お諮りいたします。

これより意見調整のため、全員協議会を開きたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のため全員協議会を開きます。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午後4時0分 再開

■議長(平野 正) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

「第1号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算(第5号)について」、「第2号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算(第1号)について」、「第3号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第3号)について」、「第4号議案、令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算(第1号)について」、「第5号議案、令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)について」、「第6号議案、令和5年度四万十市と畜場会計補正予算(第2号)について」、「第7号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第3号)について」、「第8号議案、令和5年度四万十市水道事業会計補正予算(第1号)について」、「第9号議案、令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、「第10号議案、令和5年度四万十市病院事業会計補正予算(第1号)について」、「第11号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」、「第12号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「第13号議案、四万十市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」、「第14号議案、四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、「第15号議案、四万十市印鑑条例の一部を改正する条例」、「第16号議案、四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例」、「第17号議案、四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例」、「第18号議案、四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて」、「第19号議案、工事請負契約について」、「第39号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第40号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第41号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第42号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第43号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第44号議案、公の施

設の指定管理者の指定について」、「第45号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第46号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第47号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第48号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第49号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第50号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第51号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第52号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第53号議案、公の施設の指定管理者の指定について」、「第54号議案、令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について」、「第55号議案、四万十市手数料条例の一部を改正する条例」、「第56号議案、損害賠償の額の決定及び和解について」、以上37件を一括して採決いたしたいと思います。

以上の案件の委員長報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、以上37件の議案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、「第20号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は岡崎 誠氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第21号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は清水優志氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第22号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は桑原宏文氏でございます。採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第23号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は山本美加氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第24号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は井上靖好氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

次に、「第25号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は谷崎容子氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第26号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は伊与田真哉氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第27号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は安藤久徳氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第28号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は芝 順子氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第29号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は遠地美千代氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第30号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は山本 官氏について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第31号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は伊勢脇精藏氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第32号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は徳留佳代氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第33号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は土居忠栄氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長（平野 正） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

続いて、「第34号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は池田三郎氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。  
続いて、「第35号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は加用雅啓氏について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。  
続いて、「第36号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は篠田新生氏について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。  
続いて、「第37号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は山崎秀和氏について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。  
続いて、「第38号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は坂本 一氏について採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。  
続いて、「第57号議案、教育委員会委員の任命について」、同意を求める者は、川村美佐里氏を採決いたします。  
この採決は無記名投票をもって行います。  
議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

■議長(平野 正) ただいまの出席議員数は17人です。  
投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

■議長（平野 正） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

■議長（平野 正） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第71条第2項の規定により、否とみなします。

点呼を命じます。

（職員点呼、投票）

■議長（平野 正） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

■議長（平野 正） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に上岡真一議員及び澤良宜由美議員を指名いたします。よって、両議員の立会いをお願いいたします。

（開 票）

■議長（平野 正） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票

これは先ほどの出席議員に符合いたしております。

そのうち

賛成 16票

反対 1票

以上のおおりの賛成多数であります。よって、本案は原案のおおりの同意いたしました。

次に、今期定例会で受理した請願2件について採決を行います。

まず、「請願受理番号第1号、下田地域の「高台移転」に関する請願」について採決を行います。

本請願の教育民生常任委員長報告は趣旨採択であります。

お諮りいたします。

本請願を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本請願は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

次に、「請願受理番号第2号、下田地域の「小中一貫校化」に関する請願」について採決を行います。

本請願の教育民生常任委員長報告は不採択であります。

お諮りいたします。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立少数であります。よって、本請願は不採択と決しました。

次に、今期定例会で受理した陳情2件について採決を行います。

まず、「陳情受理番号第1号、旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」採決を行います。

本陳情の総務常任委員長報告は趣旨採択であります。

お諮りいたします。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

次に、「陳情受理番号第2号、旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について」採決を行います。

本陳情の教育民生常任委員長報告は継続審査であります。

お諮りいたします。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

■議長(平野 正) 起立多数であります。よって、本陳情は委員長報告のとおり継続審査と決しました。

次に、令和5年9月定例会より継続調査の所管事項について決定を行います。

所管事項の調査については、各常任委員長報告並びに議会運営委員長報告は継続調査であります。

以上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(平野 正) ご異議なしと認めます。よって、所管事項の調査については各委員長報

告のとおり決しました。

~~~~~

■議長（平野 正） 日程第3、「決議案第1号、イスラエルとハマスの即時人道的停戦を求める決議」について提案理由の説明を求めます。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今年10月、中東でハマスの攻撃を機に、パレスチナとイスラエルが戦闘状態になり、既に2か月以上が経過をしました。これまでにイスラエルで1,400人、パレスチナでは1万8,000人を超える死者が出たと言われております。特に天井のない監獄と言われるパレスチナ・ガザ地区へのイスラエルの攻撃は、苛烈を極め、多くの子供や女性を含む民間人が犠牲になっています。犠牲者が増えるだけでなく、生存者も水もなく食料もなく感染症が拡大するという劣悪な避難生活を強いられています。私たちは、昨年3月定例会で、ロシアのウクライナ侵略を非難する決議を上げました。今回もこのような惨状を鑑み、平和を希求する四万十市議会として、一日も早くパレスチナとイスラエルに平和が訪れるように、当事者と国際社会に対し、意見を表明すべきと考え、次の決議案を提案します。

イスラエルとハマスの即時人道的停戦を求める決議案。

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの戦闘により、パレスチナ自治区ガザ地区において、多数の民間人を巻き込み、人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。

本議会は、この紛争に関わる全ての当事者及び国際社会に対し、次のとおり一刻も早い紛争の終結を求める。

1、即時の人道的停戦を求める。2、全ての人質の解放と人道支援の確保を求める。

どうか議員各位のご賛同をよろしく願いをいたします。

■議長（平野 正） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

「決議案第1号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、「決議案第1号」については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより「決議案第1号、イスラエルとハマスの即時人道的停戦を求める決議」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。  
以上で今期定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

小休にいたします。

午後 4 時 35 分 小休

午後 4 時 45 分 正会

■議長（平野 正） 正会にいたします。

続いて、「議員提出議案第 1 号、四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例」及び「議員提出議案第 2 号、四万十市議会会議規則の一部を改正する規則」について 2 件を一括採決いたします。

以上、2 件の議案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（平野 正） ご異議なしと認めます。よって、以上 2 件の議案は、原案のとおり可決いたしました。

以上で今期定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

閉会前に市長より挨拶の申出があります。お聞き取りお願いいたします。

中平市長。

■市長（中平正宏） 令和 5 年 12 月市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

12 月 4 日に開会しました本議会は、令和 5 年度四万十市一般会計補正予算など議案 57 件につきまして慎重審議の上、適切にご決定をいただきありがとうございました。

皆様ご承知のとおり、住民税非課税世帯等を対象とする 1 世帯当たり 7 万円の臨時特別給付金につきましては、国の令和 5 年度補正予算が 11 月 29 日に成立したことを受け、急遽追加でご提案させていただきましたところ、迅速にご決定をいただき誠にありがとうございました。この給付を待っておられるご家庭も数多くあると思いますので、対象世帯へ早期に給付できるよう努めてまいります。

さて、この 1 年を振り返りますと、5 月に新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行し、3 年余りに及んだコロナによる自粛からかつての日常を取り戻しつつあり、4 年ぶりのイベントや観光客の増加など、コロナ禍前のにぎわいが戻ってきております。

しかしながら、今年度はインフルエンザウイルス感染症が、秋の早い時期から猛威を振っており、また新型コロナウイルス感染症も完全に収束したわけではありませんので、議員各位におかれましても、手洗い・うがいなど、基本的な感染症予防対策を行っていただくとともに、体調に十二分にお気をつけていただきたいと思います。

本年も残すところ僅かとなりました。厳しい寒さもまだまだこれからが本番であり、木曜日、金曜日には積雪も予想されております。議員の皆様におかれましては、ご自愛の上、ご家族

共々よき新年を迎えられることをご祈念申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。どうもお疲れさまでした。

■議長（平野 正） 以上で市長の挨拶を終わります。

これにて令和5年12月四万十市議会定例会を閉会いたします。

連日どうもご苦労さまでございました。

午後4時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会副議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

令和5年12月定例会

付 録

令和5年12月定例会議案等付託表

1 議案

| 付託委員会     | 議案番号              | 件名                                                            |
|-----------|-------------------|---------------------------------------------------------------|
| 予算決算常任委員会 | 第1号議案             | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第5号）について                                    |
|           | 第2号議案             | 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について                            |
|           | 第3号議案             | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について                          |
|           | 第4号議案             | 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について                           |
|           | 第5号議案             | 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について                               |
|           | 第6号議案             | 令和5年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について                                   |
|           | 第7号議案             | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）について                            |
|           | 第8号議案             | 令和5年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について                                  |
|           | 第9号議案             | 令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について                                 |
|           | 第10号議案            | 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第1号）について                                  |
| 総務常任委員会   | 第54号議案            | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第6号）について                                    |
|           | 第11号議案            | 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例                                   |
|           | 第12号議案            | 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                                  |
|           | 第13号議案            | 四万十市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 |
|           | 第18号議案            | 四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて                                  |
|           | 第19号議案            | 工事請負契約について ～具同保育所移転改築事業建築主体工事～                                |
|           | 第39号議案            | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（四万十市防災コミュニティセンター）                       |
| 第56号議案    | 損害賠償の額の決定及び和解について |                                                               |

| 付託委員会     | 議案番号   | 件名                                                                                  |
|-----------|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業建設常任委員会 | 第42号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(幡多公設地方卸売市場)                                                   |
|           | 第43号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について (四万十いやしの里)                                                        |
|           | 第44号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十川学遊館及びトンボ自然公園)                                             |
|           | 第45号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ)                                           |
|           | 第46号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家)                                          |
|           | 第47号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市立四万十農園めぐりっこ)                                              |
|           | 第53号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市総合営農指導拠点施設)                                               |
| 教育民生常任委員会 | 第14号議案 | 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                                             |
|           | 第15号議案 | 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例                                                                  |
|           | 第16号議案 | 四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例                                                     |
|           | 第17号議案 | 四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例                                             |
|           | 第40号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市多目的デイ・ケアセンター)                                             |
|           | 第41号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市デイ・サービスセンター)                                              |
|           | 第48号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市総合福祉センター)                                                 |
|           | 第49号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート) |
|           | 第50号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市立図書館 [西土佐分館を含む。])                                         |
|           | 第51号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(玉姫さくら会館 [中村小学校学童保育施設を除く。])                                    |

| 付託委員会     | 議案番号   | 件 名                                      |
|-----------|--------|------------------------------------------|
| 教育民生常任委員会 | 第52号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館) |
|           | 第55号議案 | 四万十市手数料条例の一部を改正する条例                      |

## 2 請願（文書表）

| 受理<br>番号 | 受理年月日   | 件 名                             | 請 願 者                                          | 要 旨                                                                                                                                                                                                                                | 付 託<br>委員会 |
|----------|---------|---------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|          |         |                                 | 紹 介 議 員                                        |                                                                                                                                                                                                                                    |            |
| 1        | 5.11.28 | 下田地域の<br>「高台移転」<br>に関する請<br>願   | 下 田 地 域<br>こども 代表<br>有原 暁<br>荒尾 春紀<br><br>上岡 正 | 下田地域は海が近く、台風時期には川が増水することもある。「南海トラフ地震」が発生した時には、津波が下田小学校舎を襲うと予想されている。幼い命を守るため、下田保育所・小学校の高台移転を早く決めてほしい。                                                                                                                               | 教民         |
| 2        | 5.11.28 | 下田地域の<br>「小中一貫<br>校化」に関<br>する請願 | 下 田 地 域<br>こども 代表<br>有原 暁<br>荒尾 春紀<br><br>上岡 正 | 再編計画で統合された3校だけでは、様々な理由で学校に行けなくなった子どもの居場所がなく、不登校が増えると思う。小規模校であれば通学できる子どものためにも、下田小学校・中学校は四万十市にあり続けなければならないはずである。この2年間、下田小学校舎内で、小中学生が様々な行事に小中一貫校のように取り組み、小学生からは「災害時に中学生と一緒にいると安心」という声が上がっている。「四万十市の教育の成功例」として、下田地域に新しく「小中一貫校」を作ってほしい。 | 教民         |

3 陳情等（文書表）

| 受理<br>番号 | 受理年月日   | 件 名                                                         | 陳 情 者                      | 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 付 託<br>委員会 |
|----------|---------|-------------------------------------------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1        | 5.11.28 | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 下田三地区<br>区長会<br>代表<br>尾崎 進 | 下田地域を南海トラフ地震等から被害を最小限に食い止め、持続可能な地域づくりをするために、旧下田中学校舎を指定避難所としての機能を早急に復旧することを求め陳情するもの。                                                                                                                                                                                                 | 総務         |
| 2        | 5.11.28 | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 下田三地区<br>区長会<br>代表<br>尾崎 進 | ①下田の子どもたちが起こした国等に対する「意見表明権」「生命を守る権利」の主張行動は大変重いものがある。四万十市は子どもたちの意見や権利を尊重するよう陳情する。<br>②南海トラフ地震等による津波から、園児・生徒・教職員の命を守り安全を確保するため、下田保育所・小学校を高台移転するよう陳情する。<br>③下田小・中学校は、文科省の手引きにあるように、地域コミュニティーの核としての性格への配慮が示しているとおおり、防災・保育・地域の交流の場等、下田地域として重要な機能を有していることから、下田地域に小中一貫校の設置検討を早急にすることを陳情する。 | 教民         |

委員会審査報告書 (No.2)

令和5年12月14日

四万十市議会議長 平野 正 様

予算決算常任委員長 山崎 司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件名                                   | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|--------------------------------------|-------|-------|
| 第1号議案  | 令和5年度四万十市一般会計補正予算(第5号)について           | 原案可決  |       |
| 第2号議案  | 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算(第1号)について   | 原案可決  |       |
| 第3号議案  | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第3号)について | 原案可決  |       |
| 第4号議案  | 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算(第1号)について  | 原案可決  |       |
| 第5号議案  | 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算(第1号)について      | 原案可決  |       |
| 第6号議案  | 令和5年度四万十市と畜場会計補正予算(第2号)について          | 原案可決  |       |
| 第7号議案  | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第3号)について   | 原案可決  |       |
| 第8号議案  | 令和5年度四万十市水道事業会計補正予算(第1号)について         | 原案可決  |       |
| 第9号議案  | 令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算(第1号)について        | 原案可決  |       |
| 第10号議案 | 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算(第1号)について         | 原案可決  |       |
| 第54号議案 | 令和5年度四万十市一般会計補正予算(第6号)について           | 原案可決  |       |

令和5年12月15日

四万十市議会議長 平野 正 様

総務常任委員長 西尾 祐 佐

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                                                          | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|--------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 第11号議案 | 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例                                  | 原案可決  |       |
| 第12号議案 | 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                                 | 原案可決  |       |
| 第13号議案 | 四万十市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決  |       |
| 第18号議案 | 四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて                                 | 原案可決  |       |
| 第19号議案 | 工事請負契約について ～具同保育所移転改築事業建築主体工事～                               | 原案可決  |       |
| 第39号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市防災コミュニティセンター)                      | 原案可決  |       |
| 第56号議案 | 損害賠償の額の決定及び和解について                                            | 原案可決  |       |

2 陳情等

| 受理番号 | 受理年月日   | 件 名                                                         | 陳 情 者                | 審査の結果 | 委員会の要旨 |
|------|---------|-------------------------------------------------------------|----------------------|-------|--------|
| 1    | 5.11.28 | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 下田三地区区長会<br>代表 尾 崎 進 | 趣旨採択  |        |

令和5年12月15日

四万十市議会議長 平野 正 様

産業建設常任委員長 寺尾 真 吾

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                                        | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|--------------------------------------------|-------|-------|
| 第42号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(幡多公設地方卸売市場)          | 原案可決  |       |
| 第43号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十いやしの里)            | 原案可決  |       |
| 第44号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十川学遊館及びトンボ自然公園)    | 原案可決  |       |
| 第45号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ)  | 原案可決  |       |
| 第46号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家) | 原案可決  |       |
| 第47号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市立四万十農園めぐりっこ)     | 原案可決  |       |
| 第53号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市総合営農指導拠点施設)      | 原案可決  |       |

令和5年12月15日

四万十市議会議員 平野 正 様

教育民生常任委員長 川 淵 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

| 議案番号   | 件 名                                                                                 | 審査の結果 | 議決の理由 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 第14号議案 | 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                                             | 原案可決  |       |
| 第15号議案 | 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例                                                                  | 原案可決  |       |
| 第16号議案 | 四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例                                                     | 原案可決  |       |
| 第17号議案 | 四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例                                             | 原案可決  |       |
| 第40号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市多目的デイ・ケアセンター)                                             | 原案可決  |       |
| 第41号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市デイ・サービスセンター)                                              | 原案可決  |       |
| 第48号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市総合福祉センター)                                                 | 原案可決  |       |
| 第49号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート) | 原案可決  |       |
| 第50号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市立図書館 [西土佐分館を含む。])                                         | 原案可決  |       |
| 第51号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(玉姫さくら会館 [中村小学校学童保育施設を除く。])                                    | 原案可決  |       |
| 第52号議案 | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館)                                            | 原案可決  |       |
| 第55号議案 | 四万十市手数料条例の一部を改正する条例                                                                 | 原案可決  |       |

## 2 請願

| 受理<br>番号 | 受理年月日   | 件 名                     | 請 願 者                          | 審査の結果 | 委員会<br>の要旨 |
|----------|---------|-------------------------|--------------------------------|-------|------------|
|          |         |                         | 紹 介 議 員                        |       |            |
| 1        | 5.11.28 | 下田地域の「高台移転」<br>に関する請願   | 下田地域こども<br>代表 有 原 暁<br>荒 尾 春 紀 | 趣旨採択  |            |
|          |         |                         | 上 岡 正                          |       |            |
| 2        | 5.11.28 | 下田地域の「小中一貫校<br>化」に関する請願 | 下田地域こども<br>代表 有 原 暁<br>荒 尾 春 紀 | 不 採 択 |            |
|          |         |                         | 上 岡 正                          |       |            |

## 3 陳情等

| 受理<br>番号 | 受理年月日   | 件 名                                                         | 陳 情 者                | 審査の結果 | 委員会<br>の要旨 |
|----------|---------|-------------------------------------------------------------|----------------------|-------|------------|
| 2        | 5.11.28 | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 下田三地区区長会<br>代表 尾 崎 進 | 継続審査  |            |

所 管 事 項 調 査 報 告 書

| 付託年月日    | 付託委員会   | 調 査 事 項                                                                                                                                                   | 調査結果 |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 4. 4. 26 | 総 務     | 1 一般行政事務機構の研究について<br>2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について<br>3 非常備消防施設の整備状況について<br>4 南海地震対策、防災対策事業の推進について                                                              | 継続調査 |
| 4. 4. 26 | 産 業 建 設 | 1 商工業者の近代化促進について<br>2 農林水産業振興の基礎調査について<br>3 農林道等の整備状況について<br>4 観光産業開発の基礎調査について<br>5 市道等の維持管理について<br>6 都市計画事業の推進について<br>7 上水道事業の管理運営について<br>8 下水道事業の推進について | 継続調査 |
| 4. 4. 26 | 教 育 民 生 | 1 教育施設の管理運営について<br>2 環境衛生施設等の整備について<br>3 病院事業の管理運営について<br>4 福祉厚生施設の整備充実について<br>5 保育事業の管理運営について                                                            | 継続調査 |
| 4. 4. 26 | 議 会 運 営 | 1 議会の運営について<br>2 議会の会議規則、委員会条例等について                                                                                                                       | 継続調査 |

決議案第1号

イスラエルとハマスに即時人道的停戦を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月14日

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 提出者 | 四万十市議会議員 | 川 渕 誠 司 |
| 賛成者 | 〃        | 大 西 友 亮 |
|     | 〃        | 松 浦 伸   |
|     | 〃        | 上 岡 真 一 |
|     | 〃        | 廣 瀬 正 明 |
|     | 〃        | 鳥 谷 恵 生 |
|     | 〃        | 川 村 真 生 |
|     | 〃        | 前 田 和 哉 |
|     | 〃        | 谷 田 道 子 |
|     | 〃        | 西 尾 祐 佐 |
|     | 〃        | 川 村 一 朗 |
|     | 〃        | 上 岡 正   |

四万十市議会議長 平 野 正 様

イスラエルとハマスに即時人道的停戦を求める決議（案）

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの戦闘により、パレスチナ自治区ガザ地区において、多数の民間人を巻き込み、人命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。

本議会は、この紛争に関わるすべての当事者及び国際社会に対し、次のとおり、一刻も早い紛争の終結を求める。

- 1、 即時の人道的停戦を求める。
- 2、 すべての人質の解放と人道支援の確保を求める。

以上、決議する。

令和5年12月 日

四万十市議会

議決結果一覧表

令和5年12月定例会提出議案

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                                        | 議決年月日   | 結<br>果 |
|----------|---------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 1        | 令和5年度四万十市一般会計補正予算（第5号）について                                    | 5.12.19 | 原案可決   |
| 2        | 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について                            | 〃       | 〃      |
| 3        | 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について                          | 〃       | 〃      |
| 4        | 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について                           | 〃       | 〃      |
| 5        | 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について                               | 〃       | 〃      |
| 6        | 令和5年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について                                   | 〃       | 〃      |
| 7        | 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第3号）について                            | 〃       | 〃      |
| 8        | 令和5年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について                                  | 〃       | 〃      |
| 9        | 令和5年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について                                 | 〃       | 〃      |
| 10       | 令和5年度四万十市病院事業会計補正予算（第1号）について                                  | 〃       | 〃      |
| 11       | 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例                                   | 〃       | 〃      |
| 12       | 四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                                  | 〃       | 〃      |
| 13       | 四万十市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 | 〃       | 〃      |
| 14       | 四万十市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                                       | 〃       | 〃      |
| 15       | 四万十市印鑑条例の一部を改正する条例                                            | 〃       | 〃      |
| 16       | 四万十市立学校体育施設等の開放に関する条例の一部を改正する条例                               | 〃       | 〃      |
| 17       | 四万十市スポーツ振興のための夜間照明施設の設置に関する条例の一部を改正する条例                       | 〃       | 〃      |
| 18       | 四万十市総合計画基本構想の計画期間を変更することについて                                  | 〃       | 〃      |
| 19       | 工事請負契約について                                                    | 〃       | 〃      |

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                  | 議決年月日   | 結<br>果 |
|----------|-----------------------------------------|---------|--------|
| 20       | 農業委員会委員の任命について（岡崎 誠）                    | 5.12.19 | 原案同意   |
| 21       | 農業委員会委員の任命について（清水優志）                    | 〃       | 〃      |
| 22       | 農業委員会委員の任命について（桑原宏文）                    | 〃       | 〃      |
| 23       | 農業委員会委員の任命について（山本美加）                    | 〃       | 〃      |
| 24       | 農業委員会委員の任命について（井上靖好）                    | 〃       | 〃      |
| 25       | 農業委員会委員の任命について（谷崎容子）                    | 〃       | 〃      |
| 26       | 農業委員会委員の任命について（伊与田真哉）                   | 〃       | 〃      |
| 27       | 農業委員会委員の任命について（安藤久徳）                    | 〃       | 〃      |
| 28       | 農業委員会委員の任命について（芝 順子）                    | 〃       | 〃      |
| 29       | 農業委員会委員の任命について（遠地美千代）                   | 〃       | 〃      |
| 30       | 農業委員会委員の任命について（山本 官）                    | 〃       | 〃      |
| 31       | 農業委員会委員の任命について（伊勢脇精藏）                   | 〃       | 〃      |
| 32       | 農業委員会委員の任命について（徳留佳代）                    | 〃       | 〃      |
| 33       | 農業委員会委員の任命について（土居忠栄）                    | 〃       | 〃      |
| 34       | 農業委員会委員の任命について（池田三郎）                    | 〃       | 〃      |
| 35       | 農業委員会委員の任命について（加用雅啓）                    | 〃       | 〃      |
| 36       | 農業委員会委員の任命について（篠田新生）                    | 〃       | 〃      |
| 37       | 農業委員会委員の任命について（山崎秀和）                    | 〃       | 〃      |
| 38       | 農業委員会委員の任命について（坂本 一）                    | 〃       | 〃      |
| 39       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（四万十市防災コミュニティセンター） | 〃       | 原案可決   |
| 40       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（四万十市多目的デイ・ケアセンター） | 〃       | 〃      |
| 41       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（四万十市デイ・サービスセンター）  | 〃       | 〃      |
| 42       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（幡多公設地方卸売市場）       | 〃       | 〃      |
| 43       | 公の施設の指定管理者の指定について（四万十いやしの里）             | 〃       | 〃      |
| 44       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>（四万十川学遊館及びトンボ自然公園） | 〃       | 〃      |

| 議案<br>番号 | 件<br>名                                                                              | 議決年月日   | 結<br>果 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 45       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十カヌーとキャンプの里かわらっこ)                                           | 5.12.19 | 原案可決   |
| 46       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(宿泊体験型モデルハウス四万十ヒノキの家)                                          | 〃       | 〃      |
| 47       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市立四万十農園めぐりっこ)                                              | 〃       | 〃      |
| 48       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市総合福祉センター)                                                 | 〃       | 〃      |
| 49       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(安並運動公園有料公園施設、同運動広場夜間照明施設、同テニスコート夜間照明施設、具同体育センター及びあいのさわテニスコート) | 〃       | 〃      |
| 50       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市立図書館 [西土佐分館を含む。])                                         | 〃       | 〃      |
| 51       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(玉姫さくら会館 [中村小学校学童保育施設を除く。])                                    | 〃       | 〃      |
| 52       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(歴史民俗文化の里権谷せせらぎ交流館)                                            | 〃       | 〃      |
| 53       | 公の施設の指定管理者の指定について<br>(四万十市総合営農指導拠点施設)                                               | 〃       | 〃      |
| 54       | 令和5年度四万十市一般会計補正予算(第6号)について                                                          | 〃       | 〃      |
| 55       | 四万十市手数料条例の一部を改正する条例                                                                 | 〃       | 〃      |
| 56       | 損害賠償の額の決定及び和解について                                                                   | 〃       | 〃      |
| 57       | 教育委員会委員の任命について(川村美佐里)                                                               | 〃       | 原案同意   |

#### 令和5年12月定例会議員提出議案

| 議案<br>番号 | 件<br>名                | 議決年月日   | 結<br>果 |
|----------|-----------------------|---------|--------|
| 1        | 四万十市議会委員会条例の一部を改正する条例 | 5.12.19 | 原案可決   |
| 2        | 四万十市議会会議規則の一部を改正する規則  | 〃       | 〃      |

令和5年12月定例会で受理した請願

| 委員<br>会名 | 受理<br>番号 | 件<br>名              | 議決年月日   | 結<br>果 |
|----------|----------|---------------------|---------|--------|
| 教民       | 1        | 下田地域の「高台移転」に関する請願   | 5.12.19 | 趣旨採択   |
| 教民       | 2        | 下田地域の「小中一貫校化」に関する請願 | 〃       | 不採択    |

令和5年12月定例会で受理した陳情

| 委員<br>会名 | 受理<br>番号 | 件<br>名                                                      | 議決年月日   | 結<br>果 |
|----------|----------|-------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 総務       | 1        | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 5.12.19 | 趣旨採択   |
| 教民       | 2        | 旧下田中学校舎の指定避難所機能の早期復旧と下田保育所・小学校の高台移転ならびに下田地域に小中一貫校の設置検討等について | 〃       | 継続審査   |

決議案

| 決議案<br>番号 | 件<br>名                                      | 議決年月日   | 結<br>果 |
|-----------|---------------------------------------------|---------|--------|
| 1         | イスラエルとハマスに即時人道的停戦を求める決議<br>提出者 川 渕 誠 司ほか11名 | 5.12.19 | 原案可決   |

令和5年9月定例会より継続の所管事項調査

| 委員<br>会名 | 件<br>名  | 議決年月日   | 結<br>果 |
|----------|---------|---------|--------|
| 総務       | 所管事項の調査 | 5.12.19 | 継続調査   |
| 産建       | 所管事項の調査 | 〃       | 〃      |
| 教民       | 所管事項の調査 | 〃       | 〃      |
| 議運       | 所管事項の調査 | 〃       | 〃      |